津　市　公　報　　第　２２３　号
平成２７年４月６日

目　　次

津市条例

津市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例
津市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例
津市道の駅津かわげの設置及び管理に関する条例
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
津市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
津市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
津市教育委員会教育長等の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例
津市行政手続条例の一部を改正する条例
津市職員定数条例の一部を改正する条例
津市手数料徴収条例の一部を改正する条例
津市指定介護老人福祉施設・特別養護老人ホーム等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
津市介護保険条例の一部を改正する条例
津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例
津市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例
津市企業立地促進条例の一部を改正する条例
津市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
津市公共下水道条例の一部を改正する条例
津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
津市駐車場事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
津市水道水源保護条例の一部を改正する条例
津市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
津市農業共済条例の一部を改正する条例
津市職員の給与に関する条例及び津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
津市議会委員会条例の一部を改正する条例
津市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例
津市市税条例等の一部を改正する条例

津市規則

津市火葬場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
津市子ども・子育て支援法事務取扱規則
津市保育所の設置及び管理に関する条例施行規則
津市保育の利用に係る調整に関する事務取扱規則
津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
津市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行取扱規則の一部を改正する規則
津市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
平成２７年改正給与条例附則第３条の規定による給料に関する規則

津市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

津市職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

津市職員の住居手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

津市立幼稚園に在籍する幼児の預かり保育に係る利用者負担額に関する規則

津市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

津市事務分掌規則の一部を改正する規則

津市会計規則の一部を改正する規則

津市公印規則の一部を改正する規則

津市営浄化槽条例施行規則

津市営浄化槽改造資金融資あっせんに関する規則

津市特定教育・保育施設等の利用に係る利用者負担額等に関する規則

津市災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市延長保育等の実施に関する規則

津市企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則

津市立幼稚園の利用者負担額の徴収に関する規則

津市簡易水道事業事務委任規則の一部を改正する規則

津市営駐車場に関する規則及び津市駐車場事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則

津市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

津市教育長等の市長の権限に属する事務の一部の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

津市訓令

津市土地取得等審査委員会規程の一部を改正する訓令

津市地域支援員設置規程の一部を改正する訓令

津市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係訓令の整理に関する訓令

津市事務専決規程の一部を改正する訓令

津市支所及び出張所処務規程の一部を改正する訓令

津市社会福祉事務所処務規程の一部を改正する訓令

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

津市告示

津市下水道排水設備指定工事店の取り消し

放置自転車等の撤去及び保管

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

津市情報公開条例第２４条第１項の規定に基づく出資法人等の指定に関する告示の一部を改正する告示

津市個人情報保護条例第４６条第１項の規定に基づく出資法人等の指定に関する告示の一部を改正する告示

公示送達

個人演説会等開催施設のために必要な設備の程度及び納付すべき費用の額の承認

国民健康保険被保険者証の無効

認可地縁団体の告示事項の変更

平成27年産大豆に適用する共済掛金率等

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

公示送達

松阪市と津市との間におけるごみ処理事務及びし尿処理事務の委託の廃止

財政公表

議決を経た予算の公表

市道路線の認定

市道路線の区域決定

市道路線の供用開始

平成26年産畑作物共済（大豆；一筆方式）に係る共済金の支払額及び減収量等の公表

津市農業共済園芸施設共済掛金率

津市農業共済家畜共済掛金率

平成27年産水稲に適用する共済掛金等

津市下水道排水設備指定工事店の取り消し

津市公告

宅地開発事業に関する工事の完了

都市公園の区域の変更

犬の抑留

都市公園の設置及び供用開始

都市公園の供用開始

津市森林整備計画変更計画書の樹立

津市水道事業管理規程

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

津市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規程の整理に関する規程

津市工業用水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

津市水道局告示

津市水道局指定給水装置工事事業者の指定

津市水道局に係る金融機関の指定に関する規程の一部を改正する告示

津市水道事業の収納取扱金融機関の指定についての一部を改正する告示

津市議会規程

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

津市教育委員会規則

津市立幼稚園則の一部を改正する規則

津市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

津市教育委員会訓令

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

津市教育委員会告示

津市教育委員会の開催

津市選挙管理委員会告示

津市榊原財産区議会議員選挙の選挙期日
津市榊原財産区議会議員選挙における開票の事務と選挙会事務の合同
津市榊原財産区議会議員選挙における選挙会の場所及び日時
津市榊原財産区議会議員選挙における各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任
津市榊原財産区議会議員選挙における期日前投票所
津市榊原財産区議会議員選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任
津市榊原財産区議会議員選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者の選任
津市榊原財産区議会議員選挙における投票所
津市榊原財産区議会議員選挙における投票所の開閉時間
津市榊原財産区議会議員選挙における候補者１人の選挙運動に関する支出金額の制限額
津市波瀬財産区議会議員選挙における選挙人名簿の登録の移替え
津市榊原財産区議会議員選挙における当選人
選挙権を有する者の総数の５０分の１の数及び６分の１の数並びに３分の１の数
三重県知事選挙におけるポスター掲示場の設置場所
三重県議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置場所
三重県知事選挙における期日前投票所の決定
三重県知事選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任
三重県知事選挙における開票立会人のくじを行う場所及び日時
三重県知事選挙における期日前投票所の投票管理者の職務を代理すべき者の選任
三重県知事選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任
津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程
農業委員会委員の選挙権を有する者の２分の１の数
三重県知事選挙における期日前投票所の投票管理者の職務を代理すべき者の選任

津市監査委員告示

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

津市農業委員会告示

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

津市公平委員会規則

津市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

※　目次には、ＪＩＳ第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例をここに公布する。

平成２７年３月２７日

津市長　前　葉　泰　幸

津市条例第４号

津市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第１１５条の４６第５項の規定に基づき、地域包括支援センター（以下「センター」という。）の人員及び運営に関する基準を定めるものとする。

（人員の基準）

第２条　一のセンターが担当する区域における第１号被保険者（法第９条第１号に規定する第１号被保険者をいう。以下同じ。）の数がおおむね３，０００人以上６，０００人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。

⑴　保健師その他これに準ずる者　１人

⑵　社会福祉士その他これに準ずる者　１人

⑶　主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号。以下「施行規則」という。）第１４０条の６８第１項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者　１人

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる場合には、センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第１号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

⑴　前項の基準によっては、センターの効率的な運営に支障があると施行規則第１４０条の６６第１号ロ⑵に規定する者により構成される会議（以下「会議」という。）において認められた場合

⑵　地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一のセンターを設

置することが必要であると会議において認められた場合

担当する区域における第１号被保険者の数	人員配置基準
おおむね１，０００人未満	前項各号に掲げる者のうちから１人又は２人
おおむね１，０００人以上２，０００人未満	前項各号に掲げる者のうちから２人（うち１人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね２，０００人以上３，０００人未満	専らその職務に従事する常勤の前項第１号に掲げる者１人及び専らその職務に従事する常勤の同項第２号又は第３号に掲げる者のいずれか１人

（運営方針）

第３条　センターは、前条第１項に掲げる職員が協働して包括的支援事業（法第１１５条の４６第１項に規定する包括的支援事業をいう。）を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、介護給付等対象サービス（法第２４条第２項に規定する介護給付等対象サービスをいう。）その他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。

２　センターは、会議の意見を踏まえて、適切、公正及び中立な運営を確保しなければならない。

（委任）

第４条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

津市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例をここに公布する。

平成２７年３月２７日

津市長　前　葉　泰　幸

津市条例第５号

津市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例

目次

第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　人員に関する基準（第３条・第４条）
第３章　運営に関する基準（第５条―第２９条）
第４章　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第３０条―第３２条）
第５章　基準該当介護予防支援に関する基準（第３３条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この条例は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第５９条第１項第１号、第１１５条の２２第２項第１号並びに第１１５条の２４第１項及び第２項の規定に基づき、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定めるものとする。

（指定介護予防支援事業者の指定に関する要件及び基本方針）

第２条　法第１１５条の２２第２項第１号の条例で定める者は、法人とする。

２　指定介護予防支援（法第５８条第１項に規定する指定介護予防支援をいう。

以下同じ。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことのできるように配慮して行われるものでなければならない。

３　指定介護予防支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

４　指定介護予防支援事業者（法第５８条第１項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等（法第８条の２第１６項に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。）が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者（以下「介護予防サービス事業者等」という。）に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。

５　指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、本市、地域包括支援センター（法第１１５条の４６第１項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）、老人介護支援センター（老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第２０条の７の２第１項に規定する老人介護支援センターをいう。）、指定居宅介護支援事業者（法第４６条第１項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。

第２章　人員に関する基準

（従業者の員数）

第３条　指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに１以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。

（管理者）

第４条　指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

２　前項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

第３章　運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第５条　指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第１８条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

２　指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画が第２条第２項から第５項までに規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

３　指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第１項の規定による文書の交付に代えて、第６項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

⑴　電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア　指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ　指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第１項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機に備

えられたファイルにその旨を記録する方法）

⑵　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第１項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

４　前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

５　第３項第１号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

６　指定介護予防支援事業者は、第３項の規定により第１項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

⑴　第３項各号に規定する方法のうち指定介護予防支援事業者が使用するもの

⑵　ファイルへの記録の方式

７　前項の規定による承諾を得た指定介護予防支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第１項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（提供拒否の禁止）

第６条　指定介護予防支援事業者は、正当な理由なく指定介護予防支援の提供を拒んではならない。

（サービス提供困難時の対応）

第７条　指定介護予防支援事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域（当該指定介護予防支援事業所が通常時に指定介護予防支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定介護予防支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

（受給資格等の確認）

第８条　指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供を求められた場

合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

（要支援認定の申請に係る援助）

第９条　指定介護予防支援事業者は、被保険者の要支援認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

２　指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

３　指定介護予防支援事業者は、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間の満了日の３０日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

（身分を証する書類の携行）

第１０条　指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

（利用料等の受領）

第１１条　指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援（法第５８条第４項の規定に基づき介護予防サービス計画費（同条第２項に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定介護予防支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（介護予防サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）と、介護予防サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第１２条　指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

（指定介護予防支援の業務の委託）

第１３条　指定介護予防支援事業者は、法第１１５条の２３第３項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

⑴　委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）第１４０条の６６第１号ロ⑵に規定する者により構成される会議の議を経なければならないこと。

⑵　委託に当たっては、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮すること。

⑶　委託する指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防支援の業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者でなければならないこと。

⑷　委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第２条第２項から第５項まで、この章及び第４章の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。

（法定代理受領サービスに係る報告）

第１４条　指定介護予防支援事業者は、毎月、本市（法第５３条第７項において読み替えて準用する法第４１条第１０項の規定により法第５３条第６項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）第４５条第５項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、介護予防サービス計画において位置付けられている指定介護予防サービス等のうち法定代理受領サービス（法第５３条第４項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者に支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。）として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

２　指定介護予防支援事業者は、介護予防サービス計画に位置付けられている基準該当介護予防サービスに係る特例介護予防サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、本市（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対して提出しなければならない。

（利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付）

第１５条　指定介護予防支援事業者は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の介護予防サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

（利用者に関する本市への通知）

第１６条　指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を本市に通知しなければならない。

⑴　正当な理由なしに介護給付等対象サービス（法第２４条第２項に規定する介護給付等対象サービスをいう。）の利用に関する指示に従わないこと等により、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき、又は要介護状態になったと認められるとき。

⑵　偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

（管理者の責務）

第１７条　指定介護予防支援事業所の管理者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者の管理、指定介護予防支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

２　指定介護予防支援事業所の管理者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者にこの章及び次章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第１８条　指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として次に掲げる事項を定めるものとする。

⑴　事業の目的及び運営の方針

⑵　職員の職種、員数及び職務内容

⑶　営業日及び営業時間

⑷　指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額

⑸　通常の事業の実施地域

⑹　その他運営に関する重要事項

（勤務体制の確保）

第１９条　指定介護予防支援事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防支援を提供できるよう、指定介護予防支援事業所ごとに担当職員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

２　指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、当該指定介護予防支援事業所の担当職員によって指定介護予防支援の業務を提供しなけ

ればならない。ただし、担当職員の補助の業務については、この限りでない。

３　指定介護予防支援事業者は、担当職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（設備及び備品等）

第２０条　指定介護予防支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定介護予防支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

（従業者の健康管理）

第２１条　指定介護予防支援事業者は、担当職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

（掲示）

第２２条　指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

（秘密保持）

第２３条　指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

２　指定介護予防支援事業者は、担当職員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

３　指定介護予防支援事業者は、サービス担当者会議（第３１条第９号に規定するサービス担当者会議をいう。）等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

（広告）

第２４条　指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

（介護予防サービス事業者等からの利益収受の禁止等）

第２５条　指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援事業所の管理者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定介護予防支援事業所の担当職員に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

２　指定介護予防支援事業所の担当職員は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

３　指定介護予防支援事業者及びその従業者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該介護予防サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情処理）

第２６条　指定介護予防支援事業者は、自ら提供した指定介護予防支援又は自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等（第６項において「指定介護予防支援等」という。）に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

２　指定介護予防支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

３　指定介護予防支援事業者は、自ら提供した指定介護予防支援に関し、法第２３条の規定により本市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は本市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して本市が行う調査に協力するとともに、本市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

４　指定介護予防支援事業者は、本市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を本市に報告しなければならない。

５　指定介護予防支援事業者は、自らが介護予防サービス計画に位置付けた法第５３条第１項に規定する指定介護予防サービス又は法第５４条の２第１項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。

６　指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第１７６条第１項第３号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定介護予防支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

７　指定介護予防支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった

場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

（事故発生時の対応）

第２７条　指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに本市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

２　指定介護予防支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

３　指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（会計の区分）

第２８条　指定介護予防支援事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

（記録等の整備）

第２９条　指定介護予防支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

２　指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から２年間保存しなければならない。

⑴　第１６条に規定する本市への通知に係る記録

⑵　第２６条第２項に規定する苦情の内容等の記録

⑶　第２７条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

⑷　第３１条第１４号に規定する指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録

⑸　個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳

ア　介護予防サービス計画

イ　第３１条第７号に規定するアセスメントの結果の記録

ウ　第３１条第９号に規定するサービス担当者会議等の記録

エ　第３１条第１５号に規定する評価の結果の記録

オ　第３１条第１６号に規定するモニタリングの結果の記録

第４章　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（指定介護予防支援の基本取扱方針）

第３０条　指定介護予防支援は、利用者の介護予防（法第８条の２第２項に規定する介護予防をいう。以下同じ。）に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行わなければならない。

２　指定介護予防支援事業者は、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の介護予防サービス計画を策定しなければならない。

３　指定介護予防支援事業者は、自らその提供する指定介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（指定介護予防支援の具体的取扱方針）

第３１条　指定介護予防支援の方針は、第２条第２項から第５項までに規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

⑴　指定介護予防支援事業所の管理者は、担当職員に介護予防サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

⑵　指定介護予防支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

⑶　担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定介護予防サービス等の利用が行われるようにしなければならない。

⑷　担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、予防給付（法第１８条第２号に規定する予防給付をいう。以下同じ。）の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて介護予防サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。

⑸　担当職員は、介護予防サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定介護予防サービス事業者等に関するサービス及び住民による自発的な活動によるサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供する

ものとする。

⑹　担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有している生活機能や健康状態、その置かれている環境等を把握した上で、次に掲げる各領域ごとに利用者の日常生活の状況を把握し、利用者及び家族の意欲及び意向を踏まえて、生活機能の低下の原因を含む利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握しなければならない。

ア　運動及び移動

イ　家庭生活を含む日常生活

ウ　社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション

エ　健康管理

⑺　担当職員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、担当職員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

⑻　担当職員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果、利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、利用者及びその家族の意向、それらを踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、本人、指定介護予防サービス事業者、自発的な活動によるサービスを提供する者等が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載した介護予防サービス計画の原案を作成しなければならない。

⑼　担当職員は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

⑽　担当職員は、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サ

ービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該介護予防サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

⑾　担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。

⑿　担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防訪問看護計画書（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３５号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第７６条第２号に規定する介護予防訪問看護計画書をいう。次号において同じ。）等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

⒀　担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、介護予防訪問看護計画書等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも１月に１回、聴取しなければならない。

⒁　担当職員は、介護予防サービス計画の作成後、介護予防サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて介護予防サービス計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

⒂　担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた期間が終了するときは、当該計画の目標の達成状況について評価しなければならない。

⒃　担当職員は、第１４号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア　少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して３月に１回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

イ　利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準第１１７

条第１項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

ウ　少なくとも１月に１回、モニタリングの結果を記録すること。

⒄　担当職員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、介護予防サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

ア　要支援認定を受けている利用者が法第３３条第２項に規定する要支援更新認定を受けた場合

イ　要支援認定を受けている利用者が法第３３条の２第１項に規定する要支援状態区分の変更の認定を受けた場合

⒅　第３号から第１３号までの規定は、第１４号に規定する介護予防サービス計画の変更について準用する。

⒆　担当職員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

⒇　担当職員は、介護保険施設等から退院し、又は退所しようとする要支援者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、介護予防サービス計画の作成等の援助を行うものとする。

(21)　担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めなければならない。

(22)　担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定介護予防サービス等を位置付ける場合にあ

っては、当該指定介護予防サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うものとする。

⑵③　担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護を利用する日数が要支援認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。

⑵④　担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に介護予防福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時、サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証をした上で、継続が必要な場合にはその理由を介護予防サービス計画に記載しなければならない。

⑵⑤　担当職員は、介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。

⑵⑥　担当職員は、利用者が提示する被保険者証に、法第７３条第２項に規定する認定審査会意見又は法第３７条第１項の規定による指定に係る介護予防サービスの種類若しくは地域密着型介護予防サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨（同項の規定による指定に係る介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って介護予防サービス計画を作成しなければならない。

⑵⑦　担当職員は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合には、指定居宅介護支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。

⑵⑧　指定介護予防支援事業者は、法第１１５条の４８第４項の規定に基づき、同条第１項に規定する会議から、同条第２項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

（介護予防支援の提供に当たっての留意点）

第３２条　介護予防支援の実施に当たっては、介護予防の効果を最大限に発揮できるよう次に掲げる事項に留意しなければならない。

⑴　単に運動機能や栄養状態、口腔機能といった特定の機能の改善だけを目指すものではなく、これらの機能の改善や環境の調整などを通じて、利用者の日常生活の自立のための取組を総合的に支援することによって生活の質の向上を目指すこと。

⑵　利用者による主体的な取組を支援し、常に利用者の生活機能の向上に対する意欲を高めるよう支援すること。

⑶　具体的な日常生活における行為について、利用者の状態の特性を踏まえた目標を、期間を定めて設定し、利用者、サービス提供者等とともに目標を共有すること。

⑷　利用者の自立を最大限に引き出す支援を行うことを基本とし、利用者のできる行為は可能な限り本人が行うよう配慮すること。

⑸　サービス担当者会議等を通じて、多くの種類の専門職の連携により、地域における様々な予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて、介護予防に資する取組を積極的に活用すること。

⑹　地域支援事業（法第１１５条の４５に規定する地域支援事業をいう。）及び介護給付（法第１８条第１号に規定する介護給付をいう。）と連続性及び一貫性を持った支援を行うよう配慮すること。

⑺　介護予防サービス計画の策定に当たっては、利用者の個別性を重視した効果的なものとすること。

⑻　機能の改善の後についてもその状態の維持への支援に努めること。

第５章　基準該当介護予防支援に関する基準

（準用）

第３３条　第２条第２項から第５項まで及び第２章から前章（第２６条第６項及び第７項を除く。）までの規定は、基準該当介護予防支援（法第５９条第１項第１号に規定する基準該当介護予防支援をいう。）の事業について準用する。この場合において、第５条第１項中「第１８条」とあるのは「第３３条において準用する第１８条」と、第１１条中「指定介護予防支援（法第５８条第４項の規定に基づき介護予防サービス計画費（同条第２項に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定介護予防支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）」とあるのは「基準該当介護予防

支援」と、「介護予防サービス計画費の額」とあるのは「法第５９条第３項に規定する特例介護予防サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

附　則

この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

津市道の駅津かわげの設置及び管理に関する条例をここに公布する。

平成２７年３月２７日

津市長　前　葉　泰　幸

津市条例第６号

津市道の駅津かわげの設置及び管理に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第２４４条の２第１項の規定に基づき、道の駅津かわげ（以下「道の駅」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第２条　本市の特産品等の展示・販売及び地域資源等に係る情報の発信を行うとともに、交流・連携の場及び休憩の場として提供し、さらには地域の防災拠点として活用することにより、本市の魅力発信、地域の活性化及び道路利用者の利便性の向上並びに地域の防災機能の充実を図り、もって地域の振興及び本市の発展に資するため、道の駅を設置する。

（名称及び位置）

第３条　道の駅の名称及び位置は、次のとおりとする。

⑴　名称　道の駅津かわげ

⑵　位置　津市河芸町三行２５５番地４

（指定管理者による管理）

第４条　道の駅の管理は、法第２４４条の２第３項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務）

第５条　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

⑴　本市の特産品等の展示・販売及び地域資源等に係る情報発信のための企画及び運営に関する業務

⑵　交流・連携の場としての提供に係る企画及び運営に関する業務

⑶　防災拠点として活用される場合における支援・協力に関する業務

⑷　道の駅の施設、設備器具等の維持管理に関する業務
⑸　その他市長が必要と認める業務

（指定管理者が行う管理の基準）

第６条　指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い道の駅の管理を行わなければならない。

（指定管理者の指定の申請）

第７条　指定管理者の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

⑴　道の駅の管理に係る事業計画書
⑵　道の駅の管理に係る収支計画書
⑶　申請者の経営状況を説明する書類
⑷　その他市長が必要と認める書類

（指定管理者の指定）

第８条　市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準によって当該申請の内容を総合的に審査した上、指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

⑴　道の駅の運営に関し、住民の平等利用を確保することができる者であること。
⑵　道の駅の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減を図ることができる者であること。
⑶　道の駅の管理を適確に遂行するに足りる物的能力及び人的能力を有している者であること。

（事業報告書の作成及び提出）

第９条　指定管理者は、毎年度終了後３０日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

⑴　道の駅の管理業務の実施状況及び利用状況
⑵　道の駅の管理に係る経費の収支状況
⑶　その他市長が必要と認める事項

２　前項の規定にかかわらず、指定管理者は、年度の中途において第１１条第１項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して３０日以内に前項の事業報告書を提出しなければならない。

（業務報告の聴取等）

第１０条　市長は、道の駅の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期に若しくは必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

（指定の取消し等）

第１１条　市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

２　前項の規定により、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、本市は、その責めを負わない。

（原状回復の義務）

第１２条　指定管理者は、その指定の期間が終了したとき、又は前条第１項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設、設備器具等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

（損害賠償の義務）

第１３条　道の駅を利用する者（以下「利用者」という。）が、故意又は過失により施設、設備器具等を損傷し、又は滅失したときは、市長の定める額を賠償しなければならない。

（利用者に対する指示）

第１４条　指定管理者は、道の駅の管理上必要があるときは、利用者に対し指示をすることができる。

（委任）

第１５条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

１　この条例は、平成２８年４月２４日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

２　指定管理者の指定のための手続その他の必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成２７年３月２７日

津市長　前　葉　泰　幸

津市条例第７号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第１条　委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成１８年津市条例第４３号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

区分	報酬の額
教育委員会委員長	月額　102,000 円
教育委員会委員（教育長に選任された者を除く。）	月額　76,500 円

」を

「

区分	報酬の額
教育委員会委員	月額　76,500 円

」に

改める。

（津市教育委員会教育長等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正）

第２条　津市教育委員会教育長等の給与及び旅費等に関する条例（平成１８年津市条例第２２７号）の一部を次のように改正する。

第４条を次のように改める。

（教育長の期末手当）

第４条　期末手当の額は、それぞれ６月１日及び１２月１日現在（任期満了、辞職、失職、死亡等によりその職を離れた者にあっては、当該職を離れた日現在）において受けるべき給料月額及び給料月額に１００分の２０を乗

じて得た額の合計額に、６月に支給する場合においては１００分の１９７．５、１２月に支給する場合においては１００分の２１２．５を乗じて得た額に、一般職に属する本市の職員に係る期末手当の支給の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

本則に次の１条を加える。

（教育長の職務に専念する義務の免除）

第１０条　教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ教育委員会の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

⑴　研修を受ける場合

⑵　厚生に関する計画の実施に参加する場合

⑶　前２号に規定する場合を除くほか、教育委員会が定める場合

２　前項に定めるもののほか、職務に専念する義務の特例に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

（津市市長及び教育委員会の職務権限の特例に関する条例の一部改正）

第３条　津市市長及び教育委員会の職務権限の特例に関する条例（平成１９年津市条例第４０号）の一部を次のように改正する。

「第２４条の２第１項」を「第２３条第１項」に改める。

（津市職員定数条例の一部改正）

第４条　津市職員定数条例（平成２５年津市条例第２６号）の一部を次のように改正する。

第１条中「教育長及び」を削る。

附　則

１　この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

２　地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成２６年法律第７６号）附則第２条第１項の場合においては、第１条の規定による改正後の委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定、第２条の規定による改正後の津市教育委員会教育長等の給与及び旅費等に関する条例第４条及び第１０条の規定及び第４条の規定による改正後の津市職員定数条例第１条の規定は適用せず、第１条の規定による改正前の委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定、第２条の規定による改正前の津市教育委員会教育長等の給与及び旅費等に関する条例第４条の規定及び第４条の規定による改正前の津市職員定数条例第１条の規定は、なおその

効力を有する。

津市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成２７年３月２７日

津市長　前　葉　泰　幸

津市条例第８号

津市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

津市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例（平成１８年津市条例第２０号）の一部を次のように改正する。

附則第２項中「平成２７年３月３１日」を「平成２８年３月３１日」に改める。

附　則

この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

津市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成２７年３月２７日

津市長　前　葉　泰　幸

津市条例第９号

津市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

津市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（平成１８年津市条例第４０号）の一部を次のように改正する。

附則第３項及び第４項中「平成２７年３月３１日」を「平成２８年３月３１日」に改める。

附　則

この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成２７年３月２７日

津市長　前　葉　泰　幸

津市条例第１０号

津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

津市職員の給与に関する条例（平成１８年津市条例第４２号）の一部を次のように改正する。

附則第８項中「平成２７年３月３１日」を「平成２８年３月３１日」に改める。

附　則

この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

津市教育委員会教育長等の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成２７年３月２７日

津市長　前　葉　泰　幸

津市条例第１１号

津市教育委員会教育長等の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

津市教育委員会教育長等の給与及び旅費等に関する条例（平成１８年津市条例第２２７号）の一部を次のように改正する。

附則第２項中「平成２７年３月３１日」を「平成２８年３月３１日」に改める。

附　則

この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

津市行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成２７年３月２７日

津市長　前　葉　泰　幸

津市条例第１２号

津市行政手続条例の一部を改正する条例

津市行政手続条例（平成１８年津市条例第２１号）の一部を次のように改正する。

目次中「第４章　行政指導（第３０条―第３６条）」を「第４章　行政指導（第３０条―第３６条）
第４章の２　処分等の求め（第３６条の２）」に改める。

第１条第１項中「第３８条」を「第４６条」に改める。

第２条第２項中「第３２条」の次に「及び第３３条第２項」を加える。

第３条第１項中「第４章」を「第４章の２」に改め、同項第７号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同項第８号中「かかわる」を「関わる」に改める。

第３３条第３項を同条第４項とし、同条第２項中「前項」を「前２項」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、本市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

⑴　当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項

⑵　前号の条項に規定する要件

⑶　当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第３４条の次に次の１条を加える。

（行政指導の中止等の求め）

第３４条の２　法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は本市若しくは三重県の条例（以下「法律等」という。）に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律等に規定す

る要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした本市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

２　前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

⑴　申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所

⑵　当該行政指導の内容

⑶　当該行政指導がその根拠とする法律等の条項

⑷　前号の条項に規定する要件

⑸　当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由

⑹　その他参考となる事項

３　当該本市の機関は、第１項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律等に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第４章の次に次の１章を加える。

第４章の２　処分等の求め

第３６条の２　何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律等に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する本市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

２　前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

⑴　申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所

⑵　法令に違反する事実の内容

⑶　当該処分又は行政指導の内容

⑷　当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項

⑸　当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由

⑹　その他参考となる事項

３　当該行政庁又は本市の機関は、第１項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

附　則

１　この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

２　津市市税条例（平成１８年津市条例第７１号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項中「第３３条第３項」を「第３３条第４項」に、「第３３条第２項」を「第３３条第３項」に改める。

津市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成２７年３月２７日

津市長　前　葉　泰　幸

津市条例第１３号

津市職員定数条例の一部を改正する条例

津市職員定数条例（平成２５年津市条例第２６号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号ア中「１，５６９人」を「１，５０５人」に改め、同号イを次のように改める。

イ　上下水道事業管理者の事務部局の職員　１４９人

附　則

この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

津市手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成２７年３月２７日

津市長　前　葉　泰　幸

津市条例第１４号

津市手数料徴収条例の一部を改正する条例

第１条　津市手数料徴収条例（平成１８年津市条例第７３号）の一部を次のように改正する。

別表第７中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

別表第１０建築物に関する確認の項中「及び移転」の次に「（同一敷地内における移転に限る。以下この表において同じ。）」を加え、同表構造計算適合性判定（構造計算が国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより行われたものを除く。）の項及び構造計算適合性判定（構造計算が国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより行われたものに限る。）の項を削り、同表検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用の承認の項中「承認」を「認定」に改める。

別表第１３を次のように改める。

別表第１３（第２条、第３条関係）　長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成２０年法律第８７号）に基づく事務

<table>
<tr><th>手数料を徴収する事務</th><th colspan="2">手数料の額</th></tr>
<tr><td>長期優良住宅建築等計画の認定（分譲事業者が単独で作成する場合を除く。）</td><td>１戸につき</td><td>ア　認定の申請の前に、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成１１年法律第８１号。以下この表において「品確法」という。）第５条第１項に規定する登録住宅性能評価機関（以下この表において「登録住宅性能評価機関」という。）により技術的審査に係る適合が認められていない場合において、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第６条第１項第１号に掲げる基準に適合した品確法第６条第１項に規定する設計住宅性能評価書（以下この表において「設計住宅性能評価書」という。）の交付を受けたものでないとき。
<table>
<tr><td>戸建の場合</td><td>５０，６００円</td></tr>
<tr><td>住棟の総戸数が５以下（戸建を除く。）の場合</td><td>２３，８００円</td></tr>
<tr><td>住棟の総戸数が６以上１０以下の場合</td><td>１９，０００円</td></tr>
<tr><td>住棟の総戸数が１１以上２５以下の場合</td><td>１５，０００円</td></tr>
<tr><td>住棟の総戸数が２６以上５０以下の場合</td><td>１３，５００円</td></tr>
<tr><td>住棟の総戸数が５１以上１００以下の場合</td><td>１１，６００円</td></tr>
<tr><td>住棟の総戸数が１０１以上２００以下の場合</td><td>１０，７００円</td></tr>
<tr><td>住棟の総戸数が２０１以上３００以下の場合</td><td>１０，２００円</td></tr>
<tr><td>住棟の総戸数が３０１以</td><td>９，４００円</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

上の場合	

イ　認定の申請の前に、登録住宅性能評価機関により技術的審査に係る適合が認められていない場合において、設計住宅性能評価書の交付を受けたものであるとき。

戸建の場合	１７，２００円
住棟の総戸数が５以下（戸建を除く。）の場合	１２，７００円
住棟の総戸数が６以上１０以下の場合	１０，２００円
住棟の総戸数が１１以上２５以下の場合	７，７００円
住棟の総戸数が２６以上５０以下の場合	６，６００円
住棟の総戸数が５１以上１００以下の場合	５，０００円
住棟の総戸数が１０１以上２００以下の場合	４，６００円
住棟の総戸数が２０１以上３００以下の場合	４，２００円
住棟の総戸数が３０１以上の場合	３，８００円

ウ　認定の申請の前に、登録住宅性能評価機関により技術的審査に係る適合が認められている場合

戸建の場合	６，７００円
住棟の総戸数が５以下（戸建を除く。）の場合	２，７００円
住棟の総戸数が６以上１０以下の場合	２，４００円
住棟の総戸数が１１以上２５以下の場合	１，３００円

<table>
<tr><td></td><td></td><td><table><tr><td>住棟の総戸数が２６以上５０以下の場合</td><td>１，２００円</td></tr><tr><td>住棟の総戸数が５１以上１００以下の場合</td><td>１，１００円</td></tr><tr><td>住棟の総戸数が１０１以上２００以下の場合</td><td>９００円</td></tr><tr><td>住棟の総戸数が２０１以上３００以下の場合</td><td>７００円</td></tr><tr><td>住棟の総戸数が３０１以上の場合</td><td>６００円</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>長期優良住宅建築等計画の認定（分譲事業者が単独で作成する場合に限る。）</td><td>１戸につき</td><td>ア　認定の申請の前に、登録住宅性能評価機関により技術的審査に係る適合が認められていない場合において、設計住宅性能評価書の交付を受けたものでないとき。<table><tr><td>戸建の場合</td><td>４３，８００円</td></tr><tr><td>住棟の総戸数が５以下（戸建を除く。）の場合</td><td>２１，６００円</td></tr><tr><td>住棟の総戸数が６以上１０以下の場合</td><td>１７，４００円</td></tr><tr><td>住棟の総戸数が１１以上２５以下の場合</td><td>１３，７００円</td></tr><tr><td>住棟の総戸数が２６以上５０以下の場合</td><td>１２，６００円</td></tr><tr><td>住棟の総戸数が５１以上１００以下の場合</td><td>１１，０００円</td></tr><tr><td>住棟の総戸数が１０１以上２００以下の場合</td><td>１０，２００円</td></tr><tr><td>住棟の総戸数が２０１以上３００以下の場合</td><td>９，７００円</td></tr><tr><td>住棟の総戸数が３０１以上の場合</td><td>８，９００円</td></tr></table></td></tr>
</table>

イ　認定の申請の前に、登録住宅性能評価機関により技術的審査に係る適合が認められていない場合において、設計住宅性能評価書の交付を受けたものであるとき。

戸建の場合	１０，５００円
住棟の総戸数が５以下（戸建を除く。）の場合	１０，５００円
住棟の総戸数が６以上１０以下の場合	８，５００円
住棟の総戸数が１１以上２５以下の場合	６，３００円
住棟の総戸数が２６以上５０以下の場合	５，７００円
住棟の総戸数が５１以上１００以下の場合	４，５００円
住棟の総戸数が１０１以上２００以下の場合	４，１００円
住棟の総戸数が２０１以上３００以下の場合	３，７００円
住棟の総戸数が３０１以上の場合	３，３００円

ウ　認定の申請の前に、登録住宅性能評価機関により技術的審査に係る適合が認められている場合

戸建の場合	６，７００円
住棟の総戸数が５以下（戸建を除く。）の場合	２，７００円
住棟の総戸数が６以上１０以下の場合	２，４００円
住棟の総戸数が１１以上２５以下の場合	１，３００円
住棟の総戸数が２６以上	１，２００円

<table>
<tr><td></td><td></td><td><table><tr><td>５０以下の場合</td><td></td></tr><tr><td>住棟の総戸数が５１以上１００以下の場合</td><td>１，１００円</td></tr><tr><td>住棟の総戸数が１０１以上２００以下の場合</td><td>９００円</td></tr><tr><td>住棟の総戸数が２０１以上３００以下の場合</td><td>７００円</td></tr><tr><td>住棟の総戸数が３０１以上の場合</td><td>６００円</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>認定を受けた長期優良住宅建築等計画変更の認定（譲受人を決定した場合に限る。）</td><td>１戸につき</td><td>ア　認定の申請の前に、登録住宅性能評価機関により技術的審査に係る適合が認められていない場合<table><tr><td>戸建の場合</td><td>１３，５００円</td></tr><tr><td>住棟の総戸数が５以下（戸建を除く。）の場合</td><td>４，９００円</td></tr><tr><td>住棟の総戸数が６以上１０以下の場合</td><td>４，０００円</td></tr><tr><td>住棟の総戸数が１１以上２５以下の場合</td><td>２，７００円</td></tr><tr><td>住棟の総戸数が２６以上５０以下の場合</td><td>２，１００円</td></tr><tr><td>住棟の総戸数が５１以上１００以下の場合</td><td>１，６００円</td></tr><tr><td>住棟の総戸数が１０１以上２００以下の場合</td><td>１，４００円</td></tr><tr><td>住棟の総戸数が２０１以上３００以下の場合</td><td>１，２００円</td></tr><tr><td>住棟の総戸数が３０１以上の場合</td><td>１，０００円</td></tr></table>イ　認定の申請の前に、登録住宅性能評価機関により技術的審査に係る適合が認められてい</td></tr>
</table>

る場合

戸建の場合	６，７００円
住棟の総戸数が５以下（戸建を除く。）の場合	２，７００円
住棟の総戸数が６以上１０以下の場合	２，４００円
住棟の総戸数が１１以上２５以下の場合	１，３００円
住棟の総戸数が２６以上５０以下の場合	１，２００円
住棟の総戸数が５１以上１００以下の場合	１，１００円
住棟の総戸数が１０１以上２００以下の場合	９００円
住棟の総戸数が２０１以上３００以下の場合	７００円
住棟の総戸数が３０１以上の場合	６００円

別表第１４備考９を削る。

第２条　津市手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

別表第１３長期優良住宅建築等計画の認定（分譲事業者が単独で作成する場合に限る。）の項の次に次のように加える。

<table>
<tr><td>認定を受けた長期優良住宅建築等計画変更の認定（分譲事業者が単独で作成する場合を除く。）</td><td>１戸につき</td><td>ア　認定の申請の前に、登録住宅性能評価機関により技術的審査に係る適合が認められていない場合において、設計住宅性能評価書の交付を受けたものでないとき。
<table>
<tr><td>戸建の場合</td><td>２８，６００円</td></tr>
<tr><td>住棟の総戸数が５以下（戸建を除く。）の場合</td><td>１３，２００円</td></tr>
<tr><td>住棟の総戸数が６以上１０以下の場合</td><td>１０，７００円</td></tr>
<tr><td>住棟の総戸数が１１以上２５以下の場合</td><td>８，２００円</td></tr>
<tr><td>住棟の総戸数が２６以上５０以下の場合</td><td>７，４００円</td></tr>
<tr><td>住棟の総戸数が５１以上１００以下の場合</td><td>６，３００円</td></tr>
<tr><td>住棟の総戸数が１０１以上２００以下の場合</td><td>５，８００円</td></tr>
<tr><td>住棟の総戸数が２０１以上３００以下の場合</td><td>５，４００円</td></tr>
<tr><td>住棟の総戸数が３０１以上の場合</td><td>５，０００円</td></tr>
</table>
イ　認定の申請の前に、登録住宅性能評価機関により技術的審査に係る適合が認められていない場合において、設計住宅性能評価書の交付を受けたものであるとき。
<table>
<tr><td>戸建の場合</td><td>１２，０００円</td></tr>
<tr><td>住棟の総戸数が５以下（戸建を除く。）の場合</td><td>７，７００円</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

住棟の総戸数が６以上１０以下の場合	６，３００円
住棟の総戸数が１１以上２５以下の場合	４，５００円
住棟の総戸数が２６以上５０以下の場合	３，９００円
住棟の総戸数が５１以上１００以下の場合	３，０００円
住棟の総戸数が１０１以上２００以下の場合	２，７００円
住棟の総戸数が２０１以上３００以下の場合	２，４００円
住棟の総戸数が３０１以上の場合	２，２００円

ウ　認定の申請の前に、登録住宅性能評価機関により技術的審査に係る適合が認められている場合

戸建の場合	６，７００円
住棟の総戸数が５以下（戸建を除く。）の場合	２，７００円
住棟の総戸数が６以上１０以下の場合	２，４００円
住棟の総戸数が１１以上２５以下の場合	１，３００円
住棟の総戸数が２６以上５０以下の場合	１，２００円
住棟の総戸数が５１以上１００以下の場合	１，１００円
住棟の総戸数が１０１以上２００以下の場合	９００円
住棟の総戸数が２０１以上３００以下の場合	７００円

<table>
<tr><td></td><td></td><td><table><tr><td>住棟の総戸数が３０１以上の場合</td><td>６００円</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>認定を受けた長期優良住宅建築等計画変更の認定（分譲事業者が単独で作成する場合に限る。）</td><td>１戸につき</td><td>ア　認定の申請の前に、登録住宅性能評価機関により技術的審査に係る適合が認められていない場合において、設計住宅性能評価書の交付を受けたものでないとき。<table><tr><td>戸建の場合</td><td>２５，３００円</td></tr><tr><td>住棟の総戸数が５以下（戸建を除く。）の場合</td><td>１２，１００円</td></tr><tr><td>住棟の総戸数が６以上１０以下の場合</td><td>９，９００円</td></tr><tr><td>住棟の総戸数が１１以上２５以下の場合</td><td>７，５００円</td></tr><tr><td>住棟の総戸数が２６以上５０以下の場合</td><td>６，９００円</td></tr><tr><td>住棟の総戸数が５１以上１００以下の場合</td><td>６，０００円</td></tr><tr><td>住棟の総戸数が１０１以上２００以下の場合</td><td>５，５００円</td></tr><tr><td>住棟の総戸数が２０１以上３００以下の場合</td><td>５，２００円</td></tr><tr><td>住棟の総戸数が３０１以上の場合</td><td>４，７００円</td></tr></table>イ　認定の申請の前に、登録住宅性能評価機関により技術的審査に係る適合が認められていない場合において、設計住宅性能評価書の交付を受けたものであるとき。<table><tr><td>戸建の場合</td><td>８，６００円</td></tr><tr><td>住棟の総戸数が５以下（戸建を除く。）の場合</td><td>６，６００円</td></tr><tr><td>住棟の総戸数が６以上１</td><td>５，４００円</td></tr></table></td></tr>
</table>

０以下の場合	
住棟の総戸数が１１以上２５以下の場合	３，８００円
住棟の総戸数が２６以上５０以下の場合	３，４００円
住棟の総戸数が５１以上１００以下の場合	２，８００円
住棟の総戸数が１０１以上２００以下の場合	２，５００円
住棟の総戸数が２０１以上３００以下の場合	２，２００円
住棟の総戸数が３０１以上の場合	１，９００円

ウ　認定の申請の前に、登録住宅性能評価機関により技術的審査に係る適合が認められている場合

戸建の場合	６，７００円
住棟の総戸数が５以下（戸建を除く。）の場合	２，７００円
住棟の総戸数が６以上１０以下の場合	２，４００円
住棟の総戸数が１１以上２５以下の場合	１，３００円
住棟の総戸数が２６以上５０以下の場合	１，２００円
住棟の総戸数が５１以上１００以下の場合	１，１００円
住棟の総戸数が１０１以上２００以下の場合	９００円
住棟の総戸数が２０１以上３００以下の場合	７００円
住棟の総戸数が３０１以	６００円

		上の場合	

別表第１３に次のように加える。

認定を受けた長期優良住宅建築等の地位承継の承認	１戸につき	戸建の場合	６，７００円
		住棟の総戸数が５以下（戸建を除く。）の場合	２，７００円
		住棟の総戸数が６以上１０以下の場合	２，４００円
		住棟の総戸数が１１以上２５以下の場合	１，３００円
		住棟の総戸数が２６以上５０以下の場合	１，２００円
		住棟の総戸数が５１以上１００以下の場合	１，１００円
		住棟の総戸数が１０１以上２００以下の場合	９００円
		住棟の総戸数が２０１以上３００以下の場合	７００円
		住棟の総戸数が３０１以上の場合	６００円

附　則

この条例は、平成２７年４月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

⑴　第１条中別表第７の改正規定　平成２７年５月２９日

⑵　第１条中別表第１０及び別表第１４の改正規定　平成２７年６月１日

⑶　第２条の規定　平成２７年７月１日

津市指定介護老人福祉施設・特別養護老人ホーム等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成２７年３月２７日

津市長　前　葉　泰　幸

津市条例第１５号

津市指定介護老人福祉施設・特別養護老人ホーム等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市指定介護老人福祉施設・特別養護老人ホーム等の設置及び管理に関する条例（平成１８年津市条例第１１７号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項第１号中「第８条第２６項」を「第８条第２７項」に改め、同条第２項第１号中「第８条の２第９項」を「第８条の２第７項」に改め、同条第３項第１号中「第８条の２第８項」を「第８条の２第６項」に改め、同項第２号中「第８条の２第１０項」を「第８条の２第８項」に改め、同項第３号中「第８条第２７項」を「第８条第２８項」に改め、同条第４項中「第８条第２３項」を「第８条第２４項」に改める。

第１４条第２項第４号中「第８条第２３項」を「第８条第２４項」に改める。

附　則

この条例は、平成２７年４月１日から施行する。ただし、第４条第１項第１号、第３項第３号及び第４項並びに第１４条第２項第４号の改正規定は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成２６年法律第８３号）附則第１条第６号に掲げる規定の施行の日から施行する。

津市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成２７年３月２７日

津市長　前　葉　泰　幸

津市条例第１６号

津市介護保険条例の一部を改正する条例

津市介護保険条例（平成１８年津市条例第１３６号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号中「以下同じ。）」の次に「若しくは要支援状態（同条第２項に規定する要支援状態をいう。）（以下「要介護状態等」という。）」を加え、「又は要介護状態」を「又は要介護状態等」に改める。

第８条を次のように改める。

（保険料率）

第８条　平成２７年度から平成２９年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第１号被保険者（法第９条第１号に規定する第１号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

⑴　介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号。以下「令」という。）第３９条第１項第１号に掲げる者　３５，５２０円

⑵　令第３９条第１項第２号に掲げる者　５３，６５０円

⑶　令第３９条第１項第３号に掲げる者　５５，５００円

⑷　令第３９条第１項第４号に掲げる者　６４，７５０円

⑸　令第３９条第１項第５号に掲げる者　７４，０００円

⑹　次のいずれかに該当する者　８８，８００円

ア　地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２９２条第１項第１３号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が１２０万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ　要保護者（生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第６条第２項に規定する要保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成

６年法律第３０号）第１４条第１項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成１９年法律第１２７号）附則第４条第１項に規定する支援給付を含む。以下この号において「支援給付」という。）を必要とする状態にある者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護（生活保護法第２条に規定する保護又は支援給付をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ（⑴に係る部分を除く。）、次号イ、第８号イ、第９号イ、第１０号イ、第１１号イ又は第１２号イに該当する者を除く。）

⑺　次のいずれかに該当する者　９６，２００円

ア　合計所得金額が１２０万円以上１９０万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ（⑴に係る部分を除く。）、次号イ、第９号イ、第１０号イ、第１１号イ又は第１２号イに該当する者を除く。）

⑻　次のいずれかに該当する者　１１１，０００円

ア　合計所得金額が１９０万円以上２５０万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ（⑴に係る部分を除く。）、次号イ、第１０号イ、第１１号イ又は第１２号イに該当する者を除く。）

⑼　次のいずれかに該当する者　１２５，８００円

ア　合計所得金額が２５０万円以上２９０万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ（⑴に係る部分を除く。）、次号イ、第１１号イ又は第１２号イに該当する者を除く。）

⑽　次のいずれかに該当する者　１３３，２００円

ア　合計所得金額が２９０万円以上５００万円未満であり、かつ、前各号

のいずれにも該当しない者

イ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ（⑴に係る部分を除く。）、次号イ又は第１２号イに該当する者を除く。）

⑾　次のいずれかに該当する者　１４０，６００円

ア　合計所得金額が５００万円以上７５０万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ（⑴に係る部分を除く。）、次号イに該当する者を除く。）

⑿　次のいずれかに該当する者　１５５，４００円

ア　合計所得金額が７５０万円以上１，０００万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ（⑴に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

⒀　前各号のいずれにも該当しない者　１７０，２００円

第１０条第３項中「第３８条第１項第１号イ」を「第３９条第１項第１号イ」に、「ロ若しくはハ、第２号ロ、第３号ロ、第４号ロ又は第５号ロ」を「ロ若しくはニ、第２号ロ、第３号ロ、第４号ロ若しくは第５号ロ又は第８条第６号イ、第７号イ、第８号イ、第９号イ、第１０号イ、第１１号イ若しくは第１２号イ」に、「第３８条第１項第１号から第５号まで」を「第３９条第１項第１号から第５号まで又は第８条第６号から第１２号まで」に改める。

附則に次の１項を加える。

（介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置）

８　法第１１５条の４５第１項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成２７年４月１日から平成２９年３月３１日までの間は行わず、同年４月１日から行うものとする。

附　則

１　この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

２　改正後の第８条及び第１０条第３項の規定は、平成２７年度以後の年度分に係る保険料について適用し、平成２６年度分までの年度に係る保険料については、なお従前の例による。

津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成２７年３月２７日

津市長　前　葉　泰　幸

津市条例第１７号

津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成２５年津市条例第６号）の一部を次のように改正する。

目次中「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

本則（第８３条第３項、第８４条、第１９１条第１０項、第１９２条第２項及び第１９３条を除く。）中「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に、「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改める。

第６条第２項ただし書中「又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３５号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第５条第２項のサービス提供責任者」を削り、同条第５項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に「の同一敷地内」を加え、「併設されている場合」を「ある場合」に改め、同項第５号中「第８２条第６項第１号」を「第８２条第６項」に改め、同項第６号中「第８２条第６項第２号」を「第８２条第６項」に改め、同項第７号中「第８２条第６項第３号」を「第８２条第６項」に改める。

第２３条第２項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」

を「行い」に改める。

第３２条第２項ただし書中「又は指定夜間対応型訪問介護事業所」を「、指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定訪問看護事業所」に、「定期巡回サービス、随時対応サービス又は随時訪問サービス」を「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」に改める。

第６０条中「営むことができるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第６３条第４項中「前３項」を「第１項から第３項まで」に改め、同項を同条第５項とし、同条第３項の次に次の１項を加える。

４　前項ただし書の場合（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が第１項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に本市に届け出るものとする。

第６５条第１項中「、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を「又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第８条第１９項又は法第８条の２第１５項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに」に改め、「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「においては施設」を加え、同条第２項中「指定居宅サービスをいう」の次に「。以下同じ」を、「指定介護予防サービスをいう」の次に「。以下同じ」を、「指定地域密着型介護予防サービスをいう」の次に「。以下同じ」を、「介護保険施設」の次に「（法第８条第２４項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）」を加える。

第７８条の次に次の１条を加える。

（事故発生時の対応）

第７８条の２　指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、本市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

２　指定認知症対応型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

３　指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

４　指定認知症対応型通所介護事業者は、第６３条第４項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第１項及び第２項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第７９条第２項第５号中「次条において準用する第４０条第２項」を「前条第２項」に改める。

第８０条中「、第４０条」を削る。

第８２条第６項中「指定小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号に掲げるいずれかの施設等が併設されている」を「次の表の左欄に掲げる」に、「当該各号」を「同表の中欄」に改め、「ときは、」の次に「同表の右欄に掲げる」を加え、同項各号を削り、同項に次の表を加える。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和２３年法律第２０５号）第７条第２項第４号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）	介護職員
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	看護師又は准看護師

第８２条第１０項ただし書中「第６項各号」を「第６項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に改める。

第８３条第１項ただし書中「前条第６項各号」を「前条第６項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に、「若しくは同一敷地内」を「、同一敷地内」に改め、「を含む。）」の次に「若しくは法第１１５条の４５第１項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第１号ニに規定する第１号介護予防支援事業を除く。）」を加え、同条第３項中「指定複合型サービス事業所」の次に「（第１９３条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同

じ。）」を加える。

第８５条第１項中「２５人」を「２９人」に改め、同条第２項第１号中「１５人（」の次に「登録定員が２５人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
２６人又は２７人	１６人
２８人	１７人
２９人	１８人

第９１条第２項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第１０６条中「第８２条第６項各号」を「第８２条第６項」に改める。

第１１３条第１項に次のただし書を加える。

ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を３とすることができる。

第１２１条中「地域密着型介護予防サービス」を「指定地域密着型介護予防サービス」に改める。

第１３５条を次のように改める。

第１３５条　削除

第１４８条第２項第９号を削る。

第１５１条第４項中「指定介護老人福祉施設」の次に「、指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第８項第１号及び第１７項、次条第１項第６号並びに第１８０条第１項第３号において同じ。）」を加え、同条第８項第１号中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加え、同条第１２項中「指定介護予防サービス等基準」を「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３５号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）」に改め、同条第１３項中「若しくは指定介護予防サービス等基準第９７条第１項に規定する指定介護予防通所介護事業所」を削り、同条に次の１項を加える。

１７　第１項第１号の医師及び同項第６号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である指定地域密着型介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあっては、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。この場合において、介護支援専門員の数は、同号の規定にかかわらず、１以上（入所者の数が１００又はその端数を増すごとに１を標準とする。）とする。

第１５２条第１項第６号ただし書中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加える。

第１７６条第２項に次の１号を加える。

⑺　次条において準用する第１０５条第２項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第１８０条第１項第３号ただし書中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加える。

「第９章　複合型サービス」を「第９章　看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第１９０条中「以下「指定複合型サービス」という。」を「施行規則第１７条の１０に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。」に改める。

第１９１条第１項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「指定複合型サービスを」を「指定看護小規模多機能型居宅介護を」に、「指定複合型サービス事業を」を「指定看護小規模多機能型居宅介護を」に、「行う複合型サービス」を「行う指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第６項中「行う指定複合型サービス」を「行う指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第１０項中「指定複合型サービス事業者が」を「指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（以下「指定複合型サービス」という。）の事業を行う者をいう。以下同じ。）が」に、「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改める。

第１９３条の見出し中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、同条中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、「指定複合型サービス事業所」の次に「（指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。）」を加える。

第１９４条第１項中「２５人」を「２９人」に改め、同条第２項第１号中「１５人」の次に「（登録定員が２５人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員）」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
２６人又は２７人	１６人
２８人	１７人
２９人	１８人

第１９５条第１項及び第３項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改める。

第１９６条の見出し及び同条第１項中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第２項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第１９７条の見出し中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「指定複合型サービスは」を「指定看護小規模多機能型居宅介護は」に改める。

第２００条第１項及び第２０１条第２項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改める。

第２０２条中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「第８２条第６項各号」を「第８２条第６項」に改める。

附則中第７項を第８項とし、第６項を第７項とし、第５項を第６項とし、第４項の次に次の１項を加える。

５　みなし指定地域密着型介護老人福祉施設（平成１７年改正法附則第１０条第３項の規定により指定地域密着型介護老人福祉施設とみなされた指定介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）に併設される指定短期入所生活介護事業所等のうち、平成１８年４月１日において現にその入所定員が当該みなし指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員を超えていたもの（建築中のものを含む。）については、第１５１条第１４項の規定は適用しない。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正前の津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「旧条例」という。）第６条第２項の規定は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成２６年法律第８３号。以下「整備法」という。）附則第１１条又は第１４条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第５条の規定（整備法附則第１条第３号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「旧法」という。）第５３条第１項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第８条の２第２項に規定する介護予防訪問介護又は介護保険法（以下「法」という。）第５４条第１項第２号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第８条の２第２項に規定する介護予防訪問介護若しくはこれに相当するサービスについては、なおその効力を有する。

３　旧条例第１５１条第１３項の規定は、旧法第５３条第１項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第８条の２第７項に規定する介護予防通所介護又は法第５４条第１項第２号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第８条の２第７項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービスについては、なおその効力を有する。

津市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成２７年３月２７日

津市長　前　葉　泰　幸

津市条例第１８号

津市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例

津市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成２５年津市条例第７号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号中「第８条の２第１４項」を「第８条の２第１２項」に改める。

第７条第４項中「前３項」を「第１項から第３項まで」に改め、同項を同条第５項とし、同条第３項の次に次の１項を加える。

４　前項ただし書の場合（単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が第１項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービス提供の開始前に本市に届け出るものとする。

第８条第１項中「第４４条第６項第２号」及び「第４４条第６項第３号」を「第４４条第６項」に改める。

第９条第１項中「、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を「又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法

第８条第１９項又は法第８条の２第１５項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに」に改め、「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「においては施設」を加え、同条第２項中「第４４条第６項第４号」を「第４４条第６項」に改める。

第１８条及び第１９条中「第８条の２第１８項」を「第８条の２第１６項」に改める。

第３７条に次の１項を加える。

４　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、第７条第４項の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第１項及び第２項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第４４条第６項中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号に掲げるいずれかの施設等が併設されている」を「次の表の左欄に掲げる」に、「当該各号」を「同表の中欄」に改め、「ときは、」の次に「同表の右欄に掲げる」を加え、同項各号を削り、同項に次の表を加える。

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和２３年法律第２０５号）第７条第２項第４号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）	介護職員
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	看護師又は准看護師

第４４条第７項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第８項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第１０項中「第８条の２第１８項」を「第８条の２第１６項」に改め、同項ただし書中「第６項各号」を「第６項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲

げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に改める。

第４５条第１項ただし書中「前条第６項各号」を「前条第６項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に、「若しくは同一敷地内」を「、同一敷地内」に改め、「を含む。）」の次に「若しくは法第１１５条の４５第１項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第１号ニに規定する第１号介護予防支援事業を除く。）」を加え、同条第３項中「指定複合型サービス事業所」の次に「（指定地域密着型サービス条例第１９３条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）」を加える。

第４７条第１項中「２５人」を「２９人」に改め、同条第２項第１号中「１５人（」の次に「登録定員が２５人を超える指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
２６人又は２７人	１６人
２８人	１７人
２９人	１８人

第６３条中「第４４条第６項各号」を「第４４条第６項」に改める。

第６５条中「及び第３１条から第３８条まで」を「、第３１条から第３６条まで、第３７条（第４項を除く。）及び第３８条」に改める。

第６６条第２項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第７０条中「第８条の２第１７項」を「第８条の２第１５項」に改める。

第７４条第１項に次のただし書を加える。

ただし、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を３とすることができる。

第８６条中「第３６条から第３８条まで」を「第３６条、第３７条（第４項を除く。）、第３８条」に改める。

附　則

この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

津市企業立地促進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成２７年３月２７日

津市長　前　葉　泰　幸

津市条例第１９号

津市企業立地促進条例の一部を改正する条例

津市企業立地促進条例（平成１８年津市条例第３１１号）の一部を次のように改正する。

第２条第８号中「メカトロニクス技術を用いて」を削る。

第４条第１項第４号中「が支払う中勢北部サイエンスシティ中核支援施設あのつピアその他市長が特に認めたもの（以下「あのつピア等」という。）の３月分の賃借料の支払後」を「の支払による当該指定に係る事務所の３月分の賃借料について、当該支払が完了した後」に改める。

第５条第１項第７号中「中勢北部サイエンスシティ又はニューファクトリーひさい工業団地」を「本市の区域内」に、「あのつピア等」を「本市の区域内に存する事務所」に改める。

附則第５項中「平成２７年３月３１日」を「平成３０年３月３１日」に改める。

附　則

１　この条例は、平成２７年４月１日から施行する。ただし、附則第５項の改正規定は、公布の日から施行する。

２　改正後の津市企業立地促進条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる指定の申請に係る奨励措置について適用し、同日前に行われた指定の申請に係る奨励措置については、なお従前の例による。

津市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成２７年３月２７日

津市長　前　葉　泰　幸

津市条例第２０号

津市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

津市道路占用料徴収条例（平成１８年津市条例第１９５号）の一部を次のように改正する。

別表令第７条第１号に掲げる物件の項中「第７条第２号」を「第７条第４号」に改め、同項の次に次のように加える。

令第７条第２号に掲げる工作物	占用面積１平方メートルにつき１年	７７０

別表令第７条第２号に掲げる工事用施設及び同条第３号に掲げる工事用材料及び令第７条第４号に掲げる仮設建築物及び同条第５号に掲げる施設の項中「第７条第２号」を「第７条第４号」に、「同条第３号」を「同条第５号」に、「第７条第４号」を「第７条第６号」に、「同条第５号」を「同条第７号」に改め、同表令第７条第６号に掲げる施設の項中「第７条第６号」を「第７条第９号」に改め、同表令第７条第９号に掲げる器具の項中「第７条第９号」を「第７条第１２号」に改める。

附　則

この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

津市公共下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成２７年３月２７日

津市長　前　葉　泰　幸

津市条例第２１号

津市公共下水道条例の一部を改正する条例

津市公共下水道条例（平成１８年津市条例第２０１号）の一部を次のように改正する。

第２２条第１項第１号中「０．１ミリグラム」を「０．０３ミリグラム」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成２７年３月２７日

津市長　前　葉　泰　幸

津市条例第２２号

津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成１８年津市条例第２１５号）の一部を次のように改正する。

別表垂水Ｄ住宅の項及び下之川団地の項を削る。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

津市駐車場事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成２７年３月２７日

津市長　前　葉　泰　幸

津市条例第２３号

津市駐車場事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

津市駐車場事業の設置等に関する条例（平成１８年津市条例第２１８号）の一部を次のように改正する。

第１８条を第２０条とし、第１４条から第１７条までを２条ずつ繰り下げ、第１３条の次に次の２条を加える。

（利益の処分等）

第１４条　市長は、毎事業年度生じた利益のうち法第３２条第１項の規定により前事業年度から繰り越した欠損金を埋めた後の残額（以下「欠損金補塡残額」という。）のうち、地方公営企業法施行令（昭和２７年政令第４０３号）第２６条第２項及び地方公営企業法施行規則（昭和２７年総理府令第７３号）第２１条第２項の規定により償却した繰延収益の額（当該事業年度において欠損金補塡残額が当該償却した繰延収益の額に満たない場合は、欠損金補塡残額）に相当する額（以下「繰延収益相当額」という。）を自己資本金に組み入れるものとする。

２　市長は、事業年度末日において企業債を有する場合において、前項の規定により繰延収益相当額を自己資本金に組み入れ、なお利益に残額があるときは、その残額（以下「自己資本金組入残額」という。）の２０分の１を下らない金額（企業債の額から既に積み立てた減債積立金（企業債の償還に充てる目的のため積み立てるものをいう。以下同じ。）の積立額を控除した額が自己資本金組入残額の２０分の１に満たない場合にあっては、その額）を企業債の額に達するまで、減債積立金として積み立てるものとする。

３　市長は、事業年度末日において企業債を有しない場合及び前項の規定により企業債の額に達するまで減債積立金を積み立てた場合は、自己資本金組入

残額の２０分の１を下らない金額（当該事業年度において減債積立金の積立額が企業債の額に達した場合にあっては、自己資本金組入残額の２０分の１から減債積立金として当該事業年度において積み立てた額を控除して得た額を下らない額）を建設改良積立金（地方公営企業の建設又は改良を行うための積立金をいう。以下同じ。）又は利益積立金（欠損金を埋めるための積立金をいう。）として積み立てることができる。

４　市長は、減債積立金を使用して企業債（建設改良費の財源として借り入れたものに限る。）を償還した場合又は建設改良積立金を使用して建設若しくは改良を行った場合においては、その使用した減債積立金又は建設改良積立金の額に相当する金額を自己資本金に組み入れるものとする。

（資本剰余金の処分）

第１５条　市長は、前事業年度から繰り越した利益及び利益積立金をもって欠損金を埋め、なお欠損金に残高があるときは、資本剰余金をもって埋めることができる。

附　則

この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

津市水道水源保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成２７年３月２７日

津市長　前　葉　泰　幸

津市条例第２４号

津市水道水源保護条例の一部を改正する条例

津市水道水源保護条例（平成１９年津市条例第６号）の一部を次のように改正する。

第１０条中「第２５２条の２第１項」を「第２５２条の２の２第１項」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

津市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成２７年３月２７日

津市長　前　葉　泰　幸

津市条例第２５号

津市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市運動施設の設置及び管理に関する条例（平成１８年津市条例第２５０号）の一部を次のように改正する。

第６条中「別表第３１」を「別表第３０」に改める。

第２４条中「別表第３１」を「別表第３０」に、「別表第３２から別表第４７まで」を「別表第３１から別表第４６まで」に改める。

別表第１プールの部津市河芸プールの項を削る。

別表第１３を削り、別表第１４を別表第１３とし、別表第１５から別表第４７までを１表ずつ繰り上げる。

附　則

この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

津市農業共済条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成２７年３月２７日

津市長　前　葉　泰　幸

津市条例第２６号

津市農業共済条例の一部を改正する条例

津市農業共済条例（平成１８年津市条例第１８５号）の一部を次のように改正する。

第３２条第１項第２号から第６号までの規定中「１１月２０日」を「１２月１０日」に改める。

第３４条第２号から第６号までの規定中「１月２０日」を「２月１０日」に改める。

第３５条第５項中「１１月３０日」を「１２月２０日」に改める。

第１０７条中「７月３１日」を「８月１５日」に改める。

第１０８条中第３項を第５項とし、第２項の次に次の２項を加える。

３　畑作物共済加入者が、共済目的の種類等ごとに、法第１２０条の１４第２項及び法第１５０条の６第２項の規定により農林水産大臣が定めた２以上の金額のうち、２番目に高額なものと同額の金額から最低額と同額の金額までのいずれかの金額を単位当たり共済金額とする旨の申出をしたときは、当該畑作物共済加入者に係る第１項の単位当たり共済金額は、前項の規定にかかわらず、当該申出に係る金額とする。

４　前項の申出は、毎年、加入申込書に記入して本市に提出してするものとする。

別表第１水稲の項中「平成２３年産」を「平成２６年産」に、「平成２４年産」を「平成２７年産」に改め、同表麦１類の項中「平成２３年産」を「平成２６年産」に、「１１．４％」を「１５．７％」に、「７．９％」を「１０．２％」に、「６．０％」を「７．９％」に、「平成２４年産」を「平成２７年産」に改める。

別表第２を次のように改める。

別表第２（第３６条関係）

農作物共済の共済掛金率表

農作物共済の共済目的の種類等	農作物共済の共済事故等による種別		法第107条第４項の規定による危険段階別		共済掛金率	共済加入者負担共済掛金率
水稲	法第106条第１項第１号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の30	1	要領により算出した平成９年産から平成26年産までの水稲の被害率の平均が10.0％以上の農作物共済加入者	％ 0.782	％ 0.391000
			2	要領により算出した平成９年産から平成26年産までの水稲の被害率の平均が1.6％以上10.0％未満の農作物共済加入者	0.309	0.154500
			3	要領により算出した平成９年産から平成26年産までの水稲の被害率の平均が0.5％以上1.6％未満の農作物共済加入者	0.266	0.133000
			4	要領により算出した平成９年産から平成26年産までの水稲の被害率の平均が0.001％以上0.5％未満の農作物共済加入者	0.250	0.125000
			5	要領により算出した平成９年産から平成26年産までの水稲の被害率の平均が0.001％未満の農作物共済加入者	0.244	0.122000
				平成27年産の水稲以後新たに共済関係の存することとなる者	0.261	0.130500
		100分の40	1	要領により算出した平成９年産から平成26年産までの水稲の被害率の平均が10.0％以上の農作物共済加入者	0.443	0.221500
			2	要領により算出した平成９年産から平成26年産までの水稲の被害率の平均が1.6％以上10.0％未満の農作物共済加入者	0.175	0.087500
			3	要領により算出した平成９年産か	0.151	0.075500

				ら平成26年産までの水稲の被害率の平均が0.5％以上1.6％未満の農作物共済加入者		
			4	要領により算出した平成９年産から平成26年産までの水稲の被害率の平均が0.001％以上0.5％未満の農作物共済加入者	0.142	0.071000
			5	要領により算出した平成９年産から平成26年産までの水稲の被害率の平均が0.001％未満の農作物共済加入者	0.138	0.069000
				平成27年産の水稲以後新たに共済関係の存することとなる者	0.148	0.074000
		100分の50	1	要領により算出した平成９年産から平成26年産までの水稲の被害率の平均が10.0％以上の農作物共済加入者	0.276	0.138000
			2	要領により算出した平成９年産から平成26年産までの水稲の被害率の平均が1.6％以上10.0％未満の農作物共済加入者	0.109	0.054500
			3	要領により算出した平成９年産から平成26年産までの水稲の被害率の平均が0.5％以上1.6％未満の農作物共済加入者	0.094	0.047000
			4	要領により算出した平成９年産から平成26年産までの水稲の被害率の平均が0.001％以上0.5％未満の農作物共済加入者	0.088	0.044000
			5	要領により算出した平成９年産から平成26年産までの水稲の被害率の平均が0.001％未満の農作物共済加入者	0.086	0.043000
				平成27年産の水稲以後新たに共済関係の存することとなる者	0.092	0.046000
	法第106条第１項第２号に規定する金	100分の20	1	要領により算出した平成９年産から平成26年産までの水稲の被害率の平均が10.0％以上の農作物共済加入者	1.091	0.545500
			2	要領により算出した平成９年産から平成26年産までの水稲の被害率	0.431	0.215500

	額を共済金額とする農作物共済			の平均が1.6％以上10.0％未満の農作物共済加入者		
			3	要領により算出した平成９年産から平成26年産までの水稲の被害率の平均が0.5％以上1.6％未満の農作物共済加入者	0.371	0.185500
			4	要領により算出した平成９年産から平成26年産までの水稲の被害率の平均が0.001％以上0.5％未満の農作物共済加入者	0.349	0.174500
			5	要領により算出した平成９年産から平成26年産までの水稲の被害率の平均が0.001％未満の農作物共済加入者	0.340	0.170000
				平成27年産の水稲以後新たに共済関係の存することとなる者	0.364	0.182000
		100分の30	1	要領により算出した平成９年産から平成26年産までの水稲の被害率の平均が10.0％以上の農作物共済加入者	0.342	0.171000
			2	要領により算出した平成９年産から平成26年産までの水稲の被害率の平均が1.6％以上10.0％未満の農作物共済加入者	0.135	0.067500
			3	要領により算出した平成９年産から平成26年産までの水稲の被害率の平均が0.5％以上1.6％未満の農作物共済加入者	0.116	0.058000
			4	要領により算出した平成９年産から平成26年産までの水稲の被害率の平均が0.001％以上0.5％未満の農作物共済加入者	0.109	0.054500
			5	要領により算出した平成９年産から平成26年産までの水稲の被害率の平均が0.001％未満の農作物共済加入者	0.107	0.053500
				平成27年産の水稲以後新たに共済関係の存することとなる者	0.114	0.057000
		100分の40	1	要領により算出した平成９年産から平成26年産までの水稲の被害率の平均が10.0％以上の農作物共済	0.147	0.073500

				加入者		
			2	要領により算出した平成９年産から平成26年産までの水稲の被害率の平均が1.6％以上10.0％未満の農作物共済加入者	0.058	0.029000
			3	要領により算出した平成９年産から平成26年産までの水稲の被害率の平均が0.5％以上1.6％未満の農作物共済加入者	0.050	0.025000
			4	要領により算出した平成９年産から平成26年産までの水稲の被害率の平均が0.001％以上0.5％未満の農作物共済加入者	0.047	0.023500
			5	要領により算出した平成９年産から平成26年産までの水稲の被害率の平均が0.001％未満の農作物共済加入者	0.046	0.023000
				平成27年産の水稲以後新たに共済関係の存することとなる者	0.049	0.024500
	法第106条第１項第３号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の10	1	要領により算出した平成９年産から平成26年産までの水稲の被害率の平均が10.0％以上の農作物共済加入者	2.610	1.305000
			2	要領により算出した平成９年産から平成26年産までの水稲の被害率の平均が1.6％以上10.0％未満の農作物共済加入者	1.031	0.515500
			3	要領により算出した平成９年産から平成26年産までの水稲の被害率の平均が0.5％以上1.6％未満の農作物共済加入者	0.888	0.444000
			4	要領により算出した平成９年産から平成26年産までの水稲の被害率の平均が0.001％以上0.5％未満の農作物共済加入者	0.834	0.417000
			5	要領により算出した平成９年産から平成26年産までの水稲の被害率の平均が0.001％未満の農作物共済加入者	0.814	0.407000
				平成27年産の水稲以後新たに共済関係の存することとなる者	0.871	0.435500

		100分の20	1	要領により算出した平成９年産から平成26年産までの水稲の被害率の平均が10.0％以上の農作物共済加入者	0.689	0.344500
			2	要領により算出した平成９年産から平成26年産までの水稲の被害率の平均が1.6％以上10.0％未満の農作物共済加入者	0.272	0.136000
			3	要領により算出した平成９年産から平成26年産までの水稲の被害率の平均が0.5％以上1.6％未満の農作物共済加入者	0.234	0.117000
			4	要領により算出した平成９年産から平成26年産までの水稲の被害率の平均が0.001％以上0.5％未満の農作物共済加入者	0.220	0.110000
			5	要領により算出した平成９年産から平成26年産までの水稲の被害率の平均が0.001％未満の農作物共済加入者	0.215	0.107500
				平成27年産の水稲以後新たに共済関係の存することとなる者	0.230	0.115000
		100分の30	1	要領により算出した平成９年産から平成26年産までの水稲の被害率の平均が10.0％以上の農作物共済加入者	0.123	0.061500
			2	要領により算出した平成９年産から平成26年産までの水稲の被害率の平均が1.6％以上10.0％未満の農作物共済加入者	0.049	0.024500
			3	要領により算出した平成９年産から平成26年産までの水稲の被害率の平均が0.5％以上1.6％未満の農作物共済加入者	0.042	0.021000
			4	要領により算出した平成９年産から平成26年産までの水稲の被害率の平均が0.001％以上0.5％未満の農作物共済加入者	0.039	0.019500
			5	要領により算出した平成９年産から平成26年産までの水稲の被害率の平均が0.001％未満の農作物共	0.038	0.019000

				済加入者		
				平成27年産の水稲以後新たに共済関係の存することとなる者	0.041	0.020500
	法第150条の３の３第１項に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の90	1	要領により算出した平成９年産から平成26年産までの水稲の被害率の平均が10.0％以上の農作物共済加入者	2.747	1.373500
			2	要領により算出した平成９年産から平成26年産までの水稲の被害率の平均が1.6％以上10.0％未満の農作物共済加入者	1.086	0.543000
			3	要領により算出した平成９年産から平成26年産までの水稲の被害率の平均が0.5％以上1.6％未満の農作物共済加入者	0.935	0.467500
			4	要領により算出した平成９年産から平成26年産までの水稲の被害率の平均が0.001％以上0.5％未満の農作物共済加入者	0.878	0.439000
			5	要領により算出した平成９年産から平成26年産までの水稲の被害率の平均が0.001％未満の農作物共済加入者	0.857	0.428500
				平成27年産の水稲以後新たに共済関係の存することとなる者	0.917	0.458500
		100分の80	1	要領により算出した平成９年産から平成26年産までの水稲の被害率の平均が10.0％以上の農作物共済加入者	0.722	0.361000
			2	要領により算出した平成９年産から平成26年産までの水稲の被害率の平均が1.6％以上10.0％未満の農作物共済加入者	0.285	0.142500
			3	要領により算出した平成９年産から平成26年産までの水稲の被害率の平均が0.5％以上1.6％未満の農作物共済加入者	0.246	0.123000
			4	要領により算出した平成９年産から平成26年産までの水稲の被害率の平均が0.001％以上0.5％未満の農作物共済加入者	0.231	0.115500

			5	要領により算出した平成９年産から平成26年産までの水稲の被害率の平均が0.001％未満の農作物共済加入者	0.225	0.112500
				平成27年産の水稲以後新たに共済関係の存することとなる者	0.241	0.120500
		100分の70	1	要領により算出した平成９年産から平成26年産までの水稲の被害率の平均が10.0％以上の農作物共済加入者	0.129	0.064500
			2	要領により算出した平成９年産から平成26年産までの水稲の被害率の平均が1.6％以上10.0％未満の農作物共済加入者	0.051	0.025500
			3	要領により算出した平成９年産から平成26年産までの水稲の被害率の平均が0.5％以上1.6％未満の農作物共済加入者	0.044	0.022000
			4	要領により算出した平成９年産から平成26年産までの水稲の被害率の平均が0.001％以上0.5％未満の農作物共済加入者	0.041	0.020500
			5	要領により算出した平成９年産から平成26年産までの水稲の被害率の平均が0.001％未満の農作物共済加入者	0.040	0.020000
				平成27年産の水稲以後新たに共済関係の存することとなる者	0.043	0.021500
麦１類	法第106条第１項第１号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の30	1	要領により算出した平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の平均が15.7％以上の農作物共済加入者	9.624	4.532904
			2	要領により算出した平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の平均が10.2％以上15.7％未満の農作物共済加入者	8.041	3.787311
			3	要領により算出した平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の平均が7.9％以上10.2％未満の農作物共済加入者	7.102	3.345042
			4	要領により算出した平成10年産か	6.227	2.932917

				ら平成26年産までの麦の被害率の平均が0.001％以上7.9％未満の農作物共済加入者		
			5	要領により算出した平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の平均が0.001％未満の農作物共済加入者	4.812	2.266452
				平成27年産の麦以後新たに共済関係の存することとなる者	7.142	3.363882
		100分の40	1	要領により算出した平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の平均が15.7％以上の農作物共済加入者	7.434	3.546018
			2	要領により算出した平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の平均が10.2％以上15.7％未満の農作物共済加入者	6.211	2.962647
			3	要領により算出した平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の平均が7.9％以上10.2％未満の農作物共済加入者	5.486	2.616822
			4	要領により算出した平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の平均が0.001％以上7.9％未満の農作物共済加入者	4.810	2.294370
			5	要領により算出した平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の平均が0.001％未満の農作物共済加入者	3.717	1.773009
				平成27年産の麦以後新たに共済関係の存することとなる者	5.517	2.631609
		100分の50	1	要領により算出した平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の平均が15.7％以上の農作物共済加入者	5.478	2.667786
			2	要領により算出した平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の平均が10.2％以上15.7％未満の農作物共済加入者	4.577	2.228999
			3	要領により算出した平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の	4.042	1.968454

				平均が7.9％以上10.2％未満の農作物共済加入者		
			4	要領により算出した平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の平均が0.001％以上7.9％未満の農作物共済加入者	3.544	1.725928
			5	要領により算出した平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の平均が0.001％未満の農作物共済加入者	2.739	1.333893
				平成27年産の麦以後新たに共済関係の存することとなる者	4.065	1.979655
	法第106条第１項第２号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の20	1	要領により算出した平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の平均が15.7％以上の農作物共済加入者	9.982	4.691540
			2	要領により算出した平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の平均が10.2％以上15.7％未満の農作物共済加入者	8.340	3.919800
			3	要領により算出した平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の平均が7.9％以上10.2％未満の農作物共済加入者	7.367	3.462490
			4	要領により算出した平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の平均が0.001％以上7.9％未満の農作物共済加入者	6.459	3.035730
			5	要領により算出した平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の平均が0.001％未満の農作物共済加入者	4.991	2.345770
				平成27年産の麦以後新たに共済関係の存することとなる者	7.408	3.481760
		100分の30	1	要領により算出した平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の平均が15.7％以上の農作物共済加入者	7.192	3.437776
			2	要領により算出した平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の平均が10.2％以上15.7％未満の農	6.009	2.872302

				作物共済加入者		
			3	要領により算出した平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の平均が7.9％以上10.2％未満の農作物共済加入者	5.307	2.536746
			4	要領により算出した平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の平均が0.001％以上7.9％未満の農作物共済加入者	4.653	2.224134
			5	要領により算出した平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の平均が0.001％未満の農作物共済加入者	3.596	1.718888
				平成27年産の麦以後新たに共済関係の存することとなる者	5.337	2.551086
		100分の40	1	要領により算出した平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の平均が15.7％以上の農作物共済加入者	5.158	2.522262
			2	要領により算出した平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の平均が10.2％以上15.7％未満の農作物共済加入者	4.310	2.107590
			3	要領により算出した平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の平均が7.9％以上10.2％未満の農作物共済加入者	3.807	1.861623
			4	要領により算出した平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の平均が0.001％以上7.9％未満の農作物共済加入者	3.338	1.632282
			5	要領により算出した平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の平均が0.001％未満の農作物共済加入者	2.579	1.261131
				平成27年産の麦以後新たに共済関係の存することとなる者	3.828	1.871892
	法第106条第１項第３号	100分の10	1	要領により算出した平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の平均が15.7％以上の農作物共済加入者	12.799	5.964334

	に規定する金額を共済金額とする農作物共済		2	要領により算出した平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の平均が10.2％以上15.7％未満の農作物共済加入者	10.694	4.983404
			3	要領により算出した平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の平均が7.9％以上10.2％未満の農作物共済加入者	9.445	4.401370
			4	要領により算出した平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の平均が0.001％以上7.9％未満の農作物共済加入者	8.281	3.858946
			5	要領により算出した平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の平均が0.001％未満の農作物共済加入者	6.399	2.981934
				平成27年産の麦以後新たに共済関係の存することとなる者	9.498	4.426068
		100分の20	1	要領により算出した平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の平均が15.7％以上の農作物共済加入者	9.589	4.516419
			2	要領により算出した平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の平均が10.2％以上15.7％未満の農作物共済加入者	8.012	3.773652
			3	要領により算出した平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の平均が7.9％以上10.2％未満の農作物共済加入者	7.076	3.332796
			4	要領により算出した平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の平均が0.001％以上7.9％未満の農作物共済加入者	6.204	2.922084
			5	要領により算出した平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の平均が0.001％未満の農作物共済加入者	4.794	2.257974
				平成27年産の麦以後新たに共済関係の存することとなる者	7.116	3.351636
		100分	1	要領により算出した平成10年産か	6.929	3.318991

		の30		ら平成26年産までの麦の被害率の平均が15.7％以上の農作物共済加入者		
			2	要領により算出した平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の平均が10.2％以上15.7％未満の農作物共済加入者	5.789	2.772931
			3	要領により算出した平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の平均が7.9％以上10.2％未満の農作物共済加入者	5.113	2.449127
			4	要領により算出した平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の平均が0.001％以上7.9％未満の農作物共済加入者	4.483	2.147357
			5	要領により算出した平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の平均が0.001％未満の農作物共済加入者	3.464	1.659256
				平成27年産の麦以後新たに共済関係の存することとなる者	5.142	2.463018
	法第150条の３の３第１項に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の90	1	要領により算出した平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の平均が15.7％以上の農作物共済加入者	12.161	5.679187
			2	要領により算出した平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の平均が10.2％以上15.7％未満の農作物共済加入者	10.161	4.745187
			3	要領により算出した平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の平均が7.9％以上10.2％未満の農作物共済加入者	8.974	4.190858
			4	要領により算出した平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の平均が0.001％以上7.9％未満の農作物共済加入者	7.869	3.674823
			5	要領により算出した平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の平均が0.001％未満の農作物共済加入者	6.081	2.839827

				平成27年産の麦以後新たに共済関係の存することとなる者	9.025	4.214675
		100分の80	1	要領により算出した平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の平均が15.7％以上の農作物共済加入者	9.093	4.291896
			2	要領により算出した平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の平均が10.2％以上15.7％未満の農作物共済加入者	7.597	3.585784
			3	要領により算出した平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の平均が7.9％以上10.2％未満の農作物共済加入者	6.710	3.167120
			4	要領により算出した平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の平均が0.001％以上7.9％未満の農作物共済加入者	5.883	2.776776
			5	要領により算出した平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の平均が0.001％未満の農作物共済加入者	4.547	2.146184
				平成27年産の麦以後新たに共済関係の存することとなる者	6.748	3.185056
		100分の70	1	要領により算出した平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の平均が15.7％以上の農作物共済加入者	6.600	3.174600
			2	要領により算出した平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の平均が10.2％以上15.7％未満の農作物共済加入者	5.515	2.652715
			3	要領により算出した平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の平均が7.9％以上10.2％未満の農作物共済加入者	4.871	2.342951
			4	要領により算出した平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の平均が0.001％以上7.9％未満の農作物共済加入者	4.270	2.053870
			5	要領により算出した平成10年産か	3.300	1.587300

				ら平成26年産までの麦の被害率の平均が0.001％未満の農作物共済加入者		
				平成27年産の麦以後新たに共済関係の存することとなる者	4.898	2.355938
麦２類、麦３類、麦４類及び麦５類	法第106条第１項第１号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の30			7.142	3.363882
		100分の40			5.517	2.631609
		100分の50			4.065	1.979655
	法第106条第１項第２号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の20			7.408	3.481760
		100分の30			5.337	2.551086
		100分の40			3.828	1.871892
	法第106条第１項第３号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の10			9.498	4.426068
		100分の20			7.116	3.351636
		100分の30			5.142	2.463018
	法第150条	100分の90			9.025	4.214675

	の３の３第１項に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の80			6.748	3.185056
		100分の70			4.898	2.355938

附　則

１　この条例は、三重県知事の認可のあった日から施行する。

２　改正後の津市農業共済条例の規定は、水稲については平成２７年産のものから、麦については平成２８年産のものから適用し、平成２７年産の麦については、なお従前の例による。

津市職員の給与に関する条例及び津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成２７年３月２７日

津市長　前　葉　泰　幸

津市条例第２７号

津市職員の給与に関する条例及び津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

（津市職員の給与に関する条例の一部改正）

第１条　津市職員の給与に関する条例（平成１８年津市条例第４２号）の一部を次のように改正する。

第２２条第２項第１号中「１００分の１８」を「１００分の２０」に改め、同項第２号中「１００分の１５」を「１００分の１６」に改め、同項第３号中「１００分の１２」を「１００分の１５」に改め、同項第４号中「１００分の１０」を「１００分の１２」に改め、同項第５号中「１００分の６」を「１００分の１０」に改め、同項第６号中「１００分の３」を「１００分の６」に改め、同項に次の１号を加える。

⑺　７級地　１００分の３

第２５条第２項中「２３，０００円」を「３０，０００円」に、「１８，０００円」を「７０，０００円」に改める。

第３１条第１項中「年末年始の休日等」の次に「（次項において「週休日等」という。）」を加え、同条第２項を次のように改める。

２　前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前０時から午前５時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第３１条第４項中「前３項」を「前各項」に改め、同項を同条第５項とし、同条第３項を同条第４項とし、同条第２項の次に次の１項を加える。

３　管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

⑴　第１項に規定する場合　同項の勤務１回につき、１２，０００円を超えない範囲内において規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に１００分の１５０を乗じて得た額）

⑵　前項に規定する場合　同項の勤務１回につき、６，０００円を超えない範囲内において規則で定める額

第４３条中「第２２条第３項、第２３条及び第２５条」を「第２２条第４項及び第２３条」に改める。

附則第９項中「当分の間」を「平成３１年３月３１日までの間」に改める。

別表第１及び別表第２を次のように改める。

別表第１　行政職給料表（第７条関係）

職員の区分	職務の級 / 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額	6級 給料月額	7級 給料月額	8級 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1	135,400	187,700	223,900	258,300	285,000	315,800	360,100	405,800
	2	136,500	189,500	225,500	260,400	287,200	318,000	362,700	408,200
	3	137,600	191,300	227,100	262,300	289,500	320,300	365,200	410,700
	4	138,700	193,100	228,700	264,400	291,700	322,500	367,800	413,100
	5	139,900	194,700	230,300	266,300	293,700	324,800	369,900	415,000
	6	141,000	196,500	232,000	268,300	296,000	326,800	372,400	417,300
	7	142,100	198,300	233,600	270,400	298,300	329,000	374,800	419,400
	8	143,200	200,100	235,200	272,500	300,600	331,200	377,300	421,600
	9	144,300	201,800	236,800	274,600	302,700	333,300	379,800	423,600
	10	145,400	203,600	238,400	276,600	305,000	335,500	382,500	425,700
	11	146,500	205,400	240,000	278,700	307,200	337,600	385,100	427,800
	12	147,900	207,200	241,600	280,800	309,500	339,800	387,800	429,900
	13	149,200	208,600	243,200	282,800	311,700	341,800	390,200	431,600
	14	150,500	210,400	244,700	284,900	313,800	343,800	392,500	433,400
	15	151,800	212,100	246,200	286,900	316,000	345,900	394,700	435,400
	16	153,300	213,900	247,700	289,000	318,100	347,900	397,100	437,400
	17	154,800	215,600	249,200	291,000	320,200	349,800	398,900	439,300
	18	156,400	217,300	251,100	293,000	322,200	351,800	400,900	441,100
	19	157,700	219,000	252,900	295,100	324,300	353,700	402,800	442,900
	20	159,200	220,600	254,700	297,100	326,300	355,600	404,600	444,600
	21	160,700	222,200	256,400	299,200	328,300	357,600	406,500	446,400
	22	162,200	223,900	258,300	301,300	330,400	359,500	408,300	447,900
	23	163,600	225,600	260,200	303,300	332,400	361,500	410,100	449,300
	24	166,300	227,200	261,900	305,400	334,500	363,400	412,000	450,800
	25	168,900	228,700	263,900	307,200	336,100	365,400	413,800	452,200
	26	171,500	230,300	265,800	309,300	338,000	367,300	415,300	453,500
	27	174,200	231,800	267,600	311,400	340,000	369,300	416,800	454,800
	28	175,900	233,200	269,500	313,400	341,900	371,300	418,400	456,000
	29	177,600	234,600	271,200	315,400	343,600	372,800	420,000	457,000
	30	179,300	235,800	273,100	317,400	345,500	374,600	421,300	457,700
	31	180,800	237,000	275,000	319,500	347,400	376,400	422,600	458,500
	32	182,600	238,300	276,800	321,600	349,200	378,000	423,800	459,200
	33	184,400	239,600	278,500	323,100	351,100	379,800	425,000	459,900
	34	186,100	241,000	280,400	325,100	352,900	381,200	426,300	460,700
	35	187,700	242,300	282,200	327,100	354,700	382,700	427,600	461,400
	36	189,200	243,600	284,100	329,200	356,400	384,300	428,800	462,000
	37	190,700	244,600	285,800	331,100	357,800	385,700	430,000	462,500
	38	192,200	246,100	287,500	333,000	359,100	386,900	430,800	463,100
	39	193,500	247,700	289,300	335,000	360,500	388,100	431,600	463,700
	40	194,800	249,200	291,100	336,900	361,900	389,200	432,400	464,300
	41	196,100	250,600	292,800	338,800	363,200	390,300	433,000	464,800
	42	197,400	252,000	294,500	340,700	364,100	391,500	433,700	465,300
	43	198,700	253,400	296,200	342,500	365,200	392,700	434,400	465,700
	44	200,000	254,800	297,800	344,400	366,300	393,800	435,100	466,000
	45	201,300	256,000	299,500	345,900	367,100	394,500	435,900	466,300
	46	202,600	257,300	301,200	347,300	368,000	395,200	436,700	466,600
	47	203,800	258,700	302,800	348,800	368,900	395,900	437,100	466,900
	48	205,100	260,100	304,500	350,300	369,800	396,600	437,800	467,200
	49	206,400	261,400	305,700	351,900	370,700	397,200	438,300	467,500
	50	207,700	262,500	307,200	352,700	371,500	397,800	438,700	467,800
	51	208,800	263,800	308,800	353,900	372,300	398,300	439,100	468,100
	52	209,900	265,100	310,400	354,900	373,100	398,700	439,500	468,400
	53	211,000	266,200	312,000	355,800	373,800	399,100	439,900	468,700

54	212, 100	267, 300	313, 600	356, 900	374, 500	399, 400	440, 300	469, 000
55	213, 300	268, 600	315, 200	357, 800	375, 200	399, 700	440, 700	469, 300
56	214, 300	269, 900	316, 700	358, 900	375, 900	400, 000	441, 000	469, 600
57	215, 300	271, 000	318, 200	359, 800	376, 400	400, 300	441, 300	469, 900
58	216, 300	272, 000	319, 400	360, 500	377, 000	400, 600	441, 700	470, 200
59	217, 100	273, 100	320, 600	361, 200	377, 600	400, 900	442, 000	470, 500
60	218, 100	274, 200	321, 800	361, 900	378, 300	401, 200	442, 300	470, 800
61	219, 000	275, 400	322, 500	362, 300	378, 700	401, 500	442, 600	471, 100
62	220, 000	276, 400	323, 400	362, 900	379, 400	401, 800	442, 900	471, 400
63	220, 800	277, 300	324, 200	363, 600	380, 000	402, 100	443, 200	471, 700
64	221, 800	278, 300	325, 000	364, 300	380, 600	402, 400	443, 500	472, 000
65	222, 800	279, 100	325, 900	364, 600	381, 000	402, 700	443, 800	472, 300
66	223, 800	280, 000	326, 300	365, 300	381, 600	403, 000	444, 100	472, 600
67	224, 500	280, 800	327, 000	366, 000	382, 200	403, 300	444, 400	472, 900
68	225, 500	281, 700	327, 800	366, 700	382, 800	403, 600	444, 700	473, 200
69	226, 500	282, 700	328, 600	367, 000	383, 200	403, 800	445, 000	
70	227, 600	283, 500	329, 300	367, 600	383, 700	404, 100	445, 300	
71	228, 400	284, 300	330, 000	368, 300	384, 200	404, 400	445, 600	
72	229, 200	285, 100	330, 700	368, 900	384, 800	404, 700	445, 900	
73	230, 000	285, 900	331, 200	369, 200	385, 100	404, 900	446, 200	
74	230, 800	286, 400	331, 800	369, 800	385, 500	405, 200	446, 500	
75	231, 600	286, 800	332, 300	370, 500	385, 900	405, 500	446, 800	
76	232, 300	287, 300	332, 900	371, 100	386, 300	405, 700	447, 100	
77	233, 000	287, 400	333, 200	371, 500	386, 600	405, 900	447, 400	
78	233, 700	287, 800	333, 700	372, 000	386, 900	406, 200	447, 700	
79	234, 400	288, 000	334, 100	372, 600	387, 200	406, 500	448, 000	
80	235, 200	288, 400	334, 600	373, 100	387, 500	406, 700	448, 300	
81	236, 000	288, 600	335, 000	373, 600	387, 700	406, 900	448, 600	
82	236, 800	288, 800	335, 500	374, 200	388, 000	407, 200	448, 900	
83	237, 500	289, 200	336, 000	374, 700	388, 300	407, 500	449, 200	
84	238, 200	289, 500	336, 500	375, 000	388, 500	407, 700	449, 500	
85	238, 900	289, 800	336, 800	375, 400	388, 700	407, 900	449, 800	
86	239, 600	290, 100	337, 200	375, 900	389, 000	408, 100	450, 100	
87	240, 300	290, 400	337, 700	376, 300	389, 300	408, 300	450, 400	
88	241, 000	290, 800	338, 100	376, 700	389, 500	408, 500	450, 700	
89	241, 700	291, 100	338, 400	377, 100	389, 700	408, 700	451, 000	
90	242, 400	291, 500	338, 800	377, 600	390, 000	408, 900	451, 300	
91	243, 100	291, 800	339, 300	378, 000	390, 300	409, 100	451, 600	
92	243, 600	292, 200	339, 700	378, 400	390, 500	409, 300	451, 900	
93	244, 100	292, 300	339, 900	378, 700	390, 700	409, 500	452, 200	
94	244, 600	292, 500	340, 300	379, 000	390, 900	409, 700	452, 500	
95	244, 900	292, 900	340, 800	379, 300	391, 100	409, 900	452, 800	
96		293, 300	341, 200	379, 600	391, 300	410, 100	453, 100	
97		293, 500	341, 300	379, 900	391, 500	410, 300	453, 400	
98		293, 800	341, 800	380, 200	391, 700	410, 500	453, 700	
99		294, 200	342, 200	380, 500	391, 900	410, 700	454, 000	
100		294, 600	342, 500	380, 800	392, 100	410, 900	454, 300	
101		294, 800	342, 800	381, 100	392, 300	411, 100	454, 600	
102		295, 100	343, 200	381, 400	392, 500	411, 300	454, 900	
103		295, 500	343, 600	381, 700	392, 700	411, 500	455, 200	
104		295, 800	344, 000	382, 000	392, 900	411, 700	455, 500	
105		296, 000	344, 500	382, 300	393, 100	411, 900	455, 800	
106		296, 300	344, 900	382, 600	393, 300	412, 100	456, 100	
107		296, 700	345, 300	382, 900	393, 500	412, 300	456, 400	
108		297, 000	345, 700	383, 200	393, 700	412, 500	456, 700	
109		297, 200	346, 200	383, 500	393, 900	412, 700	457, 000	
110		297, 600	346, 600	383, 800	394, 100	412, 900	457, 300	
111		298, 000	346, 900	384, 100	394, 300	413, 100	457, 600	

112		298, 300	347, 200	384, 400	394, 500	413, 300	457, 900	
113		298, 400	347, 700	384, 700	394, 700	413, 500	458, 200	
114		298, 700	348, 200	385, 000	394, 900	413, 700	458, 500	
115		299, 000	348, 700	385, 300	395, 100	413, 900		
116		299, 400	349, 200	385, 600	395, 300	414, 100		
117		299, 600	349, 700	385, 900	395, 500	414, 300		
118		299, 800	350, 200	386, 200	395, 700	414, 500		
119		300, 100	350, 700	386, 500	395, 900	414, 700		
120		300, 400	351, 200	386, 800	396, 100	414, 900		
121		300, 800	351, 700	387, 100	396, 300	415, 100		
122		301, 000	352, 200	387, 400	396, 500	415, 300		
123		301, 300	352, 700	387, 700	396, 700	415, 500		
124		301, 600	353, 200	388, 000	396, 900	415, 700		
125		301, 900	353, 700	388, 300	397, 100	415, 900		
126			354, 200	388, 600	397, 300	416, 100		
127			354, 700	388, 900	397, 500	416, 300		
128			355, 200	389, 200	397, 700	416, 500		
129			355, 700	389, 500	397, 900	416, 700		
130			356, 200	389, 800	398, 100	416, 900		
131			356, 700	390, 100	398, 300	417, 100		
132			357, 200	390, 400	398, 500	417, 300		
133			357, 700	390, 700	398, 700	417, 500		
134			358, 200	391, 000	398, 900	417, 700		
135			358, 700	391, 300	399, 100	417, 900		
136			359, 200	391, 600	399, 300	418, 100		
137			359, 700	391, 900	399, 500	418, 300		
138			360, 200	392, 200	399, 700	418, 500		
139			360, 700	392, 500	399, 900	418, 700		
140			361, 200	392, 800	400, 100	418, 900		
141			361, 700	393, 100	400, 300	419, 100		
142			362, 200	393, 400	400, 500	419, 300		
143			362, 700	393, 700	400, 700	419, 500		
144			363, 200	394, 000	400, 900	419, 700		
145			363, 700	394, 300	401, 100	419, 900		
146			364, 200	394, 600	401, 300	420, 100		
147			364, 700	394, 900	401, 500	420, 300		
148			365, 200	395, 200	401, 700	420, 500		
149			365, 700	395, 500	401, 900	420, 700		
150			366, 200	395, 800	402, 100	420, 900		
151			366, 700	396, 100	402, 300	421, 100		
152			367, 200	396, 400	402, 500	421, 300		
153			367, 700	396, 700	402, 700	421, 500		
154			368, 200	397, 000	402, 900	421, 700		
155			368, 700	397, 300	403, 100	421, 900		
156			369, 200	397, 600	403, 300	422, 100		
157			369, 700		403, 500	422, 300		
158			370, 200		403, 700	422, 500		
159			370, 700		403, 900			
160			371, 200		404, 100			
161			371, 700		404, 300			
162			372, 200		404, 500			
163			372, 700		404, 700			
164			373, 200		404, 900			
165			373, 700		405, 100			
166			374, 200		405, 300			
167			374, 700		405, 500			
168			375, 200		405, 700			
169			375, 700					

	170			376,200					
	171			376,700					
	172			377,200					
	173			377,700					
	174			378,200					
再任用職員		185,400	212,900	252,900	272,300	287,400	312,800	354,500	387,600

備考　この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第44条に規定する職員を除く。

別表第２　教育職給料表（第７条関係）

ア　教育職給料表（一）

職務の級	1級	2級	3級	4級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	207,000	267,500	315,300	401,900
2	209,200	270,500	318,300	404,200
3	211,400	273,400	321,500	406,600
4	213,600	276,200	324,600	409,100
5	215,700	279,100	328,000	411,500
6	217,900	281,600	330,800	414,000
7	220,100	283,900	333,700	416,400
8	222,200	286,300	336,600	418,900
9	224,500	289,100	339,600	420,900
10	226,900	291,600	342,800	423,400
11	229,300	294,200	346,000	425,800
12	231,700	296,800	349,300	428,200
13	234,000	299,300	352,400	429,900
14	236,400	301,500	354,700	432,100
15	238,800	303,700	357,200	434,400
16	241,200	305,800	359,800	436,700
17	243,300	308,100	362,500	439,000
18	246,400	310,300	364,700	441,400
19	249,500	312,500	367,000	443,700
20	252,600	314,700	369,200	446,100
21	255,500	316,800	371,300	448,300
22	258,500	319,600	373,400	450,600
23	261,400	322,300	375,500	453,000
24	264,300	325,100	377,600	455,300
25	267,100	327,400	379,500	457,300
26	269,700	329,700	381,300	459,500
27	272,300	332,100	383,200	461,600
28	275,100	334,600	385,100	463,800
29	278,000	337,000	387,100	465,900
30	280,400	339,200	388,800	468,200
31	282,800	341,400	390,500	470,400
32	285,200	343,500	392,200	472,500
33	287,800	345,700	394,000	474,400
34	290,200	348,000	395,800	476,500
35	292,800	350,300	397,400	478,800
36	295,200	352,500	399,200	481,000
37	297,800	354,500	400,500	483,100
38	299,500	356,500	402,200	485,100
39	301,400	358,600	403,800	487,000
40	303,300	360,500	405,400	488,900
41	305,200	362,500	406,700	490,900
42	306,300	364,400	408,300	492,800
43	307,300	366,200	409,800	494,600
44	308,200	368,000	411,400	496,500
45	309,200	370,000	412,800	498,400
46	310,400	371,800	414,400	500,200
47	311,600	373,400	415,900	502,000
48	312,700	375,200	417,500	503,900
49	313,700	377,100	418,900	505,600
50	314,800	378,800	420,200	507,300
51	315,800	380,600	421,500	509,100
52	316,800	382,300	422,800	511,000

53	318,000	383,600	423,500	512,600
54	319,000	385,100	424,500	514,200
55	320,100	386,500	425,400	515,900
56	321,100	388,100	426,300	517,500
57	322,200	389,500	427,200	519,100
58	323,300	390,900	428,100	520,400
59	324,400	392,300	429,000	521,700
60	325,400	393,800	429,900	522,900
61	326,500	395,100	430,800	524,100
62	327,500	396,500	431,700	525,100
63	328,600	398,000	432,700	526,100
64	329,700	399,500	433,800	527,100
65	330,600	400,500	434,700	527,700
66	331,700	401,600	435,700	528,600
67	332,700	402,600	436,700	529,500
68	333,800	403,700	437,600	530,400
69	334,700	404,700	438,600	531,300
70	335,800	405,600	439,600	532,100
71	336,800	406,400	440,600	532,800
72	337,900	407,200	441,600	533,300
73	338,500	408,000	442,600	534,000
74	339,500	408,900	443,500	534,500
75	340,500	409,700	444,400	535,300
76	341,500	410,500	445,400	535,900
77	342,500	411,200	446,200	536,400
78	343,500	411,600	446,700	536,900
79	344,500	411,900	447,400	537,400
80	345,400	412,200	448,000	537,900
81	346,400	412,500	448,800	538,400
82	347,400	412,800	449,500	538,900
83	348,400	413,100	449,800	539,400
84	349,400	413,400	450,400	539,900
85	350,000	413,700	450,800	540,400
86	350,600	414,000	451,100	540,900
87	351,200	414,300	451,400	541,400
88	351,800	414,600	451,700	541,900
89	352,400	414,800	452,000	542,400
90	352,800	415,100		542,900
91	353,200	415,400		543,400
92	353,700	415,700		543,900
93	354,200	415,900		544,400
94	354,600	416,200		544,900
95	355,100	416,500		545,400
96	355,600	416,800		545,900
97	356,200	417,000		546,400
98	356,700	417,300		546,900
99	357,100	417,600		547,400
100	357,600	417,800		547,900
101	358,000	418,000		548,400
102	358,500	418,300		548,900
103	358,900	418,600		549,400
104	359,400	418,800		549,900
105	359,900	419,000		550,400
106	360,300			550,900
107	360,800			551,400
108	361,300			551,900
109	361,700			552,400
110	362,200			552,900

111	362,700			553,400
112	363,100			553,900
113	363,500			554,400
114	363,900			554,900
115	364,400			555,400
116	364,800			555,900
117	365,200			556,400
118	365,600			556,900
119	366,100			557,400
120	366,500			557,900
121	366,800			558,400
122	367,200			558,900
123	367,700			559,400
124	368,000			559,900
125	368,400			560,400
126	368,900			560,900
127	369,400			561,400
128	369,800			561,900
129	370,200			562,400
130	370,600			562,900
131	371,000			563,400

備考　この表は、三重短期大学の学長、教授、准教授、講師、助教及び助手に適用する。

イ　教育職給料表（二）

職員の区分	職務の級 / 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額
		円	円	円
再任用職員以外の職員	1	158,300	255,300	284,800
	2	160,400	257,800	287,500
	3	162,500	260,200	290,400
	4	164,600	262,700	293,100
	5	166,700	265,300	295,700
	6	168,800	267,700	298,100
	7	170,900	270,000	300,600
	8	173,100	272,300	303,200
	9	175,100	274,800	305,700
	10	177,300	277,200	308,500
	11	179,500	279,600	311,300
	12	181,700	282,000	314,200
	13	184,000	284,500	316,800
	14	186,800	286,600	319,000
	15	189,500	288,700	321,200
	16	192,200	290,900	323,500
	17	195,100	293,100	325,800
	18	196,800	295,800	328,000
	19	198,400	298,400	330,300
	20	200,100	301,100	332,500
	21	201,900	303,600	334,800
	22	203,600	306,300	337,000
	23	205,300	308,800	339,300
	24	206,900	311,500	341,600
	25	208,700	314,200	343,700
	26	210,600	316,500	345,500
	27	212,500	318,900	347,400
	28	214,400	321,200	349,300
	29	216,100	323,500	351,200
	30	218,100	325,500	353,000
	31	220,100	327,700	354,700
	32	222,100	329,900	356,600
	33	224,000	332,000	358,300
	34	226,700	334,100	360,000
	35	229,400	336,200	361,700
	36	232,100	338,200	363,500
	37	234,700	340,300	365,400
	38	237,500	342,200	366,900
	39	240,100	344,200	368,500
	40	242,800	346,100	370,100
	41	245,400	348,000	371,400
	42	247,900	349,800	372,800
	43	250,400	351,600	374,300
	44	252,900	353,300	375,800
	45	255,600	355,100	377,300
	46	258,000	356,800	378,900
	47	260,300	358,400	380,500
	48	262,600	360,000	382,000
	49	264,900	361,400	383,400
	50	267,200	362,900	384,900
	51	269,400	364,600	386,400
	52	271,600	366,200	387,800
	53	274,000	367,700	389,000

54	276,000	369,200	390,300
55	278,100	370,700	391,400
56	280,200	372,200	392,500
57	282,200	373,700	394,000
58	284,800	375,100	395,200
59	287,200	376,500	396,400
60	289,700	377,800	397,700
61	291,900	378,700	398,900
62	294,500	379,900	399,900
63	297,000	381,100	401,300
64	299,700	382,200	402,600
65	302,100	383,200	403,800
66	304,500	384,400	404,900
67	307,000	385,400	406,100
68	309,400	386,500	407,200
69	311,800	387,700	408,200
70	314,000	388,700	409,400
71	316,100	389,800	410,600
72	318,300	391,000	411,800
73	320,600	392,000	412,400
74	322,700	393,100	413,200
75	324,900	394,200	413,900
76	326,900	395,300	414,400
77	329,100	396,200	414,700
78	331,200	397,100	415,100
79	333,400	398,100	415,500
80	335,600	399,100	415,900
81	337,400	399,900	416,200
82	339,300	400,700	416,600
83	341,200	401,400	417,000
84	343,000	402,200	417,300
85	344,800	402,900	417,600
86	346,600	403,700	418,000
87	348,300	404,400	418,400
88	350,100	405,100	418,700
89	351,500	405,700	419,000
90	353,100	406,400	419,300
91	354,800	406,900	419,600
92	356,300	407,600	419,800
93	357,700	408,000	420,000
94	359,000	408,400	420,200
95	360,400	408,700	420,400
96	361,800	409,000	420,600
97	363,300	409,300	420,800
98	364,600	409,600	421,000
99	365,900	409,900	421,200
100	367,100	410,100	421,400
101	368,100	410,300	421,600
102	369,100	410,600	421,800
103	370,100	410,900	422,000
104	371,100	411,100	422,200
105	372,000	411,300	422,400
106	373,000	411,600	422,600
107	374,000	411,900	422,800
108	375,000	412,100	423,000
109	375,800	412,300	423,200
110	376,700	412,600	423,400
111	377,600	412,900	423,600

112	378, 600	413, 100	423, 800
113	379, 400	413, 300	424, 000
114	380, 400	413, 600	424, 200
115	381, 400	413, 900	424, 400
116	382, 400	414, 100	424, 600
117	383, 000	414, 300	424, 800
118	383, 900	414, 500	425, 000
119	384, 800	414, 700	425, 200
120	385, 700	414, 900	425, 400
121	386, 500	415, 100	425, 600
122	387, 200	415, 300	425, 800
123	388, 000	415, 500	426, 000
124	388, 800	415, 700	426, 200
125	389, 400	415, 900	426, 400
126	390, 200	416, 100	426, 600
127	390, 900	416, 300	426, 800
128	391, 600	416, 500	427, 000
129	392, 200	416, 700	427, 200
130	392, 900	416, 900	427, 400
131	393, 400	417, 100	427, 600
132	394, 000	417, 300	427, 800
133	394, 700	417, 500	428, 000
134	395, 300	417, 700	428, 200
135	395, 800	417, 900	428, 400
136	396, 300	418, 100	428, 600
137	396, 600	418, 300	428, 800
138	396, 900	418, 500	429, 000
139	397, 200	418, 700	429, 200
140	397, 500	418, 900	429, 400
141	397, 800	419, 100	429, 600
142	398, 100	419, 300	429, 800
143	398, 400	419, 500	430, 000
144	398, 700	419, 700	430, 200
145	399, 000	419, 900	430, 400
146	399, 300	420, 100	430, 600
147	399, 600	420, 300	430, 800
148	399, 900	420, 500	431, 000
149	400, 100	420, 700	431, 200
150	400, 400	420, 900	431, 400
151	400, 700	421, 100	431, 600
152	400, 900	421, 300	431, 800
153	401, 100	421, 500	432, 000
154	401, 400	421, 700	432, 200
155	401, 700	421, 900	432, 400
156	401, 900	422, 100	
157	402, 100	422, 300	
158	402, 400	422, 500	
159	402, 700	422, 700	
160	402, 900	422, 900	
161	403, 100	423, 100	
162	403, 300	423, 300	
163	403, 500	423, 500	
164	403, 700	423, 700	
165	403, 900	423, 900	
166	404, 100	424, 100	
167	404, 300	424, 300	
168	404, 500	424, 500	
169	404, 700	424, 700	

	170	404,900	424,900	
	171	405,100		
	172	405,300		
	173	405,500		
	174	405,700		
	175	405,900		
	176	406,100		
	177	406,300		
	178	406,500		
	179	406,700		
	180	406,900		
	181	407,100		
	182	407,300		
	183	407,500		
	184	407,700		
	185	407,900		
	186	408,100		
再任用職員		268,800	295,800	322,100

備考　この表は、幼稚園の園長、主任、教諭及び養護教諭に適用する。

（津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第２条　津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成２２年津市条例第３号）の一部を次のように改正する。

別表第１中「３７７，０００」を「３７０，０００」に、「４２６，０００」を「４１８，０００」に、「４７９，０００」を「４７０，０００」に、「５４２，０００」を「５３１，０００」に、「６１８，０００」を「６０６，０００」に、「７２２，０００」を「７０８，０００」に、「８４５，０００」を「８２８，０００」に改める。

別表第２中「１８５，８００」を「１８５，４００」に、「２１３，４００」を「２１２，９００」に、「２５７，６００」を「２５２，９００」に、「２７７，８００」を「２７２，３００」に、「２９３，２００」を「２８７，４００」に、「３１９，１００」を「３１２，８００」に、「３６１，６００」を「３５４，５００」に、「３９５，４００」を「３８７，６００」に改める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

（施行日前の異動者の号給の調整）

第２条　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び任命権者の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、任命権者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給料の切替えに伴う経過措置）

第３条　施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（規則で定める職員を除く。）には、平成３１年３月３１日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（津市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）附則第９項の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、５５歳に達した日後における最初の４月１日（特定職員以外の者が５５歳に達した日後における最初の４月１日後に特定職員と

なった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に１００分の９８．５を乗じて得た額）を給料として支給する。

２　施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

３　施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前２項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前２項の規定に準じて、給料を支給する。

第４条　前条の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第３２条第５項（給与条例第３５条第４項において準用する場合及び津市職員の育児休業等に関する条例（平成１８年津市条例第３５条）第１６条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、給与条例第３２条第５項中「給料の月額」とあるのは「給料の月額と津市職員の給与に関する条例及び津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成２７年津市条例第２７号）附則第３条の規定による給料の額との合計額」とする。

（平成３０年３月３１日までの間における地域手当及び単身赴任手当に関する特例）

第５条　施行日から平成３０年３月３１日までの間における地域手当及び単身赴任手当の支給に関する次の表の左欄に掲げる給与条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第２２条第２項第１号	１００分の２０	１００分の２０を超えない範囲内で規則で定める割合
第２２条第２項第２号	１００分の１６	１００分の１６を超えない範囲内で規則で定める割合
第２２条第２項第３号	１００分の１５	１００分の１５を超えない範囲内で規則で定める割合
第２２条第２項第４号	１００分の１２	１００分の１２を超えない範囲内で規則で定める割合

第２２条第２項第５号	１００分の１０	１００分の１０を超えない範囲内で規則で定める割合
第２２条第２項第６号	１００分の６	１００分の６を超えない範囲内で規則で定める割合
第２２条第２項第７号	１００分の３	１００分の３を超えない範囲内で規則で定める割合
第２５条第２項	３０，０００円	３０，０００円を超えない範囲内で規則で定める額

（規則への委任）

第６条　附則第２条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（津市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第７条　津市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第１８条の表第４３条の項を次のように改める。

第４３条	第２２条第４項及び第２３条	第２２条第４項、第２３条及び第２５条
	再任用職員	短時間勤務職員

津市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成２７年３月２７日

津市長　前　葉　泰　幸

津市条例第２８号

津市議会委員会条例の一部を改正する条例

津市議会委員会条例（平成１８年津市条例第２６５号）の一部を次のように改正する。

第２条第４号ウ中「下水道部」を「水道局及び下水道局並びに上下水道事業管理室」に改め、同号エを削り、同号オを同号エとする。

第２１条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に、「法令又は条例」を「法律」に改める。

附　則

１　この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

２　地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成２６年法律第７６号）附則第２条第１項の場合においては、改正後の第２１条（教育委員会の教育長に係る部分に限る。）の規定は適用せず、改正前の第２１条（教育委員会の委員長に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

津市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成２７年３月２７日

津市長　前　葉　泰　幸

津市条例第２９号

津市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

津市議会政務活動費の交付に関する条例（平成１８年津市条例第１０号）の一部を次のように改正する。

附則第６項中「平成２７年３月３１日」を「平成２８年３月３１日」に改める。

附　則

この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

津市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成２７年３月３１日

津市長　前　葉　泰　幸

津市条例第３０号

津市市税条例等の一部を改正する条例

（津市市税条例の一部改正）

第１条　津市市税条例（平成１８年津市条例第７１号）の一部を次のように改正する。

第４８条第６項中「第２条第１２号の７の３」を「第２条第１２号の７」に改める。

第５０条第３項中「第２条第１２号の７の２」を「第２条第１２号の６の７」に改める。

第１５７条第２項中「又は第２８項」を「、第２８項又は第３０項から第３３項まで」に改める。

附則第１１条の見出し及び第１２条（見出しを含む。）中「平成２４年度から平成２６年度まで」を「平成２７年度から平成２９年度まで」に改める。

附則第１２条の３の見出し中「平成２４年度から平成２６年度まで」を「平成２７年度から平成２９年度まで」に改め、同条中「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成２４年法律第１７号）附則第１０条第１項」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成２７年法律第２号）附則第１８条第１項」に、「平成２４年度から平成２６年度まで」を「平成２７年度から平成２９年度まで」に改める。

附則第１３条（見出しを含む。）中「平成２４年度から平成２６年度まで」を「平成２７年度から平成２９年度まで」に改める。

附則第１５条第１項中「平成２４年度から平成２６年度まで」を「平成２７年度から平成２９年度まで」に改め、同条第２項中「平成２７年３月３１日」を「平成３０年３月３１日」に改める。

附則第２２条（見出しを含む。）中「平成２４年度から平成２６年度まで」

を「平成２７年度から平成２９年度まで」に改める。

附則第２２条の３の見出し中「平成２４年度から平成２６年度まで」を「平成２７年度から平成２９年度まで」に改め、同条中「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律附則第１０条第１項」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成２７年法律第２号）附則第１８条第１項」に、「平成２４年度から平成２６年度まで」を「平成２７年度から平成２９年度まで」に改める。

附則第２３条（見出しを含む。）中「平成２４年度から平成２６年度まで」を「平成２７年度から平成２９年度まで」に改める。

附則第２６条中「第１１項、第１５項から第２２項まで、第２４項、第２６項、第３０項、第３４項、第３５項若しくは第４０項」を「第１３項、第１７項から第２４項まで、第２６項、第２８項、第３２項、第３６項、第３７項若しくは第４２項」に、「第２８項」を「第３０項から第３３項まで」に改める。

（津市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第２条　津市市税条例等の一部を改正する条例（平成２６年津市条例第１８号）の一部を次のように改正する。

附則第１条第３号中「第８２条の改正規定」を「第８２条第２号の改正規定（同号ア（３，６００円に係る部分に限る。）及び同号イに係る部分を除く。）」に、「附則第４条」を「附則第４条第１項」に改め、同条第５号中「及び第５２条第１項」を「、第５２条第１項並びに第８２条第１号、第２号（同号ア（３，６００円に係る部分に限る。）及び同号イに係る部分に限る。）及び第３号」に、「附則第５条」を「附則第４条第２項、第５条」に改める。

附則第４条中「第８２条」を「第８２条第２号（同号ア（３，６００円に係る部分に限る。）及び同号イに係る部分を除く。）」に改め、同条に次の１項を加える。

２　新条例第８２条第１号、第２号（同号ア（３，６００円に係る部分に限る。）及び同号イに係る部分に限る。）及び第３号の規定は、平成２８年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成２７年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、平成２７年４月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、公布の日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第２条　第１条の規定による改正後の津市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、平成２７年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成２６年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第３条　新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成２７年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成２６年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

津市火葬場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成２７年３月１７日

津市長　前　葉　泰　幸

津市規則第５号

津市火葬場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市火葬場の設置及び管理に関する条例施行規則（平成１８年津市規則第１２０号）の一部を次のように改正する。

第１条中「津市火葬場の設置及び管理に関する条例施行規則」を「津市火葬場の設置及び管理に関する条例」に、「第２０条」を「第１２条」に改める。

第２条を削り、第３条を第２条とし、同条の次に次の１条を加える。

（休場日）

第３条　火葬場の休場日は、１月１日とする。ただし、市長が火葬場の管理上必要があると認めるときは、休場日を変更し、又は臨時に休場日を定めることができる。

第４条を次のように改める。

（使用時間）

第４条　火葬場を使用することができる時間は、午前９時から午後６時までとする。ただし、市長が火葬場の管理上必要があると認めるときは、この限りでない。

第５条中「第１３条第１項」を「第５条第１項」に、「第２号様式」を「第１号様式」に、「指定管理者」を「市長」に改める。

第６条第１項中「指定管理者」を「市長」に、「第３号様式」を「第２号様式」に改め、同条第２項中「指定管理者」を「市長」に改める。

第１１条を第１２条とする。

第１０条ただし書中「指定管理者」を「市長」に改め、同条を第１１条とする。

第９条の見出し中「利用料金」を「使用料」に改め、同条中「第１６条ただし書」を「第８条ただし書」に、「利用料金の」を「使用料の」に、「火葬場利用料金還付申請書」を「火葬場使用料還付申請書」に、「指定管理者」を「市長」に改め、同条を第１０条とする。

第８条の見出し中「利用料金」を「使用料」に改め、同条中「第１５条」を「第７条」に、「利用料金の」を「使用料の」に、「火葬場利用料金減免申請書」を「火葬場使用料減免申請書」に、「指定管理者」を「市長」に改め、同条を第９条とする。

第７条中「火葬場の使用許可を受けた者」を「使用者」に、「指定管理者の従業員」を「職員」に改め、同条を第８条とし、第６条の次に次の１条を加える。

（使用許可の取消し）

第７条　火葬場の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、火葬場の使用許可の取消しを受けようとするときは、火葬場使用許可取消届（第３号様式）に許可書を添えて市長に提出しなければならない。

第１号様式を削る。

第２号様式中「（あて先）津市（名称）火葬場指定管理者」を「（宛先）津市長」に、

「年　月　日　時　分　出棺　着」を

「年　月　日　時　分　着」に

改め、同様式を第１号様式とする。

第３号様式中「斎場」を「火葬場」に、

「年　月　日　時　分　出棺　着」を

「年　月　日　時　分　着」に、

「第１３条第１項」を「第５条第１項」に、「津市（名称）火葬場指定管理者」

を「津市長　（氏　　名）」に改め、同様式を第２号様式とし、同様式の次に次の１様式を加える。

第３号様式（第７条関係）

火 葬 場 使 用 許 可 取 消 届

年　　月　　日

（宛先）津市長

申　請　者	住 所			
	氏 名		連絡先	

次のとおり火葬場の使用許可の取消しを受けたいので、許可書を添えて届け出ます。

取消しに係る施設等及び使用日時	火葬場の名称	
	火　葬　炉	年　月　日　時　分　着
使用許可年月日		
取消しを受けようとする理由		

第４号様式中「第８条関係」を「第９条関係」に、「火葬場利用料金減免申請書」を「火葬場使用料減免申請書」に、「（あて先）津市（名称）火葬場指定管理者」を「（宛先）津市長」に、「利用料金」を「使用料」に改める。

第５号様式中「第９条関係」を「第１０条関係」に、「火葬場利用料金還付申請書」を「火葬場使用料還付申請書」に、「（あて先）津市（名称）火葬場指定管理者」を「（宛先）津市長」に、「利用料金」を「使用料」に改める。

附　則

この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

津市子ども・子育て支援法事務取扱規則をここに公布する。

平成２７年３月２７日

津市長　前　葉　泰　幸

津市規則第６号

津市子ども・子育て支援法事務取扱規則

子ども・子育て支援法に基づく支給認定に関する規則（平成２６年津市規則第４６号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この規則は、子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号。以下「法」という。）に基づく小学校就学前子どもに係る支給認定並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認等について、法、子ども・子育て支援法施行令（平成２６年政令第２１３号）及び子ども・子育て支援法施行規則（平成２６年内閣府令第４４号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　小学校就学前子ども　法第６条第１項に規定する小学校就学前子どもをいう。

⑵　支給認定　法第２０条第４項に規定する支給認定をいう。

⑶　特定教育・保育施設　法第２７条第１項に規定する特定教育・保育施設をいう。

⑷　特定地域型保育事業者　法第２９条第１項に規定する特定地域型保育事業者をいう。

（支給認定の申請）

第３条　法第２０条第１項の規定による申請は、施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書（第１号様式）により行うものとする。

（保育が必要であることを証する書類）

第４条　施行規則第２条第２項第２号に規定する書類は、別表に掲げる必要書類その他支給認定の審査に必要な書類とする。

（支給認定の基準）

第５条　市長は、法第１９条第１項第２号及び第３号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る支給認定及び法第２０条第３項の保育必要量（以下「保育必要量」という。）の認定をするときは、別表の基準に基づき行うものとする。

２　保育必要量は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

⑴　保育標準時間　１月当たり平均２７５時間まで（１日当たり１１時間までに限る。）

⑵　保育短時間　１月当たり平均２００時間まで（１日当たり８時間までに限る。）

（就労時間の下限）

第６条　施行規則第１条第１号の市町村が定める時間は、６０時間とする。

（育児休業をする場合の継続利用）

第７条　施行規則第１条第９号の規定により当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認める場合は、支給認定に係る小学校就学前子どもの保護者が育児休業を開始する日が当該支給認定に係る小学校就学前子どもが３歳に達する日の翌日以後の最初の４月１日以後である場合とする。

（支給認定証）

第８条　法第２０条第４項の支給認定証は、支給認定証（第２号様式）によるものとする。

（支給認定申請の却下の通知）

第９条　法第２０条第５項の規定による通知は、支給認定申請却下通知書（第３号様式）により行うものとする。

（利用者負担額の通知）

第１０条　施行規則第７条及び第９条第４項の規定による通知は、利用者負担額決定通知書（第４号様式）により行うものとする。

（支給認定の有効期間）

第１１条　施行規則第８条第４号ロの市町村が定める期間は、９０日とする。

２　施行規則第８条第６号の市町村が定める期間は、同条第２号に規定する期間を限度として、支給認定が効力を生じた日から育児休業の期間が満了する日までの期間とする。

３　施行規則第８条第７号の市町村が定める期間は、同条第２号に規定する期

間を限度として、市長が必要と認める期間とする。

４　施行規則第８条第１３号の市町村が定める期間は、同条第８号に規定する期間を限度として、市長が必要と認める期間とする。

（就労等に関する現況の届出）

第１２条　施行規則第９条第１項の届書は、就労状況等届出書（第５号様式）によるものとし、施行規則第１条各号に掲げる事由に応じて別表に掲げる必要書類その他支給認定の審査に必要な書類を添付するものとする。

（支給認定区分等の変更認定の申請）

第１３条　法第２３条第１項の規定による申請は、支給認定の変更認定申請書（第６号様式）により行うものとする。

（支給認定の変更認定の通知）

第１４条　法第２３条第３項及び第５項において準用する法第２０条第４項の規定による通知は、支給認定の変更認定通知書（第７号様式）により行うものとする。

（支給認定の取消し）

第１５条　施行規則第１４条第１項の通知は、支給認定取消通知書（第８号様式）により行うものとする。

（申請内容の変更の届出）

第１６条　施行規則第１５条第１項の届書は、支給認定の申請内容変更届出書（第９号様式）によるものとする。

（支給認定証の再交付）

第１７条　施行規則第１６条第１項の申請は、支給認定証再交付申請書（第１０号様式）により行うものとする。

（特定教育・保育施設の確認の申請等）

第１８条　法第３１条第１項又は第３２条第１項の申請は、特定教育・保育施設確認（変更）申請書（第１１号様式）により行うものとする。

（特定教育・保育施設の設置者の住所等の変更の届出）

第１９条　法第３５条第１項の規定による届出は、特定教育・保育施設の設置者の住所等の変更届出書（第１２号様式）により行うものとする。

（特定教育・保育施設の利用定員の減少の届出）

第２０条　法第３５条第２項の規定による届出は、特定教育・保育施設の利用定員の減少届出書（第１３号様式）により行うものとする。

（特定地域型保育事業者の確認の申請等）

第２１条　法第４３条第１項又は第４４条第１項の申請は、特定地域型保育事業者確認（変更）申請書（第１４号様式）により行うものとする。

（特定地域型保育事業者の名称等の変更の届出）

第２２条　法第４７条第１項の規定による届出は、特定地域型保育事業者の名称等の変更届出書（第１５号様式）により行うものとする。

（特定地域型保育事業の利用定員の減少の届出）

第２３条　法第４７条第２項の規定による届出は、特定地域型保育事業者の利用定員の減少届出書（第１６号様式）により行うものとする。

（業務管理体制の整備等に関する事項の届出）

第２４条　法第５５条第２項から第４項までの規定による届出は、業務管理体制の整備等に関する事項の届出書（第１７号様式）により行うものとする。

（委任）

第２５条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

１　この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

２　この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、現に保育所を利用している小学校就学前子どもの保護者であって、施行日における保育必要量の認定に関し保育短時間を適用されると見込まれるものについては、施行日における当該保護者の就労その他保育を必要とする事由及び状況に変更がない限り、第５条第１項の規定にかかわらず、当該保護者の申出により保育標準時間を適用することができるものとする。

別表（第４条、第５条、第１２条関係）

事由 （施行規則第１条各号に規定する事由）	詳細な条件	保育必要量	必要書類
１　就労（就労予定を含む。）	保護者が月６０時間以上の就労を常態としていること。	就労時間が月６０時間以上月１２０時間未満の場合　保育短時間 就労時間が月１２０時間以上の場合　保育標準時間	就労証明書（被雇用者） 就労申告書（自営業者） その他就労状況を確認できる書類
２　妊娠中又は出産後	出産予定日が確認できること（出産予定日の５７日前の日を含む月の初日からを対象とする。）。	保育標準時間	妊産婦医療受給者証 母子手帳の写し その他出産予定日の確認できるもの
３　保護者の疾病、障害等	保護者の主治医が記載する意見書により保育が必要と認められること。	保育標準時間（ただし、保護者の申出により保育短時間も可）	意見書
４　同居親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護	要介護者又は要看護者に関する意見書及び保護者の申立書により、保護者が常時介護又は看護する状態が確認できること。	介護時間が月１２０時間未満の場合　保育短時間 介護時間が月１２０時間以上の場合　保育標準時間	要介護者の意見書 介護・看護の付添状況申立書
５　災害復旧	保護者が災害復旧に当たっていると認められること。	保育標準時間	罹災証明書 申立書
６　求職活動	保護者が求職活動（起業準備を含む。）を継続的に行っていることが確認できること。	保育短時間	求職誓約書
７　就学	施行規則第１条第７号イに規定する学校及び教育施設に在学していること又は同条第７号ロに規定する職業訓練を受けていること。	保育できない時間が月１２０時間未満の場合　保育短時間 保育できない時間が月１２０時間以上の場合　保育標準時間	在学証明書
８　社会的養護	児童虐待を行っている若しくは行われるおそれがある又は保護者が配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難である等、社会的養護が必要な家庭で保育が必要と認められること。	保育標準時間	条件に該当するため保育が必要と公的機関が交付した証明書等
９　育児休業	保護者が育児休業取得時に当該子どもが３歳児クラス以上に在籍しており、かつ保護者の育児休業は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第７６号）に基づくものであること。	保育短時間	就労証明書 保育施設等を利用しない児童の状況調査票
１０　その他	その他市長が必要と認める場合	市長が必要と認める時間	保育が必要な事由を証明するもの

第１号様式（第３条関係）

（表）

施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書

（宛先）　津市長　　年　　月　　日

保護者住所　　電　話①

保護者氏名　　㊞　　電　話②

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費等に係る支給認定を申請します。

	氏　　名	続柄	生　年　月　日	性　別
申請に係る小学校就学前子ども	（フリガナ）		年　　月　　日	男　・　女

保育の希望の有無有又は無に〇を付けてください。	有　保護者の労働又は疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望（幼稚園等と併願の場合を含む。）
	無　幼稚園等の利用を希望（保育所等と併願の場合を除く。）

次の①から③について、記入してください。保育の利用を希望される場合は裏面④もご記入ください。

①世帯の状況　※申請に係る小学校就学前子ども以外をご記入ください。

	氏　　名	児童との続柄	生年月日	勤務先（学校等）	備　考
保護者	フリガナ		年　月　日		
世帯員			年　月　日		
			年　月　日		
			年　月　日		
			年　月　日		
			年　月　日		
			年　月　日		

②利用を希望する期間、希望する施設等

利用を希望する期間	利用を希望する施設等にレ点を入れてください。
年　月　日から 年　月　日まで	□幼稚園（満３歳～５歳児） □認定こども園（０歳児～５歳児） □保育所（０歳児～５歳児） □地域型保育（小規模保育・事業所内保育等）（０歳児～２歳児） 裏面④・⑤もご記入ください。
生活保護の受給 受けている　・　受けていない	
児童扶養手当の受給 受給している・受給していない	

③税情報などの提供に当たっての署名欄

支給認定等の審査に必要な範囲で、私の家族構成、家族の就労状況、住民税額等について閲覧すること及びその情報に基づき決定した施設等の利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

また、申請書及び添付書類に記載した事項について、内容が事実と異なる場合又は虚偽である場合、支給認定等を取り消されても異議はありません。

なお、年度途中において市町村民税の税額に相違が生じた場合、遡って利用等負担額を変更されることに同意します。

保護者氏名　　㊞

（裏）

④保育の利用を必要とする理由等　※保育の利用を希望される場合のみ記入してください。

保育の利用を必要とする理由（該当する箇所にレ点を入れてください）	続柄	必要とする理由 □就労　□妊娠・出産　□疾病・障害　□介護等　□災害復旧　□求職活動　□就学 □その他（　　）
	続柄	必要とする理由 □就労　□妊娠・出産　□疾病・障害　□介護等　□災害復旧　□求職活動　□就学 □その他（　　）

希望する利用時間	利用曜日	利用時間
	月・　火・　水・　木・　金・　土	時から　　時まで
	□保育標準時間　　□保育短時間	

⑤前年の1月1日現在の保護者の住所（9～12月に申請する場合は当年1月1日現在の保護者の住所）

父　□　津市　　□　（　　）	母　□　津市　□　（　　）

※市記入欄

添付書類の有無　（該当する□にレ点、()内は該当するものに○又は記入）

(1)事由について

□就労を証する書類（父：就労証明書・就労申告書　母：就労証明書・就労申告書）

□出産を証する書類（　妊産婦医療受給者証　・　母子手帳の写し　）

□診断書（　父　・　母　）　□介護・看護に係る申立書（父　・母）→□要介護者の診断書（　　分）

□就学を証する書類（父（　　）・母（　　））　□求職誓約書（　父　・　母　）

(2)税書類について

□所得・課税証明書（　父　・　母　）　□公簿で確認できるため必要なし（　父　・　母　）

□その他添付書類（　　）

※市記入欄

認定の可否	認定者番号	認定区分等
可・　否 否とする理由　（　　） 年　月　日　認定		1号　・　2号　・　3号 （　標　・　短　）

支給（入所）の可否	支給（利用）期間	添付書類保存場所
可・　否 否とする理由　（　　）	自　　年　月　日 至　　年　月　日	年 園児台帳

※施設記入欄（施設を経由して津市に提出する場合、施設担当者で記入してください。）

施設受付年月日	年　　月　　日

施設(事業者)名	（事業所番号：　　）
担当者氏名・連絡先	(担当者) (連絡先)
入所契約(内定)の有無	有（　契約　・　内定【　　年　月　日契約(内定)】）　・　無
備　　考	

第２号様式（第８条関係）

支　給　認　定　証

津市指令（記号番号）

年　月　日

（氏　名）　様

津市長　（氏　名）　印

支給認定証番号	第　　号
支給認定子どもの氏名及び生年月日	年　月　日　生
保護者の氏名及び生年月日	年　月　日　生
住所	
支給認定区分	
保育必要量	
保育を必要とする事由	
有効期間	年　月　日から　年　月　日まで

教示　この認定証に不服がある場合は、この認定証を受け取った日の翌日から起算して６０日以内に、津市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算して６箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の異議申立てに対する決定を受けた後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第８条第２項各号のいずれかに該当するときは、決定を経ないで、訴えを提起することができます。

第３号様式（第９条関係）

支給認定申請却下通知書

津市指令（記号番号）

年　　月　　日

（氏　　名）様

津市長　（氏　　名）　印

あなたの支給認定については、子ども・子育て支援法第２０条第５項の規定に基づき却下いたしましたので通知します。

申請に係る小学校就学前子どもの氏名及び生年月日	年　　月　　日生
却下理由	

教示　この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して６０日以内に、津市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算して６箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の異議申立てに対する決定を受けた後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第８条第２項各号のいずれかに該当するときは、決定を経ないで、訴えを提起することができます。

第４号様式（第１０条関係）

利用者負担額決定通知書

津市指令（記号番号）
年　　月　　日

（氏　　名）様

津市長　（氏　　名）　印

利用者負担額を次のとおり決定しましたので通知いたします。

支給認定子どもの氏名・認定証番号及び生年月日	年　　月　　日生
事業所名	
利用者負担額月額	円（　階層区分　　）
利用者負担額が適用される年月日	年　　月　　日

教示　この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して６０日以内に、津市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して６箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

第5号様式（第12条関係）

（表）

保育所等名＿＿＿＿＿＿＿＿

就労状況等届出書

（宛先）津市長　　年　　月　　日

保護者住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　電　話①＿＿＿＿＿＿＿＿

保護者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞　電　話②＿＿＿＿＿＿＿＿

子ども・子育て支援法第22条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

利用継続を希望する支給認定子ども				認定証番号
氏名	生年月日	年齢	性別	
(フリガナ)	年 月　日		男・女	
(フリガナ)	年 月　日		男・女	
(フリガナ)	年 月　日		男・女	
(フリガナ)	年 月　日		男・女	

保護者及び家族の状況	氏　名	子どもとの続柄	生年月日	勤務先（学校等）	身体の状況
			年　月　日		
			年　月　日		
			年　月　日		
			年　月　日		
			年　月　日		
			年　月　日		

生活保護	受けていない　・　受けている　（　年　月　日保護開始）
児童扶養手当	受給していない　・　受給している　（　年　月　認定　・　申請中）

保育の利用を必要とする理由等		
保育の利用を必要とする保護者の理由（該当する箇所にレ点を入れてください。）	続柄	必要とする理由 □就労　□妊娠・出産　□疾病・障害　□介護等　□災害復旧　□求職活動 □就学　□その他（　　）
	続柄	必要とする理由 □就労　□妊娠・出産　□疾病・障害　□介護等　□災害復旧　□求職活動 □就学　□その他（　　）

支給認定等の審査に必要な範囲で、私の家族構成、家族の就労状況、住民税額等について閲覧すること及びその情報に基づき決定した施設等の利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

また、届出書及び添付書類に記載した事項について、内容が事実と異なる場合又は虚偽である場合、支給認定等を取り消されても異議はありません。

なお、年度途中において市町村民税の税額に相違が生じた場合、遡って利用等負担額を変更されることに同意します。

保護者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

（裏）

記入上の注意

1　「利用継続を希望する支給認定子ども」の欄は「氏名」にフリガナを付し、「性別」の欄は該当するものを〇で囲んでください。

2　「保育所等名」の欄は、現在利用している保育所等名を記入してください。

3　「保護者及び家族の状況」の欄は、利用児童本人以外の家族（同居人を含む。）全員を記入してください。

4　4月分から8月分までの利用者負担額は当該月の属する年度の前年度の市町村民税額によって、9月分から翌年3月分までの利用者負担額は当該月の属する年度の市町村民税額によって決定されます。

5　「児童扶養手当」とは、ひとり親家庭等を対象とした制度です。

第６号様式（第１３条関係）

施設等名	
番　　号	
利用児童名	

支給認定の変更認定申請書

（宛先）　津市長

次の理由により、施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定の変更認定を申請します。

支給認定保護者	氏名			
	住所			
	連絡先		生年月日	
支給認定子ども	氏名			
	生年月日		支給認定保護者との続柄	
現在の認定区分	１号　・　２号　・　３号			
現在の保育必要量	保育標準時間　・　保育短時間			
認定開始日	年　月　日			
変更認定申請を行う原因となった事由（チェックを入れてください。）				
□保育が必要になった・保育の必要事由が変更になった。				
□就労　□妊娠・出産　□疾病　□介護・看護・付添　□災害復旧　□求職				
□就学　□育児休業　□その他				
□保育が必要でなくなった。				
□有効期間の変更（　期間延長　・　期間短縮　）				
□市町村民税額に変更があった。　（ 要件日　年　月　日 ）				

年　月　日

氏　　名　　㊞

第７号様式（第１４条関係）

支給認定の変更認定通知書

津市指令（記号番号）

年　　月　　日

（氏　　名）様

津市長　（氏　　名）　印

あなたの支給認定については、子ども・子育て支援法第２３条第$\frac{2}{4}$項の規定に基づき、次の理由により変更しましたので通知します。

また、変更前の支給認定証を市に提出していない場合は、次のとおり提出してください。

支給認定子どもの氏名及び生年月日	年　　月　　日生
認定変更日	年　　月　　日
変更理由	
支給認定証の提出先	
支給認定証の提出期限	年　　月　　日

教示　この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して６０日以内に、津市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算して６箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の異議申立てに対する決定を受けた後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第８条第２項各号のいずれかに該当するときは、決定を経ないで、訴えを提起することができます。

第８号様式（第１５条関係）

支給認定取消通知書

津市指令（記号番号）
年　　月　　日

（氏　　名）様

津市長　（氏　　名）　印

あなたの支給認定については、子ども・子育て支援法第２４条第１項の規定に基づき、次の理由により取り消しましたので通知します。

つきましては、支給認定証を次のとおり返還してください。

支給認定子どもの氏名及び生年月日	年　　月　　日生
認定取消日	年　　月　　日
取消理由	
支給認定証の返還先	
支給認定証の返還期限	年　　月　　日

教示　この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して６０日以内に、津市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算して６箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の異議申立てに対する決定を受けた後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第８条第２項各号のいずれかに該当するときは、決定を経ないで、訴えを提起することができます。

第９号様式（第１６条関係）

施　設　名	
番　　号	
利用児童名	

支給認定の申請内容変更届出書

年　　月　　日

（宛先）津市長

住　所

氏　名　　㊞

次のとおり、支給認定の申請内容の変更を届け出ます。

支給認定番号			利用施設等名		
支給認定時の届出事項	支給認定子ども	氏　名		生年月日	年　月　日
				保護者との続柄	
	保　護　者	氏　名		生年月日	年　月　日
	保護者の居住地及び連絡先				
変更する届出事項	支給認定子ども	氏　名		生年月日	年　月　日
				保護者との続柄	
	保　護　者	氏　名		生年月日	年　月　日
	保護者の居住地及び連絡先				

世帯構成	氏　名	生年月日	就労状況	続柄
		年　月　日		
		年　月　日		
		年　月　日		
		年　月　日		
		年　月　日		

内容変更を行う原因となった事由
（要件日　　年　　月　　日）

第１０号様式（第１７条関係）

施設等名	
番号	
利用児童名	

支給認定証再交付申請書

年　　月　　日

（宛先）　津市長

住　　所

氏　　名　　㊞

次の理由により、支給認定証の再交付を申請します。

支給認定保護者	氏　　名			
	居住地			
	連絡先		生年月日	年　　月　　日
支給認定子ども	氏　　名			
	生年月日		支給認定保護者との続柄	
現在の認定区分	１号　・　２号　・　３号			
認定有効期間	年　　月　　日　から　　年　　月　　日			
再交付申請を行う原因となった事由（チェックを入れてください）				
□支給認定証の紛失				
□支給認定証の汚れ・破損				

※紛失した支給認定証が発見された場合は、速やかに市へ返還してください。

※汚れ・破損での再交付申請の場合は、再交付申請書に支給認定証を添付してください。

第１１号様式（第１８条関係）

特定教育・保育施設確認（変更）申請書

年　　月　　日

（宛先）津市長

所　在　地

申 請 者　名　　称　　㊞

代表者氏名

特定教育・保育施設に係る 確認／確認の変更 を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ 法人等名称（設置者）				
	主たる事務所の所在地・連絡先	（〒　　－　　） 都道府県　　郡市区			
		（ビルの名称等）			
		電話番号		FAX番号	
		E-mailアドレス			
	法人等の種別		法人所轄庁		
	代表者の職名・氏名	職名		フリガナ 氏名	
	代表者生年月日	年　　月　　日（満　　歳）			
	代表就任年月日	年　　月　　日			
	代表者の住所・連絡先	（〒　　－　　） 都道府県　　郡市区			
		（ビルの名称等）			
		電話番号		FAX番号	
	事業者番号			※既に特定教育・保育施設等を設置しており、事業者番号が付番されている場合に記入してください。	
事業開始(予定)年月日		年　　月　　日			

	区　　分	添付様式
教育・保育施設の区分	□ 認定こども園（幼保連携型）	付表１
	□ 認定こども園（幼稚園型）	付表２
	□ 認定こども園（保育所型）	付表３
	□ 幼稚園（上記を除く）	付表４
	□ 保育所（上記を除く）	付表５

第11号様式　付表1　認定こども園（幼保連携型）の確認に係る記載事項

<table>
<tr><td>フリガナ
施設名称</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">施設の所在地
・連絡先</td><td colspan="6">（郵便番号　　－　　）
都道府県　　郡市区
（ビルの名称等）</td></tr>
<tr><td colspan="2">電話番号</td><td colspan="2"></td><td>FAX番号</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">E-mail
アドレス</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>認可年月日</td><td colspan="6">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">開所曜日</td><td colspan="2">1号</td><td colspan="4">日・月・火・水・木・金・土</td></tr>
<tr><td colspan="2">2号・3号</td><td colspan="4">日・月・火・水・木・金・土</td></tr>
<tr><td rowspan="6">開所時間</td><td rowspan="3">1号</td><td>平日</td><td colspan="4">時　分　～　時　分</td></tr>
<tr><td>土曜日</td><td colspan="4">時　分　～　時　分</td></tr>
<tr><td>日曜日</td><td colspan="4">時　分　～　時　分</td></tr>
<tr><td rowspan="3">2号
3号</td><td>平日</td><td colspan="4">時　分　～　時　分</td></tr>
<tr><td>土曜日</td><td colspan="4">時　分　～　時　分</td></tr>
<tr><td>日曜日</td><td colspan="4">時　分　～　時　分</td></tr>
<tr><td>休園日</td><td colspan="6">例）夏季休業日○月○日～△月△日、○○行事の振替休日○月第△曜日</td></tr>
<tr><td rowspan="3">利用定員</td><td colspan="2">1号認定</td><td colspan="2">2号認定</td><td colspan="2">3号認定</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td colspan="2">（内数）
1・2歳児　　0歳児</td></tr>
<tr><td colspan="2">人</td><td colspan="2">人</td><td colspan="2">人　　人　　人</td></tr>
<tr><td rowspan="3">認可定員</td><td colspan="2">保育を必要とする子ども以外の子ども</td><td colspan="4">保育を必要とする子ども</td></tr>
<tr><td colspan="2">満3歳以上</td><td colspan="2">満3歳以上</td><td colspan="2">満3歳未満</td></tr>
<tr><td colspan="2">人</td><td colspan="2">人</td><td colspan="2">人</td></tr>
<tr><td>学級編制</td><td colspan="6">学級（1学級当たり　　人）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">給食の実施状況</td><td rowspan="3">1号認定</td><td>実施有無</td><td colspan="5">有・無</td></tr>
<tr><td>提供日</td><td colspan="5">日・月・火・水・木・金・土　その他（　　）</td></tr>
<tr><td>提供方法</td><td colspan="5">自園調理・外部搬入・弁当持参</td></tr>
<tr><td>2号認定</td><td>提供方法</td><td colspan="5">自園調理・外部搬入</td></tr>
<tr><td rowspan="4">その他の事業の実施状況</td><td colspan="2">特別支援教育・障害児保育</td><td colspan="2">延長保育</td><td colspan="2">一時預かり</td></tr>
<tr><td colspan="2">有・無</td><td colspan="2">有・無
開所時間開始前　時　分から
開所時間終了後　時　分まで</td><td colspan="2">有・無
（時　分～　時　分）</td></tr>
<tr><td colspan="2">病児・病後児保育</td><td colspan="4">その他</td></tr>
<tr><td colspan="2">有・無
（類型：　　）</td><td colspan="4">（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">利用料</td><td colspan="2">実費徴収の
有（内容・金額）・無</td><td colspan="4">有（　　）・無</td></tr>
<tr><td colspan="2">上乗せ徴収の
有（内容・理由・金額）・無</td><td colspan="4">有（　　）・無</td></tr>
</table>

※裏面も記入してください。

職員の状況												
職種		副園長		教頭		主幹保育教諭		指導保育教諭		保育教諭		
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	
配置職員数	常勤	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
	非常勤	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
常勤換算後の人数		人		人		人		人		人		
基準上の必要人数		人		人		人		人		人		
平均経験年数		年		年		年		年		年		
職種		助保育教諭		主幹養護教諭		養護教諭		養護助教諭		主幹栄養教諭		
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	
配置職員数	常勤	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
	非常勤	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
常勤換算後の人数		人		人		人		人		人		
基準上の必要人数		人		人		人		人		人		
平均経験年数		年		年		年		年		年		
職種		栄養教諭		学校医		学校歯科医		学校薬剤師		事務職員		
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	
配置職員数	常勤	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
	非常勤	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
常勤換算後の人数		人		人		人		人		人		
基準上の必要人数		人		人		人		人		人		
平均経験年数		年		年		年		年		年		
職種		調理員		教育補助職員・保育補助者		その他の職員		直接雇用・派遣の別				
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	直接雇用（有期）		人		
配置職員数	常勤	人	人	人	人	人	人	うち保育教諭		人		
	非常勤	人	人	人	人	人	人	直接雇用（無期）		人		
常勤換算後の人数		人		人		人		うち保育教諭		人		
基準上の必要人数		人		人		人		派遣労働者		人		
平均経験年数		年		年		年		うち保育教諭		人		

施設設備						
設備	敷地全体	園舎	乳児室	ほふく室	保育室	遊戯室
居室数／面積	㎡	㎡	室／ ㎡	室／ ㎡	室／ ㎡	室／ ㎡
1人当たりの面積			㎡/人	㎡/人	㎡/人	㎡/人
設備	園庭（運動場・屋外遊戯場）					
設置場所	□敷地内　□隣接地　□代替地（□公園　□広場　□寺社境内　□その他）					
面積	全体の面積	㎡	満2歳以上児1人当たり面積	㎡/人		
設備	調理室・調理設備					
設置状況	□調理室　□調理設備					

添付書類	・法人等（設置者）の定款、寄付行為等及びその登記事項証明書の写し又は条例等 ・認可証又は認定証の写し ・建物の構造概要及び図面（各室の用途を明示したもの）並びに設備の概要 ・施設の管理者の氏名、生年月日及び住所 ・運営規程 ・利用者又はその家族からの苦情を処理するために講ずる措置の概要 ・当該申請に係る事業に係る資産の状況 ・支給認定子どもを選考する場合の基準 ・当該申請に係る事業に係る施設型給付費及び特例型給付費の請求に関する事項 ・誓約書 ・法人等（設置者）の役員の経歴書

第11号様式　付表2　認定こども園（幼稚園型）の確認に係る記載事項

<table>
<tr><td>フリガナ
施設名称</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">施設の所在地
・連絡先</td><td colspan="6">（郵便番号　　－　　）
都道府県　　郡市区</td></tr>
<tr><td colspan="6">（ビルの名称等）</td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td colspan="2"></td><td>FAX番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>E-mail
アドレス</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>認可年月日</td><td colspan="6">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">開所曜日</td><td colspan="2">1号</td><td colspan="4">日・月・火・水・木・金・土</td></tr>
<tr><td colspan="2">2号・3号</td><td colspan="4">日・月・火・水・木・金・土</td></tr>
<tr><td rowspan="6">開所時間</td><td rowspan="3">1号</td><td>平日</td><td colspan="4">時　分　～　時　分</td></tr>
<tr><td>土曜日</td><td colspan="4">時　分　～　時　分</td></tr>
<tr><td>日曜日</td><td colspan="4">時　分　～　時　分</td></tr>
<tr><td rowspan="3">2号
3号</td><td>平日</td><td colspan="4">時　分　～　時　分</td></tr>
<tr><td>土曜日</td><td colspan="4">時　分　～　時　分</td></tr>
<tr><td>日曜日</td><td colspan="4">時　分　～　時　分</td></tr>
<tr><td>休園日</td><td colspan="6">例）夏季休業日○月○日～△月△日、○○行事の振替休日○月第△曜日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">利用定員</td><td>1号認定</td><td>2号認定</td><td>3号認定</td><td colspan="2">（内数）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>1・2歳児</td><td>0歳児</td></tr>
<tr><td></td><td>人</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td></tr>
<tr><td rowspan="3">認可定員</td><td colspan="2">保育を必要とする子ども以外の子ども</td><td colspan="4">保育を必要とする子ども</td></tr>
<tr><td colspan="2">満3歳以上</td><td colspan="2">満3歳以上</td><td colspan="2">満3歳未満</td></tr>
<tr><td colspan="2">人</td><td colspan="2">人</td><td colspan="2">人</td></tr>
<tr><td>学級編制</td><td colspan="6">学級（1学級当たり　　人）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">給食の実施状況</td><td rowspan="3">1号認定</td><td>実施有無</td><td colspan="5">有・無</td></tr>
<tr><td>提供日</td><td colspan="5">日・月・火・水・木・金・土　その他（　　）</td></tr>
<tr><td>提供方法</td><td colspan="5">自園調理・外部搬入・弁当持参</td></tr>
<tr><td>2号認定</td><td>提供方法</td><td colspan="5">自園調理・外部搬入</td></tr>
<tr><td rowspan="4">その他の事業の実施状況</td><td colspan="2">特別支援教育</td><td colspan="2">延長保育</td><td colspan="2">一時預かり</td></tr>
<tr><td colspan="2">有・無</td><td colspan="2">有・無
開所時間開始前　時　分から
開所時間終了後　時　分まで</td><td colspan="2">有・無
（時　分～　時　分）</td></tr>
<tr><td colspan="6">その他</td></tr>
<tr><td colspan="6">（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">利用料</td><td colspan="2">実費徴収の
有（内容）・無</td><td colspan="4">有（　　）・無</td></tr>
<tr><td colspan="2">上乗せ徴収の
有（内容・理由・金額）・無</td><td colspan="4">有（　　）・無</td></tr>
</table>

※裏面も記入してください。

職員の状況												
職種		副園長		教頭		主幹教諭		指導教諭		教諭		
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	
配置職員数	常勤	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
	非常勤	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
常勤換算後の人数		人		人		人		人		人		
基準上の必要人数		人		人		人		人		人		
平均経験年数		年		年		年		年		年		
職種		助教諭		講師		養護教諭		養護助教諭		栄養教諭		
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	
配置職員数	常勤	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
	非常勤	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
常勤換算後の人数		人		人		人		人		人		
基準上の必要人数		人		人		人		人		人		
平均経験年数		年		年		年		年		年		
職種		保育士（教員を除く保育士資格保有者）		学校医		学校歯科医		学校薬剤師		事務職員		
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	
配置職員数	常勤	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
	非常勤	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
常勤換算後の人数		人		人		人		人		人		
基準上の必要人数		人		人		人		人		人		
平均経験年数		年		年		年		年		年		
職種		調理員		教育補助職員・保育補助者		その他の職員		直接雇用・派遣の別				
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	直接雇用（有期）		人		
配置職員数	常勤	人	人	人	人	人	人	うち教諭又は保育士		人		
	非常勤	人	人	人	人	人	人	直接雇用（無期）		人		
常勤換算後の人数		人		人		人		うち教諭又は保育士		人		
基準上の必要人数		人		人		人		派遣労働者		人		
平均経験年数		年		年		年		うち教諭又は保育士		人		

施設設備							
設備	敷地全体	園舎	乳児室	ほふく室	保育室	遊戯室	
居室数／面積	㎡	㎡	室／ ㎡	室／ ㎡	室／ ㎡	室／ ㎡	
1人当たりの面積			㎡/人	㎡/人	㎡/人	㎡/人	
設備	園庭（運動場・屋外遊戯場）						
設置場所	□敷地内 □隣接地 □代替地（□公園 □広場 □寺社境内 □その他）						
面積	全体の面積	㎡	満2歳以上児1人当たり面積	㎡/人			
設備	調理室・調理設備						
設置状況	□調理室 □調理設備						

添付書類	
	・法人等（設置者）の定款、寄付行為等及びその登記事項証明書の写し又は条例等 ・認可証又は認定証の写し ・建物の構造概要及び図面（各室の用途を明示したもの）並びに設備の概要 ・施設の管理者の氏名、生年月日及び住所 ・運営規程 ・利用者又はその家族からの苦情を処理するために講ずる措置の概要 ・当該申請に係る事業に係る資産の状況 ・支給認定子どもを選考する場合の基準 ・当該申請に係る事業に係る施設型給付費及び特例型給付費の請求に関する事項 ・誓約書 ・法人等（設置者）の役員の経歴書

第11号様式 付表3 認定こども園（保育所型）の確認に係る記載事項

<table>
<tr><td>フリガナ
施設名称</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">施設の所在地
・連絡先</td><td colspan="6">（郵便番号　　－　　）
都道府県　　郡市区</td></tr>
<tr><td colspan="6">（ビルの名称等）</td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td colspan="2"></td><td>FAX番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>E-mail
アドレス</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>認可年月日</td><td colspan="6">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">開所曜日</td><td colspan="2">1号</td><td colspan="4">日・月・火・水・木・金・土</td></tr>
<tr><td colspan="2">2号・3号</td><td colspan="4">日・月・火・水・木・金・土</td></tr>
<tr><td rowspan="6">開所時間</td><td rowspan="3">1号</td><td>平日</td><td colspan="4">時　分　～　時　分</td></tr>
<tr><td>土曜日</td><td colspan="4">時　分　～　時　分</td></tr>
<tr><td>日曜日</td><td colspan="4">時　分　～　時　分</td></tr>
<tr><td rowspan="3">2号
3号</td><td>平日</td><td colspan="4">時　分　～　時　分</td></tr>
<tr><td>土曜日</td><td colspan="4">時　分　～　時　分</td></tr>
<tr><td>日曜日</td><td colspan="4">時　分　～　時　分</td></tr>
<tr><td>休園日</td><td colspan="6">例）夏季休業日〇月〇日～△月△日、〇〇行事の振替休日〇月第△曜日</td></tr>
<tr><td rowspan="3">利用定員</td><td colspan="2">1号認定</td><td colspan="2">2号認定</td><td colspan="2">3号認定</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td colspan="2">（内数）</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td>1・2歳児</td><td>0歳児</td></tr>
<tr><td colspan="2">人</td><td colspan="2">人</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td></tr>
<tr><td rowspan="3">認可定員</td><td colspan="3">保育を必要とする子ども以外の子ども</td><td colspan="3">保育を必要とする子ども</td></tr>
<tr><td colspan="3">満3歳以上</td><td colspan="2">満3歳以上</td><td>満3歳未満</td></tr>
<tr><td colspan="3">人</td><td colspan="2">人</td><td>人</td></tr>
<tr><td>学級編制</td><td colspan="6">学級（1学級当たり　　人）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">給食の実施状況</td><td rowspan="3">1号認定</td><td>実施有無</td><td colspan="5">有・無</td></tr>
<tr><td>提供日</td><td colspan="5">日・月・火・水・木・金・土　その他（　　）</td></tr>
<tr><td>提供方法</td><td colspan="5">自園調理・外部搬入・弁当持参</td></tr>
<tr><td>2号認定</td><td>提供方法</td><td colspan="5">自園調理・外部搬入</td></tr>
<tr><td rowspan="4">その他の事業の実施状況</td><td colspan="2">障害児保育</td><td colspan="2">延長保育</td><td colspan="2">一時預かり</td></tr>
<tr><td colspan="2">有・無</td><td colspan="2">有・無
開所時間開始前　時　分から
開所時間終了後　時　分まで</td><td colspan="2">有・無
（時　分～　時　分）</td></tr>
<tr><td colspan="2">病児・病後児保育</td><td colspan="4">その他</td></tr>
<tr><td colspan="2">有・無
（類型：　　）</td><td colspan="4">（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">利用料</td><td colspan="2">実費徴収の
有（内容）・無</td><td colspan="4">有（　　）・無</td></tr>
<tr><td colspan="2">上乗せ徴収の
有（内容・理由・金額）・無</td><td colspan="4">有（　　）・無</td></tr>
</table>

※裏面も記入してください。

職員の状況												
職種		主任保育士		保育士		医師(嘱託医)		調理員		教諭		
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	
配置職員数	常勤	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
	非常勤	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
常勤換算後の人数		人		人		人		人		人		
基準上の必要人数		人		人		人		人		人		
平均経験年数		年		年		年		年		年		
職種		その他の職員		直接雇用・派遣の別								
		専従	兼務	直接雇用(有期)		人						
配置職員数	常勤	人	人	うち保育士		人						
	非常勤	人	人	直接雇用(無期)		人						
常勤換算後の人数		人		うち保育士		人						
基準上の必要人数		人		派遣労働者		人						
平均経験年数		年		うち保育士		人						

施設設備							
設備	敷地全体	園舎	乳児室	ほふく室	保育室	遊戯室	
居室数／面積	㎡	㎡	室／ ㎡	室／ ㎡	室／ ㎡	室／ ㎡	
1人当たりの面積			㎡/人	㎡/人	㎡/人	㎡/人	
設備	園庭(運動場・屋外遊戯場)						
設置場所	□敷地内 □隣接地 □代替地(□公園 □広場 □寺社境内 □その他)						
面積	全体の面積	㎡	満2歳以上児1人当たり面積	㎡/人			
設備	調理室・調理設備						
設置状況	□調理室 □調理設備						

添付書類	
	・法人等(設置者)の定款、寄付行為等及びその登記事項証明書の写し又は条例等 ・認可証又は認定証の写し ・建物の構造概要及び図面(各室の用途を明示したもの)並びに設備の概要 ・施設の管理者の氏名、生年月日及び住所 ・運営規程 ・利用者又はその家族からの苦情を処理するために講ずる措置の概要 ・当該申請に係る事業に係る資産の状況 ・支給認定子どもを選考する場合の基準 ・当該申請に係る事業に係る施設型給付費及び特例型給付費の請求に関する事項 ・誓約書 ・法人等(設置者)の役員の経歴書

第11号様式 付表4 幼稚園の確認に係る記載事項

<table>
<tr><td>フリガナ
施設名称</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">施設の所在地
・連絡先</td><td colspan="4">(郵便番号　　－　　)
都道府県　　郡市区</td></tr>
<tr><td colspan="4">(ビルの名称等)</td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td></td><td>FAX番号</td><td></td></tr>
<tr><td>E-mail
アドレス</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>認可年月日</td><td colspan="4">年　月　日</td></tr>
<tr><td>開所曜日</td><td colspan="4">日・月・火・水・木・金・土</td></tr>
<tr><td rowspan="4">開所時間</td><td>曜日</td><td colspan="3">時　分　～　時　分</td></tr>
<tr><td>曜日</td><td colspan="3">時　分　～　時　分</td></tr>
<tr><td>土曜日</td><td colspan="3">時　分　～　時　分</td></tr>
<tr><td>日曜日</td><td colspan="3">時　分　～　時　分</td></tr>
<tr><td>休園日</td><td colspan="4">例)夏季休業日○月○日～△月△日、○○行事の振替休日○月第△曜日</td></tr>
<tr><td>利用定員</td><td>人</td><td>認可定員</td><td colspan="2">人</td></tr>
<tr><td>学級編制</td><td colspan="4">学級(1学級当たり　　人)</td></tr>
<tr><td rowspan="3">給食の実施状況</td><td>実施有無</td><td colspan="3">有・無</td></tr>
<tr><td>提供日</td><td colspan="3">日・月・火・水・木・金・土　その他(　　)</td></tr>
<tr><td>提供方法</td><td colspan="3">自園調理・外部搬入・弁当持参</td></tr>
<tr><td rowspan="5">その他の事業の実施状況</td><td colspan="2">一時預かりの実施状況</td><td colspan="2">特別支援教育</td></tr>
<tr><td>通常(平日)</td><td>有・無(　時　分～　時　分)</td><td colspan="2" rowspan="2">有・無</td></tr>
<tr><td>休業日等</td><td>有・無(　時　分～　時　分)</td></tr>
<tr><td colspan="4">その他</td></tr>
<tr><td colspan="4">(　　)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">利用料</td><td colspan="2">実費徴収の
有(内容・金額)・無</td><td colspan="2">有(　　)・無</td></tr>
<tr><td colspan="2">上乗せ徴収の
有(内容・理由・金額)・無</td><td colspan="2">有(　　)・無</td></tr>
</table>

※裏面も記入してください。

職員の状況												
職種		副園長		教頭		主幹教諭		指導教諭		教諭		
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	
配置職員数	常勤	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
	非常勤	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
常勤換算後の人数		人		人		人		人		人		
基準上の必要人数		人		人		人		人		人		
平均経験年数		年		年		年		年		年		
職種		助教諭		講師		養護教諭		養護助教諭		栄養教諭		
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	
配置職員数	常勤	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
	非常勤	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
常勤換算後の人数		人		人		人		人		人		
基準上の必要人数		人		人		人		人		人		
平均経験年数		年		年		年		年		年		
職種		学校医		学校歯科医		学校薬剤師		事務職員		教育補助職員		
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	
配置職員数	常勤	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
	非常勤	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
常勤換算後の人数		人		人		人		人		人		
基準上の必要人数		人		人		人		人		人		
平均経験年数		年		年		年		年		年		
職種		その他職員		直接雇用・派遣の別								
		専従	兼務	直接雇用（有期）	人							
配置職員数	常勤	人	人	うち教諭	人							
	非常勤	人	人	直接雇用（無期）	人							
常勤換算後の人数		人		うち教諭	人							
基準上の必要人数		人		派遣労働者	人							
平均経験年数		年		うち教諭	人							

施設設備						
設備	敷地全体	園舎	保育室	遊戯室	園庭（運動場）	
居室数／面積	㎡	㎡	室／ ㎡	室／ ㎡	㎡	
1人当たりの面積			㎡/人	㎡/人	㎡/人	
設備	調理室・調理設備					
設置状況	□調理室　□調理設備　□無し					

添付書類	
	・法人等（設置者）の定款、寄付行為等及びその登記事項証明書の写し又は条例等 ・幼稚園の認可証の写し ・建物の構造概要及び図面（各室の用途を明示したもの）並びに設備の概要 ・施設の管理者の氏名、生年月日及び住所 ・運営規程 ・利用者又はその家族からの苦情を処理するために講ずる措置の概要 ・当該申請に係る事業に係る資産の状況 ・支給認定子どもを選考する場合の基準 ・当該申請に係る事業に係る施設型給付費及び特例型給付費の請求に関する事項 ・誓約書 ・法人等（設置者）の役員の経歴書

第11号様式 付表5 保育所の確認に係る記載事項

<table>
<tr><td colspan="2">フリガナ
施設名称</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">施設の所在地
・連絡先</td><td colspan="5">(郵便番号　　－　　)
都道府県　　郡市区</td></tr>
<tr><td colspan="5">(ビルの名称等)</td></tr>
<tr><td colspan="5">電話番号　　FAX番号</td></tr>
<tr><td colspan="2">認可年月日</td><td colspan="5">年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">開所曜日</td><td colspan="5">日・月・火・水・木・金・土</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">開所時間</td><td>平日</td><td colspan="4">時　分　～　時　分</td></tr>
<tr><td>土曜日</td><td colspan="4">時　分　～　時　分</td></tr>
<tr><td>日曜日</td><td colspan="4">時　分　～　時　分</td></tr>
<tr><td colspan="2">休園日</td><td colspan="5">例)夏季休業日○月○日～△月△日、○○行事の振替休日○月第△曜日</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">利用定員</td><td>2号認定</td><td colspan="2">3号認定</td><td>1･2歳児</td><td>0歳児</td></tr>
<tr><td>人</td><td colspan="2">人</td><td>人</td><td>人</td></tr>
<tr><td colspan="2">認可定員</td><td>人</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">給食の実施状況</td><td rowspan="2">2号認定</td><td colspan="5">提供方法</td></tr>
<tr><td colspan="5">自園調理 ・ 外部搬入</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="4">その他の事業の実施状況</td><td>障害児保育</td><td colspan="2">延長保育</td><td colspan="2">一時預かり</td></tr>
<tr><td>有 ・ 無</td><td colspan="2">有 ・ 無
開所時間開始前　時　分から
開所時間終了後　時　分まで</td><td colspan="2">有 ・ 無
(時 分～ 時 分)</td></tr>
<tr><td>病児･病後児保育</td><td colspan="4">その他</td></tr>
<tr><td>有 ・ 無
(類型:　　)</td><td colspan="4">(　　)</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">利用料</td><td colspan="2">実費徴収の
有(内容)･無</td><td colspan="4">有(　　) ・ 無</td></tr>
<tr><td colspan="2">上乗せ徴収の
有(内容･理由･金額)･無</td><td colspan="4">有(　　) ・ 無</td></tr>
</table>

※裏面も記入してください。

職員の状況	職種		主任保育士		保育士		医師(嘱託医)		調理員		その他の職員	
			専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
	配置職員数	常勤	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
		非常勤	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	常勤換算後の人数		人		人		人		人		人	
	基準上の必要人数		人		人		人		人		人	
	平均経験年数		年		年		年		年		年	
	直接雇用・派遣の別											
	直接雇用(有期)		人									
	うち保育士		人									
	直接雇用(無期)		人									
	うち保育士		人									
	派遣労働者		人									
	うち保育士		人									

施設設備	設備	敷地全体	園舎	乳児室	ほふく室	保育室	遊戯室
	居室数／面積	㎡	㎡	室／ ㎡	室／ ㎡	室／ ㎡	室／ ㎡
	1人当たりの面積			㎡/人	㎡/人	㎡/人	㎡/人
	設備	屋外遊戯場					
	設置場所	□敷地内 □隣接地 □代替地(□公園 □広場 □寺社境内 □その他)					
	面積	全体の面積	㎡	満2歳以上児1人当たり面積	㎡/人		
	設備	調理室・調理設備					
	設置状況	□調理室 □調理設備					

添付書類	
	・法人等(設置者)の定款、寄付行為等及びその登記事項証明書の写し又は条例等 ・保育所の認可証の写し ・建物の構造概要及び図面(各室の用途を明示したもの)並びに設備の概要 ・施設の管理者の氏名、生年月日及び住所 ・運営規程 ・利用者又はその家族からの苦情を処理するために講ずる措置の概要 ・当該申請に係る事業に係る資産の状況 ・当該申請に係る事業に係る施設型給付費及び特例型給付費の請求に関する事項 ・誓約書 ・法人等(設置者)の役員の経歴書

第１２号様式（第１９条関係）

特定教育・保育施設の設置者の住所等の変更届出書

年　　月　　日

（宛先）津市長

住　所

氏　名（又は名称）　　㊞

代表者

特定保育・教育施設の設置者の住所等に変更が生じましたので、子ども・子育て支援法第３５条第１項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">変更のあった特定教育・保育施設</td><td>名称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>所在地</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">変更があった事項</td><td colspan="2">変更の内容</td></tr>
<tr><td>1</td><td>施設の名称、設置場所</td><td rowspan="8">（変更前）</td><td rowspan="8">（変更後）</td></tr>
<tr><td>2</td><td>設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</td></tr>
<tr><td>3</td><td>設置者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明書及び条例等</td></tr>
<tr><td>4</td><td>建物の構造概要及び図面（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要</td></tr>
<tr><td>5</td><td>施設の管理者の氏名、生年月日及び住所</td></tr>
<tr><td>6</td><td>運営規程</td></tr>
<tr><td>7</td><td>当該申請に係る事業の施設型給付費及び特例施設型給付費の請求に関する事項</td></tr>
<tr><td>8</td><td>役員の氏名、生年月日及び住所</td></tr>
<tr><td colspan="2">変更年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
</table>

※上記３、４、６又は８の変更の場合には、変更の内容がわかる資料を添付すること。
（３について登記事項証明書を除きインターネットを利用して閲覧することができる場合は、添付不要）

※上記５又は８の変更の場合には、誓約書を添付すること。

※変更の日から１０日以内に届け出ること。

第１３号様式（第２０条関係）

特定教育・保育施設の利用定員の減少届出書

年　　月　　日

（宛先）津市長

住　所

氏　名（又は名称）　　㊞

代表者

特定教育・保育施設の利用定員を減少したいので、子ども・子育て支援法第３５条第２項の規定により、次のとおり届け出ます。

１　施設の名称、教育・保育施設の種類及び所在地

２　利用定員を減少する年月日

３　利用定員を減少する理由

４　現に利用している小学校就学前子どもに対する措置

５　小学校就学前子どもの区分ごとの減少後の利用定員

	１号	２号	３号		合　計
	３ ～ ５ 歳	３ ～ ５ 歳	１ ・ ２ 歳	０　　歳	
減少後の利用定員					

※利用定員を減少しようとする日の３月前までに届け出ること。

第14号様式(第21条関係)

特定地域型保育事業者確認(変更)申請書

年　　月　　日

(宛先)津市長

所　在　地

申請者　名　　称　　㊞

代表者氏名

(法人以外にあっては住所及び氏名)

特定地域型保育事業者に係る　確認／確認の変更　を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ 法人等名称 (設置者)				
	主たる事務所の所在地・連絡先	(郵便番号　－　) 都道府県　郡市区 (ビルの名称等) 電話番号　FAX番号 E-mailアドレス			
	法人等の種別		法人所轄庁		
	代表者の職名・氏名	職名		フリガナ 氏名	
	代表者生年月日	年　月　日(満　歳)	代表就任年月日	年　月　日	
	代表者の住所・連絡先	(郵便番号　－　) 都道府県　郡市区 (ビルの名称等) 電話番号　FAX番号			
	事業者番号		※既に特定教育・保育施設等を設置しており、事業者番号が付番されている場合に記入してください。		
事業開始(予定)年月日		年　月　日			

施設の種類	種類	添付様式
	□ 小規模保育事業	付表1
	□ 家庭的保育事業	付表2
	□ 居宅訪問型保育事業	付表3
	□ 事業所内保育事業	付表4

第14号様式　付表1　家庭的保育事業を行う事業所の確認に係る記載事項

フリガナ 名称		
実施場所・所在地・連絡先		□自宅　□自宅以外（　　）
		（郵便番号　－　） 都道府県　郡市区
		（ビルの名称等）
		電話番号　　FAX番号
		E-mail アドレス
連携先の名称・所在地	名称	
	施設の類型	□認定こども園（□幼保連携型・□幼稚園型・□保育所型・□地方裁量型）
		□幼稚園・□保育所・□その他（　　）
	所在地	（郵便番号　－　） 都道府県　郡市区
		（ビルの名称等）
	連携内容	□食事の提供に関する支援　□嘱託医による健康診断等に関する支援 □屋外遊戯場の利用に関する支援　□合同保育に関する支援 □後方支援　□行事への参加に関する支援 □卒園後の受け皿としての支援
	事業所番号	※連携先が特定教育・保育施設等の場合は、事業所番号を記入してください。
認可年月日		年　月　日
開所曜日		日・月・火・水・木・金・土
開所時間	平日	時　分　～　時　分
	土曜日	時　分　～　時　分
	日曜日	時　分　～　時　分
休園日		例）夏季休業日○月○日～△月△日、○○行事の振替休日○月第△曜日
利用定員		3号認定：　人 1・2歳児：　人 0歳児：　人
認可定員		人
給食の実施状況		提供方法
		□自園調理　□連携施設又は給食搬入施設　□それ以外から搬入　□弁当持参
延長保育の実施の有無		有・無　開所時間開始前　時　分から 開所時間終了後　時　分まで

※裏面も記入してください。

職員の状況	職　　種		家庭的保育者（保育士資格有り）		家庭的保育者（保育士資格無し）		家庭的保育補助者	
			専　従	兼　務	専　従	兼　務	専　従	兼　務
	配置職員数	常　勤	人	人	人	人	人	人
		非常勤	人	人	人	人	人	人
	常勤換算後の人数		人		人		人	
	基準上の必要人数		人		人		人	
	平均経験年数		年		年		年	
	職　　種		家庭的保育支援者		直接雇用・派遣の別			
			専　従	兼　務	直接雇用（有期）	人		
	配置職員数	常　勤	人	人				
		非常勤	人	人	直接雇用（無期）	人		
	常勤換算後の人数		人					
	基準上の必要人数		人		派遣労働者	人		
	平均経験年数		年					
施設設備	設　　備		乳幼児の保育を行う部屋		㎡		㎡/人	
			屋　外　遊　戯　場					
	設　置　場　所		□敷地内　□隣接地　□代替地（□公園　□広場　□寺社境内　□その他）					
	面　　積		全体の面積	㎡	満2歳以上児1人当たり面積		㎡/人	
	設　　備		調　理　室　・　調　理　設　備					
	設　置　状　況		□調理室　　□調理設備					
利　用　料			実費徴収の有（内容）・無		有（　　）　・　無			
			上乗せ徴収の有(内容・理由・金額)・無		有（　　）　・　無			
添　付　書　類			・法人等（設置者）の定款、寄付行為等、登記事項証明書の写し又は条例等 ・地域型保育事業の認可証等の写し ・事業所の平面図（各室の用途を明示するもの）及び設備の概要 ・事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所 ・運営規程 ・利用者又はその家族からの苦情を処理するために講ずる措置の概要 ・当該申請に係る事業に係る資産の状況 ・法第45条第2項の規定により満3歳未満保育認定子どもを選考する場合の基準 ・当該申請に係る事業に係る地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の請求に関する事項 ・誓約書 ・法人等（設置者）の役員の氏名、生年月日及び住所					

第14号様式　付表2　小規模保育事業を行う事業所の確認に係る記載事項

小規模保育事業の事業類型		□A型　□B型　□C型			
フリガナ 名称					
事業所の所在地・連絡先		(郵便番号　－　) 都道府県　郡市区 (ビルの名称等)			
		電話番号		FAX番号	
		E-mail アドレス			
連携先の名称・所在地	名称				
	施設の類型	□認定こども園(□幼保連携型・□幼稚園型・□保育所型・□地方裁量型) □幼稚園・□保育所・□その他(　　)			
	所在地	(郵便番号　－　) 都道府県　郡市区 (ビルの名称等)			
	連携内容	□食事の提供に関する支援 □屋外遊戯場の利用に関する支援 □後方支援 □卒園後の受け皿としての支援 □嘱託医による健康診断等に関する支援 □合同保育に関する支援 □行事への参加に関する支援			
	事業所番号			※連携先が特定教育・保育施設等の場合は、事業所番号を記入してください。	
認可年月日		年　月　日			
開所曜日		日・月・火・水・木・金・土			
開所時間	平日	時　分　～　時　分			
	土曜日	時　分　～　時　分			
	日曜日	時　分　～　時　分			
休園日		例)夏季休業日○月○日～△月△日、○○行事の振替休日○月第△曜日			
利用定員	3号認定	1・2歳児	0歳児		
	人	人	人		
認可定員	人				
給食の実施状況		提供方法			
		□自園調理　□連携施設又は給食搬入施設　□それ以外から搬入　□弁当持参			
その他の事業の実施状況		延長保育	一時預かり		
		有・無 開所時間開始前　時　分から 開所時間終了後　時　分まで	有・無 (時　分～　時　分)		
		その他			
		(　　)			

※裏面も記入してください。

利　用　料	実費徴収の 有(内容)・無	有(　　)　・　無	
	上乗せ徴収の 有(内容・理由・金額)・無	有(　　)　・　無	

職員の状況	職　種		保育従事者 (保育士資格有り)		保育従事者 (保育士資格無し)		医師(嘱託医)	
			専　従	兼　務	専　従	兼　務	専　従	兼　務
	配置職員数	常　勤	人	人	人	人	人	人
		非常勤	人	人	人	人	人	人
	常勤換算後の人数		人		人		人	
	基準上の必要人数		人		人		人	
	平均経験年数		年		年		年	
	職　種		調理員		その他の職員		直接雇用・派遣の別	
			専　従	兼　務	専　従	兼　務	直接雇用(有期)	人
	配置職員数	常　勤	人	人	人	人	うち保育従事者	人
		非常勤	人	人	人	人	直接雇用(無期)	人
	常勤換算後の人数		人		人		うち保育従事者	人
	基準上の必要人数		人		人		派遣労働者	人
	平均経験年数		年		年		うち保育従事者	人

施設設備	設　備	敷地全体	園舎	乳児室	ほふく室	保育室	遊戯室
	居室数／面積	㎡	㎡	室／　㎡	室／　㎡	室／　㎡	室／　㎡
	1人当たりの面積			㎡/人	㎡/人	㎡/人	㎡/人
	設　備	屋外遊戯場					
	設置場所	□敷地内　□隣接地　□代替地(□公園　□広場　□寺社境内　□その他)					
	面　積	全体の面積	㎡	満2歳以上児1人当たり面積	㎡/人		
	設　備	調理室・調理設備					
	設置状況	□調理室　□調理設備					

添付書類	・法人等(設置者)の定款、寄付行為等、登記事項証明書の写し又は条例等 ・地域型保育事業の認可証等の写し ・事業所の平面図(各室の用途を明示するもの)及び設備の概要 ・事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所 ・運営規程 ・利用者又はその家族からの苦情を処理するために講ずる措置の概要 ・当該申請に係る事業に係る資産の状況 ・法第45条第2項の規定により満3歳未満保育認定子どもを選考する場合の基準 ・当該申請に係る事業に係る地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の請求に関する事項 ・誓約書 ・法人等(設置者)の役員の氏名、生年月日及び住所

第14号様式 付表3 居宅訪問型保育事業を行う事業所の確認に係る記載事項

居宅訪問型保育連携施設の名称等	名　　称	
	施設の類型	□認定こども園（□幼保連携型・□幼稚園型・□保育所型・□地方裁量型） □幼稚園・□保育所・□その他（　　）
	所 在 地	（郵便番号　　－　　） 都道府県　　郡市区 （ビルの名称等）
	連携内容	□食事の提供に関する支援　□嘱託医による健康診断等に関する支援 □屋外遊戯場の利用に関する支援　□合同保育に関する支援 □後方支援　□行事への参加に関する支援 □卒園後の受け皿としての支援
	事業所番号	※連携先が特定教育・保育施設等の場合は、事業所番号を記入してください。
認可年月日		年　　月　　日
利用可能曜日		日・月・火・水・木・金・土
利用可能時間		平日　時　分　～　時　分 土曜日　時　分　～　時　分 日曜日　時　分　～　時　分
休　園　日		例）夏季休業日○月○日～△月△日、○○行事の振替休日○月第△曜日
利用定員		3号認定　人 1・2歳児　人 0歳児　人
認可定員		人
延長保育の実施の有無		有・無　開所時間開始前　時　分から 開所時間終了後　時　分まで

職員の状況	職　種		家庭的保育者（保育士資格有り）		家庭的保育者（保育士資格無し）		直接雇用・派遣の別
			専　従	兼　務	専　従	兼　務	
	配置職員数	常　勤	人	人	人	人	直接雇用（有期）　人
		非常勤	人	人	人	人	直接雇用（無期）　人
	常勤換算後の人数		人		人		
	基準上の必要人数		人		人		派遣労働者　人
	平均経験年数		年		年		

利　用　料	実費徴収の有（内容）・無	有（　　）・無
	上乗せ徴収の有（内容・理由・金額）・無	有（　　）・無
添付書類	・法人等（設置者）の定款、寄付行為等、登記事項証明書の写し又は条例等 ・地域型保育事業の認可証等の写し ・事業所の平面図（各室の用途を明示するもの）及び設備の概要 ・事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所 ・運営規程 ・利用者又はその家族からの苦情を処理するために講ずる措置の概要 ・当該申請に係る事業に係る資産の状況 ・法第45条第2項の規定により満3歳未満保育認定子どもを選考する場合の基準 ・当該申請に係る事業に係る地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の請求に関する事項 ・誓約書 ・法人等（設置者）の役員の氏名、生年月日及び住所	

第14号様式　付表4　事業所内保育事業を行う事業所の確認に係る記載事項

事業所内保育事業の事業類型		□保育所型　　□小規模型			
フリガナ 名称					
事業所の所在地・連絡先		(郵便番号　　－　　) 都道府県　　郡市区			
		(ビルの名称等)			
		電話番号		FAX番号	
		E-mail アドレス			
連携先の名称・所在地	名称				
	施設の類型	□認定こども園(□幼保連携型・□幼稚園型・□保育所型・□地方裁量型)			
		□幼稚園・□保育所・□その他(　　)			
	所在地	(郵便番号　　－　　) 都道府県　　郡市区			
		(ビルの名称等)			
	連携内容	□食事の提供に関する支援	□嘱託医による健康診断等に関する支援		
		□屋外遊戯場の利用に関する支援	□合同保育に関する支援		
		□後方支援	□行事への参加に関する支援		
		□卒園後の受け皿としての支援			
	事業所番号		※連携先が特定教育・保育施設等の場合は、事業所番号を記入してください。		
認可年月日		年　　月　　日			
開所曜日		日・月・火・水・木・金・土			
開所時間		平日	時　分　～　時　分		
		土曜日	時　分　～　時　分		
		日曜日	時　分　～　時　分		
休園日		例)夏季休業日○月○日～△月△日、○○行事の振替休日○月第△曜日			
利用定員	雇用する労働者等の就学前子どもに係る利用定員	3号認定	1・2歳児	0歳児	
		人	人	人	
	地域の就学前子どもに係る利用定員	3号認定	1・2歳児	0歳児	
		人	人	人	
認可定員		人			

※裏面も記入してください。

給食の実施状況	提供方法			
	□自園調理　□連携施設又は給食搬入施設　□それ以外から搬入　□弁当持参			
その他の事業の実施状況	延長保育		一時預かり	
	有・無 開所時間開始前　　時　分から 開所時間終了後　　時　分まで		有・無 （　時　分～　時　分）	
	その他			
	（　　）			
地域の就学前子どもに係る利用料	実費徴収の有(内容)・無	有(　　)・無		
	上乗せ徴収の有(内容・理由・金額)・無	有(　　)・無		

職員の状況							
職種		保育従事者（保育士資格有り）		保育従事者（保育士資格無し）		医師(嘱託医)	
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
配置職員数	常勤	人	人	人	人	人	人
	非常勤	人	人	人	人	人	人
常勤換算後の人数		人		人		人	
基準上の必要人数		人		人		人	
平均経験年数		年		年		年	

職員の状況							
職種		調理員		その他の職員		直接雇用・派遣の別	
		専従	兼務	専従	兼務	直接雇用(有期)	人
配置職員数	常勤	人	人	人	人	うち保育従事者	人
	非常勤	人	人	人	人	直接雇用(無期)	人
常勤換算後の人数		人		人		うち保育従事者	人
基準上の必要人数		人		人		派遣労働者	人
平均経験年数		年		年		うち保育従事者	人

施設設備							
設備		敷地全体	園舎	乳児室	ほふく室	保育室	遊戯室
居室数／面積		㎡	㎡	室／　㎡	室／　㎡	室／　㎡	室／　㎡
1人当たりの面積				㎡/人	㎡/人	㎡/人	㎡/人
設備		屋外遊戯場					
設置場所		□敷地内　□隣接地　□代替地(□公園　□広場　□寺社境内　□その他)					
面積		全体の面積	㎡	満2歳以上児1人当たり面積	㎡/人		
設備		調理室・調理設備					
設置状況		□調理室　□調理設備					

添付書類	
	・法人等(設置者)の定款、寄付行為等、登記事項証明書の写し又は条例等 ・地域型保育事業の認可証等の写し ・事業所の平面図(各室の用途を明示するもの)及び設備の概要 ・事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所 ・運営規程 ・利用者又はその家族からの苦情を処理するために講ずる措置の概要 ・当該申請に係る事業に係る資産の状況 ・法第45条第2項の規定により満3歳未満保育認定子どもを選考する場合の基準 ・当該申請に係る事業に係る地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の請求に関する事項 ・誓約書 ・法人等(設置者)の役員の氏名、生年月日及び住所

第１５号様式（第２２条関係）

特定地域型保育事業者の名称等の変更届出書

年　　月　　日

（宛先）津市長

住　所

氏　名（又は名称）　　㊞

代表者

特定地域型保育事業者の名称等に変更が生じましたので、子ども・子育て支援法第４７条第１項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">変更のあった特定地域型保育事業所</td><td>名称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>所在地</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">変更があった事項</td><td colspan="2">変更の内容</td></tr>
<tr><td>1</td><td>事業所の名称、所在地</td><td rowspan="9">（変更前）</td><td rowspan="9">（変更後）</td></tr>
<tr><td>2</td><td>事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</td></tr>
<tr><td>3</td><td>事業者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明書及び条例等</td></tr>
<tr><td>4</td><td>事業所の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要</td></tr>
<tr><td>5</td><td>事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所</td></tr>
<tr><td>6</td><td>運営規程</td></tr>
<tr><td>7</td><td>当該届出に係る事業に係る地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の請求に関する事項</td></tr>
<tr><td>8</td><td>役員の氏名、生年月日及び住所</td></tr>
<tr><td>9</td><td>連携協力を行う特定教育・保育施設等の名称</td></tr>
<tr><td colspan="2">変更年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
</table>

※上記３、４、６又は８の変更の場合には、変更の内容が分かる資料を添付すること。
（３について登記事項証明書を除きインターネットを利用して閲覧することができる場合は、添付不要）

※上記５又は８の変更の場合には誓約書を添付すること。

※変更の日から１０日以内に届け出ること。

第１６号様式（第２３条関係）

特定地域型保育事業者の利用定員の減少届出書

年　　月　　日

（宛先）津市長

住　所

氏　名（又は名称）　　㊞

代表者

特定地域型保育事業の利用定員を減少しますので、子ども・子育て支援法第４７条第２項の規定により、次のとおり届け出ます。

１　施設の名称、教育・保育施設の種類及び所在地

２　利用定員を減少する年月日

３　利用定員を減少する理由

４　現に利用している小学校就学前子どもに対する措置

５　小学校就学前子どもの区分ごとの減少後の利用定員

	３号		合　計
	１・２歳	０歳	
減少後の利用定員			

※利用定員を減少しようとする日の３月前までに届け出ること。

第１７号様式（第２４条関係）

業務管理体制の整備等に関する事項の届出書

年　　月　　日

（宛先）津市長

住　　所
事業者　名　　称　　㊞
代表者氏名

子ども・子育て支援法第５５条第２項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

<table>
<tr><td rowspan="3">届出の内容</td><td colspan="5">１　子ども・子育て支援法第５５条第２項関係（届出）</td></tr>
<tr><td colspan="5">２　子ども・子育て支援法第５５条第３項関係（届出事項の変更）</td></tr>
<tr><td colspan="5">３　子ども・子育て支援法第５５条第４項関係（届出区分の変更）</td></tr>
<tr><td rowspan="8">事業者</td><td>事業者の名称又は氏名</td><td colspan="4">フリガナ</td></tr>
<tr><td>住所（主たる事務所の所在地）</td><td colspan="4">都道府県　　郡市区</td></tr>
<tr><td>連絡先</td><td>電話番号</td><td></td><td>ＦＡＸ番号</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">代表者の氏名、職名、生年月日及び住所</td><td colspan="2">フリガナ
氏名</td><td>職名</td><td></td></tr>
<tr><td>生年月日</td><td colspan="3">年　　月　　日生</td></tr>
<tr><td colspan="4">都道府県　　郡市区</td></tr>
<tr><td rowspan="2">法令遵守責任者</td><td colspan="4">フリガナ
氏名</td></tr>
<tr><td>生年月日</td><td colspan="3">年　　月　　日生</td></tr>
<tr><td colspan="2">法５５条第４項の規定に基づく届出の場合の変更後の提出先</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

その他法令の定めに応じて下記の書類を添付すること。

・業務が法令に適合することを確保するための規定の概要

・業務執行の状況の監査の方法の概要

津市保育所の設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

平成２７年３月２７日

津市長　前　葉　泰　幸

津市規則第７号

津市保育所の設置及び管理に関する条例施行規則

津市保育所の設置及び管理に関する条例施行規則（平成１８年津市規則第８８号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この規則は、津市保育所の設置及び管理に関する条例（平成２６年津市条例第４２号。以下「条例」という。）第４条の規定に基づき、保育所の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用定員）

第２条　保育所の利用定員（津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成２６年津市条例第２２号。以下「基準条例」という。）第４条第２項第３号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員をいう。）は、別表のとおりとする。

（保育の提供を開始する日）

第３条　保育の提供を開始する日は、毎月１日とする。

２　前項の規定にかかわらず、保育の提供に係る児童（以下「保育児童」という。）の支給認定保護者（子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第２０条第４項に規定する支給認定保護者をいう。以下同じ。）が育児休業から復帰する等緊急に保育が必要であると社会福祉事務所長が認める場合は、当該保育の提供を開始する日は、その月の１５日とすることができる。

（保育の提供開始の通知）

第４条　社会福祉事務所長は、保育の提供を開始するときは、保育提供開始通知書（第１号様式）により保育児童の支給認定保護者に通知するものとする。

（利用者負担額の徴収）

第５条　市長は、利用者負担額（条例第３条各項に規定する額をいう。以下同じ。）を教育・保育施設利用者負担額納入通知書（第２号様式）による払込み又は口座振替の方法によって徴収するものとする。

（利用者負担額の納入の告知）

第６条　利用者負担額の納入告知は、教育・保育施設利用者負担額納入通知書により納期限前１０日までに保育児童の支給認定保護者、当該保育児童又はその扶養義務者（以下「支給認定保護者等」という。）に対してこれを行うものとする。ただし、口座振替の方法により利用者負担額を徴収する場合は、この限りでない。

（納期）

第７条　利用者負担額は、その月分を毎月末日までに納付しなければならない。ただし、１２月分は、同月２５日までに納付しなければならない。

（過誤納金の取扱い）

第８条　市長は、過誤納に係る利用者負担額（以下「過誤納金」という。）があるときは、当該過誤納金に係る支給認定保護者等にこれを還付するものとする。

２　前項の場合において、還付を受けるべき支給認定保護者等に未納の利用者負担額があるときは、過誤納金を当該未納の利用者負担額に充当するものとする。

３　市長は、前２項の規定により、過誤納金を還付し、又は充当するときは、教育・保育施設利用者負担額過誤納金還付（充当）通知書（第３号様式）により当該過誤納金に係る支給認定保護者等に通知するものとする。

（身分証明書）

第９条　利用者負担額の徴収に従事する職員は、教育・保育施設利用者負担額徴収職員証（第４号様式）を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（保育提供の終了）

第１０条　社会福祉事務所長は、保育児童が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、保育の提供を終了するものとする。

⑴　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２４条第１項に規定する保育を必要とする理由がなくなったとき。

⑵　病気その他の理由により児童が保育に堪えられなくなったとき。

⑶　その他保育の提供を終了することが適当であると認めるとき。

（保育利用の終了の届出）

第１１条　保育児童の支給認定保護者は、保育所の利用を終了しようとするときは、利用を終了しようとする日の前日までに保育所利用終了届（第５号様式）を社会福祉事務所長に提出しなければならない。

（保育提供の終了の通知）

第１２条　社会福祉事務所長は、前２条の規定により保育の提供を終了するときは、保育提供終了通知書（第６号様式）により支給認定保護者に通知するものとする。

（職員）

第１３条　保育所に保育園長（以下「園長」という。）を置き、所属職員として次の職員を置く。

⑴　保育士

⑵　技能員

⑶　医師及び歯科医師

２　前項各号に定める職員のほか、保育所に必要な職員を置くことができる。

３　医師及び歯科医師は、非常勤とする。

４　園長は、上司の命を受けて保育所の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

（保育所の運営）

第１４条　保育所の運営は、基準条例に定めるところにより適切に行わなければならない。

（休日等）

第１５条　保育所の休日は、別に定めのある場合のほか、次のとおりとする。ただし、市長において必要があると認める場合は、この限りでない。

⑴　日曜日

⑵　国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日

⑶　１２月２９日から翌年の１月３日までの日（前号に掲げる日を除く。）

２　前項に規定するもののほか、災害その他やむを得ない事情のため市長において必要があると認めるときは、保育所を休所し、又は保育を中止することができる。

（保育所の簿冊）

第１６条　園長は、別に定めのあるもののほか、次の簿冊を備え、整備しておかなければならない。

⑴　児童名簿及び児童出欠簿

⑵　利用の開始及び終了その他異動記録簿

⑶　保育計画書

⑷　園務日誌及び保育日誌

⑸　給食献立表及び給食日誌並びに給食物資受払簿
⑹　その他社会福祉事務所長が必要と認める簿冊

（社会福祉法人等への準用）

第１７条　第３条から第１５条まで（第１３条を除く。）の規定は、社会福祉法人その他の者が設置する保育所について準用する。

（委任）

第１８条　この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

１　この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

２　この規則による改正前の津市保育所の設置及び管理に関する条例施行規則の規定による保育所入所負担金の徴収及び過誤納金の取扱いについては、なお従前の例による。

別表（第２条関係）

	利用定員	内訳		
		子ども・子育て支援法第１９条第１項第２号に掲げる小学校就学前子どもの区分	子ども・子育て支援法第１９条第１項第３号に掲げる小学校就学前子どもの区分	
		満３歳以上	満１歳以上	満１歳未満
津市栗真保育園	７５人	４７人	２２人	６人
津市立誠保育園	９０人	５７人	２７人	６人
津市観音寺保育園	８５人	４９人	３０人	６人
津市高洲保育園	４５人	３１人	１１人	３人
津市相愛保育園	４５人	２８人	１４人	３人
津市中央保育園	１２０人	７８人	３３人	９人
津市新町保育園	８５人	５４人	２２人	９人
津市乙部保育園	５０人	３２人	１５人	３人
津市橋南保育園	９０人	５６人	２８人	６人
津市高茶屋保育園	１４０人	８７人	４４人	９人
津市雲出保育園	７０人	４２人	２２人	６人
津市ひとみね保育園	１３０人	８５人	３６人	９人
津市北部保育園	７０人	５０人	１７人	３人
津市北口保育園	１５０人	９０人	４５人	１５人
津市野村保育園	１２０人	７０人	３８人	１２人
津市こべき保育園	１３５人	８６人	３７人	１２人
津市千里ヶ丘保育園	８０人	５７人	２０人	３人
津市上野保育園	６５人	４３人	１７人	５人
津市芸濃保育園	１３０人	７９人	３９人	１２人
津市安濃保育園	１７０人	１０３人	５５人	１２人

津市香良洲保育園	９５人	６０人	２６人	９人
津市高野保育園	１４０人	８７人	４４人	９人
津市川合保育園	１５０人	９０人	４８人	１２人
津市白山保育園	１７０人	１１４人	４４人	１２人
津市八知保育園	４５人	３１人	１１人	３人

備考

１　基準条例第２２条ただし書に掲げるやむを得ない事情がある場合は、この表の利用定員の数を越え保育の提供を行うことができるものとする。

２　保育の年齢別の需要の増大その他必要があるときは、小学校就学前子どもの区分又は年齢別の利用定員の数を相互に流用し、保育の提供を行うことができるものとする。

第１号様式（第４条関係）

保育提供開始通知書

（記　号　番　号）
年　　月　　日

（氏　　名）　様

津市社会福祉事務所長　（氏　　名）　印

保育の提供開始について、次のとおり通知します。

保育の提供を開始する児童	番　　号	
	氏　　名	
	生　年　月　日	年　　月　　日生
保育を提供する保育所		
保育の提供を開始する年月日	年　　月　　日	
備　　考		

教示　この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して６０日以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。

また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して６箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

第２号様式（第５条、第６条関係）

教育・保育施設利用者負担額
納入通知書　兼　領収証書 ㊙

加入者名　　口座番号	
年度　　年　　月分	
保護者氏名	
納入金額	
児童氏名	
施 設 名	
児童番号	

右記金額を　　年　　月　　日
までに納付してください。

年　　月　　日

津市長　（氏　　名）　印

	領収日付印
上記のとおり領収しました。 津市指定金融機関 津市収納代理金融機関	

（納入者保管）

教育・保育施設利用者負担額納付書 ㊙

加入者名　　口座番号	
年度　　年　　月分	
保護者氏名	
納 入 金 額	
児 童 氏 名	
施　設　名	
児 童 番 号	
納 入 期 限	年　月　日

	領収日付印
上記のとおり納入してください。 津市長　（氏　　名）　印	

（金融機関又は郵便局保管）

○　○
教育・保育施設利用者負担額領収済通知書 ㊙

ＩＤ

この用紙は直接電子計算機で処理しますので折りまげたりしないでください。

加入者名　　口座番号		領収日付印
年度　　年　　月分		
保護者氏名		
納 入 金 額		
児 童 氏 名		
施　設　名		
児 童 番 号		
納 入 期 限	年　月　日	

年　　月　　日

上記のとおり領収しましたから通知します。

（宛先）津市会計管理者

（津市保管）

第３号様式（第８条関係）

教育・保育施設利用者負担額過誤納金還付（充当）通知書

（記号番号）
年　月　日

（氏　　名）　様

津市長　（氏　　名）　印

あなたが納められた利用者負担額は、次のとおり過誤納がありますので　還付／充当　いたします。

内　訳

児童氏名		教育・保育施設名		児童番号	
	納付済額	納付すべき額	差引過誤納付額	納付年月日	
年　月分					
年　月分					
年　月分					
年　月分					
年　月分					
年　月分					
年　月分					
年　月分					
年　月分					
年　月分					
年　月分					
年　月分					
理　由			還付金額		

〔充当となる方へ〕

上記の還付金額を次のとおり未納の利用者負担額に充当しましたので通知します。

児童氏名		教育・保育施設名		児童番号	
	未納額	充当額	差引未納額	充当年月日	
年　月分					
年　月分					
年　月分					
年　月分					
年　月分					
年　月分					
年　月分					
年　月分					
年　月分					
年　月分					
年　月分					
年　月分					
合　計					

※　御不明な点がありましたら津市（名称）部（名称）課（電話　　）までお尋ねください。

教示　この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３０日以内に、津市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算して６箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の異議申立てに対する決定を受けた後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第８条第２項各号のいずれかに該当するときは、決定を経ないで、訴えを提起することができます。

第４号様式（第９条関係）

（表）

契　印

（記号番号）

教育・保育施設利用者負担額徴収職員証

津市　（名称）　部　（名称）　課

（写真）　契　印

職名

氏名

（　　年　　月　　日生）

年　　月　　日発行

津市長　（氏　　名）　印

（裏）

1　本証は、教育・保育施設の利用者負担額の徴収に関する事務を行う場合には、必ず携行しなければならない。

2　本証は、関係人の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。

3　本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

4　本証は、退職その他の理由により、不要になったときは、直ちに返還しなければならない。

5　本証の有効期間は、発行の日から４年とする。

第５号様式（第１１条関係）

保育所利用終了届

年　　月　　日

（宛先）津市社会福祉事務所長

（〒　　）
住　所
保護者　氏　名　　㊞
電　話

保育所の利用を終了したいので、次のとおり届け出ます。

児　童　氏　名	（　　年　　月　　日生）
終了年月日	年　　月　　日
理　　由 （具体的に記入のこと。）	
備　　考	

支給認定No.（　　）　　確認　　保育所名

園長　（氏　　名）　㊞

第６号様式（第１２条関係）

保育提供終了通知書

（記　号　番　号）
年　　月　　日

（氏　　名）　様

津市社会福祉事務所長　（氏　　名）　印

保育の提供終了について、次のとおり通知します。

保育の提供を終了する児童	番　　号	
	氏　　名	
	生　年　月　日	年　　月　　日生
保育を提供している保育所		
保育の提供を終了する年月日	年　　月　　日	
保育の提供を終了する理由		
備　　考		

教示　この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して６０日以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。

また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して６箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

津市保育の利用に係る調整に関する事務取扱規則をここに公布する。

平成２７年３月２７日

津市長　前　葉　泰　幸

津市規則第８号

津市保育の利用に係る調整に関する事務取扱規則

（趣旨）

第１条　この規則は、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）附則第７３条第１項の規定により読み替えられた法第２４条第３項の規定に基づく保育の利用に係る調整（以下「利用調整」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（利用の申込）

第２条　支給認定保護者（子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第２０条第４項の支給認定保護者であって、同法第１９条第１項第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る支給認定を受けたものをいう。以下同じ。）が、保育所（法第２４条第１項に規定する保育所をいう。）、認定こども園（同条第２項に規定する認定こども園をいう。）又は家庭的保育事業等（同項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。）（以下「保育所等」という。）の利用の申込み（以下「利用申込み」という。）をするときは、保育所等利用申込書（第１号様式）によるものとする。

（書類の提出等）

第３条　社会福祉事務所長は、利用調整に必要な書類について利用申込みを行った支給認定保護者（以下「申込保護者」という。）から提出を求め、必要があるときは、面接及び実地調査等を行うことができる。

（利用調整）

第４条　社会福祉事務所長は、別表に定めるところにより利用申込みに係る児童（以下「申込児童」という。）に点数を付与し、付与された点数の合計が高い申込児童から利用調整を行うものとする。

（調整結果の通知）

第５条　社会福祉事務所長は、利用調整の結果について、申込保護者に保育所等利用調整結果通知書（第２号様式）により通知するものとする。

２　社会福祉事務所長が申込保護者に津市保育所の設置及び管理に関する条例

施行規則（平成２７年津市規則第７号）第４条に規定する通知を行ったときは、前項の通知を行ったものとみなすものとする。

３　社会福祉事務所長は、利用調整の結果について、当該申込児童が利用する保育所等の長に通知するものとする。

（申込時期）

第６条　保育所等利用申込書は、保育所等の利用の開始を希望する月の前月の１０日までに社会福祉事務所長に提出しなければならない。ただし、緊急やむを得ないと社会福祉事務所長が認める場合については、この限りでない。

２　前項の規定にかかわらず、各年度の４月１日からの利用申込みをするときは、社会福祉事務所長が指定する期日までに保育所等利用申込書を提出しなければならない。

（連携施設への継続利用時の利用調整）

第７条　家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。）を利用している児童の支給認定保護者が、当該児童が満３歳に到達した日の属する月の翌月の１日以後に連携施設（津市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成２６年津市条例第２１号）第６条の連携施設をいう。）の利用を希望するときは、第４条第１項の規定に関わらず優先的に利用調整を行うものとする。

（広域利用に係る利用調整）

第８条　本市以外の市町村（特別区を含む。）の認定による支給認定保護者に係る申込児童の利用調整は、本市の認定による支給認定保護者に係る申込児童の利用調整の後に行うものとする。

（委任）

第９条　この規則の施行に関し必要な事項は、社会福祉事務所長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成２７年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用調整に関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

３　施行日の前日において、現に保育所を利用している児童については、この規則の相当規定により利用調整がなされたものとみなす。

別表（第４条関係）

津市保育所等利用調整基準

第１項の基本点数表により算出した基本点数及び第２項の調整指数表により算出した調整指数の合計の数を当該児童の点数とする。ただし、点数が同じ申込児童については、第３項の優先順位表により優先度が高いとされた申込児童から調整を行うものとする。

１　基本点数表

⑴　保護者が存在し、養育を行っている場合

ア　保護者が保育を必要とする事由に応じて、次の基本点数を付与する。

イ　保護者（例：父・母）それぞれの基本点数の合計点を申込児童の基本点数とする。

ウ　保護者が複数の事由に該当する場合は、基本点数が高い事由を適用する。

事　由		基本点数	細　目
１　被雇用		１０	月１５０時間以上の就労を常態とする。
		８	月１２０時間以上の就労を常態とする。
		６	月９０時間以上の就労を常態とする。
		４	月６０時間以上の就労を常態とする。
２　自営業・農業・漁業	中心者	１０	月１５０時間以上の就労を常態とする。
		８	月１２０時間以上の就労を常態とする。
		６	月９０時間以上の就労を常態とする。
		４	月６０時間以上の就労を常態とする。
	協力者（給与が支給されているものに限る。）	１０	月１５０時間以上の就労を常態とする。
		８	月１２０時間以上の就労を常態とする。
		６	月９０時間以上の就労を常態とする。
		４	月６０時間以上の就労を常態とする。
	協力者（上記の協力者を除く。）	８	月１２０時間以上の就労を常態とする。
		６	月９０時間以上の就労を常態とする。
		４	月６０時間以上の就労を常態とする。
３　内職		８	月１５０時間以上の就労を常態とする。
		６	月１２０時間以上の就労を常態とする。
		４	月６０時間以上の就労を常態とする。
４　妊娠・出産		１０	入所希望日が出産（予定）日の４週間前の日以降
		８	それ以外

５　病気・疾病・障害（入院以外の項目については該当する項目の基本点数を加算する（上限１０点)。）	１０	治療のため入院（１箇月以上にわたると見込まれるものをいう。）
	7	入院予定
	1	日常生活や社会生活上の一定の制限
	3	要他者援助（部分的）
	4	要他者援助（生活の大半）
	5	要他者援助（常時介護）
	5	保育不可能
	2	部分保育可能
6　同居親族の介護	8	月１２０時間以上の常時介護若しくは看護又は週５日以上の通院若しくは通所の付添いをしている（送迎サービス利用を除く。)。
	6	月９０時間以上の介護若しくは看護又は入院、通院若しくは通所の付添いをしている。
	4	介護若しくは看護又は入院、通院若しくは通所の付添いをしている。
7　災害復旧	１０	災害（火災、風水害、地震等）の復旧に当たっている。
8　就学（就学が通信教育又は在宅での就学の場合は基本点数から１点を減ずる。）	9	月２０日以上かつ日８時間以上就学している。
	7	月１５日以上かつ日６時間以上就学している。
	5	月１０日以上かつ日４時間以上就学している。
	3	月５日以上かつ日２時間以上就学している。
	1	上記未満の就学
9　求職中	3	求職中
１０　不存在	１１	死亡、離婚、行方不明、未婚、拘禁等
１１　その他	０～１１	その他社会福祉事務所長が必要と認めるもの（上記項目に準ずる。）

⑵　保護者が存在するが養育が困難である場合又は保護者不存在の場合

ア　保護者が養育が困難であると社会福祉事務所長が認める場合は、その事由にかかわらず、当該申込児童の基本点数は次のとおりとする。

イ　親である保護者が不存在で、当該申込児童の祖父母が保護者となる場合は、上記に準ずる。

事　由	基本点数	細　　目
社会的養護	２１	社会福祉事務所長が、申込児童が虐待されている又はそのおそれがあると認める場合

	２１	社会福祉事務所長が保護者が配偶者からの暴力により保育を行うことが困難であると認める場合

２　調整指数表

世帯の状況において、考慮すべき項目に対して調整指数を付する。

⑴　１から９までの該当する項目の調整指数を合算する。ただし、１から７までの複数の項目に該当する場合は、指数の高い項目の調整指数に、指数の低い項目ごとに１点を加算する。また８の指数について複数の内容が該当するときは、いずれか点数の高い指数を加算する。

⑵　ひとり親家庭とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和３９年法律第１２９号）第６条第６項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものの世帯をいう。

事　由	内　容	指　数
１　社会的養護	社会福祉事務所長が申込児童が虐待されている又はそのおそれがあると認める場合又は保護者が配偶者からの暴力により保育を行うことが困難であると認める場合	３０
２　産前産後休業又は育児休業からの復帰	保護者が産前産後休業から復帰する場合又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第７６号）に基づく育児休業（法の趣旨を鑑み就業規則等に規定された休業期間を含む。）から復帰する場合（毎年４月１日からの利用調整にあっては、保護者が前年度内に職場復帰した場合を含む。）	２３
３　ひとり親家庭	ひとり親家庭（配偶者のいない男子又は女子である者及びその子以外の同居人がいない世帯をいう。）	２０
	上記以外のひとり親家庭	１０
４　経済的な自立に資する場合	保護者が就労している又は就労予定である生活保護受給世帯	２０
	生計中心者が申請日から過去１年の間に失業し、申込時点で求職中であり、他方の保護者が住民税非課税の場合	２０
５　申込児童の障害	当該申込児童が身体障害者手帳又は療育手帳を交付されており、施設設備及び人員配置の面において、当該児童を受け入れることができる保育所等	２０

	を希望する場合	
6　保育所等を利用する児童の兄弟姉妹	申込児童の兄弟姉妹が本市に所在する保育所等を利用している場合（兄弟姉妹の利用している保育所等の利用調整をする場合は、（）内の指数を適用する。）	２０ （３０）
7　兄弟姉妹の同時申込み	兄弟姉妹で同一の保育所等を希望する場合（保護者の一方又は双方の保育を必要とする事由が求職中である場合を除く。）	4
8　申込児童の状況について	認可外施設・親戚等に預けている場合	1
	幼稚園又は本市以外の市町村に所在する保育所等を利用している場合	1
	本市に所在する保育所等を利用中で他の保育所等を希望する場合	5
	家庭的保育事業等を修了した児童で当該施設が経過措置により連携施設を指定していない場合	6
申込児童の兄弟姉妹の状況について	認可外施設・親戚等に預けている場合	1
	幼稚園又は本市以外の市町村に所在する保育所等を利用している場合	1
9　過去の利用者負担額の納付状況	保護者が３箇月分以上正当な理由なく利用者負担額（平成２６年度以前に課された保育料を含む。）を滞納している場合	－５

３　優先順位表

基本点数と調整指数の合計点が複数の申込児童で同一となった場合の優先順位を定める。

1	当該保育所等の希望順位		
2	当該申込児童の祖父母の状況（次の表による算定点数が高い順）		
	項目	細目	判定点
	居住地	死亡・行方不明・拘禁等	7
		市外在住	3
		市内在住（旧市町村域外）	2
		市内在住（旧市町村域内）	1
		同居	0
	年齢	６５歳以上	1
		６５歳未満	0
	状況	就労（被雇用）・災害復旧	3
		自営・疾病・障害・介護	2

		内職・農業	1
		無職	0
3	保護者が保育を必要とする理由の優先順位 ①　災害　②就労　③疾病　④妊娠・出産　⑤介護・看護　⑥就学　⑦求職中		

第1号様式（第2条、第6条関係）　　（表）

保育所等利用申込書

（宛先）津市社会福祉事務所長　　年　　月　　日

保護者住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　TEL ①＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

保護者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印　TEL ②＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

保育所等の利用について、次のとおり申込みます。

申込児童				認定証番号	利用を希望する保育所等
氏名	生年月日	年齢	性別		
(フリガナ)	年 月　日		男・女		第1希望 第2希望
(フリガナ)	年 月　日		男・女		第3希望 第4希望
(フリガナ)	年 月　日		男・女		第5希望 第6希望 第7希望 第8希望

利用を申し込む期間

年　月　日 から　年　月　日まで

※利用調整を希望する保育所等は、すべて記入してください（第9希望以降は続紙に記入）。

私は、申込児童の保育所等の利用について、上記及び続紙に記載した保育所等以外は希望しません。
また、記載した保育所等については、やむを得ない事情のある場合を除き利用することを誓約します。

保護者氏名　　印

保護者及び家族の状況	氏　名	児童との続柄	生年月日	勤務先（学校等）	身体の状況
			・　・		
			・　・		
			・　・		
			・　・		
			・　・		
			・　・		

生活保護	受けていない　・　受けている　（　年　月　日保護開始）
児童扶養手当	受給していない　・　受給している（　年　月　認定　・　申請中）
小規模保育事業	利用していない　・　利用している（　年　月卒園予定）

保育の利用を必要とする理由等

保育の利用を必要とする理由（該当する箇所にレ点を入れてください。）	続柄	必要とする理由 □就労　□妊娠・出産　□疾病・障害　□介護等　□災害復旧　□求職活動 □就学　□その他（　　）
	続柄	必要とする理由 □就労　□妊娠・出産　□疾病・障害　□介護等　□災害復旧　□求職活動 □就学　□その他（　　）
育児休業の延長の可否	□　可能　　□　不可能	

（裏面も記入してください。）

（裏）

希望する利用時間	利用曜日	利用時間
	月・ 火・ 水・ 木・ 金・ 土	時　分から　　時　分まで
	□保育標準時間　□保育短時間	

①送迎について※該当する箇所にレ点を入れてください。

主な送迎方法	主に送迎する人
□徒歩　□車　□自転車　で（　　）分 □その他（　　）	□父　□母　□祖父　□祖母 □その他（　　）

②祖父母の状況

父方	祖父　□同居　□離別　□死別 （　歳）　□別居（住所　　）	□被雇用　□自営　□農業　□内職　□無職 □疾病　□障害　□その他（　　）
	祖母　□同居　□離別　□死別 （　歳）　□別居（住所　　）	□被雇用　□自営　□農業　□内職　□無職 □疾病　□障害　□その他（　　）
母方	祖父　□同居　□離別　□死別 （　歳）　□別居（住所　　）	□被雇用　□自営　□農業　□内職　□無職 □疾病　□障害　□その他（　　）
	祖母　□同居　□離別　□死別 （　歳）　□別居（住所　　）	□被雇用　□自営　□農業　□内職　□無職 □疾病　□障害　□その他（　　）

③就学前の兄弟の状況について　　※該当する箇所にレ点・記入してください。

就学前の兄弟の保育の状況について	
□（　　）保育所　利用中・申込中　□（　　）幼稚園　利用中・申込中 □（父、母、祖父、祖母、親族）が家で保育　（育児休業中　　年　　月　　日まで） □他人に預けている　□他の保育所に預けている（　　） □父母が勤務先にて保育　（託児所　有　無） □その他　（　　）	
兄弟姉妹の同一保育所等入所希望	希望する　・　希望しない

④優先利用申請

下記の項目に該当する場合は□にレ点をしてください。また、項目に応じて別途添付書類が必要です。

□①申込児童の保護者が単身で、保護者以外18歳以上の大人が同居していない。

□②生計中心者が過去1年以内の間に失業し、かつ、その配偶者が住民税非課税である。

□③申込児童が療育手帳（A・B）又は身体障害者手帳を交付されている。

□④保護者が産後休暇又は法律に基づく育児休業から復帰する。
（復帰した日・復帰予定日　　年　月　日）

添付書類

上記①：児童扶養手当受給証明書、遺族年金証書、ひとり親家庭等医療費受給者証の写し又は保護者が単身で子育てをしていることが証明できる書類

上記②：生計中心者の離職票、退職証明書、退職辞令の写し又は失業給付金決定通知書写し及びその配偶者の住民税課税証明書（ただし、本市の区域内に住所を有する者で公簿により確認できる場合は免除）

上記③：申込児童の療育手帳（A・B）又は身体障害者手帳の写し

上記④：育児休業給付金決定通知書若しくは育児休業給付金が振り込まれたことが分かるもの又は育児休業の取得が確認できる辞令等の写し

（続紙）

（表）

申込児童の状況について

申込児童の状況　（氏名　　）
□今までに大きな病気・けがで医療機関にかかったことがある 病名　（　　）　医療機関名（　　） □発育がゆっくりだと感じる　□言葉が遅いと感じる □身体障害者手帳　無・有（　　）　□療育手帳　無・有（　　） □アレルギー　無・有（食材名:　　）　□ひきつけ　無・有（　　） □健診のとき医療機関・保健センターから発達などについて指摘されたことがある 無・有（　　）歳児健診のとき　（指摘事項　　） □申込児童の疾病・発達について、専門機関に相談をしたことがある。無・有（　　）
申込児童の保育の状況について
□（　　）保育所　利用中　□（　　）幼稚園　在園中 □（父、母、祖父、祖母、親族）が家で保育　（育児休業中　年　月　日まで） □他人に預けている　□他の保育所に預けている（施設名:　　） □父母が勤務先にて保育　（託児所　有　無） □その他　（　　）

申込児童の状況　（氏名　　）
□今までに大きな病気・けがで医療機関にかかったことがある 病名　（　　）　医療機関名（　　） □発育がゆっくりだと感じる　□言葉が遅いと感じる □身体障害者手帳　無・有（　　）　□療育手帳　無・有（　　） □アレルギー　無・有（食材名:　　）　□ひきつけ　無・有（　　） □健診のとき医療機関・保健センターから発達などについて指摘されたことがある 無・有（　　）歳児健診のとき　（指摘事項　　） □申込児童の疾病・発達について、専門機関に相談をしたことがある。無・有（　　）
申込児童の保育の状況について
□（　　）保育所　利用中　□（　　）幼稚園　在園中 □（父、母、祖父、祖母、親族）が家で保育　（育児休業中　年　月　日まで） □他人に預けている　□他の保育所に預けている（施設名:　　） □父母が勤務先にて保育　（託児所　有　無） □その他　（　　）

申込児童の状況　（氏名　　）
□今までに大きな病気・けがで医療機関にかかったことがある 病名　（　　）　医療機関名（　　） □発育がゆっくりだと感じる　□言葉が遅いと感じる □身体障害者手帳　無・有（　　）　□療育手帳　無・有（　　） □アレルギー　無・有（食材名:　　）　□ひきつけ　無・有（　　） □健診のとき医療機関・保健センターから発達などについて指摘されたことがある 無・有（　　）歳児健診のとき　（指摘事項　　） □申込児童の疾病・発達について、専門機関に相談をしたことがある。無・有（　　）
申込児童の保育の状況について
□（　　）保育所　利用中　□（　　）幼稚園　在園中 □（父、母、祖父、祖母、親族）が家で保育　（育児休業中　年　月　日まで） □他人に預けている　□他の保育所に預けている（施設名:　　） □父母が勤務先にて保育　（託児所　有　無） □その他　（　　）

（裏）

第9希望以降の保育所等

	利用を希望する保育所等
第9希望	
第10希望	
第11希望	
第12希望	
第13希望	
第14希望	
第15希望	

第２号様式（第５条関係）

保育所等利用調整結果通知書

津市指令（記号番号）
年　　月　　日

（氏　　名）　様

津市社会福祉事務所長　（氏　　名）　印

申込みのあった保育所等の利用については、利用調整の結果、次のとおりとなりましたので通知いたします。

支給認定子どもの氏名・認定番号及び生年月日	年　　月　　日生
保育所等の名称及び所在地	
利用開始日	年　　月　　日

教示　この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して６０日以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。

また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して６箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成２７年３月２７日

津市長　前　葉　泰　幸

津市規則第９号

津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成１８年津市規則第２７号）の一部を次のように改正する。

附則別表８級の項中「局長及び局長相当職」を「消防長」に改める。

別表第１の８級の項中「局長及び局長相当職」を「消防長」に改める。

別表第５アの表を次のように改める。□

ア　行政職給料表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給						
	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1	1
11	1	1	1	3	3	1	1
12	1	1	1	4	4	1	1
13	1	1	1	5	5	1	1
14	1	1	1	6	6	2	2
15	1	1	1	7	7	3	3
16	1	1	1	8	8	4	4
17	1	1	1	9	9	5	5
18	1	2	2	10	10	6	6
19	1	3	3	11	11	7	7
20	1	4	4	12	12	8	8

21	1	5	5	13	13	9	9
22	1	6	6	14	14	10	10
23	1	7	7	15	15	11	11
24	1	8	8	16	16	12	12
25	1	9	9	17	17	13	13
26	1	10	10	18	18	14	14
27	1	11	11	19	19	15	15
28	1	12	12	20	20	16	16
29	1	13	13	21	21	17	17
30	1	14	14	22	22	18	18
31	1	15	15	23	23	19	19
32	1	16	16	24	24	20	20
33	1	17	17	25	25	21	21
34	1	18	18	26	26	21	22
35	1	19	19	27	27	22	23
36	2	20	20	28	28	22	24
37	3	21	21	29	29	23	25
38	4	22	22	30	30	23	25
39	5	23	23	31	31	24	26
40	6	24	24	32	32	24	26
41	7	25	25	33	33	25	27
42	8	26	26	34	34	25	27
43	9	27	27	35	35	26	28
44	10	28	28	36	36	26	28
45	11	29	29	37	37	27	28
46	12	30	30	38	38	27	28

47	13	31	31	39	39	28	28
48	14	32	32	40	40	28	29
49	15	33	33	41	41	29	29
50	16	34	34	42	41	29	29
51	17	35	35	43	42	29	29
52	18	36	36	44	42	29	29
53	19	37	37	45	43	30	30
54	20	38	38	46	43	30	30
55	21	39	39	47	44	30	30
56	22	40	40	48	44	30	30
57	23	41	41	49	45	31	30
58	24	41	42	50	45	31	31
59	25	42	43	51	46	31	31
60	25	42	44	52	46	31	31
61	26	43	45	53	47	31	31
62	26	43	45	54	47	31	31
63	27	44	45	55	48	31	32
64	27	44	46	56	48	31	32
65	28	45	46	57	49	31	33
66	28	45	46	58	49	31	33
67	29	46	47	59	50	31	34
68	29	46	47	60	50	32	34
69	30	47	47	61	50	32	35
70	30	47	48	62	50	32	35
71	31	48	48	63	50	32	36
72	31	48	48	64	50	32	36

73	32	49	49	65	50	32	37
74	32	49	49	66	50	32	37
75	33	49	49	67	50	32	38
76	33	49	50	68	50	32	38
77	34	50	50	68	51	32	39
78	34	50	50	68	51	32	39
79	35	50	51	68	51	32	40
80	35	50	51	68	51	32	40
81	36	51	51	69	51	33	41
82	36	51	52	69	51	33	41
83	37	51	52	69	51	34	42
84	38	51	52	69	51	34	42
85	39	52	53	69	51	35	43
86	40	52	53	70	51	35	44
87	41	52	53	70	51	36	44
88	41	52	53	70	51	37	45
89	42	53	54	71	52	37	46
90	42	53	54	72	52	38	46
91	43	53	54	73	52	39	47
92	43	53	54	74	52	39	48
93	44	53	55	75	53	40	48
94	44	54	55	76	54	41	49
95	45	54	55	77	55	41	50
96		54	55	78	55	42	50
97		54	55	79	56	43	51
98		54	56	80	57	43	52

99		55	56	81	57	44	52
100		55	56	82	58	45	53
101		55	56	83	59	45	54
102		55	56	84	59	46	54
103		55	57	85	60	47	55
104		56	57	86	61	47	56
105		56	57	87	61	48	56
106		56	57	88	62	49	57
107		56	57	89	63	49	58
108		56	58	90	63	50	58
109		56	58	91	64	51	59
110		57	58	92	65	51	60
111		57	58	93	65	52	60
112		57	58	94	66	53	61
113		57	59	95	67	53	62
114		57	59	96	67	54	62
115		57	60	97	68	55	
116		58	60	98	69	55	
117		58	61	99	69	56	
118		58	61	100	70	57	
119		58	62	101	71	57	
120		58	62	102	71	58	
121		58	63	103	72	59	
122		59	63	104	73	59	
123		59	64	105	73	60	
124		59	64	106	74	61	

125		59	65	107	75	61	
126			65	108	75	62	
127			66	109	76	63	
128			66	110	77	63	
129			67	111	77	64	
130			67	112	78	65	
131			68	113	79	65	
132			68	114	79	66	
133			69	115	80	67	
134			69	116	81	67	
135			70	118	81	68	
136			70	119	82	69	
137			71	120	83	69	
138			71	122	83	70	
139			72	123	84	71	
140			72	125	85	71	
141			73	126	85	72	
142			73	127	86	73	
143			74	129	87	73	
144			74	130	87	74	
145			75	132	88	75	
146			75	133	89	75	
147			76	134	89	76	
148			76	136	90	77	
149			77	137	91	77	
150			77	139	91	78	

151			78	140	92	79	
152			78	141	93	79	
153			79	143	94	80	
154			79	145	95	81	
155			80	146	96	81	
156			80	147	97	82	
157			81		98	83	
158			81		99	83	
159			82		100		
160			82		101		
161			83		102		
162			83		103		
163			84		104		
164			84		105		
165			85		106		
166			85		107		
167			86		108		
168			86		109		
169			87				
170			87				
171			88				
172			90				
173			91				
174			92				

□

別表第５イの表中

「

62
62
63
63
64
64
64
64
64
64
64
64
64
65
65
65
65
65
65
65
65

」

を

「

61
62
62
62
63
63
63
63
63
63
63
63
63
63
63
63
63
63
63
63
63

」

に改め、同表ウの表中

「

55	85

56	85
57	85
58	86
59	86
60	86
61	87
62	87
63	87
64	88
65	88
66	88
67	89
68	89
69	89
70	91
71	92
72	93
73	94
74	95
75	96
76	97
77	98
78	99
79	100
80	101
81	102
82	103

83	104
84	105
85	106
86	107
87	108
88	109
89	110
90	111
91	112
92	113
93	114
94	115
95	116
96	117
96	118
96	119
96	120
96	121
97	122
97	123
97	124
97	125
97	126
98	127
98	128
98	129
98	130

を

98	131
99	132
99	133
99	134
101	135
102	136
102	137
103	138
104	139
105	140
106	141
106	142
107	143
107	144
108	145
108	146
109	147
109	148
110	149
110	150
111	151
111	
112	
112	
113	
113	
114	

114	
115	
115	
116	
116	
117	
117	
118	
118	
119	

「

55	84
56	84
57	84
58	84
59	84
60	84
61	84
62	85
63	86
64	87
65	87
66	88
67	89
68	90
69	91

70	92
71	93
72	93
73	93
74	93
75	93
76	93
77	93
78	94
79	95
80	96
81	97
82	98
83	99
84	100
85	101
86	102
87	103
88	104
89	105
90	106
91	107
92	108
93	109
94	110
95	111
96	112

96	113
96	114
96	115
96	116
96	117
96	118
96	119
96	120
96	121
96	122
96	123
96	124
96	125
96	126
96	127
96	128
96	129
96	130
96	131
96	132
96	133
96	134
96	135
97	136
98	137
99	138
99	139

に改める。

100	140
100	141
101	142
101	143
102	144
102	145
103	146
103	
104	
104	
105	
105	
106	
106	
107	
107	
108	
108	
109	
109	
110	
110	
111	

」

附　則

この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

津市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成２７年３月３０日

津市長　前　葉　泰　幸

津市規則第１０号

津市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行取扱規則の一部を改正する規則

津市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行取扱規則（平成２３年津市規則第４０号）の一部を次のように改正する。

第４条中第６号を第７号とし、第２号から第５号までを１号ずつ繰り下げ、第１号の次に次の１号を加える。

⑵　第２条に規定する技術的審査を受けない場合であって、法第６条第１項第１号に掲げる基準に適合した品確法第６条第１項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けたときは、当該設計住宅性能評価書の写し

第４条に次の１号を加える。

⑻　法第６条第２項（法第８条第２項において準用する場合を含む。）の規定による申出をする場合であって、当該住宅の計画が建築基準法第６条の３第１項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの確認審査を要するとき（同項ただし書に規定する確認審査が比較的容易にできるものとして建築基準法施行令（昭和２５年政令第３３８号）に定めるものであって、同項ただし書の要件を備える建築主事が確認審査をするときを除く。）にあっては、建築基準法第６条の３第７項に規定する適合判定通知書の写し

第５条第２号中「前条第２号」を「前条第３号」に改め、同条第３号中「前条第３号」を「前条第４号」に改める。

第６条を削り、第７条を第６条とし、第８条から第１２条までを１条ずつ繰り上げる。

第２号様式中「第７条関係」を「第６条関係」に、「あて先」を「宛先」に改める。

第３号様式中「第７条関係」を「第６条関係」に改める。

第４号様式中「第８条関係」を「第７条関係」に、「あて先」を「宛先」に

改める。

第５号様式中「第９条関係」を「第８条関係」に改める。

第６号様式中「第９条関係」を「第８条関係」に、「津市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行取扱規則第９条」を「津市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行取扱規則第８条」に改める。

第７号様式中「第１０条関係」を「第９条関係」に、「あて先」を「宛先」に改める。

第８号様式中「第１１条関係」を「第１０条関係」に、「あて先」を「宛先」に改める。

附　則

この規則は、平成２７年４月１日から施行する。ただし、第４条に１号を加える改正規定（同条第８号に係る部分に限る。）、第６条を削り、第７条を第６条とし、第８条から第１２条までを１条ずつ繰り上げる改正規定及び第２号様式から第８号様式までの改正規定は、同年６月１日から施行する。

津市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成２７年３月３０日

津市長　前　葉　泰　幸

津市規則第１１号

津市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成２０年津市規則第２３号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

津市久居中央スポーツ公園内プール	１　午前９時から午後５時まで ２　当該プールの使用期間は、６月１日から９月３０日までの間において市長が定める期間とする。
津市河芸プール	１　午前９時から午後５時まで ２　当該プールの使用期間は、７月１日から８月３１日までの間において市長が定める期間とする。
津市美里幼児プール	１　午前１０時から午後３時まで ２　当該プールの使用期間は、７月１日から８月３１日までの間において市長が定める期間とする。

」を

「

津市久居中央スポーツ公園内プール	１　午前９時から午後５時まで ２　当該プールの使用期間は、６月１日から９月３０日までの間において市長が定める期間とする。
津市美里幼児プール	１　午前１０時から午後３時まで ２　当該プールの使用期間は、７月１日から８月３１日までの間において市長が定める期間とする。

」に改める。

附　則

この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

平成２７年改正給与条例附則第３条の規定による給料に関する規則をここに公布する。

平成２７年３月３０日

津市長　前　葉　泰　幸

津市規則第１２号

平成２７年改正給与条例附則第３条の規定による給料に関する規則

（趣旨）

第１条　この規則は、津市職員の給与に関する条例及び津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成２７年津市条例第２７号。以下「平成２７年改正給与条例」という。）附則第３条の規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

（平成２７年改正給与条例附則第３条第１項の規則で定める職員）

第２条　平成２７年改正給与条例附則第３条第１項の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

⑴　平成２７年４月１日（以下「切替日」という。）以降に降格（職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。次条第１項第２号において同じ。）をした職員

⑵　切替日前に次に掲げる期間（この号及び次条第１項第３号において「休職等期間」という。）がある職員であって、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整（津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成１８年津市規則第２７号）第１６条、津市職員の育児休業等に関する条例（平成１８年津市条例第３５号）第８条、津市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成１８年津市条例第３７号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第５条の規定による号給の調整をいう。次条第１項第３号において同じ。）をされたもの

ア　地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号。以下「法」という。）第２８条第２項の規定により休職にされていた期間

イ　法第５５条の２第１項ただし書に規定する許可を受けていた期間

ウ　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号。以下「育児休業法」という。）第２条の規定により育児休業をしていた期間

エ　公益的法人等派遣条例第２条第１項の規定により派遣されていた期間

⑶　切替日以降に育児短時間勤務等（育児休業法第１０条第１項又は第１７条の規定による勤務をいう。次条第１項第４号において同じ。）を開始し、又は終了した職員

⑷　切替日以降に再任用職員異動（法第２８条の４第１項、第２８条の５第１項又は第２８条の６第１項若しくは第２項の規定により採用された職員について行う津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成１８年津市条例第３４号。以下「勤務時間条例」という。）第２条の規定により定められた１週間当たりの勤務時間が異なる他の職への異動をいう。次条第１項第５号において同じ。）をした職員

⑸　切替日以降に市長の承認を得てその号給を決定された職員（市長の定めるこれに準ずる職員を含む。）

⑹　津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成１８年津市条例第２９８号）附則第７条の規定の適用を受ける職員

（平成２７年改正給与条例附則第３条第２項の規定による給料の支給）

第３条　切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の２以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（次項において「複数事由該当職員」という。）を除く。）であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額（特定職員（平成２７年改正給与条例附則第３条第１項に規定する特定職員をいう。以下この条及び次条第１項において同じ。）にあっては、５５歳に達した日後における最初の４月１日（特定職員以外の者が５５歳に達した日後における最初の４月１日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日。次項及び次条第１項において同じ。）以後、当該額に１００分の９８．５を乗じて得た額）を、平成２７年改正給与条例附則第３条第２項の規定による給料として支給する。

⑴　給料表の適用を異にする異動をした場合（第６号に掲げる場合を除く。）　切替日の前日に当該異動があったものとした場合（切替日以降にこれらの異動が２回以上あった場合にあっては、切替日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合）に同日において受けることとなる給料月額に相当する額

⑵　降格をした場合（第６号に掲げる場合を除く。）　切替日の前日におい

てその者が受けていた給料月額に相当する額から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合に同日に受けることとなる号給に対応する給料月額に相当する額と当該降格後に受けることとなる号給に対応する給料月額との差額に相当する額（降格を２回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額に相当する額を合算した額）を減じた額

⑶　切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合（第６号に掲げる場合を除く。）　切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額

⑷　育児短時間勤務等を開始し、又は終了した場合　次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア　育児短時間勤務等をしている職員　平成２７年改正給与条例第１条の規定による改正前の津市職員の給与に関する条例（平成１８年津市条例第４２号。次号において「改正前の給与条例」という。）別表第１及び別表第２の給料表に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が受けていた号給に応じた額（イにおいて「切替前給料表による給料月額」という。）に、勤務時間条例第２条第２項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

イ　育児短時間勤務等を終了した職員（アに掲げる職員を除く。）　切替前給料表による給料月額

⑸　再任用職員異動をした場合　次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア　当該再任用職員異動後において常時勤務を要する職を占める職員　改正前の給与条例別表第１及び別表第２の給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が属していた職務の級に応じた額（イにおいて「切替前の再任用給料月額」という。）

イ　当該再任用職員異動後において法第２８条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員　切替前の再任用給料月額に、勤務時間条例第２条第３項の規定により定められたその者の当該再任用職員異動後における勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

⑹　市長の承認を得てその号給を決定された場合又は市長の定めるこれに準ずる場合　市長の定める額

２　切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、複数事由該当職員であって、その者の受ける給料月額が市長の定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額（特定職員にあっては、５５歳に達した日後における最初の４月１日以後、当該額に１００分の９８．５を乗じて得た額）を、平成２７年改正給与条例附則第３条第２項の規定による給料として支給する。

（平成２７年改正給与条例附則第３条第３項の規定による給料の支給）

第４条　人事交流等職員（切替日以降に、国家公務員、他の地方公共団体の職員その他市長の定めるこれらに準ずる者であった者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受ける職員となった者をいう。以下この条において同じ。）（当該人事交流等職員となった日以降に前条第１項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）であって、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額（市長の定める職員にあっては、市長の定める額）に達しないこととなるもの（人事交流等職員となる前に給料表の適用を受ける職員として在職していた者であって、切替日以降に平成２７年改正給与条例附則第３条の規定による給料を支給される職員でなくなったものを除く。）には、その差額に相当する額（特定職員にあっては、５５歳に達した日後における最初の４月１日以後、当該額に１００分の９８．５を乗じて得た額）を、平成２７年改正給与条例附則第３条第３項の規定による給料として支給する。

２　人事交流等職員であって、当該人事交流等職員となった日以降に前条第１項各号に掲げる場合に該当することとなったものに対しては、その者が切替日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き給料表の適用を受けていたものとみなして前条の規定を適用したとしたならば支給されることとなる平成２７年改正給与条例附則第３条第２項の規定による給料の額に相当する額を、同条第３項の規定による給料として支給する。

（端数計算）

第５条　平成２７年改正給与条例附則第３条の規定による給料の額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該給料の額とする。

（この規則により難い場合の措置）

第６条　平成２７年改正給与条例附則第３条の規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附　則

この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

津市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成２７年３月３０日

津市長　前　葉　泰　幸

津市規則第１３号

津市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

津市職員の給与の支給に関する規則（平成１８年津市規則第２６号）の一部を次のように改正する。

第１０条第５項第２号中「１２，０００円」を「１３，０００円」に改め、同項第３号中「１８，０００円」を「２０，０００円」に改め、同項第４号中「以上」を「以上９００キロメートル未満」に、「２４，０００円」を「２６，０００円」に改め、同項に次の６号を加える。

⑸　９００キロメートル以上１，１００キロメートル未満　３３，０００円

⑹　１，１００キロメートル以上１，３００キロメートル未満　３８，０００円

⑺　１，３００キロメートル以上１，５００キロメートル未満　４３，０００円

⑻　１，５００キロメートル以上２，０００キロメートル未満　４８，０００円

⑼　２，０００キロメートル以上２，５００キロメートル未満　５３，０００円

⑽　２，５００キロメートル以上　５８，０００円

別表第２中「５級地」を「６級地」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

（平成２７年４月１日から平成３０年３月３１日までの間における条例第２２条の規定による地域手当の支給割合）

２　津市職員の給与に関する条例及び津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成２７年津市条例第２７号。以下「平成２７年改正給与条例」という。）附則第５条の規定により読み替えられた条例第２２条第２項各号の規則で定める割合は、次の表のとおりとする。

第２２条第２項第１号	１００分の１８
第２２条第２項第６号	１００分の６

（平成２７年４月１日から平成３０年３月３１日までの間における条例第２５条第２項の適用に関する特例）

３　平成２７年改正給与条例附則第５条の規定により読み替えられた条例第２５条第２項に規定する３０，０００円を超えない範囲内で規則で定める額は、２６，０００円とする。

津市職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成２７年３月３０日

津市長　前　葉　泰　幸

津市規則第１４号

津市職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

津市職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則（平成１８年津市規則第２９号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第３１条第４項」を「第３１条第５項」に改める。

第２条第１項中「第３１条第２項」を「第３１条第３項第１号」に改め、同条第２項中「前項各号」を「同項各号」に改め、同条第３項中「第３１条第２項ただし書」を「第３１条第３項第１号」に改め、同条第４項を削る。

第４条を第６条とし、第３条を第５条とし、第２条の次に次の２条を加える。

第３条　条例第３１条第３項第２号の規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

⑴　前条第１項第１号に掲げる職員　６，０００円

⑵　前条第１項第２号に掲げる職員　５，０００円

⑶　前条第１項第３号に掲げる職員　４，０００円

２　前項の規定にかかわらず、勤務に従事した時間が３時間未満の場合は、同項各号に定める額の２分の１の額とする。

３　条例第３１条第１項の勤務をした後、引き続いて同条第２項の勤務をした職員には、その引き続く勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

第４条　条例第３１条第４項の規則で定める額は、勤務時間１時間につき２，０００円とする。ただし、午後１０時から翌日の午前０時までについては、勤務時間１時間につき２，５００円とする。

附　則

この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

津市職員の住居手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成２７年３月３０日

津市長　前　葉　泰　幸

津市規則第１５号

津市職員の住居手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

津市職員の住居手当の支給に関する規則（平成１８年津市規則第３０号）の一部を次のように改正する。

第６条中「次に掲げる職員」の次に「（地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２８条の４第１項、第２８条の５第１項又は第２８条の６第１項若しくは第２項の規定により採用された職員を除く。）」を加える。

附　則

この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

津市立幼稚園に在籍する幼児の預かり保育に係る利用者負担額に関する規則をここに公布する。

平成２７年３月３０日

津市長　前　葉　泰　幸

津市規則第１６号

津市立幼稚園に在籍する幼児の預かり保育に係る利用者負担額に関する規則

（趣旨）

第１条　この規則は、津市立幼稚園の利用者負担額に関する条例（平成２６年津市条例第４４号）第４条の規定に基づき、津市立幼稚園に学籍がある幼児で、預かり保育を受けたものの保護者から同条例第３条の規定により徴収する預かり保育に係る利用者負担額（以下「利用者負担額」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用者負担額）

第２条　利用者負担額は、日額２００円（生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）による被保護世帯（単給世帯を含む。以下「被保護世帯」という。）にあっては、０円）とする。ただし、同一幼稚園を利用する幼児が２人以上いる場合における最年長者以外の者の利用者負担額は、日額１００円（被保護世帯にあっては、０円）とする。

２　利用者負担額は、前月分を毎月１５日までに納付しなければならない。ただし、３月分は、同月２５日までに納付しなければならない。

（委任）

第３条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

１　この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

２　平成２７年４月１日から平成３０年３月３１日までの間における第２条第１項の規定の適用については、同項中「２００円」とあるのは「１００円」と、同項ただし書中「１００円」とあるのは「５０円」とする。

津市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成２７年３月３０日

津市長　前　葉　泰　幸

津市規則第１７号

津市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

（津市事務分掌規則の一部改正）

第１条　津市事務分掌規則（平成１８年津市規則第６号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第１３号を削る。

別表第１下水道部の表を削る。

（次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則の一部改正）

第２条　次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則（平成１８年津市規則第１９号）の一部を次のように改正する。

「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

（津市職員の給与の支給に関する規則の一部改正）

第３条　津市職員の給与の支給に関する規則（平成１８年津市規則第２６号）の一部を次のように改正する。

附則第７項中「水道局」の次に「及び下水道局」を加え、「水道総務課の経営管理担当の担当主幹」を「上下水道事業管理室の経営計画担当の担当主幹」に改める。

別表第１行政職給料表及び任期付職員給料表の職務の級８級の項中「、水道局長」を削り、「消防次長」の次に「、水道局長、下水道局長」を加え、同表行政職給料表及び任期付職員給料表の職務の級７級の項中「水道局次長」の次に「、下水道局次長」を加え、同表行政職給料表及び任期付職員給料表の職務の級６級の項中「水道局」の次に「、下水道局」を、「消防本部の室長」の次に「、上下水道事業管理室長」を加え、同表行政職給料表及び任期付職員給料表の職務の級５級の項中「水道局水道事業所」を「水道局事業所」に改める。

（津市会計規則の一部改正）

第４条　津市会計規則（平成１８年津市規則第４２号）の一部を次のように改正する。

第２条第４号中「、中央浄化センター所長」を削る。

第４０条第１項中第１号を削り、第２号を第１号とし、第３号を第２号とする。

別表第１中

「

建設部	建設政策課	
	建設整備課	
	市営住宅課	
	津北工事事務所	所長
	津南工事事務所	
下水道部	下水道政策課	課長
久居総合支所	地域振興課	
	久居駅前出張所	所長
	市民課	課長
	福祉課	
	生活課	
	ポルタひさいふれあいセンター	所長

」

を

「

建設部	建設政策課	
	建設整備課	
	市営住宅課	
	津北工事事務所	所長
	津南工事事務所	
久居総合支所	地域振興課	課長
	久居駅前出張所	所長
	市民課	課長
	福祉課	
	生活課	
	ポルタひさいふれあいセンター	所長

」

に、

「

美杉総合支所	地域振興課	
	市民福祉課	
会計管理室	会計管理室	室長

」

を

「

美杉総合支所	地域振興課	
	市民福祉課	
下水道局	下水道総務課	
会計管理室	会計管理室	室長

」

に改める。

（津市物品会計規則の一部改正）

第５条　津市物品会計規則（平成１８年津市規則第４３号）の一部を次のように改正する。

第３条第３号中「、中央浄化センター所長」を削る。

（市長の同意を得て任免する水道局の職員に関する規則の一部改正）

第６条　市長の同意を得て任免する水道局の職員に関する規則（平成１８年津市規則第２０９号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

市長の同意を得て任免する上下水道企業職員に関する規則

本則中「水道局」の次に「及び下水道局並びに上下水道事業管理室」を加え、「職員は」の次に「、局長」を、「課長」の次に「、室長」を加え、「事業所長」を「所長」に改める。

（津市災害対策本部に関する条例施行規則の一部改正）

第７条　津市災害対策本部に関する条例施行規則（平成１８年津市規則第２３１号）の一部を次のように改正する。

別表部の分掌事務の表下水道部の部を次のように改める。

上下水道部	上下水道事業管理室	上下水道総務班	上下水道部の連絡調整に関すること。
	水道局	水道班	⑴　水道施設等の被害調査並びに災害防御及び災害応急復旧に関すること。 ⑵　津市水道指定事業者協同組合等に対する協力要請に関すること。 ⑶　応急給水に関すること。 ⑷　給水等に係る住民への広報に関すること。 ⑸　水源の確保等に関すること。 ⑹　浄水作業及び応急の給水に係る水質検査に関すること。 ⑺　水道施設の被害状況の調査及び送配水の調整に関すること。
	下水道局	下水道班	⑴　下水道局所管の排水施設等の運転及び維持管理に関すること。 ⑵　浸水防除に関すること。 ⑶　下水道施設等の被害調査並びに災害防御及び災害応急復旧に関すること。

別表部の分掌事務の表水道部の部を削る。

別表備考中「会計管理室、水道局、三重短期大学事務局並びに消防本部及び消防署」を「上下水道事業管理室並びに水道局及び下水道局、消防本部及び消防署、三重短期大学事務局、会計管理室」に改める。

（津市副市長事務分担規則の一部改正）

第８条　津市副市長事務分担規則（平成１８年津市規則第２４２号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号キを次のように改める。

キ　水道局及び下水道局並びに上下水道事業管理室に属する事務（上下水道事業管理者の権限に属する事務を除く。）

第２条第２号中クを削り、ケをクとし、コをケとし、サをコとする。

（津市公共下水道条例施行規則等の廃止）

第９条　次に掲げる規則は、廃止する。

⑴　津市公共下水道条例施行規則（平成１８年津市規則第１８９号）

⑵　津市終末処理場の設置及び管理に関する規則（平成１８年津市規則第１９０号）

⑶　津市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則（平成１８年津市規則第１９１号）

⑷　津市水洗便所改造資金融資あっせんに関する規則（平成１８年津市規則第１９２号）

⑸　津市公共下水道事業区域外流入受益者分担金に関する条例施行規則（平成２２年津市規則第７号）

⑹　津市公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例施行規則（平成２５年津市規則第６号）

附　則

この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

津市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成２７年３月３０日

津市長　前　葉　泰　幸

津市規則第１８号

津市事務分掌規則の一部を改正する規則

津市事務分掌規則（平成１８年津市規則第６号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第１号の表中「地域政策課　　地域政策担当」を削り、同項第４号の表中

「市民交流課　　管理担当　国際・国内交流担当　多文化共生担当
交通安全担当」を

「市民交流課　　管理担当　国際・国内交流担当　多文化共生担当
交通安全担当
地域連携課　　対話連携担当　地域政策担当　広聴相談担当」に

改め、同項第６号の表中「環境衛生担当」を「環境衛生担当　空地・空家等連絡調整担当」に改め、同項第７号の表中「相談担当　援護担当」を「相談・支援担当　保護担当」に改め、同項第１１号の表中「建築安全・耐震担当」を「建築安全・耐震担当　空家等対策担当」に改め、同条第３項中第４号を削り、第５号を第４号とし、第６号から第１４号までを１号ずつ繰り上げる。

別表第１政策財務部の表政策課の部政策担当の項中第１７号を第２１号とし、第１３号から第１６号までを４号ずつ繰り下げ、第１７号の前に次の２号を加える。

⒂　教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定等に係る総合調整に関すること。

⒃　総合教育会議に係る総合調整に関すること。

別表第１政策財務部の表政策課の部政策担当の項中第１２号を第１４号とし、第１１号を第１３号とし、第１０号の次に次の２号を加える。

⑾　地域審議会との連絡調整及び総括に関すること。

⑿　津地区地域審議会に関すること。

別表第１政策財務部の表地域政策課の部を削る。

別表第１市民部の表市民交流課の部管理担当の項中第１号を削り、第２号を

第１号とし、第３号から第９号までを１号ずつ繰り上げ、同項第１０号中「（対話連携推進室を含む。）」を削り、同号を同項第９号とし、同部の次に次のように加える。

地域連携課	対話連携担当	⑴　各地域との対話と連携の推進に関すること。 ⑵　市政懇談会に関すること。 ⑶　自治会との連絡調整に関すること。 ⑷　出張所の総括管理及び連絡調整に関すること。 ⑸　地縁による団体に関すること。 ⑹　市民活動に関すること。 ⑺　市民活動の組織の育成援助の総括に関すること。 ⑻　津市市民活動センターの事業の運営等その他同センターの総括管理に関すること。 ⑼　課の庶務に関すること。
	地域政策担当	⑴　総合支所との連携による地域に係る政策・施策の企画及び調整に関すること。 ⑵　総合支所との連携による本庁関係部等に対する協議及び調整に関すること。 ⑶　地域政策会議に関すること。 ⑷　地域支援員との連絡調整に関すること。
	広聴相談担当	⑴　市民相談に関すること。 ⑵　住民意識調査及び広聴に関すること。 ⑶　陳情、要望等の受付、調整及び進行管理の総括に関すること。 ⑷　パブリック・コメントの総括に関すること。

別表第１環境部の表環境政策課の部企画管理担当の項第３号中「簡易水道事業」の次に「、市営浄化槽事業及び共同汚水処理施設事業」を加え、同表環境保全課の部に次のように加える。

空地・空家等連絡調整担当	⑴　空地、空家等の相談に関すること。 ⑵　空地、空家等の相談に係る現地調査に関す

	ること。 ⑶　空地、空家等の相談に係る対策の総合調整及び対策実施所管との連絡調整に関すること。 ⑷　空家台帳の管理に関すること。

別表第１健康福祉部の表福祉政策課の部企画管理担当の項中第６号及び第７号を削り、第８号を第６号とし、第９号を第７号とし、第１０号を第８号とし、同表子育て推進課の部保育担当の項第１号を次のように改める。

⑴　津市保育所の設置及び管理に関する条例（平成２６年津市条例第４２号）第３条の規定に基づく利用者負担額の徴収に関すること。

別表第１健康福祉部の表子育て推進課の部保育担当の項第４号を削り、同項第３号中「保育所等」を「保育所」に改め、同号を同項第４号とし、同項第２号中「委託料」を「委託費」に改め、同号を同項第３号とし、同項第１号の次に次の１号を加える。

⑵　子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）に基づく子どものための教育・保育給付に関すること（幼稚園に関することを除く。）。

別表第１健康福祉部の表こども支援課の部こども支援担当の項第４号中「及び津市療育センター」を削り、同項中第７号を削り、第８号を第７号とし、第９号を第８号とし、第１０号を第９号とし、同項第１１号中「こども育成」を「こども支援」に改め、同号を同項第１０号とし、同項第１２号を同項第１１号とし、同部発達支援担当の項第２号中「（仮称）津市児童発達支援センターの整備の推進」を「津市児童発達支援センター」に改め、同表援護課の部を次のように改める。

援護課	相談・支援担当	⑴　行旅病人等の取扱いに関すること。 ⑵　生活困窮者自立支援法（平成２５年法律第１０５号）に基づく生活困窮者自立相談支援事業等に関すること。 ⑶　その他生活困窮者等に係る支援等に関すること。 ⑷　課の庶務に関すること。
	保護担当	被保護世帯特別援護事業に関すること。

別表第１商工観光部の表商業振興労政課の部企画管理・労政担当の項第１０号中「（仮称）道の駅河芸」を「道の駅津かわげ」に改める。

別表第１農林水産部の表農林水産政策課の部企画管理担当の項中第４号を第

５号とし、第３号を第４号とし、第２号を第３号とし、第１号の次に次の１号を加える。

⑵　農業集落排水事業に係る連絡調整等に関すること。

別表第１都市計画部の表都市政策課の部都市計画・景観担当の項中第１３号を第１５号とし、第７号から第１２号までを２号ずつ繰り下げ、第６号の次に次の２号を加える。

⑺　空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号）に基づく空家等対策計画に関すること。

⑻　空家等及び空家等の跡地の活用の促進に関すること。

別表第１都市計画部の表建築指導課の部に次のように加える。

空家等対策担当	⑴　空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく特定空家等に対する措置に関すること。 ⑵　所有者等による空家等の適切な管理の促進に関すること。

別表第３市民部市民交流課の表を削る。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の日の前日において、次の表の左欄に掲げる部、課、室又は担当の職に勤務又は兼務を命ぜられていた職員は、別に人事異動通知書の交付又は人事異動通知書の交付に代える部長等への通知がされない限り、この規則の施行の日をもってそれぞれ同表の右欄に掲げる部、課又は担当の相当の職に勤務又は兼務を命ぜられたものとする。

政策財務部	地域政策課	地域政策担当	市民部	地域連携課	地域政策担当
市民部	対話連携推進室	対話連携担当	市民部	地域連携課	対話連携担当
〃	〃	広聴相談担当	〃	〃	広聴相談担当
健康福祉部	援護課	相談担当	健康福祉部	援護課	相談・支援担当
〃	〃	援護担当	〃	〃	保護担当

（津市生活保護法施行取扱規則の一部改正）

３　津市生活保護法施行取扱規則（平成１８年津市規則第８６号）の一部を次のように改正する。

第９号様式中「相　談
担　当」を「相談・
支　援
担　当」に改める。

津市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成２７年３月３０日

津市長　前　葉　泰　幸

津市規則第１９号

津市会計規則の一部を改正する規則

津市会計規則（平成１８年津市規則第４２号）の一部を次のように改正する。

別表第１中

「

政策財務部	政策課	課長	所管事務に係る現金の出納保管事務	出納員が指名し、市長が任命した職員
	東京事務所	所長		
	地域政策課	課長		
	広報課			
	財政課			
	市民税課			
	資産税課			
	収税課			
	特別滞納整理推進室	室長		
	財産管理課	課長		

」

を

「

政策財務部	政策課	課長	所管事務に係る現金の出納保管事務	出納員が指名し、市長が任命した職員
	東京事務所	所長		
	広報課	課長		
	財政課			
	市民税課			
	資産税課			
	収税課			
	特別滞納整理推進室	室長		
	財産管理課	課長		

」

に

「

市民部	市民課	
	市民交流課	
	対話連携推進室	室長
	アストプラザオフィス	所長
	地域調整室	室長
	アストプラザ	館長

」

を

「

市民部	市民課	
	市民交流課	
	地域連携課	
	アストプラザオフィス	所長
	地域調整室	室長
	アストプラザ	館長

」

に改める。

第１４号様式（その２）中「保育料領収書」を「特定教育・保育施設利用者負担額領収書」に、「保育料月額」を「特定教育・保育施設利用者負担額月額」に改める。

第１６号様式「あて先」を「宛先」に改める。

第３３号様式（その１）「あて」を「宛て」に改める。

第３４号様式及び第４２号様式から第４６号様式までの規定中「あて先」を「宛先」に改める。

附　則

この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

津市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成２７年３月３０日

津市長　前　葉　泰　幸

津市規則第２０号

津市公印規則の一部を改正する規則

津市公印規則（平成１８年津市規則第１０号）の一部を次のように改正する。

第７条の見出しを「（引継ぎ等）」に改め、同条に次の２項を加える。

２　総務部総務課長は、前項の規定により引継ぎを受けた公印を次の区分により保存するものとする。

⑴　市印、市役所印、市長印、市長職務代理者印、副市長印、会計管理者印及び会計管理者職務代理者印　永久

⑵　その他の印　改刻又は廃止の日から起算して１０年

３　保存期間を経過した公印は、総務部総務課長において、焼却その他適当な方法で廃棄処分するものとする。

別表市長印の項中「８７」を「８４」に、

三重県津市長印ポルタ	れい書	方21（電子公印の場合は、方17～方25）	ポルタひさいふれあいセンター所長専決事項	ポルタひさいふれいセンターセンター管理担当の担当主幹又は担当副主幹	1
三重県津市長印　浄	れい書	方21	中央浄化センター所長専決事項	中央浄化センター浄化センター管理担当の担当主幹又は担当副主幹	1
津市長之印榊原自然の森	れい書	方18	榊原自然の森館長専決事項	榊原自然の森館長	1

を

三重県津市長印水	れい書	方21	市長名で施行する文書	水道局水道総務課経営管理担当の担当主幹又は担当副主幹	

」

「

三重県津市長印ポルタ	れい書	方21（電子公印の場合は、方17～方25）	ポルタひさいふれあいセンター所長専決事項	ポルタひさいふれいセンターセンター管理担当の担当主幹又は担当副主幹	1
津市長之印榊原自然の森	れい書	方18	榊原自然の森館長専決事項	榊原自然の森館長	1
三重県津市長印水	れい書	方21	市長名で施行する文書	水道局水道総務課管理担当の担当主幹又は担当副主幹	1
三重県津市長印下水	れい書	方21	市長名で施行する文書	下水道局下水道総務課管理担当の担当主幹又は担当副主幹	1

」に改め、

同表市長職務代理者印の項中「８７」を「８４」に改め、同表社会福祉事務所長印の項中「援護課相談担当」を「援護課相談・支援担当」に改め、同表保育園印及び保育園長印の項中「２８」を「２６」に改め、同表療育センター館長印の項を次のように改める。

児童発達支援センター所長印	津市児童発達支援センター所長印	れい書	方18	一般	児童発達支援センター所長	1

附　則

この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

津市営浄化槽条例施行規則をここに公布する。

平成２７年３月３０日

津市長　前　葉　泰　幸

津市規則第２１号

津市営浄化槽条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、津市営浄化槽条例（平成２６年津市条例第３７号。以下「条例」という。）第２９条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置申請等）

第２条　条例第５条第１項の規定による設置の申請は、市営浄化槽設置申請書（第１号様式）に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

⑴　市営浄化槽設置同意書（第２号様式）

⑵　市営浄化槽を設置しようとする場所及びその付近の見取り図

⑶　建築物の面積求積図又は床面積が把握できる各階平面図

⑷　住宅の配置図（市営浄化槽を設置しようとする敷地の境界線、当該敷地に接する道路及び市営浄化槽を設置しようとする位置を明示したもの）

⑸　市営浄化槽で処理した排水の放流先、放流先までの経路その他放流先の概況を記載した図面

⑹　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　条例第５条第３項の規定による市営浄化槽の設置の可否の決定に係る通知は、市営浄化槽設置可否決定通知書（第３号様式）により行うものとする。

３　放流先又は放流先までの経路に権原を有する者がいる場合には、その利用について条例第５条第１項の申請者（以下「申請者」という。）において適切な調整を行うものとする。

（市営浄化槽設置工事等計画書の作成）

第３条　市長は、前条第１項の申請があったときは、市営浄化槽を設置しようとする場所等を調査の上、次に掲げる事項を定めた市営浄化槽設置（変更）工事計画書（第４号様式。以下「工事計画書」という。）を作成し、その内容について申請者の承認を求めるものとする。

⑴　工事の内容

⑵　工事の時期

⑶　その他工事の実施に関し必要な事項

２　申請者は、工事計画書の内容を承認したときは、市営浄化槽設置（変更）工事計画承認書（第５号様式）を市長に提出しなければならない。

３　市長は、工事計画書に基づく工事が完了したときは、申請者に対し、速やかに市営浄化槽設置完了通知書（第６号様式）により通知するものとする。

（標準的な工事）

第４条　条例第８条の規則で定める標準的な工事とは、次に掲げる工事をいう。

⑴　浄化槽本体の設置工事

⑵　浄化槽本体から１メートル以内の流入管工事及び流出管工事

⑶　その他市長が必要と認める工事

（高度処理型浄化槽の設置）

第５条　市営浄化槽には、汚水から窒素を除去する機能を有する高度処理型浄化槽（以下「高度処理型浄化槽」という。）を設置するものとする。ただし、敷地の状況その他特別な事情により高度処理型浄化槽を設置できない場合は、この限りでない。

（排水設備の構造等の基準）

第６条　排水設備の構造等の基準は、次のとおりとする。

⑴　市営浄化槽で処理した排水を放流するための排水管の勾配は、市長がやむを得ないと認める場合を除き、２００分の１以上とすること。

⑵　市営浄化槽で処理した排水の放流口と放流水路の水位差を適切に保つこと。

⑶　その他排水設備及び市営浄化槽の管理上支障を来すおそれのある機器等を設置しないこと。

２　前項に規定するもののほか、排水設備の構造等の基準については別表に定める構造基準及び津市公共下水道条例（平成１８年津市条例第２０１号。以下「下水道条例」という。）に規定する基準の例によらなければならない。ただし、これらの基準により難い特別の理由があるときは、市長の指示を受けなければならない。

（排水設備計画の承認申請）

第７条　条例第１１条の規定により排水設備の新設等の計画の承認を受けようとする者は、排水設備新設等計画承認申請書（第７号様式）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。承認を受けた計画に変更が生

じたときも、同様とする。

⑴　施工場所付近の見取図

⑵　次に掲げる事項を表示した排水設備調書図面

ア　排水設備を設置する敷地の境界線、その敷地に接する道路及び市営浄化槽の設置を希望する位置

イ　市営浄化槽を設置する住宅等の敷地内の建築物及び工作物の位置

ウ　便所、浴室、台所その他の排水の流出口のある施設の位置

エ　排水管渠（きょ）及びますの配置、形状、寸法及び勾配

オ　その他汚水排除の状況を明らかにするために必要な事項

⑶　工事見積書又は契約書の写し

⑷　他人の敷地及び設備を使用するときは、その同意書

⑸　その他市長が必要と認める書類

２　市長は、前項の計画が法令の規定に適合することを承認したときは、排水設備新設等計画承認通知書（第８号様式）を当該申請を行った者（排水設備の工事施工業者を含む。）に交付するものとする。

（排水設備の工事完了届）

第８条　条例第１２条第１項の規定による届出は、排水設備新設等工事完了届（第９号様式）により行わなければならない。

（検査済票及び検査済証）

第９条　条例第１２条第２項の規則で定める検査済票及び検査済証は、それぞれ第１０号様式及び第１１号様式によるものとする。

２　条例第１２条第２項の規定により検査済票の交付を受けた受益者は、当該検査済票を排水設備の設置場所の門戸その他の見やすい場所に掲示しなければならない。

（分担金の賦課及び徴収）

第１０条　条例第１４条第２項の規定による通知は、市営浄化槽分担金決定通知書（第１２号様式）により行うものとする。

（分担金の徴収猶予）

第１１条　条例第１５条の規定により分担金の徴収猶予を受けようとする者は、市営浄化槽分担金徴収猶予申請書（第１３号様式）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による提出があったときは、その内容を審査してその可否を決定し、市営浄化槽分担金徴収猶予決定（却下）通知書（第１４号様

式）により当該申請を行った者に通知するものとする。

（分担金の徴収猶予の取消し）

第１２条　市長は、前条第２項の規定により分担金の徴収猶予を受けた者について、徴収猶予を継続することが適当でないと認めるときは、市営浄化槽分担金徴収猶予取消通知書（第１５号様式）により通知し、これを一時に徴収することができる。

（分担金の減免申請等）

第１３条　条例第１５条の規定により分担金を減額し、又は免除することができる者は、次のとおりとする。

⑴　生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第１１条第１項第１号の生活扶助を受けている者

⑵　前号に掲げる者のほか、市長が特別の事情があると認める者

２　前項の規定により分担金の減額又は免除を受けようとする者は、市営浄化槽分担金減免申請書（第１６号様式）を市長に提出しなければならない。

３　市長は、前項の規定による提出があったときは、その内容を審査してその可否を決定し、市営浄化槽分担金減免決定（却下）通知書（第１７号様式）により当該申請を行った者に通知するものとする。

４　第１項の規定により減免を受けている者は、その理由が消滅したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

（使用開始等の届出）

第１４条　条例第１６条に規定する市営浄化槽の使用開始等の届出は、市営浄化槽使用開始（休止・廃止）届出書（第１８号様式）により行わなければならない。

２　前項の規定により届け出た使用者の名義を変更するときは、市営浄化槽使用者変更届出書（第１９号様式）により市長に届け出なければならない。

（使用料の納期限）

第１５条　使用料の納期限は、納入通知書を発した日から起算して１箇月以内とする。

（排除汚水量の認定）

第１６条　水道水以外の水を使用した場合の排除汚水量の認定は、次に定めるところによる。

⑴　計測装置を設置している場合は、当該計測装置により測定した量とする。

⑵　家事用のみに使用する場合は、１人使用月につき８立方メートル（当該

月の使用日数が１５日以内のときは４立方メートル）とする。ただし、水道水と併用の場合は、使用状況を勘案した量とする。

⑶　家事用以外に使用する場合は、その用途、人員、業態、揚水能力及び使用状況を勘案した量とする。

（排除汚水量の申告）

第１７条　条例第１７条第３項において準用する下水道条例第３２条第３号の規定による排除汚水量の申告をしようとする者は、排除汚水量申告書（第２０号様式）により市長に申告しなければならない。

（使用料の減免申請等）

第１８条　条例第１８条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる者は、次のとおりとする。

⑴　災害その他特別の理由により市営浄化槽を使用できなかった者

⑵　災害その他特別の理由により市営浄化槽の使用料を支払うことが困難である者

⑶　その他市長が特別の理由があると認める者

２　前項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、市営浄化槽使用料減免申請書（第２１号様式）を市長に提出しなければならない。

３　市長は、前項の規定による提出があったときは、その内容を審査してその可否を決定し、市営浄化槽使用料減免決定（却下）通知書（第２２号様式）により当該申請を行った者に通知するものとする。

４　第１項の規定により減免を受けている者は、その理由が消滅したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

（過誤納金の取扱い）

第１９条　市長は、過誤納に係る使用料（以下「過誤納金」という。）があるときは、使用者に還付するものとする。

２　前項の場合において、還付を受けるべき使用者に未納の使用料があるときは、過誤納金を当該未納の使用料に充当することができる。

３　市長は、前２項の規定により、過誤納金を還付し、又は充当するときは、市営浄化槽使用料過誤納金還付（充当）通知書（第２３号様式）により使用者に通知するものとする。

（既設浄化槽の帰属申請等）

第２０条　条例第２３条第１項の規定による申請は、既設浄化槽帰属申請書（第２４号様式）に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

⑴　既設浄化槽帰属同意書（第２５号様式）
⑵　浄化槽法（昭和５８年法律第４３号。以下「法」という。）第５条第１項の規定による届出書等の写し又はその内容が確認できる書類
⑶　既設浄化槽の帰属申請の日以前１年間における法第７条第１項又は第１１条第１項の検査（以下「法定検査」という。）の結果書の写し
⑷　既設浄化槽の帰属申請の日以前１年間における法第１０条第１項の規定により浄化槽の保守点検及び清掃を行った記録の写し
⑸　その他市長が必要と認める書類

（既設浄化槽の帰属の決定）

第２１条　市長は、前条の申請があったときは、速やかに、その内容を審査するとともに当該申請に係る既設浄化槽の設置場所を調査し、当該申請に係る既設浄化槽について次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該既設浄化槽の本市への帰属を決定し、既設浄化槽帰属可否決定通知書（第２６号様式）により当該申請を行った者に通知するものとする。

⑴　当該申請の日以前１年間における法定検査の結果が不適正でないこと。
⑵　当該申請の日以前１年間における保守点検及び清掃が適正に行われていること。
⑶　補修工事の必要がないこと。
⑷　周囲に既設浄化槽の維持管理に支障を及ぼす構造物等がないこと。
⑸　帰属時において、既設浄化槽の清掃を実施すること。
⑹　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

２　前項の規定による決定に係る既設浄化槽は、原則として、当該決定をした日の属する月の翌月の初日に本市に帰属するものとする。

（市営浄化槽の変更等）

第２２条　条例第２４条第１項の承認を受けようとする受益者は、市営浄化槽変更（移設・撤去）申請書（第２７号様式）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による提出があった場合は、その内容を審査し、承認したときは、市営浄化槽変更（移設・撤去）承認書（第２８号様式）により受益者に通知するものとする。

（受益者の地位の承継の届出）

第２３条　条例第２５条第１項の規定により受益者の地位を承継した者は、その旨を市営浄化槽受益者地位承継届出書（第２９号様式）により市長に届け

出なければならない。

（身分証明書）

第２４条　条例第２７条第２項に規定する身分を示す証明書は、市営浄化槽検査員立入証（第３０号様式）とする。

２　市営浄化槽使用料の賦課及び徴収に従事する職員は、市営浄化槽使用料徴収職員証（第３１号様式）を携帯し、関係者から請求があるときは、これを提示しなければならない。

（委任）

第２５条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

別表（第６条関係）

種別	排水設備の構造基準
管渠	⑴　排水管に塩化ビニール管を使用する場合は、接着剤を十分塗り、水漏れのないように施工する。 ⑵　排水管に鉄筋コンクリート管、陶管等を使用する場合は、おうとつのないよう布設し、管の継目は、水漏れのないよう施工する。 ⑶　排水管をますに接続させる場合は、排水管がますの内壁に突き出ないよう差し入れ、その周囲を水漏れのないようにモルタルで埋め、内外面を滑らかに仕上げる。 ⑷　排水管の土かぶりは、建築物の敷地内では２０センチメートル以上、建築物の敷地外では６０センチメートル以上を標準とする。ただし、これにより難い場合で必要な防護を施した場合は、この限りでない。
ます	⑴　設置箇所　ますの設置箇所は、管渠の起点、終点、合 流点、屈曲点、内径又は種類を異にする接続箇所及び勾配が著しく変化する箇所に設けること。ただし、維持管理の容易な場所には、枝付管又は曲管を用いることができる。 ⑵　間隔　ますは、管渠の直線部においては、管径の１２０倍以下の間隔に設けること。 ⑶　大きさ　ますの大きさは、内径又は内のりが１５センチメートル以上の円径又は角形とし、管渠の内径及び埋設の深さに従って維持管理に支障のない大きさとすること。 ⑷　ふた、その他 ア　ますには、密閉ふたを設けること。 イ　ますの底部は、集合又は接続する管渠の内径及び内のりに応じたインバートを設け、汚泥のたまらないようにすること。
防臭装置	台所、浴室、洗濯場その他汚水の流出箇所には、トラッ

	プを取り付けること。トラップの封水がサイホン作用又は逆圧によって破損するおそれがあると認められるときは、通気管を設けること。
ごみよけ装置	台所、浴室、洗濯場その他汚水の流通を妨げる固型物を排水するおそれのあるはけ口には、１０ミリメートル目以下の堅固なスクリーンを取り付けること。
油脂遮断装置	飲食店その他油脂類を多量に排出する場所のはけ口には、油脂遮断装置を設けること。
構造及び材料	管渠（きょ）及びますその他附属装置は、鉄筋コンクリート管、コンクリート管、陶管、硬質塩化ビニール管、セメントモルタル、コンクリート、れんが、石材その他耐水性のものを用い、不浸透耐久構造とすること。
水洗便所	水洗便所は、便器内のし尿を市営浄化槽に支障なく排除するに足る圧力水を注流することができる構造とすること。

第１号様式（第２条関係）

市営浄化槽設置申請書

年　　月　　日

（宛先）津市長

（〒　　）

住　所

申請者　氏　名　　㊞

（法人その他の団体にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電　話

津市営浄化槽条例第５条第１項の規定により、次のとおり市営浄化槽の設置を申請します。

設置場所			
土地所有者	住所 氏名　　電話番号		
住宅の用途	①　専用住宅　　②　併用住宅 ③　共同住宅　　④　その他（　　）		
延床面積	㎡	併用住宅の場合における住宅部分以外の面積	㎡
使用予定人数	人		
工事区分	①単独処理浄化槽からの転換　②くみ取り便槽からの転換 ③建築確認等を伴う新・増築に伴う設置　④その他（　　）		
放流先	①道路側溝　②水路　③河川　④その他（　　）		
排水設備工事を行う予定の業者名	連絡先		
着工希望年月日	年　月　日	使用開始希望年月日	年　月　日
特記事項			
受付番号			

添付書類

⑴　市営浄化槽設置同意書（第２号様式）

⑵　市営浄化槽を設置しようとする場所及びその付近の見取り図

⑶　建築物の面積求積図又は床面積が把握できる各階平面図

⑷　住宅の配置図（市営浄化槽を設置しようとする敷地の境界線、当該敷地に接する道路及び市営浄化槽を設置しようとする位置を明示したもの）

⑸　市営浄化槽で処理した排水の放流先、放流先までの経路その他放流先の概況を記載した図面

第２号様式（第２条関係）

市営浄化槽設置同意書

年　　月　　日

（宛先）津市長

（〒　　）
住　所
申請者　氏　名　　㊞
（法人その他の団体にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）
電　話

（〒　　）
住　所
土地所有者　氏　名　　㊞
（申請者と土地所有者が異なる場合に署名してください。）
（法人その他の団体にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）
電　話

津市営浄化槽条例第５条第１項の規定による設置の申請に当たり、下記の事項について同意します。

記

１　市営浄化槽の設置及び管理に係る土地を無償で津市の使用に供するものとし、土地の使用期間は、当該市営浄化槽が不要となるまでとします。また、当該土地に係る公租公課は、これまでどおり土地所有者の負担とします。

２　市営浄化槽の設置及び管理に関し、必要に応じて、津市の職員又は津市の委託等を受けた者が当該土地に立ち入ることを承諾します。

３　市営浄化槽を移設し、又は撤去する場合は、事前に津市と協議します。また、自己の都合により市営浄化槽を移設し、又は撤去する場合は、自己の負担により行います。

４　市営浄化槽の設置に係る関係者（市営浄化槽の設置に係る住宅・土地についての権原を有する者、放流先又は放流先までの経路に係る土地、家屋等に権利を有する者、市営浄化槽の使用者等）と必要に応じて適切な調整を行い、市営浄化槽の設置及び管理に問題がないよう対応します。

５　排水設備は、申請者が市営浄化槽の設置工事の期間中又は設置工事の完了後速やかに設置し、申請者の責任及び負担により修繕、管理等を行います。

６　市営浄化槽の使用に当たり、津市営浄化槽条例の規定を遵守します。

第３号様式（第２条関係）

市営浄化槽設置可否決定通知書

津市指令（記号番号）

年　　月　　日

（氏　　名）　様

津市長　（氏　　名）　印

年　　月　　日付けで申請のあった市営浄化槽の設置について、次のとおり決定しましたので通知します。

設置の可否	設置可　・　設置不可
設置場所	
浄化槽の規模	
住宅等の用途	
設置不可の理由	
備考	
市営浄化槽番号	

教示　この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して６０日以内に、津市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して６箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

第４号様式（第３条関係）

市営浄化槽設置（変更）工事計画書

津市指令（記号番号）

年　　月　　日

（氏　　名）　様

津市長　（氏　　名）　印

津市営浄化槽条例第６条第１項に規定する工事計画は、次のとおりです。

設置場所	
住宅所有者	
使用予定者	
土地所有者	
住宅等の用途	
延床面積	㎡
使用予定人員	人
浄化槽の人槽	人槽
工事の内容	
予定工事期間	年　　月　　日　　から　　年　　月　　日
分担金予定額	円
排水設備工事を行う予定の業者名	
特記事項	
市営浄化槽番号	

第５号様式（第３条関係）

市営浄化槽設置（変更）工事計画承認書

年　　月　　日

（宛先）津市長

（〒　　）

住　所

申請者　氏　名　　㊞

（法人その他の団体にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電　話

年　　月　　日付けで提示のあった工事計画書について、内容に異議がないので、津市営浄化槽条例第６条第４項の規定により、施工することを承認します。

第６号様式（第３条関係）

市営浄化槽設置完了通知書

津市指令（記号番号）

年　　月　　日

（氏　　名）　様

津市長　（氏　　名）　印

市営浄化槽設置工事が完了しましたので、津市営浄化槽条例第９条の規定により、次の　とおり通知します。

設置場所	
浄化槽の人槽	人槽
メーカー名及び機種名	
設置工事完了年月日	年　　月　　日
備考	
市営浄化槽番号	

第７号様式（第７条関係）

排水設備新設等計画承認申請書

年　　月　　日

（宛先）津市長

（〒　　）
住　所
申請者　氏　名　　㊞
（法人その他の団体にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）
電　話

津市営浄化槽条例第１１条の規定により、排水設備新設等計画（変更・取下げ）について、次のとおり申請します。

設置場所	
施工予定期間	年　月　日から　年　月　日まで
施工業者名	（施工業者住所、施工業者名、代表者名、連絡先）
使用水	水道水　・　井戸水　・　その他（　　）
備考	
市営浄化槽番号	

添付書類

⑴　施工場所付近の見取り図
⑵　排水設備調書図面
⑶　工事見積書又は契約書の写し
⑷　他人の敷地及び設備を使用するときは、その同意書

第８号様式（第７条関係）

排水設備新設等計画承認通知書

津市指令（記号番号）

年　　月　　日

（氏　　名）　様

津市長　（氏　　名）　印

年　　月　　日付けで申請のあった排水設備新設等計画（変更・取下げ）については、津市営浄化槽条例第１１条の規定により、次のとおり承認します。

設　置　場　所	
施工予定期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
施　工　業　者　名	（施工業者住所、施工業者名、代表者名、連絡先）
使　用　水	水道水　・　井戸水　・　その他（　　）
備　考	
市営浄化槽番号	

第９号様式（第８条関係）

排水設備新設等工事完了届

年　　月　　日

（宛先）津市長

（〒　　）

住　所

届出者　氏　名　　㊞

（法人その他の団体にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電　話

津市営浄化槽条例第１２条第１項の規定により、排水設備の工事が完了したので、次のとおり届け出ます。

設置場所	
工事完了年月日	年　　月　　日
施工業者名	（施工業者住所、施工業者名、代表者名、連絡先）
水栓番号（水道水の場合）	
備考	
市営浄化槽番号	

※工事内容に変更があった場合は、排水設備調書図面を添付すること。

第１０号様式（第９条関係）

検　査　済　票

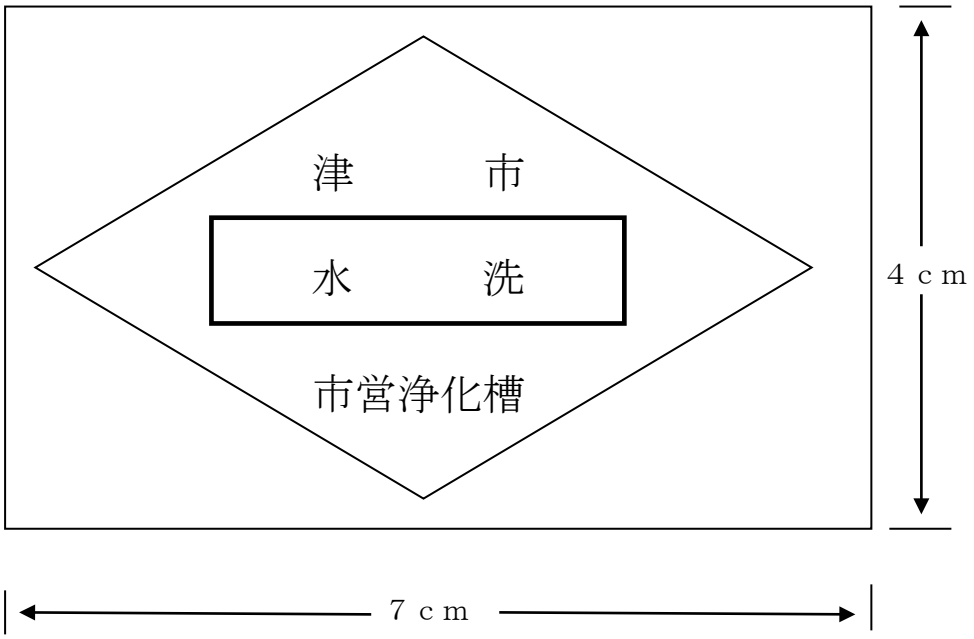

第１１号様式（第９条関係）

検　　査　　済　　証

設　置　場　所		
設置者	住　所	
	氏　名	
確　認　年　月　日		年　　月　　日
施　工　業　者　名		
備　　考		
市営浄化槽番号		

排水設備の工事については、検査に合格したことを認めます。

年　　月　　日

交付番号第　　号

津市長　（氏　　名）　印

第１２号様式（第１０条関係）

市営浄化槽分担金決定通知書

津市指令（記号番号）

年　　月　　日

（氏　　名）　様

津市長　（氏　　名）　印

津市営浄化槽の設置に係る分担金の額を決定しましたので、津市営浄化槽条例第１４条第２項の規定により、次のとおり通知します。

人槽区分	人槽
分担金決定額	円
納付期限	年　　月　　日
納付方法	別紙のとおり
備考	
市営浄化槽番号	

教示　この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３０日以内に、津市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算して６箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の異議申立てに対する決定を受けた後でなければ提起することができないとされていますが、行政事件訴訟法第８条第２項各号のいずれかに該当するときは、当該決定を経ないで、訴えを提起することができます。

第１３号様式（第１１条関係）

市営浄化槽分担金徴収猶予申請書

年　　月　　日

（宛先）津市長

（〒　　）

住　所

申請者　氏　名　　㊞

（法人その他の団体にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電　話

市営浄化槽に係る分担金の徴収猶予を受けたいので、津市営浄化槽条例第１５条の規定により、次のとおり申請します。

徴収猶予を受けたい期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
人槽	人槽
分担金	円
申請理由	
備考	
市営浄化槽番号	

第１４号様式（第１１条関係）

市営浄化槽分担金徴収猶予決定（却下）通知書

津市指令（記号番号）

年　　月　　日

（氏　　名）　様

津市長　（氏　　名）　印

年　　月　　日付けで申請のあった市営浄化槽の分担金について、次のとおり通知します。

決定区分	決定　・　却下
徴収猶予の期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
人槽	人槽
分担金	円
却下理由	
備考	
市営浄化槽番号	

教示　この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３０日以内に、津市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算して６箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の異議申立てに対する決定を受けた後でなければ提起することができないとされていますが、行政事件訴訟法第８条第２項各号のいずれかに該当するときは、当該決定を経ないで、訴えを提起することができます。

第１５号様式（第１２条関係）

市営浄化槽分担金徴収猶予取消通知書

津市指令（記号番号）

年　　月　　日

（氏　　名）　様

津市長　（氏　　名）　印

分担金の徴収猶予を取り消したので、津市営浄化槽条例施行規則第１２条の規定により、次のとおり通知します。

人　　槽	人槽
徴収猶予を取り消す分担金の額	円
分担金の納付期限	年　　月　　日
納　付　方　法	別紙のとおり
取　消　理　由	
備　　考	
市営浄化槽番号	

教示　この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３０日以内に、津市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算して６箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の異議申立てに対する決定を受けた後でなければ提起することができないとされていますが、行政事件訴訟法第８条第２項各号のいずれかに該当するときは、当該決定を経ないで、訴えを提起することができます。

第１６号様式（第１３条関係）

市営浄化槽分担金減免申請書

年　　月　　日

（宛先）津市長

（〒　　）

住　所

申請者　氏　名　　㊞

（法人その他の団体にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電　話

市営浄化槽に係る分担金の 減額 免除 を受けたいので、津市営浄化槽条例第１５条の規定により、次のとおり申請します。

申請区分	減額　・　免除
人槽	人槽
分担金	円
申請理由	
備考	
市営浄化槽番号	

第１７号様式（第１３条関係）

市営浄化槽分担金減免決定（却下）通知書

津市指令（記号番号）

年　　月　　日

（氏　　名）　様

津市長　（氏　　名）　印

年　　月　　日付けで申請のあった市営浄化槽の分担金について、次のとおり通知します。

減免の区分	減額　・　免除
決定区分	決定　・　却下
人槽	人槽
分担金	円
却下理由	
備考	
市営浄化槽番号	

教示　この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３０日以内に、津市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算して６箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の異議申立てに対する決定を受けた後でなければ提起することができないとされていますが、行政事件訴訟法第８条第２項各号のいずれかに該当するときは、当該決定を経ないで、訴えを提起することができます。

第１８号様式（第１４条関係）

市営浄化槽使用開始（休止・廃止）届出書

年　　月　　日

（宛先）津市長

（〒　　）

住　所

届出者　氏　名　　㊞

（法人その他の団体にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電　話

市営浄化槽の使用を 開始／休止／廃止 したいので、津市営浄化槽条例第１６条の規定により、次のとおり届け出ます。

設置場所	
開始（休止・廃止）年月日	年　　月　　日
人槽	人槽
使用水	水道水　・　井戸水　・　その他（　　）
理由	
備考	
市営浄化槽番号	

※これより下の欄は記入しないでください。

確認日	年　　月　　日			水栓番号	
メーター番号		口径		開始の指針	

第１９号様式（第１４条関係）

市営浄化槽使用者変更届出書

年　　月　　日

（宛先）津市長

（〒　　）

住　所

届出者　氏　名　　㊞

（法人その他の団体にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電　話

浄化槽使用者の変更があったので、津市営浄化槽条例第１６条の規定により、次のとおり届け出ます。

設置場所		
変更年月日		年　　月　　日
使用者の氏名	旧	
	新	
使用者の住所	旧	
	新	
変更理由		
備考		
市営浄化槽番号		

第２０号様式（第１７条関係）

排除汚水量申告書

年　　月　　日

（宛先）津市長

（〒　　）
住　所
申請者　氏　名　　㊞
（法人その他の団体にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）
電　話

津市営浄化槽条例第１７条第３項の規定により、次のとおり汚水の排除量を申告します。

排水場所			
排水期間	年　月　日から　　年　月　日まで		
使用目的	一般家庭　・　氷雪製造業その他の営業		
使用人員	人		
使用水量	水道水以外の水　　㎥	水道水（一般家庭を除く）　　㎥	
水道水以外の水の種類	井戸水　・　その他（　　）		
排除汚水量	㎥		
※　動力でくみあげている場合のみ記入してください。			
モーター		ポンプ	
製作所名		製作所名	
出力	kw	型式	
電圧	V	口径	mm
電流	A	揚水量	㎥
備考			
市営浄化槽番号			

第２１号様式（第１８条関係）

市営浄化槽使用料減免申請書

年　　月　　日

（宛先）津市長

（〒　　）

住　所

申請者　氏　名　　㊞

（法人その他の団体にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電　話

津市営浄化槽条例第１８条の規定により、市営浄化槽に係る使用料の 減額／免除 を受けたいので、次のとおり申請します。

申請区分	減額　・　免除
減額（免除）を受けたい期間	年　月分から　　年　月分まで
浄化槽使用料	毎使用月において使用者が排除した汚水量に応じる額
申請理由	
備考	
市営浄化槽番号	

第２２号様式（第１８条関係）

市営浄化槽使用料減免決定（却下）通知書

津市指令（記号番号）

年　　月　　日

（氏　　名）　様

津市長　（氏　　名）　印

年　　月　　日付けで申請のあった市営浄化槽の使用料について、次のとおり通知します。

減免の区分	減額　・　免除
決定区分	決定　・　却下
減額（免除）の期間	年　　月分から　　年　　月分まで
浄化槽使用料	毎使用月において使用者が排除した汚水量に応じる額
却下理由	
備考	
市営浄化槽番号	

教示　この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３０日以内に、津市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算して６箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の異議申立てに対する決定を受けた後でなければ提起することができないとされていますが、行政事件訴訟法第８条第２項各号のいずれかに該当するときは、当該決定を経ないで、訴えを提起することができます。

第２３号様式（第１９条関係）

市営浄化槽使用料過誤納金還付（充当）通知書

津市指令（記号番号）

年　　月　　日

（氏　　名）　様

津市長　（氏　　名）　印

あなたが納められた市営浄化槽使用料は、次のとおり過誤納がありますので、還付／充当いたします。

市営浄化槽番号

過誤納金内訳

過誤納理由

使用年月	納付済額	納付すべき額	差引過誤納付額
年　　月分			
年　　月分			
年　　月分			
年　　月分			
年　　月分			
合　計			

充当先内訳

使用年月	未納額			充当額	差引未納額
	市営浄化槽使用料		計		
年　　月分					
年　　月分					
年　　月分					
年　　月分					
年　　月分					
合　計					

差引還付金額　　円

教示　この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３０日以内に、津市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算して６箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の異議申立てに対する決定を受けた後でなければ提起することができないとされていますが、行政事件訴訟法第８条第２項各号のいずれかに該当するときは、当該決定を経ないで、訴えを提起することができます。

第２４号様式（第２０条関係）

既設浄化槽帰属申請書

年　　月　　日

（宛先）津市長

（〒　　）
住　所
申請者　氏　名　　㊞
（法人その他の団体にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）
電　話

既設浄化槽を津市に帰属したいので、津市営浄化槽条例第２３条第１項の規定により、次のとおり申請します。

設置場所			
人槽	人槽	設置年月日	年　月　日
メーカー及び機種名			
延床面積	㎡	併用住宅の場合における住宅部分以外の面積	㎡
使用人数	人		
建物の用途	専用住宅　・　併用住宅　・　その他（　　）		
放流先	道路側溝　・　水路　・　河川　・　その他（　　）		
土地所有者	住所：　　氏名：　　電話番号		
使用者	住所：　　氏名：　　電話番号		
保守点検を依頼している業者名	連絡先		
委託契約の満了日	年　月　日		
特記事項			
市営浄化槽番号			

添付書類

⑴　既設浄化槽帰属同意書

⑵　浄化槽法第５条第１項の規定による届出書等の写し又はその内容が確認できる書類

⑶　既設浄化槽の帰属申請の日以前１年間における浄化槽法第７条第１項又は第１１条第１項の検査の結果書の写し

⑷　既設浄化槽の帰属申請の日以前１年間における浄化槽法第１０条第１項の規定による保守点検及び清掃の記録の写し

第２５号様式（第２０条関係）

既設浄化槽帰属同意書

年　　月　　日

（宛先）津市長

（〒　　）
住　所
申請者　氏　名　　㊞
（法人その他の団体にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）
電　話

（〒　　）
住　所
土地所有者　氏　名　　㊞
（申請者と土地所有者が異なる場合に署名してください。）
（法人その他の団体にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）
電　話

津市営浄化槽条例第２３条第１項の規定による帰属の申請に当たり、次の事項について同意します。

記

１　帰属申請した既設浄化槽の設置及び管理に係る土地を無償で津市の使用に供するものとし、土地の使用期間は、当該市営浄化槽が不要となるまでとします。また、当該土地に係る公租公課は、これまでどおり土地所有者の負担とします。

２　市営浄化槽の管理に関し、必要に応じて、津市の職員又は津市の委託等を受けた者が当該土地に立ち入ること承諾します。

３　市営浄化槽を移設し、又は撤去する場合は、事前に津市と協議します。また、自己の都合により市営浄化槽を移設し、又は撤去する場合は、自己の負担により行います。

４　市営浄化槽の管理に係る関係者（市営浄化槽の管理に係る住宅・土地についての権原を有する者、放流先又は放流先までの経路に係る土地、家屋等に権利を有する者等）と必要に応じて適切な調整を行い、市営浄化槽の管理に問題がないよう対応します。

５　排水設備は、申請者の責任及び負担により修繕、管理等を行います。

６　市営浄化槽の使用に当たり、津市営浄化槽条例の規定を遵守します。

第２６号様式（第２１条関係）

既設浄化槽帰属可否決定通知書

津市指令（記号番号）

年　　月　　日

（氏　　名）　様

津市長　（氏　　名）　印

年　　月　　日付けで申請のあった既設浄化槽の帰属について、次のとおり通知します。

帰属の可否	帰属可　・　帰属不可
設置場所	
人槽	人槽
メーカー及び機種名	
帰属決定年月日	年　　月　　日
帰属不可とした理由	
備考	
市営浄化槽番号	

教示　この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して６０日以内に、津市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して６箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

第２７号様式（第２２条関係）

市営浄化槽変更（移設・撤去）申請書

年　　月　　日

（宛先）津市長

（〒　　）

住　所

受益者　氏　名　　㊞

（法人その他の団体にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電　話

市営浄化槽の 変更／移設／撤去 を行いたいので、津市営浄化槽条例第２４条第１項の規定により、次のとおり申請します。

設置場所				
区分	変更　・　移設　・　撤去			
変更等の理由				
変更等の予定年月日	年　　月　　日			
施工予定業者	所在地			
	業者名		電話番号	
変更等に係る承諾事項	1　市営浄化槽の変更・移設・撤去に伴う工事は、津市長の指示に従い実施します。 2　市営浄化槽の変更・移設・撤去に伴う費用は申請者の負担とします。			
備考				
市営浄化槽番号				

※移設の場合は、宅内配管図等を提出すること。

第２８号様式（第２２条関係）

市営浄化槽変更（移設・撤去）承認書

津市指令（記号番号）

年　　月　　日

（氏　　名）　様

津市長　（氏　　名）　印

年　　月　　日付けで申請のあった市営浄化槽の 変更／移設／撤去 について、津市営浄化槽条例第２４条第１項の規定により、次のとおり承認します。

設置場所				
区分	変更　・　移設　・　撤去			
変更等の理由				
変更等の予定年月日	年　　月　　日			
施工予定業者	所在地			
	業者名		電話番号	
備考				
市営浄化槽番号				

第２９号様式（第２３条関係）

市営浄化槽受益者地位承継届出書

年　　月　　日

（宛先）津市長

（〒　　）
住　所
新受益者　氏　名　　㊞
（法人その他の団体にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）
電　話

（〒　　）
住　所
土地所有者　氏　名　　㊞
（新受益者と土地所有者が異なる場合に署名してください。）
（法人その他の団体にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）
電　話

市営浄化槽事業により設置又は帰属を行った市営浄化槽について、受益者の地位の承継があったので、津市営浄化槽条例第２５条第２項の規定により、次のとおり届け出ます。

設置場所			
承継年月日	年　　月　　日		
前受益者名			
浄化槽の人槽	人槽	使用人数	人
受益者の地位の承継理由			
備考			
市営浄化槽番号			

第３０号様式（第２４条関係）

割印

No.

市 営 浄 化 槽 検 査 員 立 入 証

写真

割印

所　　属

職　　名

氏　　名

生年月日　　年　　月　　日

有効期限　　年　　月　　日

年　　月　　日交付

津市長　（氏　　名）　印

6.5cm

9.5cm

注　意

１　この証票は、他人の土地又は建築物に立ち入る場合は、必ず携帯しなければならない。

２　この証票は、関係人の請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。

３　この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

第３１号様式（第２４条関係）

割印

No.

市営浄化槽使用料徴収職員証

写真

割印

所　　属

職　　名

氏　　名

生年月日　　年　　月　　日

有効期限　　年　　月　　日

年　　月　　日交付

津市長　（氏　　名）　印

6.5cm

9.5cm

注　意

１　この証票は、市営浄化槽使用料の賦課及び徴収に従事する場合は、必ず携帯しなければならない。

２　この証票は、関係人の請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。

３　この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

津市営浄化槽改造資金融資あっせんに関する規則をここに公布する。

平成２７年３月３０日

津市長　前　葉　泰　幸

津市規則第２２号

津市営浄化槽改造資金融資あっせんに関する規則

（趣旨）

第１条　この規則は、津市営浄化槽条例（平成２６年津市条例第３７号。以下「条例」という。）第１３条第２項の規定により準用する津市公共下水道条例（平成１８年津市条例第２０１号）第２５条第４項の規定に基づき、市営浄化槽への改造資金（以下「改造資金」という。）の融資あっせん（以下「融資あっせん」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（融資あっせん対象）

第２条　融資あっせんの対象となる改造資金は、市営浄化槽の整備の対象となる区域において、くみ取便所を水洗便所に改造する工事及び既設単独処理浄化槽を撤去する工事並びにこれらと同時に施工する排水設備工事（以下「改造工事等」という。）に要する費用（以下「工事費用」という。）のうち、本市から受領する補助金及び助成金の交付額を控除した額とする。

（あっせん対象者の要件）

第３条　融資あっせんは、次の要件を備えている者でなければ受けることができない。

⑴　建築物の所有者又は改造工事等について当該建築物の所有者の同意を得た占有者であること。

⑵　改造資金の償還について支払能力を有すること。

⑶　市税を滞納していないこと。

⑷　自己資金では、工事費用を一時に負担することが困難であること。

⑸　市長が別に指定する金融機関（以下「指定金融機関」という。）の融資条件を満たしていること。

⑹　市長が適当と認める連帯保証人を有すること。

２　前項第６号の連帯保証人は、改造資金の融資に係る弁済の資力を有する者で、独立の生計を営み、及び市町村税を滞納していないものでなければならない。

（融資あっせん）

第４条　市長は、前条第１項の規定に該当する者に対し、指定金融機関への融資あっせんを行うものとする。

２　融資あっせんの額は、改造資金の範囲内において１件につき１００万円以内とし、１万円を単位とする。

（融資の条件）

第５条　改造資金の融資の条件は、次のとおりとする。

⑴　利率は、融資を行う指定金融機関が定める率とする。

⑵　償還は、融資を受けた日の属する月の翌月からとし、６０箇月以内の毎月元利均等分割払い（均等額に１００円未満の端数が生じるときは、当該端数を切り捨てたものを均等額とし、切り捨てたことによって生じる残額は、最終月に一括して償還するものとする。）とする。ただし、約定償還日前においても繰上償還することができる。

⑶　遅延利息その他の融資条件については、融資を行う指定金融機関の定めるところによる。

（融資あっせんの申請）

第６条　融資あっせんを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市営浄化槽改造資金融資あっせん申請書（第１号様式）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

⑴　市営浄化槽改造資金融資借入申請書（第２号様式）

⑵　津市営浄化槽条例施行規則（平成２７年津市規則第２１号）第７条第１項の規定による排水設備新設等計画確認申請書

⑶　工事費用に係る見積書の写し

⑷　申請者及び連帯保証人の印鑑証明書

⑸　申請者及び連帯保証人の市町村税の納税証明書

⑹　その他市長が必要と認める書類

（融資あっせんの決定及び通知）

第７条　市長は、前条の規定による提出があったときは、その内容を審査の上、融資あっせんの可否を決定し、市営浄化槽改造資金融資あっせん決定（却下）通知書（第３号様式）により、申請者に通知するものとする。

２　市長は、前項の規定による決定に際し、必要な条件を付すことができる。

（工事の施工）

第８条　前条第１項の規定により融資あっせんの決定を受けた者は、当該決定

通知日から２箇月以内に改造工事等を完成させなければならない。

２　市長は、融資あっせんの決定を受けた者が前項に規定する期間内に改造工事等を完成しない場合は、その者に係る融資あっせんの決定を取り消すものとする。ただし、あらかじめ市長の承認を得た場合は、この限りでない。

（融資の手続）

第９条　市長は、条例第１２条第１項に規定する検査を行い、改造工事等が排水設備の設置及び構造に関する法令の規定に適合すると認めたときは、融資あっせん額を決定し、市営浄化槽改造資金融資あっせん額決定通知書（第４号様式）により申請者に通知するとともに、市営浄化槽改造資金融資借入申請書に必要事項を記載し、融資あっせんの決定を受けた者に送付するものとする。

２　前項の規定により融資あっせん額の決定を受けた者は、次に掲げる書類を指定金融機関に提出して、融資の申込みをするものとする。

⑴　市営浄化槽改造資金融資借入申請書

⑵　市営浄化槽改造資金融資あっせん額決定通知書

⑶　その他指定金融機関が必要と認める書類

３　指定金融機関は、前項の融資の申込みを受けたときは、速やかにこの規則に定める要件により審査し、融資の可否の決定を行うものとする。

（届出義務）

第１０条　改造資金の融資を受けた者（以下「融資受給者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を市営浄化槽改造資金融資あっせん変更等届出書（第５号様式）により、市長に届け出なければならない。

⑴　融資受給者又は連帯保証人が、氏名又は住所を変更したとき。

⑵　融資受給者又は連帯保証人が、仮差押え、仮処分、強制執行、破産又は競売の申立て等を受けたとき。

⑶　融資受給者又は連帯保証人が、死亡したとき。

⑷　前３号に掲げるもののほか、融資受給者又は連帯保証人の身分又は財産上に重要な変動が生じたとき。

（融資あっせんの取消し）

第１１条　融資受給者が、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、指定金融機関と協議の上、融資あっせんを取り消すことができる。

⑴　偽りその他不正の手段により改造資金の融資を受けたとき。

⑵　融資を受けた資金を目的以外に使用したとき。

⑶　その他融資あっせんの条件に従わないとき。

２　前項の規定により市長が融資あっせんの決定を取り消した場合は、指定金融機関は、融資金の繰上償還を命ずることができる。

（利子補給）

第１２条　市長は、改造資金の融資を行った指定金融機関に対し、融資受給者が支払う利子のうち、利率年１．０パーセントを超える利率に相当する利子を補給するものとする。

２　前項の規定による利子の補給は、指定金融機関に対し、本市が直接行うものとする。

（委任）

第１３条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

第１号様式（第６条関係）

市営浄化槽改造資金融資あっせん申請書

年　　月　　日

（宛先）津市長

（〒　　）

住　　所

申請者　氏　　名　　㊞

（法人その他の団体にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電　　話

生年月日　　年　　月　　日

市営浄化槽改造資金融資あっせんを受けたいので申請します。

借入申込額	円	排水設備工事検査合格年月日	※ 年　月　日
施工場所	津市	工事費	※ 円
工事見積額	円	融資決定額	※ 円
市営浄化槽設置家屋の所有関係	□自己所有　□自己居住 □他人所有　□他人居住	利率	年１．０％
職業又は勤務先		償還期間	６０月以内
施工業者名		償還方法	毎月元利均等分割払い

連帯保証人	住所	氏名	職業又は勤務先
		㊞	

調査	市民税	固定資産税	受益者負担金	金融機関	※
	※	※	※	※ □承認する □承認しない	□規則第３条に該当する □該当しない

（注）　※印欄は、記入しないこと。

添付書類　１　市営浄化槽改造資金融資借入申請書（第２号様式）
２　排水設備新設等計画確認申請書
３　工事費用に係る見積書の写し
４　申請者及び連帯保証人の印鑑証明書　　各１通
５　申請者及び連帯保証人の市町村税の納税証明書　　各１通
６　借家又は借地の場合は、各々の所有者の承諾書

第２号様式（第６条、第９条関係）

市営浄化槽改造資金融資借入申請書

年　　月　　日

（指定金融機関名）　様

（〒　　）

住　所

申請者　氏　名　　㊞

（法人その他の団体にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電　話

市営浄化槽改造資金融資借入をしたいので申請します。

借入申込額	円	排水設備工事検査合格年月日	※ 年　月　日
施工場所	津市	工事費	※ 円
工事見積額	円	融資決定額（転換に係る補助金を除く）	※ 円
市営浄化槽設置家屋の所有関係	□自己所有　□自己居住 □他人所有　□他人居住	利率	年１．０％
職業又は勤務先		償還期間	６０月以内
施工業者名		償還方法	毎月元利均等分割払い

連帯保証人	住所	氏名	職業又は勤務先
		㊞	

借入希望金融機関	金融機関名	支店名	口座名義	口座番号

（注）　※印欄は、記入しないこと。

第　　号

上記借入申請書につき申請内容を審査した結果、貸し付けることを適当と認め、市営浄化槽改造資金のあっせんを決定したので、融資を依頼します。

決定通知日	年　月　日
番号	

年　月　日

津市長（氏　　名）　印

第３号様式（第７条関係）

市営浄化槽改造資金融資あっせん決定（却下）通知書

津市指令（記号番号）

年　　月　　日

（氏　　名）　様

津市長　（氏　　名）　印

年　　月　　日付けで申請のあった市営浄化槽改造資金融資あっせんについては、市営浄化槽改造資金融資あっせんに関する規則第７条第１項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

融資あっせんの可否	決　　定	却　　下
融資あっせん予定額	円 （確定額は、工事完了検査合格後通知します。）	
決定の条件又は却下の理由		

借入手続

融資あっせんの決定を受けた方は、本市が行う改造工事完了検査合格後に送付する市営浄化槽改造資金融資あっせん額決定通知書（第４号様式）及び市営浄化槽改造資金融資借入申請書（第２号様式）に、次に掲げる書類等を添付の上、借入を希望された指定金融機関で手続をしてください。

１　申請者及び連帯保証人の印鑑証明書　各１通

２　印鑑（実印及び銀行届出印）

３　借入金額に応じた収入印紙

第４号様式（第９条関係）

市営浄化槽改造資金融資あっせん額決定通知書

津市指令（記号番号）

年　　月　　日

（氏　　名）　　様

津市長　（氏　　名）　印

年　　月　　日付けで申請のあった市営浄化槽改造資金融資あっせん額については、市営浄化槽改造資金融資あっせんに関する規則第９条第１項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

施　工　場　所	
融資あっせん額	円
金融機関名	

第５号様式（第１０条関係）

市営浄化槽改造資金融資あっせん変更等届出書

年　　月　　日

（宛先）津市長

（〒　　）

住　所

届出人　氏　名　　㊞

（法人その他の団体にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電　話

次のとおり変更等が生じたので、津市営浄化槽改造資金融資あっせんに関する規則第１０条の規定により届け出ます。

変更等項目	1　融資受給者又は連帯保証人の氏名又は住所変更 2　融資受給者又は連帯保証人の仮差押え 3　融資受給者又は連帯保証人の死亡 4　その他
変更等内容	
変更等理由	

（注）　押印は、氏名（法人等の団体にあっては、代表者の氏名）を自署する場合は、省略できます。

津市特定教育・保育施設等の利用に係る利用者負担額等に関する規則をここに公布する。

平成２７年３月３０日

津市長　前　葉　泰　幸

津市規則第２３号

津市特定教育・保育施設等の利用に係る利用者負担額等に関する規則

（趣旨）

第１条　この規則は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業（以下「特定教育・保育施設等」という。）の利用に係る利用者負担額並びに子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号。以下「法」という。）第２８条第１項の特例施設型給付費及び第３０条第１項の特例地域型保育給付費の算定に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則において「利用者負担額」とは、津市保育所の設置及び管理に関する条例（平成２６年津市条例第４２号）第３条第１項及び第３項の規則で定める額、津市立幼稚園の利用者負担額に関する条例（平成２６年津市条例第４４号）第２条第１項の規則で定める額並びに法附則第６条第４項の保育に係る保育認定子どもの年齢等に応じて定める額並びに津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成２６年津市条例第２２号）第１３条第１項の利用者負担額（認定こども園の利用に係るものに限る。）及び第４３条第１項の利用者負担額をいう。

（利用者負担額）

第３条　利用者負担額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

⑴　法第１９条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（法第２０条第４項に規定する支給認定子どもをいう。以下同じ。）（以下「１号認定子ども」という。）に係る利用者負担額　別表第１により算定する額

⑵　法第１９条第１項第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（以下「２号認定子ども」という。）又は児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２４条第５項若しくは第６項各号の措置により保育

を受けた児童（以下「被措置児童」という。）で、満３歳以上のものに係る利用者負担額　別表第２により算定する額

⑶　法第１９条第１項第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（以下「３号認定子ども」という。）又は被措置児童で、満３歳未満のものに係る利用者負担額　別表第３により算定する額

２　前項第２号の規定にかかわらず、同号に掲げる者が満３歳に達した日以後の最初の３月３１日までの間における利用者負担額は、別表第３により算定する額とする。

３　月の中途において、特定教育・保育施設等の利用を開始し、又は終了した場合の利用者負担額は、日割計算により算定するものとする。

４　前３項の規定により算定した利用者負担額に１０円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（特例施設型給付費等の額）

第４条　法第２８条第２項第１号の規定により市町村が定める特定教育・保育に係る特例施設型給付費の額は法第２７条第３項に規定する施設型給付費の額と同額とし、法第３０条第２項第１号及び第４号の規定により市町村が定める特定地域型保育及び特例保育に係る特例地域型保育給付費の額は法第２９条第３項に規定する地域型保育給付費の額と同額とする。

（委任）

第５条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　第３条第１項第１号の規定にかかわらず、津市立幼稚園を利用する１号認定子どもに係る平成２７年度の利用者負担額は附則別表第１により算定する額とし、平成２８年度の利用者負担額は附則別表第２により算定する額とし、平成２９年度の利用者負担額は附則別表第３により算定する額とし、平成３０年度の利用者負担額は附則別表第４により算定する額とし、平成３１年度の利用者負担額は附則別表第５により算定する額とする。

３　第３条第１項第１号及び前項の規定に関わらず、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以前に津市立幼稚園の利用を開始した１号認定子どもに係る利用者負担額は、当該１号認定子どもが津市立幼稚園の利用を終了

するまでの間、附則別表第１により算定する額とする。

４　施行日の前日において本市の区域内に所在する保育所を利用している２号認定子ども又は３号認定子ども（本市が入所委託を行い、本市の区域外に所在する保育所を利用している者を含む。）に係る利用者負担額（別表第２又は別表第３により算定する利用者負担額で、それぞれ別表第２の備考５及び６又は別表第３の備考５及び６の適用前の額をいう。以下この項において同じ。）が平成２７年３月分の保育所入所負担金（津市保育所の設置及び管理に関する条例施行規則（平成２７年津市規則第７号）による改正前の津市保育所の設置及び管理に関する条例施行規則（平成１８年津市規則第８８号）第６条の規定により算定された保育所入所負担金（３歳未満児の場合に係る保育所入所負担金を算定されている２号認定子どもにあっては、同一の階層区分の３歳以上児の場合に係る保育所入所負担金の額）で、別表備考６の適用前の額をいう。以下この項において同じ。）を上回る場合は、第３条第１項第２号又は第３号の規定にかかわらず、平成２７年４月分から同年８月分までの間の利用者負担額は、２号認定子ども又は３号認定子どもに係る平成２７年３月分の保育所入所負担金と同額とする。

附則別表第１（附則第２項、第３項関係）

津市立幼稚園を利用する１号認定子どもに係る平成２７年度の利用者負担額及び施行日以前に津市立幼稚園の利用を開始した１号認定子どもに係る利用者負担額

<table>
<tr><th colspan="5">世帯の階層区分</th><th rowspan="2">利用者負担額
（月額）</th></tr>
<tr><th>階層</th><th>区分</th><th colspan="3">定義</th></tr>
<tr><td>A</td><td>1</td><td colspan="3">被保護者（生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第６条第１項に規定する被保護者をいう。以下同じ。）のある世帯</td><td>０円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">B</td><td>2</td><td rowspan="2">A階層を除き、均等割を課されない世帯等</td><td colspan="2">要保護者等世帯</td><td>０円</td></tr>
<tr><td>3</td><td colspan="2">その他の世帯</td><td>２，０００円</td></tr>
<tr><td rowspan="6">C</td><td>4</td><td rowspan="12">A階層及びB階層を除き、所得割合算額が次の区分に該当する世帯</td><td rowspan="2">０円</td><td>要保護者等世帯</td><td>０円</td></tr>
<tr><td>5</td><td>その他の世帯</td><td>２，０００円</td></tr>
<tr><td>6</td><td rowspan="2">１円以上６１，６００円以下</td><td>要保護者等世帯</td><td rowspan="8">６，０００円</td></tr>
<tr><td>7</td><td>その他の世帯</td></tr>
<tr><td>8</td><td rowspan="2">６１，６０１円以上７７，１００円以下</td><td>要保護者等世帯</td></tr>
<tr><td>9</td><td>その他の世帯</td></tr>
<tr><td rowspan="3">D</td><td>１０</td><td colspan="2">７７，１０１円以上１４３，１００円以下</td></tr>
<tr><td>１１</td><td colspan="2">１４３，１０１円以上２１１，２００円以下</td></tr>
<tr><td>E</td><td>１２</td><td colspan="2">２１１，２０１円以上</td></tr>
</table>

１　同一世帯に幼稚園、保育所、認定こども園、家庭的保育事業等（児童福祉法第２４条第２項に規定する家庭的保育事業等をいう。）（以下「幼稚園等という。」）、特別支援学校の幼稚部又は情緒障害児短期治療施設に通い、又は在学する小学校就学前子ども、特例保育を受ける小学校就学前子ども、児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を受ける小学校就学前子ども又は小学校第１学年から第３学年までに在学する子ども（以下この項において「対象子ども」という。）が２人以上いる場合における当該幼稚園等を利用している１号認定

子どもに係る利用者負担額は、次の表の左欄に掲げる１号認定子どもの区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる額を適用する。

⑴　対象子どもを含めて年齢の高い順に１人目の１号認定子ども	この表に定める額
⑵　対象子どもを含めて年齢の高い順に２人目の１号認定子ども	この表に定める額に２分の１を乗じて得た額
⑶　対象子どもを含めて年齢の高い順に３人目以降の１号認定子ども	０円

２　次の各号のいずれかの事由に該当するため利用者負担額を負担することが困難である支給認定保護者に係る利用者負担額は、次の表の左欄に掲げる事由に応じ、同表右欄に掲げる額を適用する。この場合において、１の規定の適用を受けるときは、１の規定を適用した後にこの規定を適用するものとする。

⑴　支給認定保護者等が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたこと。	０円
⑵　支給認定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。	０円
⑶　支給認定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その世帯の収入が著しく減少したこと。	０円
⑷　支給認定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。	この表に定める額に２分の１を乗じて得た額
⑸　１号認定こどもの属する世帯が児童福祉法第３８条に規定する母子生活支援施設に入所しており、支給認定保護者の過去３箇月の平均収入が、生活保護法に規定するその世帯の生活扶助、住宅扶助及び教育扶助の額を合計した額の１．３倍以下であること。	この表に定める額に２分の１を乗じて得た額
⑹　災害、疾病等により幼稚園等を当該月の保育日数の３分の２	この表に定め

以上の日が利用できなかったとき又は感染症により医師から利用の停止を指示され、幼稚園等を当該月の保育日数の２分の１以上利用できなかったこと。	る額に２分の１を乗じて得た額
⑺　１号認定子どもが感染症等により医師から利用の停止を指示され、当該月において幼稚園等を全く利用できなかったこと。	０円

備　考

１　この表における「均等割」とは、支給認定保護者及びその配偶者又はそれらの属する世帯の生計を主として維持する者（特定教育を受けた子どもの祖父母に限る。）（以下この表において「支給認定保護者等」という。）に係る特定教育を受けた月の属する年度（４月から８月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２９２条第１項第１号に規定する均等割をいう。

２　この表における「均等割を課されない世帯等」とは、均等割を課されない世帯又は養育里親等（児童福祉法第６条の３第８項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者、同法第６条の４第２項に規定する養育里親又は同法第７条第１項に規定する児童福祉施設（乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設に限る。）の長をいう。以下同じ。）が支給認定保護者等である世帯をいう。

３　この表における「所得割合算額」とは、支給認定保護者等に係る特定教育を受けた月の属する年度（４月から８月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法第２９２条第１項第２号に規定する所得割（同法第３２８条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）の額（同法第３１４条の７から第３１４条の９まで並びに附則第５条第３項、第５条の４第６項、第５条の４の２第６項、第５条の５第２項及び第４５条の規定により控除された金額があるときは、当該金額を控除する前の額とする。以下同じ。）を合算した額をいう。

４　この表における「要保護者等世帯」とは、特定教育を受けた月に次の各号のいずれかに該当するもののある世帯をいう。

⑴　生活保護法第６条第２項に規定する要保護者（被保護者を除く。）

⑵　母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和３９年法律第１２９号）第６条第６項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は配偶

者のない男子で現に児童を扶養しているもの

⑶　身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１５条第４項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者

⑷　療育手帳制度要綱（昭和４８年９月２７日厚生省発児第１５６号）の規定により療育手帳の交付を受けた者

⑸　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第４５条第２項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

⑹　特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和３９年法律第１３４号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童

⑺　国民年金法（昭和３４年法律第１４１号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

⑻　その他市長が第１号に規定する者と同程度に生活が困窮していると認める者

５　１号認定子どもの母親が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和３９年政令第２２４号）第１条第２号の女子に該当する場合は、地方税法第２９２条第１項第１１号イの「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」に該当するものとみなして算出した所得割の額に対応する階層に係る利用者負担額を適用するものとする。

６　１号認定子どもの父親が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第１条の２第２号の男子に該当する場合は、地方税法第２９２条第１項第１２号の「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」に該当するものとみなして算出した所得割の額に対応する階層に係る利用者負担額を適用するものとする。

７　５及び６に掲げる所得割の額とは、当該市町村民税を課した市町村の基準により算定したものとする。

附則別表第２（附則第２項関係）

津市立幼稚園を利用する１号認定子どもに係る平成２８年度の利用者負担額

<table>
<tr><th colspan="5">世帯の階層区分</th><th rowspan="2">利用者負担額
（月額）</th></tr>
<tr><th>階層</th><th>区分</th><th colspan="3">定義</th></tr>
<tr><td>A</td><td>1</td><td colspan="3">被保護者のある世帯</td><td>０円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">B</td><td>2</td><td rowspan="2">Ａ階層を除き、均等割を課されない世帯等</td><td colspan="2">要保護者等世帯</td><td>０円</td></tr>
<tr><td>3</td><td colspan="2">その他の世帯</td><td>２，０００円</td></tr>
<tr><td rowspan="7">C</td><td>4</td><td rowspan="9">Ａ階層及びＢ階層を除き、所得割合算額が次の区分に該当する世帯</td><td rowspan="2">０円</td><td>要保護者等世帯</td><td>０円</td></tr>
<tr><td>5</td><td>その他の世帯</td><td>２，０００円</td></tr>
<tr><td>6</td><td rowspan="2">１円以上６１，６００円以下</td><td>要保護者等世帯</td><td>６，１００円</td></tr>
<tr><td>7</td><td>その他の世帯</td><td>６，１００円</td></tr>
<tr><td>8</td><td rowspan="2">６１，６０１円以上７７，１００円以下</td><td>要保護者等世帯</td><td>６，９００円</td></tr>
<tr><td>9</td><td>その他の世帯</td><td>７，０００円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">D</td><td>１０</td><td colspan="2">７７，１０１円以上１４３，１００円以下</td><td>７，３００円</td></tr>
<tr><td>１１</td><td colspan="2">１４３，１０１円以上２１１，２００円以下</td><td>７，６００円</td></tr>
<tr><td>E</td><td>１２</td><td colspan="2">２１１，２０１円以上</td><td>８，３００円</td></tr>
</table>

１　同一世帯に幼稚園等、特別支援学校の幼稚部又は情緒障害児短期治療施設に通い、又は在学する小学校就学前子ども、特例保育を受ける小学校就学前子ども、児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を受ける小学校就学前子ども又は小学校第１学年から第３学年までに在学する子ども（以下この項において「対象子ども」という。）が２人以上いる場合における当該幼稚園等を利用している１号認定子どもに係る利用者負担額は、次の表の左欄に掲げる１号認定子どもの区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる額を適用する。

⑴　対象子どもを含めて年齢の高い順に１人目の１号認定子ども	この表に定める額

⑵　対象子どもを含めて年齢の高い順に２人目の１号認定子ども	この表に定める額に２分の１を乗じて得た額
⑶　対象子どもを含めて年齢の高い順に３人目以降の１号認定子ども	０円

２　次の各号のいずれかの事由に該当するため利用者負担額を負担することが困難である支給認定保護者に係る利用者負担額は、次の表の左欄に掲げる事由に応じ、同表右欄に掲げる額を適用する。この場合において、１の規定の適用を受けるときは、１の規定を適用した後にこの規定を適用するものとする。

⑴　支給認定保護者等が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたこと。	０円
⑵　支給認定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。	０円
⑶　支給認定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その世帯の収入が著しく減少したこと。	０円
⑷　支給認定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。	この表に定める額に２分の１を乗じて得た額
⑸　１号認定こどもの属する世帯が児童福祉法第３８条に規定する母子生活支援施設に入所しており、支給認定保護者の過去３箇月の平均収入が、生活保護法に規定するその世帯の生活扶助、住宅扶助及び教育扶助の額を合計した額の１．３倍以下であること。	この表に定める額に２分の１を乗じて得た額
⑹　災害、疾病等により幼稚園等を当該月の保育日数の３分の２以上の日が利用できなかったとき又は感染症により医師から利用の停止を指示され、幼稚園等を当該月の保育日数の２分の１以上利用できなかったこと。	この表に定める額に２分の１を乗じて得た額
⑺　１号認定子どもが感染症等により医師から利用の停止を指示	０円

され、当該月において幼稚園等を全く利用できなかったこと。	

備　考

1　この表における「均等割」とは、支給認定保護者及びその配偶者又はそれらの属する世帯の生計を主として維持する者（特定教育を受けた子どもの祖父母に限る。）（以下この表において「支給認定保護者等」という。）に係る特定教育を受けた月の属する年度（４月から８月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法第２９２条第１項第１号に規定する均等割をいう。

2　この表における「均等割を課されない世帯等」とは、均等割を課されない世帯又は養育里親等が支給認定保護者等である世帯をいう。

3　この表における「所得割合算額」とは、支給認定保護者等に係る特定教育を受けた月の属する年度（４月から８月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法第２９２条第１項第２号に規定する所得割の額を合算した額をいう。

4　この表における「要保護者等世帯」とは、特定教育を受けた月に次の各号のいずれかに該当するもののある世帯をいう。

⑴　生活保護法第６条第２項に規定する要保護者（被保護者を除く。）

⑵　母子及び父子並びに寡婦福祉法第６条第６項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの

⑶　身体障害者福祉法第１５条第４項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者

⑷　療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けた者

⑸　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第４５条第２項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

⑹　特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童

⑺　国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

⑻　その他市長が第１号に規定する者と同程度に生活が困窮していると認める者

5　１号認定子どもの母親が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第１条第２号の女子に該当する場合は、地方税法第２９２条第１項第１１号イの「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らか

でない者で政令で定めるもの」に該当するものとみなして算出した所得割の額に対応する階層に係る利用者負担額を適用するものとする。

６　１号認定子どもの父親が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第１条の２第２号の男子に該当する場合は、地方税法第２９２条第１項第１２号の「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」に該当するものとみなして算出した所得割の額に対応する階層に係る利用者負担額を適用するものとする。

７　５及び６に掲げる所得割の額とは、当該市町村民税を課した市町村の基準により算定したものとする。

附則別表第３（附則第２項関係）

津市立幼稚園を利用する１号認定子どもに係る平成２９年度の利用者負担額

<table>
<tr><td colspan="5">世帯の階層区分</td><td rowspan="2">利用者負担額
（月額）</td></tr>
<tr><td>階層</td><td>区分</td><td colspan="3">定義</td></tr>
<tr><td>A</td><td>1</td><td colspan="3">被保護者のある世帯</td><td>０円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">B</td><td>2</td><td rowspan="2">Ａ階層を除き、均等割を課されない世帯等</td><td colspan="2">要保護者等世帯</td><td>０円</td></tr>
<tr><td>3</td><td colspan="2">その他の世帯</td><td>２，０００円</td></tr>
<tr><td rowspan="7">C</td><td>4</td><td rowspan="12">Ａ階層及びＢ階層を除き、所得割合算額が次の区分に該当する世帯</td><td rowspan="2">０円</td><td>要保護者等世帯</td><td>０円</td></tr>
<tr><td>5</td><td>その他の世帯</td><td>２，０００円</td></tr>
<tr><td>6</td><td rowspan="2">１円以上６１，６００円以下</td><td>要保護者等世帯</td><td>６，１００円</td></tr>
<tr><td>7</td><td>その他の世帯</td><td>６，２００円</td></tr>
<tr><td>8</td><td rowspan="2">６１，６０１円以上７７，１００円以下</td><td>要保護者等世帯</td><td>７，８００円</td></tr>
<tr><td>9</td><td>その他の世帯</td><td>８，０００円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">D</td><td>１０</td><td colspan="2">７７，１０１円以上１４３，１００円以下</td><td>８，６００円</td></tr>
<tr><td>１１</td><td colspan="2">１４３，１０１円以上２１１，２００円以下</td><td>９，２００円</td></tr>
<tr><td>E</td><td>１２</td><td colspan="2">２１１，２０１円以上</td><td>１０，６００円</td></tr>
</table>

１　同一世帯に幼稚園等、特別支援学校の幼稚部又は情緒障害児短期治療施設に通い、又は在学する小学校就学前子ども、特例保育を受ける小学校就学前子ども、児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を受ける小学校就学前子ども又は小学校第１学年から第３学年までに在学する子ども（以下この項において「対象子ども」という。）が２人以上いる場合における当該幼稚園等を利用している１号認定子どもに係る利用者負担額は、次の表の左欄に掲げる１号認定子どもの区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる額を適用する。

⑴　対象子どもを含めて年齢の高い順に１人目の１号認定子ども	この表に定める額

⑵　対象子どもを含めて年齢の高い順に２人目の１号認定子ども	この表に定める額に２分の１を乗じて得た額
⑶　対象子どもを含めて年齢の高い順に３人目以降の１号認定子ども	０円

２　次の各号のいずれかの事由に該当するため利用者負担額を負担することが困難である支給認定保護者に係る利用者負担額は、次の表の左欄に掲げる事由に応じ、同表右欄に掲げる額を適用する。この場合において、１の規定の適用を受けるときは、１の規定を適用した後にこの規定を適用するものとする。

⑴　支給認定保護者等が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたこと。	０円
⑵　支給認定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。	０円
⑶　支給認定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その世帯の収入が著しく減少したこと。	０円
⑷　支給認定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。	この表に定める額に２分の１を乗じて得た額
⑸　１号認定こどもの属する世帯が児童福祉法第３８条に規定する母子生活支援施設に入所しており、支給認定保護者の過去３箇月の平均収入が、生活保護法に規定するその世帯の生活扶助、住宅扶助及び教育扶助の額を合計した額の１．３倍以下であること。	この表に定める額に２分の１を乗じて得た額
⑹　災害、疾病等により幼稚園等を当該月の保育日数の３分の２以上の日が利用できなかったとき又は感染症により医師から利用の停止を指示され、幼稚園等を当該月の保育日数の２分の１以上利用できなかったこと。	この表に定める額に２分の１を乗じて得た額
⑺　１号認定子どもが感染症等により医師から利用の停止を指示	０円

され、当該月において幼稚園等を全く利用できなかったこと。	

備　考

1　この表における「均等割」とは、支給認定保護者及びその配偶者又はそれらの属する世帯の生計を主として維持する者（特定教育を受けた子どもの祖父母に限る。）（以下この表において「支給認定保護者等」という。）に係る特定教育を受けた月の属する年度（４月から８月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法第２９２条第１項第１号に規定する均等割をいう。

2　この表における「均等割を課されない世帯等」とは、均等割を課されない世帯又は養育里親等が支給認定保護者等である世帯をいう。

3　この表における「所得割合算額」とは、支給認定保護者等に係る特定教育を受けた月の属する年度（４月から８月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法第２９２条第１項第２号に規定する所得割の額を合算した額をいう。

4　この表における「要保護者等世帯」とは、特定教育を受けた月に次の各号のいずれかに該当するもののある世帯をいう。

⑴　生活保護法第６条第２項に規定する要保護者（被保護者を除く。）

⑵　母子及び父子並びに寡婦福祉法第６条第６項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの

⑶　身体障害者福祉法第１５条第４項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者

⑷　療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けた者

⑸　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第４５条第２項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

⑹　特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童

⑺　国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

⑻　その他市長が第１号に規定する者と同程度に生活が困窮していると認める者

5　１号認定子どもの母親が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第１条第２号の女子に該当する場合は、地方税法第２９２条第１項第１１号イの「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らか

でない者で政令で定めるもの」に該当するものとみなして算出した所得割の額に対応する階層に係る利用者負担額を適用するものとする。

６　１号認定子どもの父親が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第１条の２第２号の男子に該当する場合は、地方税法第２９２条第１項第１２号の「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」に該当するものとみなして算出した所得割の額に対応する階層に係る利用者負担額を適用するものとする。

７　５及び６に掲げる所得割の額とは、当該市町村民税を課した市町村の基準により算定したものとする。

附則別表第４（附則第２項関係）

津市立幼稚園を利用する１号認定子どもに係る平成３０年度の利用者負担額

<table>
<tr><td colspan="5">世帯の階層区分</td><td rowspan="2">利用者負担額
（月額）</td></tr>
<tr><td>階層</td><td>区分</td><td colspan="3">定義</td></tr>
<tr><td>A</td><td>1</td><td colspan="3">被保護者のある世帯</td><td>０円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">B</td><td>2</td><td rowspan="2">A階層を除き、均等割を課されない世帯等</td><td colspan="2">要保護者等世帯</td><td>０円</td></tr>
<tr><td>3</td><td colspan="2">その他の世帯</td><td>２，０００円</td></tr>
<tr><td rowspan="7">C</td><td>4</td><td rowspan="9">A階層及びB階層を除き、所得割合算額が次の区分に該当する世帯</td><td rowspan="2">０円</td><td>要保護者等世帯</td><td>０円</td></tr>
<tr><td>5</td><td>その他の世帯</td><td>２，０００円</td></tr>
<tr><td>6</td><td rowspan="2">１円以上６１，６００円以下</td><td>要保護者等世帯</td><td>６，１００円</td></tr>
<tr><td>7</td><td>その他の世帯</td><td>６，３００円</td></tr>
<tr><td>8</td><td rowspan="2">６１，６０１円以上７７，１００円以下</td><td>要保護者等世帯</td><td>８，７００円</td></tr>
<tr><td>9</td><td>その他の世帯</td><td>９，０００円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">D</td><td>１０</td><td colspan="2">７７，１０１円以上１４３，１００円以下</td><td>９，９００円</td></tr>
<tr><td>１１</td><td colspan="2">１４３，１０１円以上２１１，２００円以下</td><td>１０，８００円</td></tr>
<tr><td>E</td><td>１２</td><td colspan="2">２１１，２０１円以上</td><td>１２，９００円</td></tr>
</table>

１　同一世帯に幼稚園等、特別支援学校の幼稚部又は情緒障害児短期治療施設に通い、又は在学する小学校就学前子ども、特例保育を受ける小学校就学前子ども、児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を受ける小学校就学前子ども又は小学校第１学年から第３学年までに在学する子ども（以下この項において「対象子ども」という。）が２人以上いる場合における当該幼稚園等を利用している１号認定子どもに係る利用者負担額は、次の表の左欄に掲げる１号認定子どもの区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる額を適用する。

⑴　対象子どもを含めて年齢の高い順に１人目の１号認定子ども	この表に定める額
⑵　対象子どもを含めて年齢の高い順に	この表に定める額に２分の１を乗じ

２人目の１号認定子ども	て得た額
⑶　対象子どもを含めて年齢の高い順に３人目以降の１号認定子ども	０円

２　次の各号のいずれかの事由に該当するため利用者負担額を負担することが困難である支給認定保護者に係る利用者負担額は、次の表の左欄に掲げる事由に応じ、同表右欄に掲げる額を適用する。この場合において、１の規定の適用を受けるときは、１の規定を適用した後にこの規定を適用するものとする。

⑴　支給認定保護者等が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたこと。	０円
⑵　支給認定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。	０円
⑶　支給認定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その世帯の収入が著しく減少したこと。	０円
⑷　支給認定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。	この表に定める額に２分の１を乗じて得た額
⑸　１号認定こどもの属する世帯が児童福祉法第３８条に規定する母子生活支援施設に入所しており、支給認定保護者の過去３箇月の平均収入が、生活保護法に規定するその世帯の生活扶助、住宅扶助及び教育扶助の額を合計した額の１．３倍以下であること。	この表に定める額に２分の１を乗じて得た額
⑹　災害、疾病等により幼稚園等を当該月の保育日数の３分の２以上の日が利用できなかったとき又は感染症により医師から利用の停止を指示され、幼稚園等を当該月の保育日数の２分の１以上利用できなかったこと。	この表に定める額に２分の１を乗じて得た額
⑺　１号認定子どもが感染症等により医師から利用の停止を指示され、当該月において幼稚園等を全く利用できなかったこと。	０円

備　考

1　この表における「均等割」とは、支給認定保護者及びその配偶者又はそれらの属する世帯の生計を主として維持する者（特定教育を受けた子どもの祖父母に限る。）（以下この表において「支給認定保護者等」という。）に係る特定教育を受けた月の属する年度（４月から８月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法第２９２条第１項第１号に規定する均等割をいう。

2　この表における「均等割を課されない世帯等」とは、均等割を課されない世帯又は養育里親等が支給認定保護者等である世帯をいう。

3　この表における「所得割合算額」とは、支給認定保護者等に係る特定教育を受けた月の属する年度（４月から８月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法第２９２条第１項第２号に規定する所得割の額を合算した額をいう。

4　この表における「要保護者等世帯」とは、特定教育を受けた月に次の各号のいずれかに該当するもののある世帯をいう。

⑴　生活保護法第６条第２項に規定する要保護者（被保護者を除く。）

⑵　母子及び父子並びに寡婦福祉法第６条第６項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの

⑶　身体障害者福祉法第１５条第４項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者

⑷　療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けた者

⑸　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第４５条第２項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

⑹　特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童

⑺　国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

⑻　その他市長が第１号に規定する者と同程度に生活が困窮していると認める者

5　１号認定子どもの母親が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第１条第２号の女子に該当する場合は、地方税法第２９２条第１項第１１号イの「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」に該当するものとみなして算出した所得割の

額に対応する階層に係る利用者負担額を適用するものとする。

６　１号認定子どもの父親が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第１条の２第２号の男子に該当する場合は、地方税法第２９２条第１項第１２号の「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」に該当するものとみなして算出した所得割の額に対応する階層に係る利用者負担額を適用するものとする。

７　５及び６に掲げる所得割の額とは、当該市町村民税を課した市町村の基準により算定したものとする。

附則別表第５（附則第２項関係）

津市立幼稚園を利用する１号認定子どもに係る平成３１年度の利用者負担額

<table>
<tr><td colspan="5">世帯の階層区分</td><td rowspan="2">利用者負担額
（月額）</td></tr>
<tr><td>階層</td><td>区分</td><td colspan="3">定義</td></tr>
<tr><td>A</td><td>1</td><td colspan="3">被保護者のある世帯</td><td>０円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">B</td><td>2</td><td rowspan="2">A階層を除き、均等割を課されない世帯等</td><td colspan="2">要保護者等世帯</td><td>０円</td></tr>
<tr><td>3</td><td colspan="2">その他の世帯</td><td>２，０００円</td></tr>
<tr><td rowspan="7">C</td><td>4</td><td rowspan="12">A階層及びB階層を除き、所得割合算額が次の区分に該当する世帯</td><td rowspan="2">０円</td><td>要保護者等世帯</td><td>０円</td></tr>
<tr><td>5</td><td>その他の世帯</td><td>２，０００円</td></tr>
<tr><td>6</td><td rowspan="2">１円以上６１，６００円以下</td><td>要保護者等世帯</td><td>６，１００円</td></tr>
<tr><td>7</td><td>その他の世帯</td><td>６，４００円</td></tr>
<tr><td>8</td><td rowspan="2">６１，６０１円以上７７，１００円以下</td><td>要保護者等世帯</td><td>９，５００円</td></tr>
<tr><td>9</td><td>その他の世帯</td><td>１０，０００円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">D</td><td>１０</td><td colspan="2">７７，１０１円以上１４３，１００円以下</td><td>１１，２００円</td></tr>
<tr><td>１１</td><td colspan="2">１４３，１０１円以上２１１，２００円以下</td><td>１２，４００円</td></tr>
<tr><td>E</td><td>１２</td><td colspan="2">２１１，２０１円以上</td><td>１５，２００円</td></tr>
</table>

１　同一世帯に幼稚園等、特別支援学校の幼稚部又は情緒障害児短期治療施設に通い、又は在学する小学校就学前子ども、特例保育を受ける小学校就学前子ども、児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を受ける小学校就学前子ども又は小学校第１学年から第３学年までに在学する子ども（以下この項において「対象子ども」という。）が２人以上いる場合における当該幼稚園等を利用している１号認定子どもに係る利用者負担額は、次の表の左欄に掲げる１号認定子どもの区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる額を適用する。

⑴　対象子どもを含めて年齢の高い順に１人目の１号認定子ども	この表に定める額
⑵　対象子どもを含めて年齢の高い順に	この表に定める額に２分の１を乗じ

２人目の１号認定子ども	て得た額
⑶　対象子どもを含めて年齢の高い順に３人目以降の１号認定子ども	０円

２　次の各号のいずれかの事由に該当するため利用者負担額を負担することが困難である支給認定保護者に係る利用者負担額は、次の表の左欄に掲げる事由に応じ、同表右欄に掲げる額を適用する。この場合において、１の規定の適用を受けるときは、１の規定を適用した後にこの規定を適用するものとする。

⑴　支給認定保護者等が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたこと。	０円
⑵　支給認定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。	０円
⑶　支給認定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その世帯の収入が著しく減少したこと。	０円
⑷　支給認定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。	この表に定める額に２分の１を乗じて得た額
⑸　１号認定こどもの属する世帯が児童福祉法第３８条に規定する母子生活支援施設に入所しており、支給認定保護者の過去３箇月の平均収入が、生活保護法に規定するその世帯の生活扶助、住宅扶助及び教育扶助の額を合計した額の１．３倍以下であること。	この表に定める額に２分の１を乗じて得た額
⑹　災害、疾病等により幼稚園等を当該月の保育日数の３分の２以上の日が利用できなかったとき又は感染症により医師から利用の停止を指示され、幼稚園等を当該月の保育日数の２分の１以上利用できなかったこと。	この表に定める額に２分の１を乗じて得た額
⑺　１号認定子どもが感染症等により医師から利用の停止を指示され、当該月において幼稚園等を全く利用できなかったこと。	０円

備　考

1　この表における「均等割」とは、支給認定保護者及びその配偶者又はそれらの属する世帯の生計を主として維持する者（特定教育を受けた子どもの祖父母に限る。）（以下この表において「支給認定保護者等」という。）に係る特定教育を受けた月の属する年度（４月から８月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法第２９２条第１項第１号に規定する均等割をいう。

2　この表における「均等割を課されない世帯等」とは、均等割を課されない世帯又は養育里親等が支給認定保護者等である世帯をいう。

3　この表における「所得割合算額」とは、支給認定保護者等に係る特定教育を受けた月の属する年度（４月から８月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法第２９２条第１項第２号に規定する所得割の額を合算した額をいう。

4　この表における「要保護者等世帯」とは、特定教育を受けた月に次の各号のいずれかに該当するもののある世帯をいう。

⑴　生活保護法第６条第２項に規定する要保護者（被保護者を除く。）

⑵　母子及び父子並びに寡婦福祉法第６条第６項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの

⑶　身体障害者福祉法第１５条第４項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者

⑷　療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けた者

⑸　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第４５条第２項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

⑹　特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童

⑺　国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

⑻　その他市長が第１号に規定する者と同程度に生活が困窮していると認める者

5　１号認定子どもの母親が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第１条第２号の女子に該当する場合は、地方税法第２９２条第１項第１１号イの「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」に該当するものとみなして算出した所得割の

額に対応する階層に係る利用者負担額を適用するものとする。

６　１号認定子どもの父親が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第１条の２第２号の男子に該当する場合は、地方税法第２９２条第１項第１２号の「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」に該当するものとみなして算出した所得割の額に対応する階層に係る利用者負担額を適用するものとする。

７　５及び６に掲げる所得割の額とは、当該市町村民税を課した市町村の基準により算定したものとする。

別表第１（第３条関係）

１号認定子どもの利用に係る市町村が定める額

<table>
<tr><td colspan="5">世帯の階層区分</td><td rowspan="2">利用者負担額
（月額）</td></tr>
<tr><td>階層</td><td>区分</td><td colspan="3">定義</td></tr>
<tr><td>A</td><td>1</td><td colspan="3">被保護者のある世帯</td><td>０円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">B</td><td>2</td><td rowspan="2">Ａ階層を除き、均等割を課されない世帯等</td><td colspan="2">要保護者等世帯</td><td>０円</td></tr>
<tr><td>3</td><td colspan="2">その他の世帯</td><td>２，０００円</td></tr>
<tr><td rowspan="6">C</td><td>4</td><td rowspan="9">Ａ階層及びＢ階層を除き、所得割合算額が次の区分に該当する世帯</td><td rowspan="2">０円</td><td>要保護者等世帯</td><td>０円</td></tr>
<tr><td>5</td><td>その他の世帯</td><td>２，０００円</td></tr>
<tr><td>6</td><td rowspan="2">１円以上６１，６００円以下</td><td>要保護者等世帯</td><td>６，１００円</td></tr>
<tr><td>7</td><td>その他の世帯</td><td>６，５００円</td></tr>
<tr><td>8</td><td rowspan="2">６１，６０１円以上７７，１００円以下</td><td>要保護者等世帯</td><td>１０，３００円</td></tr>
<tr><td>9</td><td>その他の世帯</td><td>１１，０００円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">D</td><td>１０</td><td colspan="2">７７，１０１円以上１４３，１００円以下</td><td>１２，５００円</td></tr>
<tr><td>１１</td><td colspan="2">１４３，１０１円以上２１１，２００円以下</td><td>１４，０００円</td></tr>
<tr><td>E</td><td>１２</td><td colspan="2">２１１，２０１円以上</td><td>１７，６００円</td></tr>
</table>

１　同一世帯に幼稚園等、特別支援学校の幼稚部又は情緒障害児短期治療施設に通い、又は在学する小学校就学前子ども、特例保育を受ける小学校就学前子ども、児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を受ける小学校就学前子ども又は小学校第１学年から第３学年までに在学する子ども（以下この項において「対象子ども」という。）が２人以上いる場合における当該幼稚園等を利用している１号認定子どもに係る利用者負担額は、次の表の左欄に掲げる１号認定子どもの区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる額を適用する。

⑴　対象子どもを含めて年齢の高い順に１人目の１号認定子ども	この表に定める額
⑵　対象子どもを含めて年齢の高い順に	この表に定める額に２分の１を乗じ

２人目の１号認定子ども	て得た額
⑶　対象子どもを含めて年齢の高い順に３人目以降の１号認定子ども	０円

２　次の各号のいずれかの事由に該当するため利用者負担額を負担することが困難である支給認定保護者に係る利用者負担額は、次の表の左欄に掲げる事由に応じ、同表右欄に掲げる額を適用する。この場合において、１の規定の適用を受けるときは、１の規定を適用した後にこの規定を適用するものとする。

⑴　支給認定保護者等が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたこと。	０円
⑵　支給認定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。	０円
⑶　支給認定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その世帯の収入が著しく減少したこと。	０円
⑷　支給認定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。	この表に定める額に２分の１を乗じて得た額
⑸　１号認定こどもの属する世帯が児童福祉法第３８条に規定する母子生活支援施設に入所しており、支給認定保護者の過去３箇月の平均収入が、生活保護法に規定するその世帯の生活扶助、住宅扶助及び教育扶助の額を合計した額の１．３倍以下であること。	この表に定める額に２分の１を乗じて得た額
⑹　災害、疾病等により幼稚園等を当該月の保育日数の３分の２以上の日が利用できなかったとき又は感染症により医師から利用の停止を指示され、幼稚園等を当該月の保育日数の２分の１以上利用できなかったこと。	この表に定める額に２分の１を乗じて得た額
⑺　１号認定子どもが感染症等により医師から利用の停止を指示され、当該月において幼稚園等を全く利用できなかったこと。	０円

備　考

1　この表における「均等割」とは、支給認定保護者及びその配偶者又はそれらの属する世帯の生計を主として維持する者（特定教育を受けた子どもの祖父母に限る。）（以下この表において「支給認定保護者等」という。）に係る特定教育を受けた月の属する年度（４月から８月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法第２９２条第１項第１号に規定する均等割をいう。

2　この表における「均等割を課されない世帯等」とは、均等割を課されない世帯又は養育里親等が支給認定保護者等である世帯をいう。

3　この表における「所得割合算額」とは、支給認定保護者等に係る特定教育を受けた月の属する年度（４月から８月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法第２９２条第１項第２号に規定する所得割の額を合算した額をいう。

4　この表における「要保護者等世帯」とは、特定教育を受けた月に次の各号のいずれかに該当するもののある世帯をいう。

⑴　生活保護法第６条第２項に規定する要保護者（被保護者を除く。）

⑵　母子及び父子並びに寡婦福祉法第６条第６項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの

⑶　身体障害者福祉法第１５条第４項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者

⑷　療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けた者

⑸　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第４５条第２項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

⑹　特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童

⑺　国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

⑻　その他市長が第１号に規定する者と同程度に生活が困窮していると認める者

5　１号認定子どもの母親が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第１条第２号の女子に該当する場合は、地方税法第２９２条第１項第１１号イの「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」に該当するものとみなして算出した所得割の

額に対応する階層に係る利用者負担額を適用するものとする。

６　１号認定子どもの父親が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第１条の２第２号の男子に該当する場合は、地方税法第２９２条第１項第１２号の「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」に該当するものとみなして算出した所得割の額に対応する階層に係る利用者負担額を適用するものとする。

７　５及び６に掲げる所得割の額とは、当該市町村民税を課した市町村の基準により算定したものとする。

別表第２（第３条関係）

２号認定子どもの利用に係る市町村が定める額

<table>
<tr><th colspan="4">世帯の階層区分</th><th colspan="2">利用者負担額
（月額）</th></tr>
<tr><th>階層</th><th>区分</th><th colspan="2">定義</th><th>保育標準時間</th><th>保育短時間</th></tr>
<tr><td>A</td><td>1</td><td colspan="2">被保護者のある世帯</td><td>０円</td><td>０円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">B</td><td>2</td><td rowspan="2">A階層を除き均等割を課されない世帯等</td><td colspan="2">要保護者等世帯</td><td>０円</td><td>０円</td></tr>
<tr><td>3</td><td colspan="2">その他の世帯</td><td>３，０００円</td><td>２，９００円</td></tr>
<tr><td rowspan="12">C</td><td>4</td><td rowspan="12">A階層及びB階層を除き、所得割合算額が次の区分に該当する世帯</td><td rowspan="2">０円</td><td>要保護者等世帯</td><td>５，６００円</td><td>５，４００円</td></tr>
<tr><td>5</td><td>その他の世帯</td><td>６，０００円</td><td>５，８００円</td></tr>
<tr><td>6</td><td rowspan="2">１２，１００円未満</td><td>要保護者等世帯</td><td>６，６００円</td><td>６，４００円</td></tr>
<tr><td>7</td><td>その他の世帯</td><td>７，０００円</td><td>６，８００円</td></tr>
<tr><td>8</td><td rowspan="2">１２，１００円以上２４，２００円未満</td><td>要保護者等世帯</td><td>７，５００円</td><td>７，３００円</td></tr>
<tr><td>9</td><td>その他の世帯</td><td>８，０００円</td><td>７，８００円</td></tr>
<tr><td>１０</td><td rowspan="2">２４，２００円以上３６，４００円未満</td><td>要保護者等世帯</td><td>８，５００円</td><td>８，３００円</td></tr>
<tr><td>１１</td><td>その他の世帯</td><td>９，０００円</td><td>８，８００円</td></tr>
<tr><td>１２</td><td rowspan="2">３６，４００円以上４８，６００円未満</td><td>要保護者等世帯</td><td>９，９００円</td><td>９，７００円</td></tr>
<tr><td>１３</td><td>その他の世帯</td><td>１０，５００円</td><td>１０，３００円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">D</td><td>１４</td><td colspan="3">４８，６００円以上５７，２００円未満</td><td>１１，６００円</td><td>１１，４００円</td></tr>
<tr><td>１５</td><td colspan="3">５７，２００円以上６５，８００円未満</td><td>１２，７００円</td><td>１２，４００円</td></tr>
<tr><td>１６</td><td colspan="3">６５，８００円以上７４，４００円未満</td><td>１４，０００円</td><td>１３，７００円</td></tr>
<tr><td>E</td><td>１７</td><td colspan="3">７４，４００円以上８４，７００円未満</td><td>１６，３００円</td><td>１６，０００円</td></tr>
</table>

	１８		８４，７００円以上９７，０００円未満	１８，６００円	１８，２００円
F	１９		９７，０００円以上１１０，４００円未満	２１，０００円	２０，６００円
	２０		１１０，４００円以上１２３，１００円未満	２３，０００円	２２，６００円
	２１		１２３，１００円以上１３５，９００円未満	２５，０００円	２４，５００円
	２２		１３５，９００円以上１６９，０００円未満	２９，０００円	２８，５００円
G	２３		１６９，０００円以上２５７，５００円未満	３０，０００円	２９，４００円
	２４		２５７，５００円以上３０１，０００円未満	３２，０００円	３１，４００円（３０，２００円）
H	２５		３０１，０００円以上	３３，０００円（３２，６００円）	３２，４００円（３０，２００円）

1　同一世帯に幼稚園等、特別支援学校の幼稚部又は情緒障害児短期治療施設に通い、又は在学する小学校就学前子ども、特例保育を受ける小学校就学前子ども又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を受ける小学校就学前子ども（以下この項において「対象子ども」という。）が２人以上いる場合における当該幼稚園等を利用している２号認定子どもに係る利用者負担額は、次の表の左欄に掲げる１号認定子どもの区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる額を適用する。

⑴　対象子どもを含めて年齢の高い順に１人目の２号認定子ども	この表に定める額
⑵　対象子どもを含めて年齢の高い順に２人目の２号認定子ども	この表に定める額に２分の１を乗じて得た額
⑶　対象子どもを含めて年齢の高い順に３人目以降の２号認定子ども	０円

2　次の各号のいずれかの事由に該当するため利用者負担額を負担することが困

難である支給認定保護者に係る利用者負担額は、次の表の左欄に掲げる事由に応じ、同表右欄に掲げる額を適用する。この場合において、１の規定の適用を受けるときは、１の規定を適用した後にこの規定を適用するものとする。

⑴　支給認定保護者等が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたこと。	０円
⑵　支給認定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。	０円
⑶　支給認定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その世帯の収入が著しく減少したこと。	０円
⑷　支給認定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。	この表に定める額に２分の１を乗じて得た額
⑸　２号認定こどもの属する世帯が児童福祉法第３８条に規定する母子生活支援施設に入所しており、支給認定保護者の過去３箇月の平均収入が、生活保護法に規定するその世帯の生活扶助、住宅扶助及び教育扶助の額を合計した額の１．３倍以下であること。	この表に定める額に２分の１を乗じて得た額
⑹　災害、疾病等により幼稚園等を当該月の保育日数の３分の２以上の日が利用できなかったとき又は感染症により医師から利用の停止を指示され、幼稚園等を当該月の保育日数の２分の１以上利用できなかったこと。	この表に定める額に２分の１を乗じて得た額
⑺　２号認定子どもが感染症等により医師から利用の停止を指示され、当該月において幼稚園等を全く利用できなかったこと。	０円

備考

１　この表における「均等割」とは、支給認定保護者及びその配偶者若しくは扶養義務者又はそれらの属する世帯の生計を主として維持する者（特定保育

又は保育（以下この表において「特定保育等」という。）を受けた子どもの祖父母に限る。）（以下この表において「支給認定保護者等」という。）に係る特定保育等を受けた月の属する年度（４月から８月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法第２９２条第１項第１号に規定する均等割をいう。

２　この表における「均等割を課されない世帯等」とは、均等割を課されない世帯又は養育里親等が支給認定保護者等である世帯をいう。

３　この表における「所得割合算額」とは、支給認定保護者等に係る特定保育等を受けた月の属する年度（４月から８月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法第２９２条第１項第２号に規定する所得割の額を合算した額をいう。

４　この表における「要保護者等世帯」とは、特定保育等を受けた月に次の各号のいずれかに該当するもののある世帯をいう。

⑴　生活保護法第６条第２項に規定する要保護者（被保護者を除く。）

⑵　母子及び父子並びに寡婦福祉法第６条第６項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの

⑶　身体障害者福祉法第１５条第４項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者

⑷　療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けた者

⑸　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第４５条第２項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

⑹　特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童

⑺　国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

⑻　その他市長が第１号に規定する者と同程度に生活が困窮していると認める者

５　この表において区分２４及び区分２５における（　）の額は、４歳に達した日以後の最初の４月１日から小学校就学の始期に達するまでの間における子どもの利用に係る額として適用するものとする。

６　２号認定子どもの母親が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第１条第２号の女子に該当する場合は、地方税法第２９２条第１項第１１号イの「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」に該当するものとみなして算出した所得割の

額に対応する階層に係る利用者負担額を適用するものとする。

7　２号認定子どもの父親が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第１条の２第２号の男子に該当する場合は、地方税法第２９２条第１項第１２号の「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」に該当するものとみなして算出した所得割の額に対応する階層に係る利用者負担額を適用するものとする。

8　６及び７を適用する場合における地方税法の規定を準用して得た所得割の額とは、当該市町村民税を課した市町村の基準により算定したものとする。

別表第３（第３条関係）

３号認定子ども及び第３条第３項に規定する子どもの利用に係る市町村が定める額

<table>
<tr><td colspan="5">世帯の階層区分</td><td colspan="2">利用者負担額
（月額）</td></tr>
<tr><td>階層</td><td>区分</td><td colspan="3">定義</td><td>保育標準時間</td><td>保育短時間</td></tr>
<tr><td>A</td><td>1</td><td colspan="3">被保護者のある世帯</td><td>０円</td><td>０円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">B</td><td>2</td><td rowspan="2">A階層を除き均等割を課されない世帯等</td><td colspan="2">要保護者等世帯</td><td>０円</td><td>０円</td></tr>
<tr><td>3</td><td colspan="2">その他の世帯</td><td>４，５００円</td><td>４，４００円</td></tr>
<tr><td rowspan="13">C</td><td>4</td><td rowspan="13">A階層及びB階層を除き、所得割合算額が次の区分に該当する世帯</td><td rowspan="2">０円</td><td>要保護者等世帯</td><td>７，１００円</td><td>６，９００円</td></tr>
<tr><td>5</td><td>その他の世帯</td><td>７，５００円</td><td>７，３００円</td></tr>
<tr><td>6</td><td rowspan="2">１２，１００円未満</td><td>要保護者等世帯</td><td>８，５００円</td><td>８，３００円</td></tr>
<tr><td>7</td><td>その他の世帯</td><td>９，０００円</td><td>８，８００円</td></tr>
<tr><td>8</td><td rowspan="2">１２，１００円以上２４，２００円未満</td><td>要保護者等世帯</td><td>９，５００円</td><td>９，３００円</td></tr>
<tr><td>9</td><td>その他の世帯</td><td>１０，０００円</td><td>９，８００円</td></tr>
<tr><td>１０</td><td rowspan="2">２４，２００円以上３６，４００円未満</td><td>要保護者等世帯</td><td>１０，６００円</td><td>１０，４００円</td></tr>
<tr><td>１１</td><td>その他の世帯</td><td>１１，２００円</td><td>１１，０００円</td></tr>
<tr><td>１２</td><td rowspan="2">３６，４００円以上４８，６００円未満</td><td>要保護者等世帯</td><td>１１，９００円</td><td>１１，６００円</td></tr>
<tr><td>１３</td><td>その他の世帯</td><td>１２，５００円</td><td>１２，２００円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">D</td><td>１４</td><td colspan="2">４８，６００円以上５７，２００円未満</td><td>１３，８００円</td><td>１３，５００円</td></tr>
<tr><td>１５</td><td colspan="2">５７，２００円以上６５，８００円未満</td><td>１５，１００円</td><td>１４，８００円</td></tr>
<tr><td>１６</td><td colspan="2">６５，８００円以上７４，４００円未満</td><td>１６，５００円</td><td>１６，２００円</td></tr>
<tr><td>E</td><td>１７</td><td colspan="2">７４，４００円以上８４，７００円未満</td><td>１９，０００円</td><td>１８，６００円</td></tr>
</table>

	１８	８４，７００円以上９７，０００円未満	２１，５００円	２１，１００円
F	１９	９７，０００円以上１１０，４００円未満	２４，０００円	２３，５００円
	２０	１１０，４００円以上１２３，１００円未満	２７，５００円	２７，０００円
	２１	１２３，１００円以上１３５，９００円未満	３１，０００円	３０，４００円
	２２	１３５，９００円以上１６９，０００円未満	３６，０００円	３５，３００円
G	２３	１６９，０００円以上２５７，５００円未満	４１，５００円	４０，７００円
	２４	２５７，５００円以上３０１，０００円未満	４４，０００円	４３，２００円
H	２５	３０１，０００円以上	４８，０００円	４７，１００円

1　同一世帯に幼稚園等、特別支援学校の幼稚部又は情緒障害児短期治療施設に通い、又は在学する小学校就学前子ども、特例保育を受ける小学校就学前子ども又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を受ける小学校就学前子ども（以下この項において「対象子ども」という。）が２人以上いる場合における当該幼稚園等（幼稚園を除く。）を利用している３号認定子どもに係る利用者負担額は、次の表の左欄に掲げる１号認定子どもの区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる額を適用する。

⑴　対象子どもを含めて年齢の高い順に１人目の３号認定子ども	この表に定める額
⑵　対象子どもを含めて年齢の高い順に２人目の３号認定子ども	この表に定める額に２分の１を乗じて得た額
⑶　対象子どもを含めて年齢の高い順に３人目以降の３号認定子ども	０円

2　次の各号のいずれかの事由に該当するため利用者負担額を負担することが困難である支給認定保護者に係る利用者負担額は、次の表の左欄に掲げる事由に応じ、同表右欄に掲げる額を適用する。この場合において、１の規定の適用を受けるときは、１の規定を適用した後にこの規定を適用するものとする。

⑴　支給認定保護者等が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたこと。	０円
⑵　支給認定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。	０円
⑶　支給認定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その世帯の収入が著しく減少したこと。	０円
⑷　支給認定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。	この表に定める額に２分の１を乗じて得た額
⑸　３号認定こどもの属する世帯が児童福祉法第３８条に規定する母子生活支援施設に入所しており、支給認定保護者の過去３箇月の平均収入が、生活保護法に規定するその世帯の生活扶助、住宅扶助及び教育扶助の額を合計した額の１．３倍以下であること。	この表に定める額に２分の１を乗じて得た額
⑹　災害、疾病等により幼稚園等（幼稚園を除く。）を当該月の保育日数の３分の２以上の日が利用できなかったとき又は感染症により医師から利用の停止を指示され、幼稚園等（幼稚園を除く。）を当該月の保育日数の２分の１以上利用できなかったこと。	この表に定める額に２分の１を乗じて得た額
⑺　３号認定子どもが感染症等により医師から利用の停止を指示され、当該月において幼稚園等（幼稚園を除く。）を全く利用できなかったこと。	０円

備考

１　この表における「均等割」とは、支給認定保護者及びその配偶者若しくは扶養義務者又はそれらの属する世帯の生計を主として維持する者（特定保育又は保育（以下この表において「特定保育等」という。）を受けた子どもの

祖父母に限る。）（以下この表において「支給認定保護者等」という。）に係る特定保育等を受けた月の属する年度（４月から８月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法第２９２条第１項第１号に規定する均等割をいう

２　この表における「均等割を課されない世帯等」とは、均等割を課されない世帯又は養育里親等が支給認定保護者等である世帯をいう。

３　この表における「所得割合算額」とは、支給認定保護者等に係る特定保育等を受けた月の属する年度（４月から８月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法第２９２条第１項第２号に規定する所得割の額を合算した額をいう。

４　この表における「要保護者等世帯」とは、特定保育等を受けた月に次の各号のいずれかに該当するもののある世帯をいう。

⑴　生活保護法第６条第２項に規定する要保護者（被保護者を除く。）

⑵　母子及び父子並びに寡婦福祉法第６条第６項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの

⑶　身体障害者福祉法第１５条第４項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者

⑷　療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けた者

⑸　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第４５条第２項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

⑹　特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童

⑺　国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

⑻　その他市長が第１号に規定する者と同程度に生活が困窮していると認める者

５　３号認定子どもの母親が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第１条第２号の女子に該当する場合は、地方税法第２９２条第１項第１１号イの「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」に該当するものとみなして算出した所得割の額に対応する階層に係る利用者負担額を適用するものとする。

６　３号認定子どもの父親が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第１条の２第２号の男子に該当する場合は、地方税法第２９２条第１項第１２号の「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明ら

かでない者で政令で定めるもの」に該当するものとみなして算出した所得割の額に対応する階層に係る利用者負担額を適用するものとする。

7　５及び６を適用する場合における地方税法の規定を準用して得た所得割の額とは、当該市町村民税を課した市町村の基準により算定したものとする。

津市災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成２７年３月３０日

津市長　前　葉　泰　幸

津市規則第２４号

津市災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市災害対策本部に関する条例施行規則（平成１８年津市規則第２３１号）の一部を次のように改正する。

第２条中「（室を含む。以下同じ。）」を削る。

第３条第２項中「（室長を含む。）」を削る。

別表部の分掌事務の表政策財務部の部を次のように改める。

政策財務部	政策財務部 会計管理室 選挙管理委員会事務局 監査事務局	政策財政班	⑴　災害対策本部長及び災害対策副本部長の秘書及び渉外に関すること。 ⑵　国等への陳情及び情報の収集に関すること。 ⑶　災害に係る予算の調製に関すること。 ⑷　災害対応に係る車両の確保及び配車に関すること。 ⑸　市有財産の災害状況の把握及び応急復旧対策の総括に関すること。 ⑹　復興計画の指導調整に関すること。
		広報班	⑴　報道機関及び住民等に対する情報の提供その他連絡に関すること。 ⑵　災害に関する写真、映

			像等による記録に関すること。 ⑶　災害情報のホームページへの掲載に関すること。
		調査班	⑴　被災者の調査に関すること。 ⑵　住家、非住家及び工作物の被害に係る調査及びその記録に関すること。 ⑶　し尿くみ取り券の交付に関すること。 ⑷　災害に伴う市税等の減免に係る連絡調整に関すること。

別表部の分掌事務の表市民部の部市民部の款市民班の項中第９号を第１０号とし、第２号から第８号までを１号ずつ繰り下げ、第１号の次に次の１号を加える。

⑵　津波避難ビルの開設に関すること。

別表部の分掌事務の表健康福祉部の部健康福祉部の款生活福祉班の項第６号中「災害時要援護者」を「避難行動要支援者」に改める。

別表部の分掌事務の表農林水産部の部を次のように改める。

農林水産部	農林水産部 農業委員会事務局	農林水産班	⑴　農林水産関係施設の被害調査並びに災害防御及び災害応急復旧に関すること。 ⑵　農作物、家畜等の被害調査及び災害対策に関すること。 ⑶　たん水防除に関すること。 ⑷　ため池等の維持管理に

			関すること。 ⑸　家畜伝染病の防疫に関すること。

別表部の分掌事務の表会計管理・選挙管理・監査室の部及び農業室の部を削る。

別表支部の分掌事務の表中「災害時要援護者」を「避難行動要支援者」に改める。

附　則

この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

津市延長保育等の実施に関する規則をここに公布する。

平成２７年３月３０日

津市長　前　葉　泰　幸

津市規則第２５号

津市延長保育等の実施に関する規則

（趣旨）

第１条　この規則は、本市の設置する保育所（以下「保育所」という。）における延長保育及び一時預かり（以下「延長保育等」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　延長保育　標準時間外延長保育及び標準時間内延長保育をいう。

⑵　一時預かり　別表第１に掲げる保育所において、一時的に保育を必要とする生後６月から小学校就学の始期に達するまでの児童（以下「一時預かり対象児童」）の保育を行うことをいう。

⑶　標準時間外延長保育　別表第２に掲げる保育所において、標準時間認定利用時間（各保育所において１日当たり１１時間を限度として定める保育を行う時間をいう。以下同じ。）以外の時間に、当該保育所を利用する児童の保育を行うことをいう。

⑷　標準時間内延長保育　保育所において、短時間認定利用時間（各保育所において定める保育短時間の保育必要量の認定を受けた支給認定保護者に係る児童の保育を行う時間をいう。以下同じ。）以外の時間に、当該保育所を利用する保育短時間の保育必要量の認定に係る児童の保育を行うこと（標準時間外延長保育を除く。）をいう。

（延長保育の実施）

第３条　延長保育は、保育所を利用する児童に係る支給認定保護者又は扶養義務者（以下「支給認定保護者等」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合に、これを行うものとする。

⑴　支給認定に係る保育を必要とする事由により、標準時間外延長保育にあっては標準時間認定利用時間を、標準時間内延長保育にあっては短時間認

定利用時間を超えて保育が必要であると認められる場合

⑵　その他社会福祉事務所長が特に必要があると認める場合

（延長保育の時間）

第４条　延長保育の保育時間は、次のとおりとする。

⑴　標準時間外延長保育　標準時間認定利用時間の終了時間から午後７時まで

⑵　標準時間内延長保育　午前７時３０分から午前８時３０分まで及び午後４時３０分から標準時間認定利用時間の終了時間まで

（延長保育の利用の申請）

第５条　延長保育を利用しようとする支給認定保護者等（以下「延長保育申請者」という。）は、利用しようとする月の前月の末日までに延長保育利用申請書（第１号様式）に必要な書類を添えて社会福祉事務所長に提出しなければならない。

（延長保育の利用の決定）

第６条　社会福祉事務所長は、前条の規定による提出があったときは、延長保育の利用の可否について決定し、その結果を延長保育利用決定（却下）通知書（第２号様式）により延長保育申請者に通知するものとする。

（一時預かりの実施）

第７条　一時預かりは、一時預かり対象児童（第１号から第６号まで及び第８号に掲げる事由による場合にあっては、本市の区域内に住所を有する者に限る。）の保護者が次の各号のいずれかの事由に該当し、一時的に保育を必要とする場合に、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２４条第１項に規定する保育の実施に支障を来さないと市長が認める範囲内で、これを行うものとする。

⑴　病気、負傷、出産、災害等により医療機関へ入院し、又は通院する場合

⑵　家族等の看護又は介護を行うため不在となる場合

⑶　育児疲れの状態であると認められる場合

⑷　就労により不在となる場合

⑸　災害復旧に係る活動に従事する場合

⑹　冠婚葬祭等により不在となる場合

⑺　裁判員又は裁判員候補者として裁判所に出頭する場合

⑻　その他市長が特に必要と認める場合

（一時預かりの期間）

第８条　一時預かりの利用期間は、１月当たり１４日以内とする。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、これを延長することができる。

（一時預かりの保育時間）

第９条　一時預かりの保育時間は、午前８時３０分から午後５時１５分までとする。

２　前項の規定にかかわらず、市長が特別の事由があると認めるときは、保育時間を延長することができる。

（一時預かりの利用の申請）

第１０条　一時預かりを利用しようとする保護者（以下「一時預かり申請者」という。）は、一時預かり利用申請書（第３号様式）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

（一時預かりの利用の決定）

第１１条　市長は、前条の規定による提出があったときは、一時預かりの利用の可否について決定し、その結果を一時預かり利用決定（却下）通知書（第４号様式）により一時預かり申請者に通知するものとする。

（利用料）

第１２条　市長は、延長保育等を利用する者（以下「利用者」という。）から当該延長保育等を実施するために必要な経費の一部として、別表第３に定める額（以下「利用料」という。）を徴収するものとする。

（利用料の納付）

第１３条　市長は、延長保育等の利用があったときは、速やかにその利用料の納付について、利用者に通知するものとする。

２　利用者は、前項の規定による通知を受けたときは、市長の指定する期日までに利用料を納付しなければならない。

（委任）

第１４条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

１　この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

２　第１２条の規定にかかわらず、標準時間内延長保育（午前７時３０分から午前８時３０分までの間の保育に限る。）の利用に係る利用料については、当分の間、徴収しないものとする。

別表第１（第２条関係）

津市ひとみね保育園
津市北部保育園
津市北口保育園
津市野村保育園
津市こべき保育園
津市安濃保育園
津市白山保育園
津市八知保育園

別表第２（第２条関係）

津市ひとみね保育園
津市北部保育園
津市北口保育園
津市野村保育園
津市こべき保育園
津市芸濃保育園
津市安濃保育園
津市白山保育園

別表第３（第１２条関係）

延長保育等を利用する児童の属する世帯の区分	標準時間外延長保育利用料の額（日額）　円		標準時間内延長保育利用料の額（日額）　円		一時預かり利用料の額（日額）　円	
	第１子	第２子以降	第１子	第２子以降	利用する日の属する年度の初日の前日における児童の年齢が３歳未満の場合	利用する日の属する年度の初日の前日における児童の年齢が３歳以上の場合
生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）	０	０	０	０	０	０
上記以外の世帯	３００	１５０	２００	１００	２，５００	２，０００

備考

１　延長保育に係る利用料は、延長保育を利用した月における標準時間外延長保育に係る利用料の合計額が５，０００円（第２子以降は、２，５００円）を超えるときは５，０００円（第２子以降は、２，５００円）とし、標準時間内延長保育に係る利用料の合計額が３，０００円（第２子以降は、１，５００円）を超えるときは３，０００円（第２子以降は、１，５００円）とする。

２　標準時間外延長保育及び標準時間内延長保育を利用する場合で、標準時間外延長保育利用料及び標準時間内延長保育利用料の合計額が５，０００円（第２子以降は、２，５００円）を超えるときは、その月の延長保育に係る利用料は、５，０００円（第２子以降は、２，５００円）とする。

第１号様式（第５条関係）

延長保育利用申請書

年　　月　　日

（宛先）津市社会福祉事務所長

（〒　　）

住所

申請者　氏名　　㊞

電話

延長保育を利用したいので、次のとおり申請します。

<table>
<tr><td rowspan="4">利用する児童</td><td colspan="2">氏　　名</td><td>生年月日</td><td>年　齢</td><td>性　別</td><td>備　　考</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td>男・女</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td>男・女</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td>男・女</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">延長保育を必要とする具体的理由</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">希望保育期間</td><td colspan="4">年　　月　　日から　　年　　月　　日まで（　　日間）</td></tr>
<tr><td colspan="2">希望保育時間</td><td colspan="4">午前　　時　　分から　　午前　　時　　分まで
午後　　時　　分から　　午後　　時　　分まで</td></tr>
<tr><td rowspan="2">児童を送迎する者</td><td>住所</td><td colspan="2"></td><td>児童との続柄</td><td></td></tr>
<tr><td>氏名</td><td colspan="2"></td><td>電　　話</td><td></td></tr>
</table>

第２号様式（第６条関係）

延長保育利用決定（却下）通知書

津市指令（記号番号）

年　　月　　日

（氏　　名）　様

津市社会福祉事務所長　（氏　　名）　印

年　　月　　日付けで申請のあった延長保育の利用については、津市延長保育等の実施に関する規則第６条の規定により、次のとおり 決　定 / 却　下 したので通知します。

		氏　　名	生年月日
対　象　児　童			
決定	保育期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで （　　日間）	
	保育時間	時　　分から　　時　　分まで	
却下	（理由）		
備　　考			

教示　この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して６０日以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。

また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して６箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

第３号様式（第１０条関係）

一時預かり利用申請書

年　　月　　日

（宛先）津市長

（〒　　）

住所

申請者　氏名　　㊞

電話

一時預かりを利用したいので、次のとおり申請します。

	氏　　名	生年月日	年　齢	性　別	希望する保育所名
児童				男・女	1
				男・女	
				男・女	2

	氏　　名	続柄	生年月日	勤務先又は職業	緊急連絡先（電話等）
保護者及びその家族の状況					
					生活保護法による保護の状況
					□保護を受けている □保護を受けていない

一時預かりを必要とする具体的理由				
希望保育期間	年　月　日から　年　月　日まで（　日間）			
希望保育時間	午前 午後　時　分から	午前 午後　時　分まで		
児童を送迎する者	住所		児童との続柄	
	氏名		電　話	

第４号様式（第１１条関係）

一時預かり利用決定（却下）通知書

津市指令（記号番号）

年　　月　　日

（氏　　名）　様

津市長　（氏　　名）　印

年　　月　　日付けで申請のあった一時預かりの利用については、津市延長保育等の実施に関する規則第１１条の規定により、次のとおり 決定 / 却下 したので通知します。

一時預かりを利用する児童及び利用料		氏　　名	生年月日	利用料の額（日額）
決定	実施保育所名			
	保育期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで（　　日間）		
	保育時間	時　　分から　　時　　分まで		
却下	（理由）			
備考				

教示　この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して６０日以内に、津市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して６箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

津市企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成２７年３月３０日

津市長　前　葉　泰　幸

津市規則第２６号

津市企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則

津市企業立地促進条例施行規則（平成１８年津市規則第２６７号）の一部を次のように改正する。

第２条中「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件（平成１９年総務省告示第６１８号）」を「統計法第２８条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件（平成２５年総務省告示４０５号）」に改める。

第３条第２項中「中勢北部サイエンスシティ中核支援施設あのつピアその他市長が特に認めたもの（以下「あのつピア等」という。）」を「本市の区域内に存する事務所」に改める。

第５条第４項中「あのつピア等の３月分の賃借料の支払後」を「本市の区域内に存する事務所の３月分の賃借料について、支払が完了した後」に改める。

附則第３項中「平成２７年３月３１日」を「平成３０年３月３１日」に改める。

別表中

「

中分類	備考

」を

「

中分類	備考
食料品製造業	

」に、

「

電気機械器具製造業	

」を

「

電気機械器具製造業	
情報通信機械器具製造業	

」に

改める。

第１号様式を次のように改める。

第１号様式（第３条関係）

奨 励 措 置 指 定 申 請 書

年　　月　　日

（宛先）津市長

（〒　　）
住　所
申請者　氏　名　　㊞
（法人その他の団体にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）
電　話

津市企業立地促進条例第５条第１項第　　号による指定を受けたいので、同条例第６条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

１　事業の概要

本社の所在地			
会社の名称			
代表者氏名			
資本金（出資金）	千円	従業員数	人
売上高（年間）	千円		
業種及び事業概要			
その他参考事項			

２　立地施設等の概要

（１）　施設の概要

<table>
<tr><td>施　設　区　分</td><td colspan="5">産業業務施設・工場等・工場等（特定産業）・研究開発施設</td></tr>
<tr><td>設置の区分</td><td colspan="5">新　設　・　増　設　・　移　設</td></tr>
<tr><td>所　在　地</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>規　模</td><td>土　地</td><td>㎡</td><td>建　物</td><td colspan="2">㎡</td></tr>
<tr><td>用　途　地　域</td><td colspan="5">工　専・工　業・準　工　業・その他（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">事　業　費</td><td colspan="2" rowspan="2">千円</td><td rowspan="2">内訳</td><td>投下固定資産</td><td>千円</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>千円</td></tr>
<tr><td>工　事　期　間</td><td>着　工</td><td>年　月　日</td><td>完　成</td><td colspan="2">年　月　日</td></tr>
<tr><td>操業開始日</td><td colspan="5">年　月　日</td></tr>
<tr><td>従　業　員　数</td><td colspan="5">人</td></tr>
<tr><td>立地施設における事業内容</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>施設に設置される機材</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>製造工程等の概要</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="6">以下　研究開発施設の場合のみ記載</td></tr>
<tr><td>研究開発計画（具体的に）</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>成　果　目　標</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>現在の事業との関連性について</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

（2） 事業費の内訳

区　　分		取得価額（千円）	摘要
投下固定資産	土　　地		
	建　　物		
	償却資産		
	小　　計		
リ　ー　ス　等			
他			
計			

（3） 既存施設の固定資産状況（増設・移設の場合）

区　　分		取得価額（千円）	摘要
投下固定資産	土　　地		
	建　　物		
	償却資産		
	小　　計		

（4） 公害防止関係

環境保全協定の締結（予定を含む。）の有無　　有　・　無

3　賃借する施設等の概要

所　在　地	
施設所有者	
賃借面積	賃貸オフィス　　㎡
賃　借　料	円／月（共益費を含む。）
賃借料単価	円／月・㎡
事務所開設日	年　　月　　日
従業員数	人

４　その他の添付書類

（１）　法人の登記事項証明書
（２）　定款又は規約
（３）　決算書又は試算表
（４）　建物の平面図及び投下固定資産に係る明細表
（５）　売買契約書（土地、建物及び償却資産）等の写し
（６）　土地売買に係る支払が分かるもの（用地取得費助成奨励金のみ）
（７）　土地の登記事項証明書及び位置図
（８）　建物の登記事項証明書及び位置図
（９）　常時雇用する従業員を証する書類
(10)　環境保全協定の写し
(11)　賃貸借契約書の写し（外国企業事業所開設準備奨励金のみ）
(12)　その他参考資料

第３号様式から第５号様式までを次のように改める。

第３号様式（第５条関係）

企業立地奨励金交付申請書

年　　月　　日

（宛先）津市長

（〒　　）
住　所
申請者　氏　名　　㊞
（法人その他の団体にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）
電　話

企業立地奨励金の交付を受けたいので、津市企業立地促進条例施行規則第４条第１項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

１　交付申請額　　円
２　事業開始日　　年　　月　　日
３　奨励措置の指定を受けた日　　年　　月　　日
４　指定番号　　第　　号
５　立地の区分　　新設・増設・移設
６　事業所の所在地
７　事業所の区分　　産業業務施設・工場等・工場等（特定産業）
８　今回の申請年度　　初年度・第２年度・第３年度
９　従業員数　　人

10　投下固定資産額

投下固定資産額	土地	千円
	建物	千円
	償却資産	千円
投下固定資産額合計		千円

11　交付申請額の内訳

固定資産税課税標準額	土地	円
	建物	円
	償却資産	円
固定資産税課税標準額合計(1,000円未満切捨)		千円
固定資産税相当額(100円未満切捨)		円
交付率　　１００・７５・５０／１００		円

12　添付書類
（１）　法人登記事項証明書
（２）　市税の納税証明書（該当する税目すべて）
（３）　収支決算書
（４）　常時雇用する従業員を証する書類
（５）　その他参考資料

第４号様式（第５条関係）

研究開発施設立地奨励金交付申請書

年　　月　　日

（宛先）津市長

（〒　　）

住　所

申請者　氏　名　　㊞

（法人その他の団体にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電　話

研究開発施設立地奨励金の交付を受けたいので、津市企業立地促進条例施行規則第５条第２項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

１　交付申請額　　円

２　事業開始日　　年　　月　　日

３　奨励措置の指定を受けた日　　年　　月　　日

４　指定番号　　第　　号

５　立地の区分　　新設・増設

６　事業所の所在地

７　今回の申請年度　　初年度・第２年度・第３年度

８　従業員数　　人

９　投下固定資産額

投下固定資産額	土地	千円
	建物	千円
	償却資産	千円
投下固定資産額合計		千円

10　交付申請額の内訳

固定資産税課税標準額	土地	円
	建物	円
	償却資産	円
固定資産税課税標準額合計(1,000円未満切捨)		千円
固定資産税相当額(100円未満切捨)		円
交付率　　１００・７５・５０／１００		円

11　添付書類

(1)　法人登記事項証明書

(2)　市税の納税証明書（該当する税目すべて）

(3)　収支決算書

(4)　常時雇用する従業員を証する書類

(5)　その他参考資料

第５号様式（第５条関係）

用地取得費助成奨励金交付申請書

年　　月　　日

（宛先）津市長

（〒　　）

住　所

申請者　氏　名　　㊞

（法人その他の団体にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電　話

用地取得費助成奨励金の交付を受けたいので、津市企業立地促進条例施行規則第５条第３項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

１　交付申請額　　円

２　事業開始日　　年　　月　　日

３　奨励措置の指定を受けた日　　年　　月　　日

４　指定番号　　第　　号

５　用地取得場所　　中勢北部サイエンスシティ・ニューファクトリーひさい工業団地　津市　　番地

６　用地取得面積等　　区画　　㎡

７　立地の区分　　新　設・増　設・移　設

８　今回の申請年度　　初・２・３・４・５　年度

９　従業員数　　人

10　投下固定資産額

投下固定資産額	土地	千円
	建物	千円
	償却資産	千円
投下固定資産額合計		千円

11　交付申請額の内訳及び算定方法

（ア又はイのうちいずれか低い方の額を交付する。）

ア	奨励金額	用地取得費　　円×20／100×1／5　＝　　円
イ	限　度　額	５年間　計300,000,000円×1／5　＝　60,000,000円

12　添付書類

(1)　土地の登記事項証明書

(2)　法人登記事項証明書

(3)　市税の納税証明書（該当する税目すべて）

(4)　収支決算書

(5)　常時雇用する従業員を証する書類

(6)　その他参考資料

第６号様式、第８号様式、第９号様式及び第１１号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

附　則

１　この規則は、平成２７年４月１日から施行する。ただし、附則第３項の改正規定は、公布の日から施行する。

２　改正後の津市企業立地促進条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われる指定の申請に係る奨励措置について適用し、同日前に行われた指定の申請に係る奨励措置については、なお従前の例による。

津市立幼稚園の利用者負担額の徴収に関する規則をここに公布する。

平成２７年３月３０日

津市長　前　葉　泰　幸

津市規則第２７号

津市立幼稚園の利用者負担額の徴収に関する規則

（趣旨）

第１条　この規則は、津市立幼稚園の利用者負担額に関する条例（平成２６年津市条例第４４号。以下「条例」という。）第４条の規定に基づき、津市立幼稚園における利用者負担額（条例第２条第１項及び第２項に規定する額をいう。以下同じ。）の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。

（利用者負担額の徴収）

第２条　市長は、利用者負担額を教育・保育施設利用者負担額納入通知書（第１号様式）による払込み又は口座振替の方法によって徴収するものとする。

（利用者負担額の納入の告知）

第３条　利用者負担額の納入告知は、教育・保育施設利用者負担額納入通知書により納期限前１０日までに教育を受けた子どもの支給認定保護者（子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第２０条第４項に規定する支給認定保護者をいう。）に対してこれを行うものとする。ただし、口座振替の方法により利用者負担額を徴収する場合は、この限りでない。

（過誤納金の取扱い）

第４条　市長は、過誤納に係る利用者負担額（以下「過誤納金」という。）があるときは、当該過誤納金に係る支給認定保護者にこれを還付するものとする。

２　前項の場合において、還付を受けるべき支給認定保護者に未納の利用者負担額があるときは、過誤納金を当該未納の利用者負担額に充当するものとする。

３　市長は、前２項の規定により、過誤納金を還付し、又は充当するときは、教育・保育施設利用者負担額過誤納金還付（充当）通知書（第２号様式）により当該過誤納金に係る支給認定保護者に通知するものとする。

（身分証明書）

第５条　利用者負担額の徴収に従事する職員は、教育・保育施設利用者負担額

徴収職員証（第３号様式）を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（委任）

第６条　この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

第１号様式（第２条、第３条関係）

教育・保育施設利用者負担額
納入通知書　兼　領収証書 ㊙

加入者名　　口座番号	
年度　　年　　月分	
保護者氏名	
納入金額	
園児氏名	
施 設 名	
園児番号	

右記金額を　　年　　月　　日
までに納付してください。

年　　月　　日

津市長　（氏　　名）　印

	領収日付印
上記のとおり領収しました。 津市指定金融機関 津市収納代理金融機関	

（納入者保管）

教育・保育施設利用者負担額納付書 ㊙

加入者名　　口座番号	
年度　　年　　月分	
保護者氏名	
納 入 金 額	
園 児 氏 名	
施　設　名	
園 児 番 号	
納 入 期 限	年　月　日

	領収日付印
上記のとおり納入してください。 津市長　（氏　　名）　印	

（金融機関又は郵便局保管）

教育・保育施設利用者負担額領収済通知書 ㊙

ＩＤ

この用紙は直接電子計算機で処理しますので折りまげたりしないでください。

加入者名　　口座番号		領収日付印
年度　　年　　月分		
保護者氏名		
納 入 金 額		
園 児 氏 名		
施　設　名		
園 児 番 号		
納 入 期 限	年　月　日	

年　　月　　日

上記のとおり領収しましたから通知します。

（宛先）津市会計管理者

（津市保管）

第２号様式（第４条関係）

教育・保育施設利用者負担額過誤納金還付（充当）通知書

（記号番号）
年　月　日

（氏　　名）　様

津市長　（氏　　名）　印

あなたが納められた利用者負担額は、次のとおり過誤納がありますので　還付／充当　いたします。

内　訳

園児氏名		教育・保育施設名		園児番号	
	納付済額	納付すべき額	差引過誤納付額	納付年月日	
年　月分					
年　月分					
年　月分					
年　月分					
年　月分					
年　月分					
年　月分					
年　月分					
年　月分					
年　月分					
年　月分					
年　月分					
理由			還付金額		

〔充当となる方へ〕

上記の還付金額を次のとおり未納の利用者負担額に充当しましたので通知します。

園児氏名		教育・保育施設名		園児番号	
	未納額	充当額	差引未納額	充当年月日	
年　月分					
年　月分					
年　月分					
年　月分					
年　月分					
年　月分					
年　月分					
年　月分					
年　月分					
年　月分					
年　月分					
年　月分					
合計					

※　御不明な点がありましたら津市（名称）部（名称）課（電話　　）までお尋ねください。

教示　この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３０日以内に、津市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算して６箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の異議申立てに対する決定を受けた後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第８条第２項各号のいずれかに該当するときは、決定を経ないで、訴えを提訴することができます。

第３号様式（第５条関係）

（表）

契　印

（記号番号）

教育・保育施設利用者負担額徴収職員証

（写真）　契　　印

津市　（名称）　部　（名称）　課

職名

氏名

（　　年　　月　　日生）

年　　月　　日発行

津市長　（氏　　名）　印

（裏）

１　本証は、教育・保育施設の利用者負担額の徴収に関する事務を行う場合には、必ず携行しなければならない。

２　本証は、関係人の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。

３　本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

４　本証は、退職その他の理由により、不要になったときは、直ちに返還しなければならない。

５　本証の有効期間は、発行の日から４年とする。

津市簡易水道事業事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成２７年３月３０日

津市長　前　葉　泰　幸

津市規則第２８号

津市簡易水道事業事務委任規則の一部を改正する規則

津市簡易水道事業事務委任規則（平成１８年津市規則第２１０号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

津市上下水道事業管理者に対する事務委任規則

本則中「簡易水道事業」を「市営浄化槽事業、簡易水道事業、農業集落排水事業及び共同汚水処理施設事業」に、「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

附　則

この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

津市営駐車場に関する規則及び津市駐車場事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成２７年３月３０日

津市長　前　葉　泰　幸

津市規則第２９号

津市営駐車場に関する規則及び津市駐車場事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則

（津市営駐車場に関する規則の一部改正）

第１条　津市営駐車場に関する規則（平成１８年津市規則第２０７号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第１７条」を「第１９条」に改める。

（津市駐車場事業の財務に関する特例を定める規則の一部改正）

第２条　津市駐車場事業の財務に関する特例を定める規則（平成１８年津市規則第２０８号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第１７条」を「第１９条」に改める。

第２条第３項中「第１５条各号」を「第１７条各号」に改める。

附　則

この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

津市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成２７年３月３０日

津市長　前　葉　泰　幸

津市規則第３０号

津市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

津市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成１８年津市規則第２２号）の一部を次のように改正する。

第２１条第１項中第２４号を第２６号とし、第１９号から第２３号までを２号ずつ繰り下げ、同項第１８号中「９月」を「１０月」に改め、同号を同項第２０号とし、同項第１４号から第１７号までを２号ずつ繰り下げ、同項第１３号中「小学校就学」を「中学校就学」に改め、同号を同項第１５号とし、同項第１２号中「含む。」の次に「以下同じ。」を加え、同号を同項第１３号とし、同号の次に次の１号を加える。

⒁　職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の８週間（多胎妊娠の場合にあっては、１４週間）前の日から当該出産の日後８週間を経過するまでの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合　当該期間内における５日の範囲内の期間

第２１条第１項中第１１号を第１２号とし、第８号から第１０号までを１号ずつ繰り下げ、第７号の次に次の１号を加える。

⑻　妊娠中の女性職員が妊娠に起因する障害のため勤務することが著しく困難であると認められる場合　１４日の範囲内の期間

第２１条第２項中「前項第１２号から第１４号まで」を「前項第８号及び第１３号から第１６号まで」に改め、同条第３項及び第４項中「第１項第１２号から第１４号まで」を「第１項第８号及び第１３号から第１６号まで」に改める。

第２３条中「第２１条第１項第８号及び第９号」を「第２１条第１項第９号及び第１０号」に改める。

第２６条第２項中「第２１条第１項第８号」を「第２１条第１項第９号」に

改め、同条第３項中「第２１条第１項第９号」を「第２１条第１項第１０号」に改める。

附　則

１　この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

２　この規則の施行の日前に使用された改正前の第２１条第１項第１３号の休暇については、改正後の第２１条第１項第１５号の休暇として使用されたものとみなす。

津市教育長等の市長の権限に属する事務の一部の補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成２７年３月３１日

津市長　前　葉　泰　幸

津市規則第３１号

津市教育長等の市長の権限に属する事務の一部の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

津市教育長等の市長の権限に属する事務の一部の補助執行に関する規則（平成１８年津市規則第８号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

津市市長の権限に属する事務の一部の補助執行に関する規則

第１条中「教育委員会の教育長等」を「教育委員会事務局職員等」に改める。

第２条中「教育長等」を「教育委員会事務局職員等」に改める。

第４条を削り、第５条を第４条とし、第６条から第１８条までを１条ずつ繰り上げる。

第１９条中「教育長等」を「教育委員会事務局職員等」に改め、同条を第１８条とする。

附　則

１　この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

２　地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成２６年法律第７６号）附則第２条第１項の場合においては、改正後の市長の権限に属する事務の一部の補助執行に関する規則の規定は適用せず、改正前の津市教育長等の市長の権限に属する事務の一部の補助執行に関する規則の規定は、なおその効力を有する。

津市訓令第２号

庁中一般

出先機関

津市土地取得等審査委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成２７年３月３０日

津市長　前　葉　泰　幸

津市土地取得等審査委員会規程の一部を改正する訓令

津市土地取得等審査委員会規程（平成１８年津市訓令第３５号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項中「副市長」を「津市副市長事務分担規則（平成１８年津市規則第２４２号）第２条第１号に規定する副市長を」に、「政策財務部長」を「政策財務部税務・財産管理担当理事」に改め、同条第３項中「政策財務部税務・財産管理担当理事」を「政策財務部長」に改め、「建設部長」の次に「、水道局長」を加える。

第１号様式から第３号様式まで及び第５号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

附　則

この訓令は、平成２７年４月１日から施行する。

津市訓令第３号

庁中一般

出先機関

津市地域支援員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成２７年３月３０日

津市長　前　葉　泰　幸

津市地域支援員設置規程の一部を改正する訓令

津市地域支援員設置規程（平成２２年津市訓令第２号）の一部を次のように改正する。

第４条第４号中「地域政策課長等」を「地域連携課長等」に改める。

第６条第２項中「政策財務部地域政策課」を「市民部地域連携課」に改める。

附　則

この訓令は、平成２７年４月１日から施行する。

津市訓令第４号

庁中一般

出先機関

津市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係訓令の整理に関する訓令を次のように定める。

平成２７年３月３０日

津市長　前　葉　泰　幸

津市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係訓令の整理に関する訓令

（津市支所及び出張所処務規程の一部改正）

第１条　津市支所及び出張所処務規程（平成１８年津市訓令第１号）の一部を次のように改正する。

別表第１久居総合支所の表地域振興課の部産業振興担当の項中第５２号から第６６号までを削り、第６７号を第５２号とし、第６８号から第７４号までを１５号ずつ繰り上げる。

別表第１河芸総合支所、芸濃総合支所、美里総合支所、安濃総合支所、香良洲総合支所、一志総合支所、白山総合支所及び美杉総合支所の表地域振興課の部産業振興・環境担当の項中第５９号から第７３号までを削り、第７４号を第５９号とし、第７５号から第１０５号までを１５号ずつ繰り上げる。

別表第５久居総合支所の表地域振興課の項中

「

	28　下水道普及向上預金に係る利用者カードの発行に関すること。		○			
	29　公共下水道事業受益者負担金等の収納に関すること。		○			
	30　公共下水道事業受益者負担金等の滞納金の徴収に関すること。		○			
	31　公共下水道事業受益者負担	○				

	金等の納入通知書の再発行に関すること。						
	32　公共下水道事業受益者負担金等の減免及び徴収猶予に関すること。		○				
	33　下水道使用料の収納に関すること。		○				
	34　下水道使用料の滞納金の徴収に関すること。		○				
	35　下水道使用料の納入通知書の再発行に関すること。	○					
	36　下水道使用料の減免に関すること。		○				
	37　加入金の収納に関すること。		○				
	38　加入金の滞納金の徴収に関すること。		○				
	39　加入金の納入通知書の再発行に関すること。	○					
	40　既設汚水管への公共ます等の設置の決定等に関すること。		○				

」

を削り、「４１　準用河川」を「２８　準用河川」に、「４２　一般廃棄物」を「２９　一般廃棄物」に、「４３　不法投棄」を「３０　不法投棄」に、「４４　廃棄物」を「３１　廃棄物」に、「４５　ごみ一時収集所補助事業」を「３２　ごみ一時収集所補助事業」に、「４６　ごみ等」を「３３　ごみ等」に、「４７　清掃事業」を「３４　清掃事業」に、「４８　犬、猫等」を「３５　犬、猫等」に、「４９　生活環境」を「３６　生活環境」に、

「５０　生活環境」を「３７　生活環境」に、「５１　共同汚水処理施設」を「３８　共同汚水処理施設」に、「５２　里地里山保全活動」を「３９　里地里山保全活動」に、「５３　希少野生生物」を「４０　希少野生生物」に、「５４　環境対策」を「４１　環境対策」に、「５５　騒音規制法」を「４２　騒音規制法」に、「５６　騒音規制法」を「４３　騒音規制法」に、「５７　三重県生活環境の保全に関する条例」を「４４　三重県生活環境の保全に関する条例」に、「５８　環境保全協定」を「４５　環境保全協定」に、「５９　公害」を「４６　公害」に、「６０　環境影響評価」を「４７　環境影響評価」に、「６１　墓地」を「４８　墓地」に、「６２　火葬場」を「４９　火葬場」に、「６３　墓地」を「５０　墓地」に、「６４　市営墓地」を「５１　市営墓地」に、「６５　市営墓地」を「５２　市営墓地」に、「６６　そ族」を「５３　そ族」に、「６７　畜犬」を「５４　畜犬」に、「６８　畜犬」を「５５　畜犬」に、「６９　狂犬病」を「５６　狂犬病」に、「７０　狂犬病」を「５７　狂犬病」に、「７１　畜犬」を「５８　畜犬」に、「７２　動物」を「５９　動物」に改める。

別表第５河芸総合支所、芸濃総合支所、美里総合支所、安濃総合支所、香良洲総合支所、一志総合支所、白山総合支所及び美杉総合支所の表地域振興課の項中

「

	36　下水道普及向上預金に係る利用者カードの発行に関すること。		○			
	37　公共下水道事業受益者負担金等の収納に関すること。		○			
	38　公共下水道事業受益者負担金等の滞納金の徴収に関すること。		○			
	39　公共下水道事業受益者負担金等の納入通知書の再発行に関すること。	○				
	40　公共下水道事業受益者負		○			

	担金等の減免及び徴収猶予に関すること。					
	41　下水道使用料の収納に関すること。		○			
	42　下水道使用料の滞納金の徴収に関すること。		○			
	43　下水道使用料の納入通知書の再発行に関すること。	○				
	44　下水道使用料の減免に関すること。		○			
	45　加入金の収納に関すること。		○			
	46　加入金の滞納金の徴収に関すること。		○			
	47　加入金の納入通知書の再発行に関すること。	○				
	48　既設汚水管への公共ます等の設置の決定等に関すること。		○			

」を削り、「４９　準用河川」を「３６　準用河川」に、「５０　一般廃棄物」を「３７　一般廃棄物」に、「５１　不法投棄」を「３８　不法投棄」に、「５２　廃棄物」を「３９　廃棄物」に、「５３　ごみ一時収集所補助事業」を「４０　ごみ一時収集所補助事業」に、「５４　ごみ等」を「４１　ごみ等」に、「５５　清掃事業」を「４２　清掃事業」に、「５６　犬、猫等」を「４３　犬、猫等」に、「５７　生活環境」を「４４　生活環境」に、「５８　生活環境」を「４５　生活環境」に、「５９　共同汚水処理施設」を「４６　共同汚水処理施設」に、「６０　里地里山保全活動」を「４７　里地里山保全活動」に、「６１　希少野生生物」を「４８　希少野生生物」に、「６２　環境対策」を「４９　環境対策」に、「６３　騒音規制法」を

「５０　騒音規制法」に、「６４　騒音規制法」を「５１　騒音規制法」に、「６５　三重県生活環境の保全に関する条例」を「５２　三重県生活環境の保全に関する条例」に、「６６　環境保全協定」を「５３　環境保全協定」に、「６７　公害」を「５４　公害」に、「６８　環境影響評価」を「５５　環境影響評価」に、「６９　墓地」を「５６　墓地」に、「７０　火葬場」を「５７　火葬場」に、「７１　墓地」を「５８　墓地」に、「７２　市営墓地」を「５９　市営墓地」に、「７３　市営墓地」を「６０　市営墓地」に、「７４　そ族」を「６１　そ族」に、「７５　畜犬」を「６２　畜犬」に、「７６　畜犬」を「６３　畜犬」に、「７７　狂犬病」を「６４　狂犬病」に、「７８　狂犬病」を「６５　狂犬病」に、「７９　畜犬」を「６６　畜犬」に、「８０　動物」を「６７　動物」に、「８１　男女共同参画」を「６８　男女共同参画」に、「８２　同和問題」を「６９　同和問題」に、「８３　福祉資金」を「７０　福祉資金」に、「８４　次に」を「７１　次に」に改める。

（津市庁議及び幹部会議に関する規程の一部改正）

第２条　津市庁議及び幹部会議に関する規程（平成１８年津市訓令第２号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第１号及び同条第２項中「水道局長」を「上下水道事業管理者」に改める。

（津市事務専決規程の一部改正）

第３条　津市事務専決規程（平成１８年津市訓令第４号）の一部を次のように改正する。

別表第２個別専決事項の表下水道部の表を削る。

（津市職員被服等貸与規程の一部改正）

第４条　津市職員被服等貸与規程（平成１８年津市訓令第１９号）の一部を次のように改正する。

第１条中「水道局の職員」を「上下水道企業職員」に改める。

（津市土地取得等審査委員会規程の一部改正）

第５条　津市土地取得等審査委員会規程（平成１８年津市訓令第３５号）の一部を次のように改正する。

第３条第３項中「下水道部長」を「下水道局長」に改める。

（津市行財政改革推進本部設置規程の一部改正）

第６条　津市行財政改革推進本部設置規程（平成１８年津市訓令第４２号）の

一部を次のように改正する。

第３条第３項中「水道局長」を「上下水道事業管理者」に改め、「会計管理者」の次に「、水道局長、下水道局長」を加える。

附　則

この訓令は、平成２７年４月１日から施行する。

津市訓令第５号

庁中一般
出先機関

津市事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成２７年３月３０日

津市長　前　葉　泰　幸

津市事務専決規程の一部を改正する訓令

津市事務専決規程（平成１８年津市訓令第４号）の一部を次のように改正する。

第４条第１４号中「保育所入所負担金」を「保育所利用負担額」に改める。

別表第２個別専決事項の表政策財務部の表政策課の項中

「

	7　新市まちづくり計画の推進及び調整に関すること。				重要なもの	特に重要なもの
	8　防衛施設周辺の生活環境の整備等に係る防衛施設庁等との調整に関すること。				重要なもの	特に重要なもの
	9　ユニバーサルデザインの推進及びバリアフリーに係る総合調整に関すること。		軽易なもの	やや重要なもの	重要なもの	特に重要なもの

」

を

「

	7　新市まちづくり計画の推進及び調整に関すること。				重要なもの	特に重要なもの
	8　地域審議会との連絡調整及び総括に関すること。				○	

	9　津地区地域審議会に係る庶務に関すること 10　防衛施設周辺の生活環境の整備等に係る防衛施設庁等との調整に関すること。 11　ユニバーサルデザインの推進及びバリアフリーに係る総合調整に関すること。 12　教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定等に係る総合調整に関すること。 13　総合教育会議に係る総合調整に関すること。		軽易なもの	やや重要なもの	○ 重要なもの 重要なもの 重要なもの 重要なもの	特に重要なもの 特に重要なもの 特に重要なもの 特に重要なもの

」に改め、同表地域政策課の項を削る。

別表第２個別専決事項の表市民部の表市民交流課の項中

「

	1　出張所の総括管理及び連絡調整に関すること。		○			

」を削り、「２　消費者相談」を「１　消費者相談」に、「３　計量法」を「２　計量法」に、「４　国際化」を「３　国際化」に、「５　国際交流」を「４　国際交流」に、「６　姉妹都市」を「５　姉妹都市」に、「７　都市間交流」を「６　都市間交流」に、「８　交通安全対策」を「７　交通安全対策」に、「９　交通安全」を「８　交通安全」に改め、同項の次に次のように加える。

地域連携課	1　市政懇談会に関すること。 2　出張所の総括管理及		○		○	

	び連絡調整に関すること。					
	3　津市市民活動センターの運営に係る総合調整に関すること。		○			
	4　総合支所との連携による地域に係る政策・施策の企画及び調整に関すること。		軽易なもの	やや重要なもの	重要なもの	特に重要なもの
	5　総合支所との連携による本庁関係部等に対する協議及び調整に関すること。				○	
	6　地域政策会議に関すること。				○	
	7　地域支援員との連絡調整に関すること。				○	
	8　市民相談に関すること。		○			
	9　住民意識調査の実施に関すること。				○	
	10　陳情、要望等の受付、調整及び進行管理の総括に関すること。		軽易なもの	やや重要なもの	重要なもの	特に重要なもの
	11　パブリック・コメントの総合調整及び推進に関すること。				○	

別表第２個別専決事項の表環境部の表環境政策課の項中「簡易水道事業」の次に「、市営浄化槽事業及び共同汚水処理施設事業」を加え、同表環境保全課の項中

「

	33　専用水道等の設置者に対する措置命令等に		軽易なも	やや重要	重要なも	特に重要

	関すること。		の	なもの	の	なもの

」を「

	33　専用水道等の設置者に対する措置命令等に関すること。		軽易なもの	やや重要なもの	重要なもの	特に重要なもの
	34　空地、空家等の相談に関すること。		○			
	35　空地、空家等の相談に係る現地調査に関すること。		○			
	36　空地、空家等の相談に係る対策の総合調整及び対策実施所管との連絡調整に関すること。		軽易なもの	やや重要なもの	重要なもの	特に重要なもの
	37　空家台帳の管理に関すること。		○			

」に改める。

別表第２個別専決事項の表健康福祉部の表子育て推進課の項中

「

	３　保育所の入所負担金の決定及び徴収並びに減免に関すること。				○	
	４　保育所の入所負担金の納入通知書の発送に関すること。	○				
	５　保育所の入所負担金の滞納処分及びこれに伴う登記又は登録に関すること。		○			
	６　保育所等の設置、管理、運営等に関すること。		軽易なもの	やや重要なも	重要なもの	

	7　津市療育センターの管理及び運営に関すること。		軽易なもの	のやや重要なもの	重要なもの	

」を「

	3　保育所の利用者負担額の決定及び徴収並びに減免に関すること。				○	
	4　保育所の利用者負担額の納入通知書の発送に関すること。	○				
	5　保育所の利用者負担額の滞納処分及びこれに伴う登記又は登録に関すること。		○			
	6　子どものための教育・保育給付の認定及び支給等に関すること。				○	
	7　保育所の設置、管理、運営等に関すること。		軽易なもの	やや重要なもの	重要なもの	

」に改め、同表こども支援課の項中「及び津市療育センター」を削り、同表援護課の項中

「

	1　行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治３２年法律第９３号）に基づく必要な救護等の実施に関すること。		○			

」を「

	1　行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治３２年		○			

	法律第９３号）に基づく必要な救護等の実施に関すること。					
	２　生活困窮者自立支援法（平成２５年法律第１０５号）に基づく生活困窮者自立相談支援事業等の実施に関すること。		○			

」

に、「２　被保護世帯特別援護事業」を「３　被保護世帯特別援護事業」に、「３　被保護世帯特別援護事業」を「４　被保護世帯特別援護事業」に改める。

別表第２個別専決事項の表農林水産部の表農林水産政策課の項中

「

	１　農業及び畜産業の振興の計画及び調整に関すること。		軽易なもの	やや重要なもの	重要なもの	特に重要なもの

」

を

「

	１　農業集落排水事業に係る連絡調整等に関すること。		軽易なもの	やや重要なもの	重要なもの	特に重要なもの
	２　農業及び畜産業の振興の計画及び調整に関すること。		軽易なもの	やや重要なもの	重要なもの	特に重要なもの

」

に、「２　鳥獣飼養」を「３　鳥獣飼養」に、「３　農林水産業等」を「４　農林水産業等」に、「４　販売禁止鳥獣等」を「５　販売禁止鳥獣等」に、「５　農林水産業等」を「６　農林水産業等」に改める。

別表第２個別専決事項の表都市計画部の表都市政策課の項中

「

	４　市街地に係る住宅施策（公営住宅を除く。）に関する調査及び計画策定に関すること。		軽易なもの	やや重要なもの	重要なもの	特に重要なもの

」

を

「

	4　市街地に係る住宅施策（公営住宅を除く。）に関する調査及び計画策定に関すること。		軽易なもの	やや重要なもの	重要なもの	特に重要なもの
	5　空地等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号）に基づく空家等対策計画に関すること。		軽易なもの	やや重要なもの	重要なもの	特に重要なもの
	6　空家等及び空家等の跡地の活用の促進に関すること。		軽易なもの	やや重要なもの	重要なもの	特に重要なもの

」

に、「５　公有地の拡大の推進に関する法律」を「７　公有地の拡大の推進に関する法律」に、「６　都市景観」を「８　都市景観」に、「７　三重県屋外広告物条例」を「９　三重県屋外広告物条例」に、「８　緑化施策」を「１０　緑化施策」に、「９　市街地再開発事業」を「１１　市街地再開発事業」に、「１０　土地区画整理事業」を「１２　土地区画整理事業」に、「１１　中心市街地」を「１３　中心市街地」に改め、同表建築指導課の項中

「

	21　都市の低炭素化の促進に関する法律（平成２４年法律第８４号）に基づく認定に関すること。		○			

」

を

「

	21　都市の低炭素化の促進に関する法律（平成２４年法律第８４号）に基づく認定に関すること。		○			
	22　空家等対策の推進に関する特別措置法に基		軽易なも	やや重要	重要なも	特に重要

	づく特定空家等に対する措置に関すること。		の	なもの	の	なもの

」に改める。

別表第４個別専決事項の表市民部市民交流課の表を削る。

附　則

この訓令は、平成２７年４月１日から施行する。

津市訓令第６号

庁中一般

出先機関

津市支所及び出張所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成２７年３月３０日

津市長　前　葉　泰　幸

津市支所及び出張所処務規程の一部を改正する訓令

津市支所及び出張所処務規程（平成１８年津市訓令第１号）の一部を次のように改正する。

別表第１久居総合支所の表地域振興課の部総務担当の項第１号及び第２号中「政策財務部地域政策課」を「市民部地域連携課」に改め、同表市民課の部市民担当の項中第２３号を削り、第２４号を第２３号とし、第２５号を第２４号とし、同表生活課の部市民生活担当の項第１１号中「水道」の次に「及び下水道」を加える。

別表第１河芸総合支所、芸濃総合支所、美里総合支所、安濃総合支所、香良洲総合支所、一志総合支所、白山総合支所及び美杉総合支所の表地域振興課の部総務担当の項第１号及び第２号中「政策財務部地域政策課」を「市民部地域連携課」に改め、同項第６３号中「水道」の次に「及び下水道」を加える。

別表第２河芸総合支所の部地域振興課の項中「（仮称）道の駅河芸」を「道の駅津かわげ」に改め、同表香良洲総合支所の部市民福祉課の項を削り、同表美杉総合支所の部地域振興課の項を次のように改める。

地域振興課	総務担当	津市美杉総合文化センターの管理に関すること。
		フットパーク美杉の使用に関すること。
	地域振興担当	津市過疎地域自立促進計画に関すること。
		名松線の利用促進等の総合調整に関すること。
	産業振興・	小規模飲料水供給施設布設事業

	環境担当	に関すること。
		津市伊勢奥津駅前観光案内交流施設の管理に関すること。

別表第３中「使用」の次に「及び火葬場の使用許可」を加える。

別表第５久居総合支所の表地域振興課の項中「政策財務部地域政策課」を「市民部地域連携課」に改める。

別表第５河芸総合支所、芸濃総合支所、美里総合支所、安濃総合支所、香良洲総合支所、一志総合支所、白山総合支所及び美杉総合支所の表地域振興課の項中「政策財務部地域政策課」を「市民部地域連携課」に、

「

	28　過疎地域等に係る対策の推進及び調整に関すること。				○	

」

を

「

	28　過疎地域等に係る対策の推進及び調整に関すること。				○	
	29　津市過疎地域自立促進計画に関すること（美杉総合支所に限る。）。		軽易なもの	やや重要なもの	重要なもの	特に重要なもの
	30　名松線の利用促進等の総合調整に関すること（美杉総合支所に限る。）。		軽易なもの	やや重要なもの	重要なもの	特に重要なもの

」

に、「２９　鳥獣飼養」を「３１　鳥獣飼養」に、「３０　農林水産業等」を「３２　農林水産業等」に、「３１　家畜」を「３３　家畜」に、「３２　公園」を「３４　公園」に、「３３　公園」を「３５　公園」に、「３４　公園」を「３６　公園」に、「３５　住宅」を「３７　住宅」に改め、「３６　準用河川」を「３８　準用河川」に、「３７　一般廃棄物」を「３９　一般廃棄物」に、「３８　不法投棄」を「４０　不法投棄」に、「３９　廃棄物」を「４１　廃棄物」に、「４０　ごみ一時収集所補助事業」を「４２　ごみ一時収集所補助事業」に、「４１　ごみ等」を「４３　ごみ等」に、「４２　清掃事業」を「４４　清掃事業」に、「４３　犬、猫等」を「４５　犬、猫等」に、「４

４　生活環境」を「４６　生活環境」に、「４５　生活環境」を「４７　生活環境」に、「４６　共同汚水処理施設」を「４８　共同汚水処理施設」に、「４７　里地里山保全活動」を「４９　里地里山保全活動」に、「４８　希少野生生物」を「５０　希少野生生物」に、「４９　環境対策」を「５１　環境対策」に、「５０　騒音規制法」を「５２　騒音規制法」に、「５１　騒音規制法」を「５３　騒音規制法」に、「５２　三重県生活環境の保全に関する条例」を「５４　三重県生活環境の保全に関する条例」に、「５３　環境保全協定」を「５５　環境保全協定」に、「５４　公害」を「５６　公害」に、「５５　環境影響評価」を「５７　環境影響評価」に、「５６　墓地」を「５８　墓地」に、「５７　火葬場」を「５９　火葬場」に、「５８　墓地」を「６０　墓地」に、「５９　市営墓地」を「６１　市営墓地」に、「６０　市営墓地」を「６２　市営墓地」に、「６１　そ族」を「６３　そ族」に、「６２　畜犬」を「６４　畜犬」に、「６３　畜犬」を「６５　畜犬」に、「６４　狂犬病」を「６６　狂犬病」に、「６５　狂犬病」を「６７　狂犬病」に、「６６　畜犬」を「６８　畜犬」に、「６７　動物」を「６９　動物」に、「６８　男女共同参画」を「７０　男女共同参画」に、「６９　同和問題」を「７１　同和問題」に、「７０　福祉資金」を「７２　福祉資金」に、「７１　次に」を「７３　次に」に改める。

別表第８中「使用許可」を「使用及び火葬場の使用許可」に改める。

附　則

この訓令は、平成２７年４月１日から施行する。

津市訓令第７号

庁中一般

出先機関

津市社会福祉事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成２７年３月３０日

津市長　前　葉　泰　幸

津市社会福祉事務所処務規程の一部を改正する訓令

津市社会福祉事務所処務規程（平成１８年津市訓令第２９号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項の表中「相談担当　援護担当」を「相談・支援担当　保護担当」に改める。

第５条中「別表第１」を「別表」に改める。

第６条を削り、第７条を第６条とする。

別表第１中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

別表第１本庁の表援護課の部相談担当の項中「相談担当」を「相談・支援担当」に改め、同部援護担当の項中「援護担当」を「保護担当」に改める。

別表第２を削り、別表第１を別表とする。

附　則

この訓令は、平成２７年４月１日から施行する。ただし、別表第１の改正規定（「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

津市訓令第８号
津市水道事業管理規程第２号
津市教育委員会訓令第２号
津市選挙管理委員会告示第４６号
津市農業委員会告示第３号
津市監査委員告示第５号
津市議会規程第２号

庁中一般
出先機関

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成２７年３月３０日

津市長　前　葉　泰　幸

津市水道事業管理者　佐　治　輝　明

津市教育委員会教育長　石　川　博　之

津市選挙管理委員会委員長　坂　口　賢　次

津市農業委員会会長　守　山　孝　之

津市代表監査委員　高　松　和　也

津市議会議長　田　矢　修　介

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

津市職員安全衛生管理規程（平成１９年津市訓令第８号、平成１９年津市水道事業管理規程第５号、平成１９年津市教育委員会訓令第１号、平成１９年津市選挙管理委員会告示第１２８号、平成１９年津市農業委員会告示第１号、平成１９年津市監査委員告示第９号、平成１９年津市議会規程第１号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

別表第１中

「

競艇事業部	競艇事業部安全衛生委員会	競艇事業部競艇管理課
水道局庁舎（下水道部に限る。）に設置される課等を一体としたもの	下水道部安全衛生委員会	下水道部下水道政策課
久居庁舎（津南工事事務所並びに久居教育事務所及び津市久居ふるさと文学館ポルタひさいふれあい図書室を除く。）に設置される課等を一体としたもの	久居総合支所安全衛生委員会	久居総合支所地域振興課

」

を

「

競艇事業部	競艇事業部安全衛生委員会	競艇事業部競艇管理課
久居庁舎（津南工事事務所並びに久居教育事務所及び津市久居ふるさと文学館ポルタひさいふれあい図書室を除く。）に設置される課等を一体としたもの	久居総合支所安全衛生委員会	久居総合支所地域振興課

」

に改め、「（下水道部を除く。）」を削り、「水道局安全衛生委員会」を「上下水道事業安全衛生委員会」に改める。

別表第２中

「

箇所
水道局庁舎（下水道部に限る。）に設置される課等
教育委員会事務局教育総務課（各小学校、各中学校及び各幼稚園に係る

給食場に限る。）

」

を「

箇所
教育委員会事務局教育総務課（各小学校、各中学校及び各幼稚園に係る給食場に限る。）

」

に改め、「（下水道部を除く。）」を削る。

別表第３中

「

競艇事業部	教育委員会事務局教育総務課（各小学校、各中学校及び各幼稚園に係る給食場に限る。）
水道局庁舎（下水道部に限る。）に設置される課等	水道局庁舎（下水道部を除く。）に設置される課等
久居庁舎（津南工事事務所並びに久居教育事務所及び津市久居ふるさと文学館ポルタひさいふれあい図書室を除く。）に設置される課等	

」

を「

競艇事業部	教育委員会事務局教育総務課（各小学校、各中学校及び各幼稚園に係る給食場に限る。）
水道局庁舎に設置される課等	久居庁舎（津南工事事務所並びに久居教育事務所及び津市久居ふるさと文学館ポルタひさいふれあい図書館を除く。）に設置される課等

」

に改める。

附　則

この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

津市告示第５５号

津市公共下水道条例（平成１８年津市条例第２０１号）第１５条第１項の規定により、指定工事店を次のとおり指定を取り消したので、同条例第１７条第１項第２号の規定により告示する。

平成２７年３月２０日

津市長　前　葉　泰　幸

指定を取り消した工事店

工 事 店 名	所　　在　　地	取消し年月日
北斗設備	鈴鹿市国府町５６４６番地の１３６	平成２７年３月１６日

津市告示第５６号

津市自転車等の放置の防止に関する条例第１２条第２項及び第１４条の規定に基づき撤去し、保管している自転車等について、同条例第１６条第２項の規定により次のとおり告示する。

平成２７年３月２０日

津市長　前　葉　泰　幸

１　放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	１	平成２７年　３月　２日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	２	平成２７年　３月　２日
久居駅周辺自転車等放置禁止区域	１	平成２７年　３月　２日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	１	平成２７年　３月　４日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	１	平成２７年　３月　５日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	１	平成２７年　３月　６日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	３	平成２７年　３月１１日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	２	平成２７年　３月１１日
アスト公共自転車等駐車場	１３１	平成２７年　３月１２日
フェニックス通公共自転車等駐車場	１２	平成２７年　３月１３日
アスト公共自転車等駐車場	２６	平成２７年　３月１３日

２　保管期間

告示の日から９０日間

３　連絡先

垂水自転車等保管庫

０５９－２２２－６３０７

津市告示第５７号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２６０条の２第１１項の規定により、平成１６年安濃町告示第５号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第１０項の規定により次のとおり告示する。

平成２７年３月２３日

津市長　前　葉　泰　幸

１　届出者

清水地区自治会

三重県津市安濃町清水１１２３番地

代表者　下　井　勝　文

２　変更に係る事項

（１）代表者の氏名及び住所

変更前	下　井　　治 三重県津市安濃町清水６８０番地
変更後	下　井　勝　文 三重県津市安濃町清水１０２３番地１

（２）役員、役員の任期

変更前	第９条　本会に次の役員を置く。 (1)（略） (2)　自治会長（区長）代理１人 (3)班長９名 第１２条　役員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。

変更後	第９条　本会に次の役員を置く。 (1)（略） (2)　自治会長（区長）代理　１人、ただし総会の議決を得て２人まで選任できる。また班長を兼任できる。 (3)班長１１名 第１２条　役員の任期は、原則として２年とする。 また、再任を妨げない。

３　変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成２７年３月１日の定期総会において新任され平成２７年３月１日から就任することになったため。また、平成２７年３月１日の総会において規約の改正があったため。

津市告示第５８号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２６０条の２第１１項の規定により、平成１６年安濃町告示第３号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第１０項の規定により次のとおり告示する。

平成２７年３月２３日

津市長　前　葉　泰　幸

１　届出者

内多地区自治会

三重県津市安濃町内多８２７番地１

代表者　上　村　定　信

２　変更に係る事項

（１）代表者の氏名及び住所

変更前	北　角　　毅 三重県津市安濃町清水１４６５番地
変更後	上　村　定　信 三重県津市安濃町内多８４９番地

（２）役員、役員の選任

変更前	第１２条　本会に次の役員を置く。 会長　　１名 副会長　　１名 班長　　16 名 監事　　３名 第１３条　本会の役員は次の各号により選出する。 （１）　略 （２）　略 （３）　班長は各班(1 班～16 班)より 1 名を総会において選出する。 （４）　略

変更後	第１２条　本会に次の役員を置く。 会長　　１名 副会長　　１名 班長　　１７名 監事　　３名 第１３条　本会の役員は次の各号により選出する。 （１）　略 （２）　略 （３）　班長は各班(1 班～17 班)より 1 名を総会において選出する。 （４）　略

３　変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成２７年３月８日の定期総会において新任され平成２７年４月１日から就任することになったため。また、平成２７年３月８日の総会において規約の改正があったため。

津市告示第５９号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２６０条の２第１１項の規定により、平成１７年安濃町告示第５号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第１０項の規定により次のとおり告示する。

平成２７年３月２３日

津市長　前　葉　泰　幸

１　届出者

曽根区自治会

三重県津市安濃町曽根６０９番地２

代表者　木　下　　勉

２　変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	村　山　好　昭 三重県津市安濃町曽根６２２番地
変更後	木　下　　勉 三重県津市安濃町曽根２４０番地１

３　変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成２７年３月１５日の定期総会において新任され、平成２７年３月１５日から就任することになったため。

津市告示第６０号

津市情報公開条例第２４条第１項の規定に基づく出資法人等の指定に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成２７年３月２３日

津市長　前　葉　泰　幸

津市情報公開条例第２４条第１項の規定に基づく出資法人等の指定に関する告示の一部を改正する告示

津市情報公開条例第２４条第１項の規定に基づく出資法人等の指定（平成１８年津市告示第６４号）の一部を次のように改正する。

「財団法人津市社会教育振興会」を「公益財団法人津市社会教育振興会」に、「株式会社津市伊勢湾ヘリポート」を「株式会社伊勢湾ヘリポート」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

津市告示第６１号

津市個人情報保護条例第４６条第１項の規定に基づく出資法人等の指定に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成２７年３月２３日

津市長　前　葉　泰　幸

津市個人情報保護条例第４６条第１項の規定に基づく出資法人等の指定に関する告示の一部を改正する告示

津市個人情報保護条例第４６条第１項の規定に基づく出資法人等の指定（平成１８年津市告示第１３６号）の一部を次のように改正する。

「財団法人津市社会教育振興会」を「公益財団法人津市社会教育振興会」に、「株式会社津市伊勢湾ヘリポート」を「株式会社伊勢湾ヘリポート」に、「社団法人津市シルバー人材センター」を「公益社団法人津市シルバー人材センター」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

津市告示第６２号

下記の者の交付要求通知書は、あてどころ不明のため、送達することができないので、地方税法第２０条の２の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成２７年３月２４日

津市長　前　葉　泰　幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	○○　○○○　○○○	交付要求通知書

注意：地方税法第２０条の２第３項の規定により、公示送達をした日から起算して７日を経過したときに、書類の送達があったものと見なす。

津市告示第６３号

公職選挙法施行令（昭和２５年政令第８９条）第１１９条第２項及び同令第１２１条の規定により、個人演説会等開催のために必要な設備の程度及び納付すべき費用の額を津市選挙管理委員会の承認を得て次のとおりとする。

なお、平成２６年津市告示第２５３号は、廃止する。

平成２７年３月２５日

津市長　前　葉　泰　幸

別紙のとおり

公営個人演説会場一覧表

施設番号	会場番号	区分	施設の名称	使用する部屋の種類	聴衆席の面積(㎡)	費用額(円) 昼間	費用額(円) 夜間	施設の種類・程度 演説会場 照明	演説会場 演壇	演説会場 聴衆席	演説会場 拡声器	演説会場 時計	演説会場 その他	弁士控室 照明	弁士控室 その他	その他
1	1	第161条第1項①	津市立 高野尾幼稚園 高野尾町5266-1	遊戯室	91	7,921	24,528	40W 32 ﾀﾞｳﾝﾗｲﾄ12 他 4	有	いす 50	有	有	－	－	－	－
2	2	第161条第1項①	津市立 大里幼稚園 大里窪田町1870	遊戯室	72.8	7,921	24,528	40W 20	有	いす 80	有	有	－	40W 8	－	－
3	3	第161条第1項①	津市立 白塚幼稚園 白塚町4463	遊戯室	55	7,921	24,528	40W 12	無	いす 50	有	有	－	－	－	－
4	4	第161条第1項①	津市立 北立誠幼稚園 江戸橋一丁目76-2	遊戯室	204	7,921	24,528	40W 40	有	いす 70	有	有	－	40W6	会議机6 椅子10 会議室	－
5	5	第161条第1項①	津市立 南立誠幼稚園 桜橋二丁目39	遊戯室 (2階)	150	7,921	24,528	40W 40	有(ステージ)	いす 50	有	有	－	有	いす 5	駐車場なし
6	6	第161条第1項①	津市立 敬和幼稚園 中河原445	遊戯室	75.92	7,921	24,528	80W 15	有	いす 50	有	有	－	－	－	－
7	7	第161条第1項①	津市立 新町幼稚園 新町三丁目4-20	遊戯室	120	7,921	24,528	蛍光灯15	移動式 1	いす 80	有	有	－	－	－	－
8	8	第161条第1項①	津市立 修成幼稚園 修成町12-1	遊戯室	159.6	7,921	24,528	有	有	いす 100	有	有	－	有	机 4 いす12	－
9	9	第161条第1項①	津市立 育生幼稚園 阿漕町津興1158	遊戯室	200	7,921	24,528	60W 25	有	いす 120	有	有	－	－	－	－
10	10	第161条第1項①	津市立 安東幼稚園 納所町234	遊戯室	135	7,921	24,528	40W 24	有	いす 70	有	有	－	40W 11	－	－
11	11	第161条第1項①	津市立 神戸幼稚園 神戸332-1	遊戯室	251.18	7,921	24,528	40W 30	移動式 1	いす 200	有	有	－	40W 6	机 8 いす24	－
12	12	第161条第1項①	津市立 藤水幼稚園 藤方1627	遊戯室	206	7,921	24,528	36W 34	有	いす 130	有	有	－	36W 4	机 14 いす9	－
13	13	第161条第1項①	津市立 高茶屋幼稚園 高茶屋三丁目1-1	遊戯室	295	7,921	24,528	40W 30	有	いす 200	有	有	－	40W 4	机 4 いす10	－
14	14	第161条第1項①	津市立 雲出幼稚園 雲出本郷町1165	遊戯室	192.24	7,921	24,528	40W 20	有	いす 87	有	有	－	40W 7	－	投票所
15	15	第161条第1項①	津市立 豊が丘小学校 豊ヶ丘2丁目34－1	体育館	697	7,921	24,528	400W 16 300W 15	有	いす 624	有	有	－	40W 4	机 11	－
16	16	第161条第1項①	津市立 高野尾小学校 高野尾町5266-1	多目的ホール	240	7,921	24,528	40W 60	有	いす 100	有	有	－	－	－	－
	17			体育館	708			400W 16 300W 15	有	いす 150	有	有	－	80W 2	いす 1	－
17	18	第161条第1項①	津市立 大里小学校 大里窪田町1821	会議室	66	7,921	24,528	40W 20	無	いす 40	無	有	－	－	－	投票所
	19			体育館	797			100W 31	机 1	いす 280	有	有	－	40W 4	－	－
18	20	第161条第1項①	津市立 一身田小学校 一身田大古曽355	会議室	84	7,921	24,528	40W 24	有	いす 70	無	有	－	－	－	－
	21			体育館	697			400W 16 300W 15	有	いす 500	有	有	－	－	－	投票所
19	22	第161条第1項①	津市立 白塚小学校 白塚町4463	会議室	63	7,921	24,528	蛍光灯 8	無	いす 50	無	有	－	－	－	－
	23			体育館	720			水銀灯16 白熱灯14 LED灯 1	有	いす350	有	有	－	－	－	－
20	24	第161条第1項①	津市立 栗真小学校 栗真中山町452	会議室	68	7,921	24,528	40W 24	無	いす 30	無	有	机 有	－	－	－
	25			体育館	720			400W 15	有	いす 100	無	有	－	－	－	－
21	26	第161条第1項①	津市立 北立誠小学校 江戸橋一丁目30	コミュニティー ルーム	56	7,921	24,528	有	有	いす 40	無	有	－	－	－	－
	27			体育館	700			有	有	いす 150 シート有	有	有	－	有	－	投票所
22	28	第161条第1項①	津市立 南立誠小学校 桜橋二丁目39	会議室	104	7,921	24,528	蛍光灯 12	無	いす 50	有	有	－	－	－	投票所
	29			体育館	708			水銀灯16 白熱灯15 蛍光灯12	有	いす 500	有	有	－	－	机 3 いす 6	－
23	30	第161条第1項①	津市立 西が丘小学校 長岡町800-437	体育館	700	7,921	24,528	400W 16 300W 15	有	いす 300	有	有	－	－	－	投票所
24	31	第161条第1項①	津市立 敬和小学校 中河原445	会議室	84.8	7,921	24,528	40W 18	有	いす 45	無	有	－	－	－	－
	32			体育館	720			200W 30 40W 2 20W 2	有	いす 200 シート 有	無	有	長机10	有	いす 5	投票所

施設番号	会場番号	区分	施設の名称	使用する部屋の種類	聴衆席の面積(㎡)	費用額(円) 昼間	費用額(円) 夜間	施設の種類・程度 講説会場 照明	講説会場 演壇	講説会場 聴衆席	講説会場 拡声器	講説会場 時計	講説会場 その他	弁士控室 照明	弁士控室 その他	その他
25	33	第161条第1項①	津市立 養正小学校 丸之内養正町14-1	コミュニティールーム	102	7,921	24,528	有	無	机 20 いす 50	無	有	-	-	机 2 和室	-
	34			体育館	697.38			400W 16 300W 13	有	いす 500 シート 有	有	有	-	有	ミーティングルーム 机・いす	投票所
26	35	第161条第1項①	津市立 新町小学校 八町三丁目3-1	会議室	96	7,921	24,528	40W 24	無	いす 50	有	有	-	-	-	投票所
	36			体育館	768			水銀灯24 白熱灯24	有	いす 200 シート 14	有	有	-	蛍光灯	-	-
27	37	第161条第1項①	津市立 修成小学校 修成町9-1	北校舎1階会議室	54	7,921	24,528	常設灯14	長机 12	いす 32	無	有	-	-	-	-
	38			体育館	720			常設灯27	有	いす850	有	有	-	有	長机 1	-
28	39	第161条第1項①	津市立 育生小学校 下弁財町津興1350	会議室	100	7,921	24,528	40W 24	無	いす 60	無	有	-	400W 2	-	投票所
	40			体育館	833			400W 20 500W 20	有	いす 60	有	有	-	400W 2	机 1 いす 5	-
29	41	第161条第1項①	津市立 安東小学校 納所町245	会議室	128	7,921	24,528	40W 30	無	いす 70	有	有	-	有	-	-
	42			体育館	720			水銀灯16 白熱灯15	有	いす 500 シート 19	有	有	-	2	机 6 いす 18	投票所
30	43	第161条第1項①	津市立 櫛形小学校 分部1211-1	体育館	667	7,921	24,528	400W 30	有	いす 300 シート 20	有	有	-	40W 4	机 6 いす 20	-
31	44	第161条第1項①	津市立 片田小学校 片田井戸町22	体育館	697	7,921	24,528	水銀灯18 白熱灯15	机 1 小机 2	いす 550	有	有	-	蛍光灯 有	ミーティング室 机 8	投票所
32	45	第161条第1項①	津市立 神戸小学校 神戸332-1	体育館	697	7,921	24,528	400W 16 300W 15	有	いす 200	有	有	-	40W 2	机 4 いす 12	-
33	46	第161条第1項①	津市立 藤水小学校 藤方1627	会議室	80	7,921	24,528	蛍光灯40W 38	有	いす 100	無	有	-	-	-	-
	47			体育館	696			水銀灯18 白熱灯13	有	いす 500	有	有	-	40W 8	机 4 いす 12	投票所
34	48	第161条第1項①	津市立 南が丘小学校 垂水2538-1	体育館	690	7,921	24,528	40W 30	有	いす 500	有	有	-	-	机 有 いす 有	投票所
	49			多目的ホール(ふれあいホール)	229.5			40W 48 60W 6	有	いす 200 (体育館より100搬入)	有	有	-	-	机:有 いす:有 船に控えるのは可、別室は校舎内となる	-
35	50	第161条第1項①	津市立 高茶屋小学校 高茶屋三丁目1-1	体育館	698	7,921	24,528	400W 18 300W 20 40W 14	有	いす 550	有	有	-	40W 6	-	-
36	51	第161条第1項①	津市立 雲出小学校 雲出本郷町1164	多目的室	109	7,921	24,528	有	有	いす 50	無	有	-	-	-	-
	52			体育館	934			有	有	いす 470	有	有	-	有	机 有 いす 有	-
37	53	第161条第1項①	津市立 豊里中学校 大里睦合町820-1	体育館	972	7,921	24,528	水銀灯16 白熱灯9	移動式 1	いす 400 シート 25	有	有	-	-	机 3 長いす 3	-
38	54	第161条第1項①	津市立 一身田中学校 一身田中野880-1	会議室(2階)	70	7,921	24,528	蛍光灯18	有	いす 60	無	有	-	有	校長室	-
	55			体育館	1,080			700W 13 500W 12	有	いす 150 シート 有	有	有	-			
39	56	第161条第1項①	津市立 橋北中学校 桜橋二丁目38-1	会議室(B棟2階)	102	7,921	24,528	40W 30	机 3	いす 50	無	有	-	40W 8	校長室 ソファー 4	-
	57			体育館	1,035.6			28	有	いす 700	有	有	-	有	机 3	-
40	58	第161条第1項①	津市立 東橋内中学校 中河原356-2	会議室	32.864	7,921	24,528	40W 12	無	机 15 いす 28	無	有	-	-	-	-
	59			体育館	840			100W～200W 40	有	いす 300	有	有	-	有	いす有	-
41	60	第161条第1項①	津市立 西橋内中学校 東古河町7-1	被服室	128	7,921	24,528	有	無	いす 40	無	無	-	-	-	投票所
	61			体育館	1,225			27	移動式	いす 150 シート 有	有	有	-	-	-	-
42	62	第161条第1項①	津市立 橋南中学校 上弁財町津興2537-4	会議室	56	7,921	24,528	40W 12	無	いす 40	無	有	-	-	-	-
	63			体育館	875			水銀灯24	移動式	いす 600	有	有	-	-	-	-
43	64	第161条第1項①	津市立 西郊中学校 一色町219	体育館	1,387	7,921	24,528	400W 21 100W 21	有	いす 600 シート 有	有	有	-	-	-	-

施設番号	会場番号	区分	施設の名称	使用する部屋の種類	聴衆席の面積(㎡)	費用額(円) 昼間	費用額(円) 夜間	施設の種類・程度 済説会場 照明	済説会場 演壇	済説会場 聴衆席	済説会場 拡声器	済説会場 時計	済説会場 その他	弁士控室 照明	弁士控室 その他	その他
44	65	第161条第1項①	津市立 南が丘中学校 垂水2622-1	体育館	1,050	7,921	24,528	水銀灯24 白熱灯 8	有	いす 430	有	有	ｽﾃｰｼﾞ照明有	蛍光灯 40W 18	机 10 いす 20	-
45	66	第161条第1項①	津市立 南郊中学校 高茶屋四丁目44-1	ミーティング室	50	7,921	24,528	40W 9	無	いす40	無	有	-	-	-	-
	67			体育館	1,000			有	有	いす 600 シート 有	有	有	-	有	柔道場となっているため畳敷き	-
46	68	第161条第1項①	三重短期大学 一身田中野157	41番教室 (4階)	229	7,921	24,528	80W 30	有	机 210 いす 210	有	無	-	80W 12	42番教室 (4階)	-
	69			体育館	988			有	有	いす 300	有	有	-	有	応接室 テーブル 2 いす 12	-
47	70	第161条第1項①	津市中央公民館 大門7-15	ホール	317	9:00～12:00 4,000 13:00～17:00 5,000 18:00～22:00 5,000		天井灯	演台 1 机 1 いす 1	いす 200	有	有	-	-	-	-
	71			会議室	98	9:00～12:00 1,200 13:00～17:00 1,600 18:00～22:00 1,600		27W 40	演台 1	机 21 いす 63	有	有	-	-	-	-
48	72	第161条第1項①	津市橋北公民館 羽所町700	研修室A	111	9:00～12:00 3,400 13:00～17:00 4,200 18:00～22:00 4,200 冷暖房時は10分の3の額を加算		32W 56	有	72	有	有	-	-	-	-
	73			研修室B	59	9:00～12:00 1,200 13:00～17:00 1,700 18:00～22:00 1,700 冷暖房時は10分の3の額を加算		天井灯	有	36	無	有	-	-	-	-
49	74	第161条第1項①	津市橋南公民館 幸町18-22	会議室	85	9:00～12:00 900 13:00～17:00 1,200 18:00～21:00 1,200 冷暖房時は10分の3の額を加算		40W 20	有	いす 80	有	有	スクリーン有	20W×8	机 8 いす 15	投票所
50	75	第161条第1項①	津市一身田公民館 一身田町293-3	会議室	84	9:00～12:00 900 13:00～17:00 1,100 18:00～22:00 1,100 冷暖房時は10分の3の額を加算		40W 24	有	いす 70	有	有	-	40W 12	研修室A	投票所
51	76	第161条第1項①	津市白塚公民館 白塚町5205	会議室	75	9:00～12:00 900 13:00～17:00 1,100 18:00～22:00 1,100 冷暖房時は10分の3の額を加算		40W 24	有	いす 70	無	有	-	-	-	投票所
52	77	第161条第1項①	津市片田公民館 片田井戸町17-2	会議室	103.93	9:00～12:00 900 13:00～17:00 1,100 18:00～22:00 1,100 冷暖房時は10分の3の額を加算		80W 15	有	いす 100	無	有	-	36W 2 30W 2	-	-
53	78	第161条第1項①	津市南郊公民館 高茶屋三丁目25-8	会議室	84	9:00～12:00 900 13:00～17:00 1,100 18:00～22:00 1,100 冷暖房時は10分の3の額を加算		80W 8	有	いす 80	有	有	-	80W 4	2階 研修室	投票所
54	79	第161条第1項①	豊里公民館 大里睦合町610-1	1階 会議室	51	9:00～12:00 900 13:00～17:00 1,100 18:00～22:00 1,100 冷暖房時は10分の3の額を加算		40W 18	有	いす 36	無	有	-	-	-	-
	80			2階 研修室	79	9:00～12:00 700 13:00～17:00 900 18:00～22:00 900 冷暖房時は10分の3の額を加算		40W 32	有	いす 65	無	有	-	-	-	-
55	81	第161条第1項①	津市敬和公民館 寿町21-22	大会議室	130	9:00～12:00 1,700 13:00～17:00 2,200 18:00～22:00 2,200 冷暖房時は10分の3の額を加算		40W 32	有	いす 150	有	有	-	有	-	投票所
56	82	第161条第1項②	津市アストプラザ 羽所町700	アストホール	351	平日 土日祝 9:00～12:00 7,700 10,300 13:00～17:00 10,200 13,700 18:00～22:00 10,200 13,700 冷暖房使用時は1時間につき1,700円		天井灯	有	可動式198 いす 72	有	無	-	6	机 6 いす 21	-
	83			会議室1	123	9:00～12:00 3,700 13:00～17:00 4,500 18:00～22:00 4,600		32W 24	折りたたみ机 1	いす 60	有	有	-	-	-	-
57	84	第161条第1項②	津市センターパレスホール 大門7-15	ホール	460	9:00～12:00 20,000 13:00～17:00 27,000 18:00～22:00 27,000		400W 32 336W 28	移動式 1	いす 552	有	有	-	80W 2	5人用 応接セット 1	-

施設番号	会場番号	区分	施設の名称	使用する部屋の種類	聴衆席の面積(㎡)	費用額(円)		施設の種類・程度								その他
						昼間	夜間	講演会場						弁士控室		
								照明	演壇	聴衆席	拡声器	時計	その他	照明	その他	
58	85	第161条 第1項②	津リージョンプラザ内 お城ホール 西丸之内23-1	ホール	487	平日 土日祝 9:00～12:00 7,000 9,000 13:00～17:00 10,000 14,000 18:00～22:00 14,000 19,000 9:00～17:00 17,000 23,000 13:00～22:00 24,000 33,000		30.6kw 69	演壇 1 机 2 いす 4	600	有	有	－	320W	机 1 いす 4	－
59	86	第161条 第1項②	津市橋南市民センター 津興1162	大ホール	170	9:00～12:30 2,800 13:00～17:00 2,800 18:00～21:30 3,400		40W 40	移動式 1	いす 200	有	有	－	－	－	－
60	87	第161条 第1項②	津市北部市民センター 栗真中山町816-10	大会議室	176.25	9:00～12:30 2,800 13:00～17:00 2,800 18:00～21:30 3,400		120W 4 40W 56	移動式 1	いす 120	有	有	－	－	机 7 いす 15	－
61	88	第161条 第1項②	津市西部市民センター 野田1-1	大会議室	156	9:00～12:30 2,800 13:00～17:00 2,800 18:00～21:30 3,400		40W 48	移動式 1	机 43 いす 140	有	有	－	40W 8	小会議室 和 室	－
62	89	第161条 第1項②	津市雲出市民センター 雲出本郷町1389	ホール	90	9:00～12:30 2,800 13:00～17:00 2,800 18:00～21:30 3,400		55W 20 18W 14	移動式 1	いす 100	有	有	－	－	－	－
63	90	第161条 第1項②	津市白塚市民センター 白塚町2111	大ホール	176.5	9:00～12:30 2,800 13:00～17:00 2,800 18:00～21:30 3,400		250W 5 42W 78 32W 26 20W 2	移動式 1	机 50 いす 150	有	有	－	32W 12	小会議室 机 8 いす 24	投票所
64	91	第161条 第1項②	津市高茶屋市民センター 高茶屋四丁目37番59号	大ホール	270.6	9:00～12:30 4,000 13:00～17:00 4,000 18:00～21:30 5,100		42W×3 22 400W×1 12	有	288	有	有	－	小会議室 32W×2 8 9:00～12:30 400 13:00～17:00 400 18:00～21:30 500	机 6 いす 18	冷暖房使用は10分の3の額を加算
	92	第161条 第1項②		大会議室	60	9:00～12:30 900 13:00～17:00 900 18:00～21:30 1,100		40W×2 15	無	30	無	無	－	－	－	－
65	93	第181条 第1項②	津市橋南会館 柳山津興1535－27	大会議室	94.5	9:00～12:30 1,200 13:00～17:00 1,200 18:00～21:30 1,500		40W×2 15	無	いす 70	無	有	－	40W×2 2	小会議室 机 4 いす 9	投票所
66	94	第161条 第1項②	津市新町会館 八町二丁目5-18	大会議室	106	9:00～12:30 1,200 13:00～17:00 1,200 18:00～21:30 1,500		40W×2 18	無	いす 90	ワイヤレス 2 マイクスタンド大1 小1	有	－	40W×2 1	小会議室 机 4 いす 10	－
67	95	第161条 第1項②	津市城山会館 城山二丁目20-3	大会議室	61.75	9:00～12:30 1,200 13:00～17:00 1,200 18:00～21:30 1,500		32W×2 15	無	いす 45	無	有	－	32W×2 9	小会議室 机 11 いす 20	投票所
68	96	第161条 第1項②	津市津西会館 一身田上津部田1355-5	大会議室	72	9:00～12:30 1,200 13:00～17:00 1,200 18:00～21:30 1,500		32W×2 12	移動式 1	いす 80	ワイヤレス 2 有線 1 マイクスタンド大1	有	－	32W×2 12	小会議室 机 8 いす 25	投票所
69	97	第161条 第1項②	津市豊が丘会館 豊が丘二丁目1-1	大会議室	75	9:00～12:30 1,200 13:00～17:00 1,200 18:00～21:30 1,500		32W×2 15	移動式 1	いす 55	ワイヤレス 2	有	－	32W×2 6	小会議室 机 6 いす 14	投票所
70	98	第161条 第1項②	津市南が丘会館 垂水2882-1	別棟 研修室 1・2	190	9:00～12:30 2,400 13:00～17:00 2,400 18:00～21:30 3,000		32W 20	無	いす 120	有	有	－	32W 20	研修室 3 工作用机 6 いす 24	－
71	99	第181条 第1項②	津市櫛形市民館 分部262-1	和 室	53	7,921	24,528	蛍光灯 40W 16	有	座布団50	無	有	－	40W 2	事務室 机 いす	－
72	100	第161条 第1項②	津市中央市民館 愛宕町223	ホール	105.7	7,921	24,528	40W 32	有	いす 150	有	有	－	40W 18	会議室 円卓 1 いす 15	－
73	101	第161条 第1項②	津市長谷山市民館 分部1712-1	会議室	45,7	7,921	24,528	40W 8	無	いす 20	無	有	－	40W 1	事務室 机 2 いす 2	－
74	102	第161条 第1項②	津市雲出市民館 雲出島貫町488-7	和室	59.4	7,921	24,528	40W 48	無	座布団80	無	有	－	40W 12	机 1 いす 6	－
75	103	第181条 第1項②	津市贄崎地区防災コミュニティセンター 港町1番23号	集会室1・2	70.42	9:00～12:30 800 13:00～17:00 800 18:00～21:30 1,100 9:00～21:30 2,100 冷暖房時は10分の3の額を加算		32W×12	有(移動式)	椅子75	有 (ワイヤレス×2)	有	ホワイトボード	－	－	－
76	104	第161条 第1項③	津市阿漕塚記念館 柳山津興622	大会議室	63	9:00～12:30 1,100 13:00～17:00 1,100 18:00～21:30 1,400		80W 8	無	いす 20	無	有	－	60W	和室 10畳	投票所
77	105	第161条 第1項③	津市相生会館 相生町383	和 室	148.5 畳45畳	7,921	24,528	40W 40	机 10	座布団50	無	有	－	80W 1	応接4点セット	－

施設番号	会場番号	区分	施設の名称	使用する部屋の種類	聴衆席の面積(㎡)	費用額(円)		施設の種類・程度								その他
						昼間	夜間	講説会場						弁士控室		
								照明	演壇	聴衆席	拡声器	時計	その他	照明	その他	
78	106	第161条第1項③	津市愛宕会館 愛宕町10	和室	132	7,921	24,528	40W 24	有	座布団100	有	有	－	有	机 いす	－
79	107	第161条第1項③	津市大井会館 中河原170-6	大広間	36畳	7,921	24,528	480W	無	座布団50	有	有	－	有	有	－
80	108	第161条第1項③	島崎集会所 島崎町261-2	1階 会議室	33	7,921	24,528	40W 8	無	いす 40	無	有	－	有	有 エアコン付	－
	109			2階 日本間	41	7,921	24,528	40W 12	有(板間)	座布団 80	無	有	－	有	有 エアコン付	－
81	110	第161条第1項③	津市高洲町教育集会所 高洲町15-30	2階 会議室	105	7,921	24,528	40W 30	有	いす 50	有	有	－	20W 10	和室	－
82	111	第161条第1項③	津市モーターボート競走場 ツッキードーム 藤方837	ツッキードーム	998.5	平日 土日祝 (1時間あたり) 2,700 3,600		1KW 12 400W 36 500W 42	移動 1 いす 40	1～3F 521 4F 152	有	無	－	40W 48	机 3 パイプいす 12 丸いす 6	－
83	112	第161条第1項③	メッセウイング・みえ 北河路町19-1	展示場(A)	1099	平日 9:00～17:00 178,400 9:00～12:45 92,400 13:00～17:00 92,400 土日休日 9:00～17:00 212,100 9:00～12:45 111,300 13:00～17:00 111,300	平日 17:15～21:00 108,050 土日休日 17:15～21:00 127,050	水銀灯 1kw 64灯	有	椅子 2,200 (展示場の合計数)	有	有	－	－	－	－
	113			展示場(B)	1099	平日 9:00～17:00 178,400 9:00～12:45 92,400 13:00～17:00 92,400 土日休日 9:00～17:00 212,100 9:00～12:45 111,300 13:00～17:00 111,300	平日 17:15～21:00 108,050 土日休日 17:15～21:00 127,050	水銀灯 1kw 64灯	有	椅子 2,200 (展示場の合計数)	有	有	－	－	－	－
	114			展示場(C)	1099	平日 9:00～17:00 178,400 9:00～12:45 92,400 13:00～17:00 92,400 土日休日 9:00～17:00 212,100 9:00～12:45 111,300 13:00～17:00 111,300	平日 17:15～21:00 108,050 土日休日 17:15～21:00 127,050	水銀灯 1kw 64灯	有	椅子 2,200 (展示場の合計数)	有	有	－	－	－	－
	115			展示場(全面)	3231	平日 9:00～17:00 481,950 9:00～12:45 253,050 13:00～17:00 253,050 土日休日 9:00～17:00 578,550 9:00～12:45 303,450 13:00～17:00 303,450	平日 17:15～21:00 288,750 土日休日 17:15～21:00 348,500	水銀灯 1kw 192灯	有	椅子 2,200	マイク2 (ワイヤレス) 有	有	－	－	－	－
	116			展示場(2/3)	2151	平日 9:00～17:00 337,050 9:00～12:45 177,450 13:00～17:00 177,450 土日休日 9:00～17:00 404,250 9:00～12:45 213,150 13:00～17:00 213,150	平日 17:15～21:00 202,850 土日休日 17:15～21:00 243,600	水銀灯 1kw 128灯	有	椅子 2,200 (展示場の合計数)	マイク2 (ワイヤレス) 有	有	－	－	－	－
	117			1階中研修室	72	平日 9:00～17:00 15,750 9:00～12:45 8,400 13:00～17:00 8,400 土日休日 9:00～17:00 17,850 9:00～12:45 9,450 13:00～17:00	平日 17:15～21:00 8,400 土日休日 17:15～21:00 8,400	蛍光灯 40W 72 20W 24 白熱灯 60W 10	無	42	有	有	－	－	－	－
	118			2階大研修室	205	平日 9:00～17:00 38,850 9:00～12:45 21,000 13:00～17:00 21,000 土日休日 9:00～17:00 47,250 9:00～12:45 25,200 13:00～17:00 25,200	平日 17:15～21:00 21,000 土日休日 17:15～21:00 25,200	蛍光灯 40W 204 20W 4 白熱灯 100W 8 60W 6	無	150	有	有	－	－	－	－
	119			2階中研修室	63	平日 9:00～17:00 15,750 9:00～12:45 8,400 13:00～17:00 8,400 土日休日 9:00～17:00 17,850 9:00～12:45 9,450 13:00～17:00 9,450	平日 17:15～21:00 8,400 土日休日 17:15～21:00 9,450	蛍光灯 40W 60	無	36	有	有	－	－	－	－

施設番号	会場番号	区分	施設の名称	使用する部屋の種類	聴衆席の面積(㎡)	費用額(円)		施設の種類・程度								その他
						昼間	夜間	演説会場						弁士控室		
								照明	演壇	聴衆席	拡声器	時計	その他	照明	その他	
83	120	第161条第1項③	メッセウイング・みえ 北河路町19-1	2階会議室	148	平日 9:00～17:00 21,000 9:00～12:45 11,550 13:00～17:00 11,550 土日休日 9:00～17:00 26,200 9:00～12:45 13,850 13:00～17:00 13,850	平日 17:15～21:00 11,550 土日休日 17:15～21:00 13,850	蛍光灯 40W 52	無	60	有	有	－	－	－	－
84	121	第161条第1項①	津市河芸公民館 河芸町浜田742	大ホール	685	平日、土日祝日とも 9:00～12:00 6,000 13:00～17:00 7,000 18:00～22:00 7,000 冷暖房使用3割加算		ﾀﾞｳﾝﾗｲﾄ28 40W 20	有	いす500 (固定)	有	有	－	－	－	エレベーター スロープ 駐車場有
	122			第1、2会議室	162	平日、土日祝日とも 9:00～12:00 1,600 13:00～17:00 2,000 18:00～22:00 2,000 冷暖房使用3割加算		40W 60 ﾀﾞｳﾝﾗｲﾄ32	有	机 39 いす117	有	有		－	－	
85	123	第161条第1項①	津市上野公民館 河芸町上野834－4	第1、2研修室	62.5	平日、土日祝日とも 9:00～12:00 800 13:00～17:00 1,000 18:00～22:00 1,000 冷暖房使用3割加算		40W 20	有	机 13 いす36	無	有	－	－	－	－
	124			第1、2会議室 (和室)	54	平日、土日祝日とも 9:00～12:00 800 13:00～17:00 1,000 18:00～22:00 1,000 冷暖房使用3割加算		55W 16	無	―	無	無		－	－	－
86	125	第161条第1項①	津市千里ヶ丘公民館 河芸町千里ヶ丘14	ホール	155	平日、土日祝日とも 9:00～12:00 800 13:00～17:00 1,000 18:00～22:00 1,000 冷暖房使用3割増加算		40W 32	無	机 20 いす40	無	有	－	－	－	－
87	126	第161条第1項①	津市立朝陽中学校 河芸町上野2010	体育館	1091.94	7,921	24,528	白熱灯9 水銀灯56	有	いす500	有	有	－	－	－	－
88	127	第161条第1項①	津市立豊津小学校 河芸町一色1680	体育館	530	7,921	24,528	水銀灯12	有	いす250	有	有	－	－	－	投票所
89	128	第161条第1項①	津市立上野小学校 河芸町上野2963	体育館	583	7,921	24,528	白熱灯16 水銀灯16	有	いす300	有	有	－	－	－	投票所
90	129	第161条第1項①	津市立黒田小学校 河芸町北黒田109－1	体育館	583	7,921	24,528	白熱灯16 水銀灯16	有	いす200	有	有	－	－	－	投票所
91	130	第161条第1項①	津市立千里ヶ丘小学校 河芸町千里ヶ丘13	体育館	578	7,921	24,528	白熱灯4 水銀灯21	有	いす500	有	有	－	－	－	投票所
92	131	第161条第1項①	津市立豊津幼稚園 河芸町一色1666	遊戯室	140	7,921	24,528	40W2列 24	無	無	有	無	－	－	－	－
93	132	第161条第1項①	津市立上野幼稚園 河芸町上野2963	遊戯室	157	7,921	24,528	40W2列 14	無	無	有	有	－	－	－	－
94	133	第161条第1項①	津市立黒田幼稚園 河芸町北黒田109－1	遊戯室	98	7,921	24,528	40W3列 6 27Wﾂｲﾝ 9 18Wﾂｲﾝ 3	無	無	有	有	－	－	－	－
95	134	第161条第1項①	津市立千里ヶ丘幼稚園 河芸町千里ヶ丘13	遊戯室	154	7,921	24,528	40W2列 25	有	無	有	有	－	－	－	－
96	135	第161条第1項①	津市立椋本幼稚園 芸濃町椋本5132番地	遊戯室	70	7,921	24,528	有	有	パイプ椅子 60・収容100	無	有	－	－	－	－
97	136	第161条第1項①	津市立明幼稚園 芸濃町林325番地	遊戯室	130.5	7,921	24,528	蛍光灯27	有	収容50	無	有	－	－	－	－
98	137	第161条第1項①	津市立安西・霊林院幼稚園 芸濃町北神山305番地	遊戯室	120	7,921	24,528	蛍光灯25	無	収容50	無	有	－	－	－	－
99	138	第161条第1項①	津市立芸濃小学校 芸濃町椋本5047番地	体育館	530	7,921	24,528	水銀灯20	有	パイプ椅子 300	マイク3 スピーカ2	有	－	－	－	－
100	139	第161条第1項①	津市立明小学校 芸濃町林325番地	体育館	441	7,921	24,528	白熱灯2水銀灯13	有	パイプ椅子 150・収容 200	有	有	－	－	－	投票所
101	140	第161条第1項①	津市立芸濃中学校 芸濃町椋本5147番地	体育館 アリーナ		7,921	24,528	水銀灯 37灯	有	折りたたみ椅子 200	有	有	－	－	－	－
	141			多目的ホール1	102.33			蛍光灯 56灯	無	無	有	有	－	－	－	－
	142			多目的ホール2	109.29			蛍光灯13 ダウンライト8	無	無	有	有	－	－	－	－
102	143	第161条第1項①	津市安西公民館 芸濃町北神山310番地	会議室	32	09:00～12:00 400 13:00～17:00 500 18:00～22:00 500		40W 6	無	椅子20	－	－	－	－	－	－
103	144	第161条第1項①	津市霊林院公民館 芸濃町霊林院586番地	会議室	30	09:00～12:00 400 13:00～17:00 500 18:00～22:00 500		40W 8	無	椅子20	－	－	－	－	－	－

施設番号	会場番号	区分	施設の名称	使用する部屋の種類	聴衆席の面積(㎡)	費用額(円)		施設の種類・程度								その他
						昼間	夜間	演説会場						弁士控室		
								照明	演壇	聴衆席	拡声器	時計	その他	照明	その他	
104	145	第161条第1項②	津市芸濃コミュニティセンター 芸濃町椋本6141-1	大会議室	192	09:00～12:00 2000 13:00～17:00 2300 18:00～22:00 2300 9:00～17:00 4300 13:00～22:00 4600 9:00～22:00 5300 冷暖房時は10分の3の額を加算		有 (白熱灯、蛍光灯)	有(移動式)	いす80	有	有	ホワイトボード	－	－	期日前投票所近接施設
	146			中会議室1・2 中会議室3・4	84	09:00～12:00 1500 13:00～17:00 1700 18:00～22:00 1700 9:00～17:00 3200 13:00～22:00 3400 9:00～22:00 4000 冷暖房時は10分の3の額を加算		有 (蛍光灯)	無	いす36	無	有	ホワイトボード	－	－	
	147			小会議室1 小会議室2	45.4	09:00～12:00 800 13:00～17:00 900 18:00～22:00 900 9:00～17:00 1700 13:00～22:00 1800 9:00～22:00 2100 冷暖房時は10分の3の額を加算		有 (蛍光灯)	無	いす18	無	有	ホワイトボード	－	－	
105	148	第161条第1項③	津市霊林院福祉会館 芸濃町霊林院1019番地	集会室(2階)	95.7	9-12時 200円 12-17時 300円	17-21時 500円	蛍光灯16	有	収容60	有	有	－	－	－	－
	149			和室(1階)	47.04			7	無	40	無	有	－	－	－	－
	150			和室(2階)	54.3			蛍光灯8	無	収容30	無	有	－	－	－	－
	151			多目的室(1階)	68.6			蛍光灯12	有	収容60	無	有	－	－	－	投票所
106	152	第161条第1項③	津市芸濃総合文化センター 芸濃町椋本6824番地	市民ホール	431	9-12時 7,500円 13-17時 10,000円 18-22時 11,000円 (舞台使用時) 冷暖房使用3割増、土日及び祝日3割増		66000W 94灯	有	収容443	有	有	－	120W	有料楽屋 午前300 午後400 夜間500 1階応接室 机 1 椅子 5	投票所
	153			大研修室	234	9-12時3,000円 13-17時4,000円 18-22時 4,400円 (大研修部屋全使用時) 冷暖房使用3割増、土日及び祝日3割増		40W×50灯 2000灯	有	収容120	有	有	－	120W	有料楽屋 午前300 午後400 夜間500 1階応接室 机 1 椅子 5	－
107	154	第161条第1項①	津市立美里中学校 美里町三郷84	体育館	1188	7,921	24,528	有	有	いす 150	有	有	－	有	ミーティングルーム	－
108	155	第161条第1項①	津市立長野小学校 美里町北長野1435	体育館	797	7,921	24,528	有	有	いす 100	有	有	－	有	2階 ミーティングルーム	－
109	156	第161条第1項①	津市立高宮小学校 美里町足坂585	体育館	797	7,921	24,528	有	有	いす 100	有	有	－	有	ミーティングルーム 和室	－
110	157	第161条第1項①	津市立辰水小学校 美里町家所2045	体育館	797	7,921	24,528	有	有	いす 150	有	有	－	有	ミーティングルーム	－
111	158	第161条第1項①	津市立みさと幼稚園 美里町家所2054	遊戯室	58	7,921	24,528	36W 16本	演台1	パイプイス59	無	有	－	－	－	投票所
112	159	第161条第1項①	津市高宮公民館 美里町足坂560－2	研修室	84.24	平日、土日祝日とも 9:00～12:00 600 13:00～17:00 800 18:00～22:00 800 冷暖房使用3割増加算		有	有	いす 60	無	有	－	有	和室	投票所
113	160	第161条第1項②	津市美里文化センター内文化ホール 美里町三郷51－3	ホール	338	2時間 5,000円 (市内)	2時間 5,000円 (市内)	有	有	いす 332	有	有	－	有	有 和室 エアコン付	空調費別途必要
114	161	第161条第1項①	津市立東観中学校 安濃町東観音寺494-1	体育館	1,356.22	7,921	24,528	有(水銀灯)	無	いすなし (ステージなし)	無	有	－	－	－	－
115	162	第161条第1項①	津市立草生小学校 安濃町草生4209	体育館	408	7,921	24,528	有(水銀灯)	有	パイプいす 250	有	有	－	－	－	平日昼の使用は困難
116	163	第161条第1項①	津市立村主小学校 安濃町連部88	体育館	495.99	7,921	24,528	有(水銀灯)	有	パイプいす 270	有	有	－	－	－	平日昼の使用は困難
117	164	第161条第1項①	津市立安濃小学校 安濃町内多451	体育館	583	7,921	24,528	有(水銀灯)	有	パイプいす 300	有	有	－	－	－	－
118	165	第161条第1項①	津市立明合小学校 安濃町粟加978	体育館	450	7,921	24,528	有(水銀灯)	有	パイプいす 290	有	有	－	－	－	平日昼の使用は困難
119	166	第161条第1項①	津市立草生幼稚園 安濃町草生1310-3	遊戯室	99	7,921	24,528	有(蛍光灯)	無	パイプいす 50	有	有	－	－	－	－
120	167	第161条第1項①	津市立村主幼稚園 安濃町連部91-5	遊戯室	100	7,921	24,528	有(蛍光灯)	有	パイプいす 60	有	有	－	－	－	－
121	168	第161条第1項①	津市立安濃幼稚園 安濃町内多476	遊戯室	188.5	7,921	24,528	有(蛍光灯)	有	パイプいす 80	有	有	－	－	－	－
122	169	第161条第1項①	津市立明合幼稚園 安濃町大塚253-2	遊戯室	148.5	7,921	24,528	有(蛍光灯)	無	パイプいす 50	有	有	－	－	－	－
123	170	第161条第1項①	津市安濃中公民館 安濃町東観音寺483	大広間	162	9:00～12:00 2,400 13:00～17:00 3,200 18:00～22:00 3,200		有	有	ざぶとん 100 (収容人数130人)	有	有	－	有	－	期日前投票所近接施設
	171			多目的ホール	137	9:00～12:00 2,400 13:00～17:00 3,200 18:00～22:00 3,200		有	有	パイプいす 130(収容人数 150人)	有	有	－	有	－	

施設番号	会場番号	区分	施設の名称	使用する部屋の種類	聴衆席の面積(㎡)	費用額(円) 昼間	費用額(円) 夜間	施設の種類・程度 演説会場 照明	演説会場 演壇	演説会場 聴衆席	演説会場 拡声器	演説会場 時計	演説会場 その他	控室 照明	控室 その他	その他
124	172	第161条第1項①	津市草生公民館 安濃町草生4249-1	多目的ホール	97	9:00～12:00 1,800 13:00～17:00 2,400 18:00～22:00 2,400		有	有	パイプいす80	有	有	－	－	－	投票所
125	173	第161条第1項①	津市村主公民館 安濃町連部69-1	多目的ホール	116.6	9:00～12:00 1,800 13:00～17:00 2,400 18:00～22:00 2,400		40w 40灯	有	パイプいす80	有	有	－	有	エアコン	投票所
126	174	第161条第1項①	津市安濃公民館 安濃町内多3653	多目的ホール	121.5	9:00～12:00 1,800 13:00～17:00 2,400 18:00～22:00 2,400		有	有	パイプいす80	有	有	－	－	－	投票所
127	175	第161条第1項①	津市明合公民館 安濃町粟加978	研修室(2F)	124.7	9:00～12:00 1,800 13:00～17:00 2,400 18:00～22:00 2,400		40W25本	無	ざぶとん 100 いす 60脚	無	有	－	有	有 会議室1F	投票所
128	176	第161条第1項③	津市サンヒルズ安濃	ハーモニーホール	525	3,800円/時 冷暖房3割増、休日3割増		有(ハロゲン)	有	いす一般596 いす身障 4	有	有	－	有	30㎡ 冷暖房有	－
	177		安濃町東観音寺418	教養娯楽室	149.05	2,000円/時		有(蛍光灯)	有	ざぶとん 200 畳敷	有	有	－	－	－	－
129	178	第161条第1項①	津市立久居中学校	体育館	1,050	7921 電灯使用 600	24528 電灯使用 600	ハロゲン400w ナトリウム270w 30基	78㎡ 演台1	イス800	有	有	－	40w2連×1灯	14㎡	スロープ駐車場有
	179		久居西鷹跡町494	ミーティングルーム	135			40w2連×26灯	無	イス80 机24	無	有	－	－	－	
130	180	第161条第1項①	津市立久居西中学校	体育館	918	7921 電灯使用 600	24528 電灯使用 600	ハロゲン400w ナトリウム180w 24基	56㎡ 演台1	イス500	有	有	－	40w2連×2灯	20㎡	スロープ駐車場有 (駐車場半分)
	181		久居一色町940	ミーティングルーム	129			40w2連×24灯	無	イス100	有	有	－	－	－	
131	182	第161条第1項①	津市立久居東中学校 久居井戸山町721－1	体育館	940	7921 電灯使用 600	24528 電灯使用 600	ハロゲン400w ナトリウム300w 30基	57㎡ 演台1	イス500 机10	有	有	－	40w2連×2灯	22㎡	スロープ駐車場有
132	183	第161条第1項①	津市立誠之小学校	体育館	925	7921 電灯使用 600	24528 電灯使用 600	ハロゲン400w ナトリウム220w 28基	75㎡ 演台1	イス720	有	有	－	40w×2灯	14㎡	投票所 スロープ駐車場有
	184		久居西鷹跡町424	ミーティングルーム	123			40w2連×24灯 40w×2灯	無	イス100 机10	無	有	－	－	－	
133	185	第161条第1項①	津市立成美小学校	体育館	925	7921 電灯使用 600	24528 電灯使用 600	ハロゲン400w ナトリウム220w 28基	75㎡ 演台1	イス700	有	有	－	40w×2灯	14㎡	投票所 スロープ駐車場有
	186		久居新町737	ミーティングルーム	123			40w2連×24灯 40w×2灯	無	イス50 机10	無	有	－	－	－	
134	187	第161条第1項①	津市立桃園小学校	体育館	696	7921 電灯使用 600	24528 電灯使用 600	ハロゲン400w ナトリウム220w 20基	56㎡ 演台1	イス290	有	有	－	40w×1灯	11㎡	スロープ駐車場有
	188		新家町1350	ミーティングルーム	97			40w2連×18灯	無	イス36 机12	無	有	－	－	－	
135	189	第161条第1項①	津市立戸木小学校	体育館	624	7921 電灯使用 600	24528 電灯使用 600	ハロゲン400w 25基	64㎡ 演台1	イス150 机2	有	有	－	40w2連×2灯	16㎡	投票所 スロープ駐車場有
	190		戸木町880	ミーティングルーム	90			40w2連×18灯 40w×2灯	無	イス30 机20	無	有	－	－	－	
136	191	第161条第1項①	津市立栗葉小学校	体育館	696	7921 電灯使用 600	24528 電灯使用 600	ハロゲン400w ナトリウム160w 20基	59㎡ 演台1	イス400	有	有	－	40w×1灯	10㎡	スロープ駐車場有
	192		森町270	ミーティングルーム	99			40w2連×18灯	無	イス50 机20	無	有	－	－	－	
137	193	第161条第1項①	津市立榊原小学校	体育館	696	7921 電灯使用 600	24528 電灯使用 600	ハロゲン400w ナトリウム180w 20基	58㎡ 演台1	イス200 机5	有	有	－	40w×1灯	10㎡	スロープ駐車場有
	194		榊原町5848	ミーティングルーム	99			40w2連×18灯	無	イス20 机10	無	有	－	－	－	
138	195	第161条第1項①	津市立立成小学校	体育館	720	7921 電灯使用 600	24528 電灯使用 600	ハロゲン400w ナトリウム200w 20基	77㎡ 演台1	イス750	有	有	－	40w2連×2灯	22㎡	－
	196		久居野村町560	大会議室	111			40w2連×20灯	無	イス150 机20	有	有	－	－	－	投票所
139	197	第161条第1項①	津市立髙ヶ丘幼稚園 久居東鷹跡町177－5	遊戯室	90	7,921	24,528	40w×20灯	33㎡	イス:60	無	有	－	－	－	－
140	198	第161条第1項①	津市立密柑山幼稚園 久居北口町554－2	リズム室	91	7,921	24,528	40w×18灯 舞台 40w×5灯	有	イス:80	無	有	－	－	－	投票所 駐車場有
141	199	第161条第1項①	津市立桃園幼稚園 新家町873－1	遊戯室	91	7,921	24,528	40w×24灯	33㎡	イス:60	有	有	－	40w2連×4灯	会議室 67㎡	駐車場有
142	200	第161条第1項①	津市立戸木幼稚園 戸木町2337	講堂(遊戯室)	91	7,921	24,528	40w×24灯	33㎡	イス:100	有	有	－	40w2連×4灯	職員室	駐車場有
143	201	第161条第1項①	津市立栗葉幼稚園 森町284－1	遊戯室	96	7,921	24,528	40w×18灯	29㎡	イス:120	有	有	－	－	－	投票所 駐車場有
144	202	第161条第1項①	津市立榊原幼稚園 榊原町5156	遊戯室	99	7,921	24,528	40w×24灯	33㎡	イス:60	有	有	－	40w2連×6灯	空保育室	駐車場有
145	203	第161条第1項①	津市立のむら幼稚園 久居野村町542－3	遊戯室	96	7,921	24,528	40w×18灯	29㎡	イス:110	ポータブル有	有	－	－	－	－
146	204	第161条第1項①	津市久居公民館 久居元町2354	講座室	54	9:00～12:00 1200 13:00～17:00 1500	1,500	40w2連×8灯 40w×2灯	無	イス:36 机:12	有	有	－	40w2連×2灯	応接室 12㎡	スロープ駐車場有
	205			大会議室2階	54	9:00～12:00 2000 13:00～17:00 2600	2,600	40w2連×12灯	有	イス:70 机:23	有	有	－	40w2連×6灯	小会議室2階 36㎡	
	206			大会議室3階	162	9:00～12:00 3200 13:00～17:00 4200	4,200	40w2連×18灯	有	イス:120 机:40	有	有	－	40w2連×4灯	小会議室3階 18㎡	
147	207	第161条第1項①	津市立桃園公民館 新家町1365－5	情報交換研修室	82	9:00～12:00 300 13:00～17:00 300	300	40w2連×10灯	無	50畳 和机30	有	有	－	20w2連×3灯	小会議室 20㎡	スロープ駐車場有

施設番号	会場番号	区分	施設の名称	使用する部屋の種類	聴衆席の面積(㎡)	費用額(円) 昼間	費用額(円) 夜間	施設の種類・程度 済談会場 照明	済談会場 演壇	済談会場 聴衆席	済談会場 拡声器	済談会場 時計	済談会場 その他	弁士控室 照明	弁士控室 その他	その他
148	208	第161条第1項①	津市立戸木公民館 戸木町1782	教室	64	9:00～12:00 1,200 13:00～17:00 1,500	1,500	40w2連×6灯	有	和室40畳 和机20 座敷椅子50	有	有	－	40w2連×4灯	図書室 25㎡ 机5台 椅子15	投票所 スロープ 駐車場有
149	209	第161条第1項①	津市七栗公民館 森町286	大会議室	76	9:00～12:00 800 13:00～17:00 800	800	40w3連×10灯	無	和室40畳 和机15	有	有	－	40w3連×2灯	小会議室 10畳	スロープ 駐車場有
150	210	第161条第1項①	津市立稲葉公民館 稲葉町1905－3	多目的ホール	131	9:00～12:00 300 13:00～17:00 300	300	40w2連×16灯	有	イス150 机34	有	有	－	40w2連×8灯	和室21畳	スロープ 駐車場有
	211			研修室(洋室)	43	390	390	40w2連×8灯	無	無	無	有	－	－	－	スロープ 駐車場有
151	212	第161条第1項②	津市榊原農民研修所 榊原町5104	第4研修室	79	09:00～12:00 2000 13:00～17:00 2000 18:00～22:00 2500 9:00～22:00 5000 冷暖房時は10分の3の額を加算		40w2連×6灯	有	45畳 和机27	無	有	－	40w2連×6灯	第3研修室 34㎡ 机11 椅子49	投票所 スロープ 駐車場有 夜間の場合(休日)館時職員が必要
152	213	第161条第1項②	津市久居市民会館 久居元町2354	休館中のため、使用不可												休館中
153	214	第161条第1項②	津市久居北口市民館 久居北口町2709－6	研修室	80	9:00～12:00 500 13:00～17:00 700 17:00～21:00 1,000 9:00～21:00 1,500		40w2連×18灯	無	イス50 机30	有	有	－	40w2連×3灯	教養娯楽室 20.5㎡	スロープ 駐車場10台
154	215	第161条第1項②	津市久居北口文化会館 久居北口町560－5	研修室	94	9:00～12:00 500 13:00～17:00 700 17:00～21:00 1,000 9:00～21:00 1,500		30w×15灯	無	イス100 机24	無	有	－	32w2連×2灯 97W×1灯	相談室21㎡ イス15・机2	スロープ 駐車場有
155	216	第161条第1項②	津市榊原市民館 榊原町10032	多目的ホール	105	9:00～12:00 500 13:00～17:00 700 17:00～21:00 1,000 9:00～21:00 1,500		32w2連×12灯	無	イス70	有	有	－	－	－	駐車場有
156	217	第161条第1項②	津市立成コミュニティーセンター 久居野村町874番地8	集会室(A)	38.52	9:00～12:00 840 13:00～17:00 840 18:00～21:00 1,050		有 (蛍光灯)	有	机10	有	有	－	－	－	和室(集会所AとBの仕切りは開けるので、AとBを1つの部屋として使用することが可能) スロープ 駐車場有
	218			集会室(B)	27.46	9:00～12:00 840 13:00～17:00 840 18:00～21:00 1,050		有 (蛍光灯)	無	机10	無	無	－	－	－	
157	219	第161条第1項③	津市羽野地区集会所 戸木町5578－13	集会室	30	9:00～12:00 1,050 12:00～17:00 1,570 17:00～21:00 3,150 9:00～21:00 4,720		有	無	18畳	無	有	－	－	－	駐車場有
158	220	第161条第1項③	津市明神地区集会所 久居明神町1180－259	集会室	51	9:00～12:00 1,050 12:00～17:00 1,570 17:00～21:00 3,150 9:00～21:00 4,720		40w2連×6灯	無	イス30 机10	無	有	－	サークライン 2灯	和室8畳×2室	－
159	221	第161条第1項③	津市井戸山地区集会所 久居井戸山町153－6	集会室	59	9:00～12:00 1,050 12:00～17:00 1,570 17:00～21:00 3,150 9:00～21:00 4,720		40w2連×12灯	無	イス40 机10	無	有	－	40w2連×4灯	和室8畳×2室	駐車場有
160	222	第161条第1項③	津市狐塚地区集会所 戸木町3504－3	集会室	59.4	9:00～12:00 1,050 12:00～17:00 1,570 17:00～21:00 3,150 9:00～21:00 4,720		6灯	無	イス50 机10	有	有	－	2灯	和室8畳×2室	駐車場有
161	223	第161条第1項③	津市榊原地区集会所 榊原町2879－2	集会室	96	9:00～12:00 1,050 12:00～17:00 1,570 17:00～21:00 3,150 9:00～21:00 4,720		32w5連×5灯	無	イス50	無	無	－	サークライン 2灯	和室8畳×2室	スロープ 駐車場有 (10台程度)
162	224	第161条第1項③	津市諸戸山・横山地区集会所 久居明神町1530－27	集会室	59.5	9:00～12:00 1,050 12:00～17:00 1,570 17:00～21:00 3,150 9:00～21:00 4,720		40w2連×12灯	無	イス44 机14	無	有	－	－	－	スロープ 駐車場有
	225			和室1	13.3	1,570	3,150	20w4連×1灯	無	―	無	有	－	－	－	スロープ 駐車場有
	226			和室2	16.6	1,570	3,150	20w4連×2灯	無	―	無	有	－	－	－	スロープ 駐車場有
163	227	第161条第1項③	津市風早地区集会所 戸木町4152－359	集会室	38	9:00～12:00 1,050 12:00～17:00 1,570 17:00～21:00 3,150 9:00～21:00 4,720		40w2連×8灯	無	イス35 机10	有	有	－	40w2連×6灯	和室(10畳、8畳)	スロープ 駐車場有 10台
164	228	第161条第1項③	津市桃園地区集会所 川方町475－2	集会室	52	9:00～12:00 1,050 12:00～17:00 1,570 17:00～21:00 3,150 9:00～21:00 4,720		38w3連×12灯 40w×1灯	無	イス38 机10	無	有	－	20w2連×4灯	和室8畳×2室	スロープ 駐車場有
165	229	第161条第1項③	津市相川地区集会所 久居野村町1976－22	集会室	60	9:00～12:00 1,050 12:00～17:00 1,570 17:00～21:00 3,150 9:00～21:00 4,720		40w2連×24灯	無	イス100	有	有	－	40w8灯	机 3 イス 7	駐車場有 従事者なし
166	230	第161条第1項③	津市久居万町・中町・射場町地区集会所 久居射場町43	集会室	50	9:00～12:00 1,050 12:00～17:00 1,570 17:00～21:00 3,150 9:00～21:00 4,720		45w4連×3灯	無	イス40 机14	無	有	－	有	和室8畳×2室	スロープ有
167	231	第161条第1項③	津市元町地区集会所 久居元町2099－2	談話室A	65	9:00～12:00 1,050 12:00～17:00 1,570 17:00～21:00 3,150 9:00～21:00 4,720		32w2連×16灯	無	イス80 机25	有	有	－	―	―	投票所 スロープ有
168	232	第161条第1項③	津市久居団地・東町地区集会所 久居野村町372－264	懇話室(A・B)	87	9:00～12:00 1,050 12:00～17:00 1,570 17:00～21:00 3,150 9:00～21:00 4,720		32w2連×15基	無	イス60 机20	無	有	－	32w2連×4灯	懇話室C 18㎡	スロープ 駐車場有
169	233	第161条第1項③	津市下村教育集会所 榊原町8161－2	集会室	49	7,921	24,528	20w3連×8灯	無	イス41 机9	無	有	－	サークライン1灯	和室8畳	投票所 駐車場有
170	234	第161条第1項③	津市久居総合福祉会館 久居東鷹跡町20－2	レクリエーションホール	284	9-12時 5,250円 13-17時 6,820円	18-21時 6,820円	20w4連×16灯、13w×140灯ほか	45㎡ 演台1	イス300	有	有	－	40w2連×2灯	9㎡	スロープ、エレベーター 駐車場有
	235			第1、2研修室	84	9-12時 2,100円 13-17時 2,720円	18-21時 2,720円	40w2連×16灯 40w×2灯	無	イス48 机16	有	有	－	―	―	－

施設番号	会場番号	区分	施設の名称	使用する部屋の種類	聴衆席の面積(㎡)	費用額(円)		施設の種類・程度								その他
						昼間	夜間	演説会場						弁士控室		
								照明	演壇	聴衆席	拡声器	時計	その他	照明	その他	
171	236	第161条第1項③	津市須ヶ瀬構造改善センター 須ヶ瀬町1610－7	研修室 和室	80	8:30～12:30 1,000 12:30～17:00 1,000 17:30～22:00 1,250 8:30～22:00 2,500 冷暖房使用3割増		40w×24灯	有	イス50	無	有	－	サークライン2灯	和室10畳	投票所 スロープ 駐車場有
172	237	第161条第1項③	津市七栗産業会館 庄田町517－1	会議室	62	9:00～12:00 1,570 13:00～17:00 1,570 18:00～21:00 2,100 9:00～21:00 4,720		40w2連×15灯	無	イス90 机30	有	有	－	40w3連×3灯	懇話室 21㎡	投票所 スロープ 駐車場有
173	238	第161条第1項①	津市立香良洲小学校 香良洲町2190-1	体育館	880	7,921	24,528	40W ×25灯 ステージ別	有	いす 300	有	有	－	－	－	－
174	239	第161条第1項①	津市立香海中学校 香良洲町128	体育館	800	7,921	24,528	有	有	いす 300	有	有	－	－	－	投票所
175	240	第161条第1項①	津市香良洲公民館 香良洲町1876番地1	大会議室	293	9:00～12:00 1500 13:00～17:00 2000	2,000	36灯	無	50席	無	無	－	－	－	期日前 投票所
176	241	第161条第1項②	津市サンデルタ香良洲 香良洲町2167	多目的ホール	828	9:00～12:00 5,000 13:00～17:00 6,500 18:00～21:00 7,500 空調使用3割増		有	有	400	有	有	－	有	使用料要	－
	242			すこやかルーム	387	9:00～12:00 1,000 13:00～17:00 1,300 18:00～21:00 1,500 空調使用3割増		有	有	いす 74	有	有	－	－	－	－
177	243	第161条第1項①	津市立大井幼稚園 一志町大仰304	遊戯室	80	7,921	24,528	蛍光灯13	有	椅子34	有	有	－	蛍光灯4	座敷机4	休園中
178	244	第161条第1項①	津市立川合幼稚園 一志町八太1184-1	遊戯室	150	7,921	24,528	40W×32灯 40W×2×10灯	有	いす100	無	無	－	－	－	2階
179	245	第161条第1項①	津市立高岡幼稚園 一志町高野1451	遊戯室	110	7,921	24,528	蛍光灯42灯	有	いす80	有	有	－	蛍光灯12灯	職員室机8 いす8	－
180	246	第161条第1項①	津市立波瀬幼稚園 一志町波瀬2236	遊戯室	70	7,921	24,528	蛍光灯 16本	有	いす70	有	有	－	蛍光灯 2本	長机2 いす4	休園中
181	247	第161条第1項①	津市立一志西小学校 一志町田尻353-1	体育館	600	7,921	24,528	水銀灯50灯	有	いす480	有	有	－	蛍光灯 4本	机4 いす10	－
182	248	第161条第1項①	津市立一志東小学校 一志町八太785-1	体育館	942.9	7,921	24,528	水銀灯300W×40灯 ハロゲン250W×10灯	有	いす600	有	有	－	蛍光灯 32W×6本	－	－
183	249	第161条第1項①	津市立一志中学校 一志町高野2609	体育館	1095	7,921	24,528	水銀灯 大27灯 中28灯 小15灯	有	いす600	有	有	－	蛍光灯 2本	机4 いす8	－
184	250	第161条第1項①	津市大井公民館 一志町大仰217-1	大研修室	306.6	9時～12時 1,500円 13時～17時 2,000円 冷暖房時は10分の3の額を加算	18時～22時 2,000円	蛍光灯大75 ダウンライト17	有	いす200	有	有	－	2灯	机2 いす4 座敷机5	投票所
185	251	第161条第1項①	津市コミュニティプラザ川合 (津市川合公民館) 一志町八太1008-1	多目的研修室 A・B	A 142 B 155	9時～12時 1,500円 13時～17時 2,000円 9時～17時 3,500円 13時～21時 3,500円 9時～21時 5,000円 冷暖房時は10分の3の額を加算	18時～21時 1,500円	蛍光灯大80 ダウンライト40	有	いす200	有	有	－	40W 4	－	－
186	252	第161条第1項①	津市一志農村環境改善センター (津市一志高岡公民館) 一志町田尻605-2	多目的ホール	523.7	9時～12時 5,000円 12時～17時 5,000円 9時～22時 10,000円 冷暖房使用料1時間につき 1,000円	17時～22時 8,000円	水銀灯18 ダウンライト24 誘導灯14	有	360 移動観覧席	有	有	－	蛍光灯	小会議室	投票所
187	253	第161条第1項①	津市波瀬ふれあい会館 (津市波瀬公民館) 一志町波瀬2232-2	多目的研修室 A・B	A 142 B 158	9時～12時 1,500円 13時～17時 2,000円 9時～17時 3,500円 13時～21時 3,500円 9時～21時 5,000円 冷暖房時は10分の3の額を加算	18時～21時 1,500円	蛍大184小48 ダウンライト14 スポットライト5	有	いす200	有	有	－	40W 18	和室A	投票所
188	254	第161条第1項③	津市一志体育館 一志町高野160-728	メインアリーナ	1080	9:00～12:00 4,000 13:00～17:00 6,000 18:00～21:30 8,000 照明 1時間 500円		水銀灯40他6 水銀灯16	有	2階観覧席318 イス500	有	有	－	－	－	3/31まで天井工事
	255			サブアリーナ	225	9:00～12:00 2,000 13:00～17:00 3,000 18:00～22:00 4,000 照明1時間 300円		水銀灯16	無	無	有	有	－	－	－	投票所
189	256	第161条第1項①	津市立家城小学校 白山町南家城647	体育館	489	7921 照明料@400	24526 照明料@400	400W 17	有	いす 200	有	有	－	－	－	投票所
190	257	第161条第1項①	津市立川口小学校 白山町川口1991	体育館	696	7921 照明料 全面@800 半面@400	24528 照明料 全面@800 半面@400	400W 24	有	いす 250	有	有	－	－	－	投票所
191	258	第161条第1項①	津市立大三小学校 白山町二本木296	体育館	696	7921 照明料@200	24528 照明料@200	400W 24	有	いす 240	有	有	－	－	－	－
192	259	第161条第1項①	津市立倭小学校 白山町上ノ村163	体育館	1093	7921 照明料@200	24528 照明料@200	400W 26	有	いす 260	有	有	－	－	－	－
193	260	第161条第1項①	津市立八ツ山小学校 白山町八対野2480	体育館	977	7921 照明料@200	24528 照明料@200	400W 23	有	いす 200	有	有	－	－	－	－

施設番号	会場番号	区分	施設の名称	使用する部屋の種類	聴衆席の面積(㎡)	費用額(円)		施設の種類・程度								その他
								演説会場						弁士控室		
						昼間	夜間	照明	演壇	聴衆席	拡声器	時計	その他	照明	その他	
194	261	第161条 第1項①	津市立白山中学校 白山町川口471-6	体育館	1169	7,921	24,528	400W 28	有	いす 290	有	有	－	－	－	－
195	262	第161条 第1項③	津市白山体育館 白山町古市808	体育館	1695	9:00～12:00 3,000 13:00～17:00 4,000 18:00～21:30 5,000 照明1時間 300円		400W×56 220W×58	有	いす 1000	有	有	－	有	和室10畳	－
196	263	第161条 第1項①	津市白山公民館 白山町川口897番地	講義室	85	9:00～12:00 800 13:00～17:00 1,000	18:00～22:00 1,000	蛍光灯8 シャンデリア4 シーリングライト12	無	いす 45	無	有	－	－	－	－
197	264	第161条 第1項①	津市元取公民館 白山町城立305	研修室	74	9:00～12:00 2,000 13:00～17:00 2,000	18:00～22:00 2,500	40W 10	無	いす 60	有	有	－	有	会議室1	－
	265			多目的ホール	240	9:00～12:00 3,000 13:00～17:00 3,000	18:00～22:00 3,500	LED 28	有	いす 50	有	有	－	－	－	使用の際シート数き要
198	266	第161条 第1項①	津市川口公民館 白山町川口1968番地	ホール	108.5	9:00～12:00 2,000 13:00～17:00 2,000	18:00～22:00 2,500	40W 10 20W 24	有	150	有	有	－	－	和室1	－
199	267	第161条 第1項①	津市倭公民館 白山町中ノ村581	ホール	129.6	9:00～12:00 2,000 13:00～17:00 2,000	18:00～22:00 2,500	2×15灯 (40W30本)	有	いす 最大85	有	有	－	有 2本×9灯 (40W18本)	会議室1 和室1	投票所
200	268	第161条 第1項②	津市白山総合文化センター 白山町二本木1139-2	ホール	579	平日 9:00～12:00 8,500 冷暖房時11,500 13:00～17:00 11,000 冷暖房時15,000 18:00～22:00 15,000 冷暖房時19,000 土日休日 9:00～12:00 11,000 冷暖房時14,000 13:00～17:00 14,000 冷暖房時18,000 18:00～22:00 19,500 冷暖房時23,500		250W 61 100W28 75W18	有	いす 592	有	有	－	有	楽屋	－
201	269	第161条 第1項③	津市家城農村集落多目的共同利用施設 白山町南家城851-3	ホール	150	9:00～12:00 2,000 13:00～17:00 2,000 18:00～22:00 2,500 9:00～22:00 5,000 冷暖房時10分の3を加算		40W 12 ﾀﾞｳﾝﾗｲﾄ 25	無	いす 100	有	有	－	有	和室 24畳	－
202	270	第161条 第1項③	津市大三農村集落多目的共同利用施設 白山町二本木1001-253	ホール	150	9:00～12:00 2,000 13:00～17:00 2,000 18:00～22:00 2,500 9:00～22:00 5,000 冷暖房時10分の3を加算		40W 12 ﾀﾞｳﾝﾗｲﾄ 25	有	いす 100	有	有	－	有	和室 17.5畳・14畳	投票所
203	271	第161条 第1項③	津市八ツ山農村集落多目的共同利用施設 白山町八対野994-1	ホール	150	9:00～12:00 2,000 13:00～17:00 2,000 18:00～22:00 2,500 9:00～22:00 5,000 冷暖房時10分の3を加算		40W 12 ﾀﾞｳﾝﾗｲﾄ 25	有	いす 100	有	有	－	有	和室 14畳 2部屋	投票所
204	272	第161条 第1項③	旧太郎生小学校 美杉町太郎生2128-1	体育館	530	7,921	24,528	400W 16	移動式 1	いす 250	有	有	－	有	長机 10 いす 20	従事者なし
205	273	第161条 第1項①	津市立美杉小学校 美杉町奥津1025	体育館	579.8	7,921	24,528	27灯 1灯400W	可動演壇 1	いす 155	有	有	－	固定電灯	会議室 机 10 いす 30	－
206	274	第161条 第1項①	津市立美杉中学校 美杉町八知5800	体育館	1,000	7,921	24,528	25灯	有	いす 500	有	有	－	有	－	－
207	275	第161条 第1項③	津市美杉竹原体育館 美杉町竹原2796番地	体育館	459	7,921	24,528	水銀灯20	有	100	有	無	－	－	－	－
208	276	第161条 第1項③	津市美杉伊勢地体育館 美杉町石名原1581番地2	体育館	490.25	7,921	24,528	水銀灯16	有	295	無	無	－	－	－	－
209	277	第161条 第1項③	津市美杉多気体育館 美杉町上多気1042番地5	体育館	452.2	7,921	24,528	水銀灯20	有	208	有	有	－	－	－	－
210	278	第161条 第1項③	津市美杉下之川体育館 美杉町下之川6098番地2	体育館	530	7,921	24,528	16	有	249	有	有	－	有	－	－
211	279	第161条 第1項①	津市美杉総合文化センター 美杉町八知5580番地2	多目的ホール	204	2時間以内 5,000円 1時間を増すごとに 2,500円		常設電灯(LED) 89.7W 38灯 舞台照明 設備一式	演壇1 椅子1	300	有	有	－	有	机1 椅子4	期日前投票所
212	280	第161条 第1項③	津市伊勢地地域住民センター 美杉町石名原1681番地	研修室	99.37	9:00～12:00 2,100 13:00～17:00 2,800 18:00～22:00 4,000		40W蛍光灯×36	無	椅子50	無	有	－	－	－	投票所
213	281	第161条 第1項③	津市伊勢地多目的集会所 美杉町石名原1583番地	集会室	113	9:00～12:00 2,100 13:00～17:00 2,800 18:00～22:00 4,000		蛍光灯20	無	94	無	有	－	－	－	－
214	282	第161条 第1項③	津市竹原地域住民センター 美杉町竹原2777番地	ふれあい実習室	108	9:00～12:00 2,100 13:00～17:00 2,800 18:00～22:00 4,000		蛍光灯40W×15	無	椅子 40	無	有	－	－	別室確保	夜間・土日・祝日は従事者なし
215	283	第161条 第1項③	津市太郎生多目的集会所 美杉町太郎生2120番地	多目的ホール	130	9:00～12:00 2,100 13:00～17:00 2,800 18:00～22:00 4,000		有	有(舞台)	100	有	有	－	－	－	投票所
216	284	第161条 第1項③	津市多気地域住民センター 美杉町上多気1031番地	会議室 (研修室)	76	9:00～12:00 2,100 13:00～17:00 2,800 18:00～22:00 4,000		32W×2 15器	有	95	無	有	－	－	無 他の会議室	投票所
217	285	第161条 第1項③	津市八幡地域住民センター 美杉町奥津1288番地8	大会議室	107.6	9:00～12:00 2,100 13:00～17:00 2,800 18:00～22:00 4,000		40W30灯	有	70	有	有	－	100W1灯	机1	投票所
218	286	第161条 第1項③	津市下之川地域住民センター 美杉町下之川6115番地	ふれあい実習室	64.59	9:00～12:00 2,100 13:00～17:00 2,800 18:00～22:00 4,000		40W 20	無	椅子 60	有	有	長机有	40W 8	和室 机2 座布団あり	投票所
219	287	第161条 第1項③	津市グリーンハウス美杉 美杉町八知5767番地	研修集会室	57	9:00～12:00 900 13:00～17:00 1,200 18:00～22:00 2,000		40W30灯	有	70	有	有	－	40W18灯	図書室 25㎡	－

津市告示第６４号

下記に係る国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。

平成２７年３月２５日

津市長　前　葉　泰　幸

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
０６９２５８２	平成２６年１０月１日	平成２７年３月２日
９２３８７７５	平成２６年１０月１日	平成２７年３月１１日
９２３３９１１	平成２６年１０月１日	平成２７年３月１３日

津市告示第６５号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２６０条の２第１１項の規定により、平成１７年安濃町告示第２号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第１０項の規定により次のとおり告示する。

平成２７年３月２６日

津市長　前　葉　泰　幸

１　届出者

井上区自治会

三重県津市安濃町川西１４４６番地

代表者　豊　田　弘　一

２　変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	丸　山　雅　司 三重県津市安濃町川西１５３５番地
変更後	豊　田　弘　一 三重県津市安濃町川西１４１６番地

３　変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成２７年３月２２日の定期総会において選任され、平成２７年４月１日から就任することになったため。

津市告示第６６号

平成２７年産の大豆に適用する共済掛金率等を津市農業共済条例第１１０条第２項の規定により次のとおり告示する。

平成２７年３月２７日

津市長　前　葉　泰　幸

共済目的の種類等	区域	引受方式	共　済掛金率	共済加入者負担共済掛金率
大豆１類	津市	半相殺	% 6.4	% 2.880
		全相殺	7.7	3.465
		一　筆	6.1	2.745

適用　この共済掛金率等は、平成２７年産に係る共済関係から適用する。

津市告示第６７号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２６０条の２第１１項の規定により、平成１３年津市告示第１４２号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第１０項の規定により次のとおり告示する。

平成２７年３月２７日

津市長　前　葉　泰　幸

１　届出者

北河路自治会

三重県津市北河路町５５５番地５

代表者　奥山　俊夫

２　変更に係る事項

⑴主たる事務所の所在地

変更前	三重県津市北河路町５４８番地
変更後	三重県津市北河路町５３９番地１

⑵代表者の氏名及び住所

変更前	伊藤　彰 三重県津市北河路町５８０番地１
変更後	奥山　俊夫 三重県津市北河路町５５５番地５

３　変更の理由及び年月日

⑴主たる事務所の所在地

自治会集会所の建て替えに伴い、平成２７年３月１日より事務所の所在地が移転となったため。

⑵代表者の氏名及び住所

地縁による団体の代表者が、平成２７年３月１日の定期総会において改選されたため。

津市告示第６８号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２６０条の２第１１項の規定により、平成１４年津市告示第２２９号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第１０項の規定により次のとおり告示する。

平成２７年３月２７日

津市長　前　葉　泰　幸

１　届出者

納所町自治会

三重県津市納所町８９４番地

代表者　稲垣　嘉治

２　変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	高野　正彦 三重県津市納所町９３９番地
変更後	稲垣　嘉治 三重県津市納所町８９４番地

３　変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成２７年３月１日の総会において改選されたため。

津市告示第６９号

下記の者の差押調書（謄本）および配当計算書（謄本）、充当通知書は、あてどころ不明のため、送達することができないので、地方税法第２０条の２の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成２７年３月２７日

津市長　前　葉　泰　幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
○○○○○○○○○○○○○○　○○○○○○○○○○○○○	○○　○○	差押調書（謄本）、配当計算書（謄本）、充当通知書

注意：地方税法第２０条の２第３項の規定により、公示送達をした日から起算して７日を経過したときに、書類の送達があったものと見なす。

津市告示第７０号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１４第２項の規定に基づき、松阪市と津市との間におけるごみ処理事務及びし尿処理事務の委託を平成２７年３月３１日をもって廃止するので、同条第３項において準用する同法第２５２条の２の２第２項の規定に基づき、告示する。

平成２７年３月３０日

津市長　前　葉　泰　幸

津市告示第７１号

地方自治法第２４３条の３第１項及び津市財政公表条例第３条の規定により平成２７年２月２８日現在の財政状況を次のとおり告示する。

平成２７年３月３１日

津市長　前　葉　泰　幸

公表内容

１　会計別歳入歳出予算の執行状況
２　一般会計予算の収入及び目的別支出状況
３　市債の状況
４　基金の状況
５　市有財産の状況
６　市税の負担状況

１　会計別歳入歳出予算の執行状況

平成２７年２月２８日現在

(単位:千円)

会計名	歳入			歳出		
	予算現額	収入済額	比率	予算現額	支出済額	比率
一般会計	116,356,112	84,389,531	72.5%	116,356,112	70,839,711	60.9%
モーターボート競走事業特別会計	42,062,566	34,783,411	82.7%	42,062,566	34,380,335	81.7%
国民健康保険事業特別会計（事業勘定）	30,647,642	22,130,838	72.2%	30,647,642	25,793,179	84.2%
国民健康保険事業特別会計（直営診療施設勘定）	25,699	7,166	27.9%	25,699	17,535	68.2%
介護保険事業特別会計	25,426,755	19,238,995	75.7%	25,426,755	21,095,925	83.0%
後期高齢者医療事業特別会計	5,737,641	2,013,699	35.1%	5,737,641	4,453,180	77.6%
簡易水道事業特別会計	642,753	70,009	10.9%	642,753	276,002	42.9%
農業集落排水事業特別会計	564,479	112,220	19.9%	564,479	315,958	56.0%
土地区画整理事業特別会計	778,544	12,716	1.6%	778,544	351,502	45.1%
下水道事業特別会計	12,129,378	1,408,868	11.6%	12,129,378	6,380,574	52.6%
住宅新築資金等貸付事業特別会計	74,443	72,086	96.8%	74,443	40,161	53.9%
椋本財産区特別会計	511	5	1.0%	511	90	17.6%

２　一般会計予算の収入及び目的別支出状況

平成２７年２月２８日現在

（１）　収　　入

単位：千円

区　　分	予算現額　A	収入済額　B	率（B/A）%
1　市　　税	39,634,719	36,220,760	91.4%
2　地　方　譲　与　税	840,201	639,854	76.2%
3　利　子　割　交　付　金	120,000	73,547	61.3%
4　配　当　割　交　付　金	140,000	68,253	48.8%
5　株式等譲渡所得割交付金	30,000	0	0.0%
6　地　方　消　費　税　交　付　金	2,860,000	2,377,481	83.1%
7　ゴルフ場利用税交付金	300,000	240,807	80.3%
8　自　動　車　取　得　税　交　付　金	160,000	94,477	59.0%
9　国有提供施設等所在市町村助成交付金	46,000	48,717	105.9%
10　地　方　特　例　交　付　金	155,609	155,609	100.0%
11　地　方　交　付　税	19,272,194	18,547,911	96.2%
12　交通安全対策特別交付金	45,000	21,509	47.8%
13　分　担　金　及　び　負　担　金	2,008,014	1,560,082	77.7%
14　使　用　料　及　び　手　数　料	2,056,945	1,889,544	91.9%
15　国　庫　支　出　金	16,422,460	10,447,742	63.6%
16　県　支　出　金	6,430,426	3,226,665	50.2%
17　財　産　収　入	165,993	301,984	181.9%
18　寄　附　金	14,767	14,920	101.0%
19　繰　入　金	8,045,075	0	0.0%
20　繰　越　金	2,383,924	2,383,925	100.0%
21　諸　収　入	941,085	732,244	77.8%
22　市　債	14,283,700	5,343,500	37.4%
合　計	116,356,112	84,389,531	72.5%

（2）　支　　出　　単位：千円

区　　分	予算現額　A	支出済額　B	比率（B/A）%
1　議　　会　　費	643,664	596,729	92.7%
2　総　　務　　費	13,740,510	10,148,719	73.9%
3　民　　生　　費	37,482,169	24,973,847	66.6%
4　衛　　生　　費	14,746,403	9,789,754	66.4%
5　労　　働　　費	58,061	48,693	83.9%
6　農　林　水　産　業　費	2,988,573	1,159,855	38.8%
7　商　　工　　費	1,176,105	801,497	68.1%
8　土　　木　　費	15,194,594	5,261,614	34.6%
9　消　　防　　費	5,203,058	3,433,889	66.0%
10　教　　育　　費	11,347,400	8,603,513	75.8%
11　災　害　復　旧　費	3,081,975	678,713	22.0%
12　公　　債　　費	10,515,500	5,286,888	50.3%
13　諸　　支　　出　　金	78,100	56,000	71.7%
14　予　　備　　費	100,000	0	0.0%
合　　計	116,356,112	70,839,711	60.9%

３　市債の状況

平成２７年２月２８日現在

会計別	区分	未償還残高（千円）	構成比（%）
一般会計	１ 普通債	40,098,231	43.0%
	（1） 総務	6,679,185	7.1%
	（2） 民生	2,333,576	2.5%
	（3） 衛生	3,512,283	3.8%
	（4） 農林水産業	702,256	0.8%
	（5） 商工	81,449	0.1%
	（6） 土木	15,698,058	16.8%
	（7） 消防	1,750,413	1.9%
	（8） 教育	9,341,011	10.0%
	２ 災害復旧債	409,831	0.4%
	（1） 衛生	284	0.0%
	（2） 農林水産業	30,548	0.0%
	（3） 土木	378,999	0.4%
	３ その他	52,955,419	56.7%
	（1） 臨時財政対策債	49,716,869	53.2%
	（2） その他	3,238,550	3.5%
	計	93,463,481	100.1%
特別会計	モーターボート競走	1,973,831	2.4%
	国民健康保険	0	0.0%
	簡易水道	3,787,201	4.6%
	農業集落排水	3,746,666	4.6%
	土地区画整理	1,465,001	1.8%
	下水道	70,980,171	86.5%
	住宅新築資金等貸付	124,287	0.2%
	計	82,077,157	100.1%
合計		175,540,638	

平成２７年２月２８日現在　一時借入金　０千円

４　基金の状況

平成２７年２月２８日現在

単位：千円

種　　別	積立金現在高
財政調整基金	19,125,120
減債基金	1,594,969
職員退職手当基金	327,505
文化振興基金	224,394
国際交流推進基金	217,409
緑化基金	119,842
青山高原保健保養地管理基金	83,287
ふるさと振興基金	232,841
まちづくり振興基金	3,809,879
ふるさと津かがやき基金	7,569
公共施設整備基金	1,787,442
環境対策推進基金	267,005
過疎地域振興事業基金	138,962
住宅新築資金等貸付事業基金	0
モータボート競走事業財政調整基金	451,717
介護保険事業運営基金	625,464
椋本財産区財政調整基金	17,104
農業集落排水事業基金	7,956
モーターボート競走事業施設整備基金	653,000
合計	29,691,465

５ 市有財産の状況

平成２７年2月２８日現在

有　価　証　券　等	2,377,316千円
自　動　車	748台
建　物	1,148,171.97㎡
土　地	21,609,542.90㎡

＊公営企業会計保有分除く

６　市税の負担状況

平成２７年2月２８日現在

１人当たり	税　目	１世帯当たり
65,343　円	市　民　税	151,316　円
56,390　円	固定資産税	130,583　円
7,525　円	都市計画税	17,427　円
6,337　円	市たばこ税	14,675　円
1,894　円	軽自動車税	4,385　円
137　円	入　湯　税	318　円
215　円	そ　の　他	499　円
137,841　円	計	319,203　円

※人口284,038人、世帯数122,657世帯（平成27年２月28日現在）にて算出しています。

津市告示第７２号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１９条第２項の規定により、平成２７年３月２６日に市議会の議決を経た予算の要領を次のとおり公表する。

平成２７年３月３１日

津市長　前　葉　泰　幸

平成２７年３月２６日に議決を経た予算

平成２６年度津市一般会計補正予算（第９号）

平成２６年度津市一般会計補正予算（第１０号）

平成２６年度津市モーターボート競走事業特別会計補正予算（第２号）

平成２６年度津市国民健康保健事業特別会計補正予算（第２号）

平成２６年度津市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）

平成２６年度津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）

平成２６年度津市簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）

平成２６年度津市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）

平成２６年度津市土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号）

平成２６年度津市下水道事業特別会計補正予算（第３号）

平成２６年度津市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第２号）

平成２６年度津市椋本財産区特別会計補正予算（第１号）

平成２７年度津市一般会計予算

平成２７年度モーターボート競走事業特別会計予算

平成２７年度津市国民健康保健事業特別会計予算

平成２７年度津市介護保険事業特別会計予算

平成２７年度津市後期高齢者医療事業特別会計予算

平成２７年度津市簡易水道事業特別会計予算

平成２７年度津市農業集落排水事業特別会計予算

平成２７年度津市土地区画整理事業特別会計予算

平成２７年度津市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

平成２７年度津市椋本財産区特別会計予算

平成２７年度津市営浄化槽事業特別会計予算

平成２６年度津市一般会計補正予算（第９号）

平成２６年度津市の一般会計補正予算（第９号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１，３５３，８４６千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１１３，４１９，６４３千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第２条　継続費の変更は、「第２表継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第３条　繰越明許費の追加は、「第３表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第４条　債務負担行為の追加は、「第４表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第５条　地方債の廃止、変更は、「第５表地方債補正」による。

津市長　前　葉　泰　幸

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1 市税		39,634,719	400,000	40,034,719
	1 市民税	18,775,468	260,000	19,035,468
	2 固定資産税	16,305,825	90,000	16,395,825
	3 軽自動車税	546,341	20,000	566,341
	4 市たばこ税	1,800,000	20,000	1,820,000
	6 都市計画税	2,167,824	10,000	2,177,824
3 利子割交付金		120,000	△13,000	107,000
	1 利子割交付金	120,000	△13,000	107,000
4 配当割交付金		140,000	80,000	220,000
	1 配当割交付金	140,000	80,000	220,000
6 地方消費税交付金		2,860,000	300,000	3,160,000
	1 地方消費税交付金	2,860,000	300,000	3,160,000
9 国有提供施設等所在市町村助成交付金		46,000	2,717	48,717
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	46,000	2,717	48,717
11 地方交付税		19,272,194	41,140	19,313,334
	1 地方交付税	19,272,194	41,140	19,313,334
13 分担金及び負担金		2,007,546	21,141	2,028,687
	1 分担金	114,764	21,141	135,905
14 使用料及び手数料		2,056,945	76,713	2,133,658
	1 使用料	1,817,821	82,013	1,899,834
	2 手数料	239,124	△5,300	233,824
15 国庫支出金		16,011,778	959,349	16,971,127
	1 国庫負担金	11,192,558	△59,398	11,133,160
	2 国庫補助金	4,813,582	1,019,579	5,833,161
	3 委託金	5,638	△832	4,806
16 県支出金		6,291,784	120,442	6,412,226
	1 県負担金	3,678,236	122,640	3,800,876
	2 県補助金	1,985,587	△35,168	1,950,419
	3 委託金	627,961	32,970	660,931
17 財産収入		165,993	153,180	319,173
	1 財産運用収入	120,399	5,610	126,009
	2 財産売払収入	45,594	147,570	193,164
18 寄附金		14,767	907	15,674
	1 寄附金	14,767	907	15,674

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
19 繰　入　金		8,045,075	△2,188,636	5,856,439
	1 特別会計繰入金	15,800	4,477	20,277
	2 基　金　繰　入　金	8,029,275	△2,193,113	5,836,162
21 諸　収　入		941,085	235,101	1,176,186
	1 延滞金、加算金及び過料	50,001	130,000	180,001
	3 貸付金元利収入	130,153	△2,648	127,505
	5 雑　入	751,742	107,749	859,491
22 市　債		13,786,000	△1,542,900	12,243,100
	1 市　債	13,786,000	△1,542,900	12,243,100
歳　入　合　計		114,773,489	△1,353,846	113,419,643

歳　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1 議会費		643,664	△8,450	635,214
	1 議会費	643,664	△8,450	635,214
2 総務費		13,740,510	△345,505	13,395,005
	1 総務管理費	11,586,218	△319,254	11,266,964
	2 徴税費	1,321,360	△7,387	1,313,973
	3 戸籍住民基本台帳費	487,797	△9,834	477,963
	5 統計調査費	59,416	△9,030	50,386
3 民生費		37,424,733	862,757	38,287,490
	1 社会福祉費	17,943,500	1,075,712	19,019,212
	2 児童福祉費	14,054,600	△204,260	13,850,340
	3 生活保護費	5,415,262	△8,695	5,406,567
4 衛生費		14,731,453	△222,491	14,508,962
	1 保健衛生費	2,650,427	27,819	2,678,246
	2 斎場費	2,875,295	△5,866	2,869,429
	3 環境費	553,275	△4,077	549,198
	4 清掃費	7,912,412	△196,162	7,716,250
	6 簡易水道費	436,769	△30,707	406,062
	8 生活排水処理費	147,510	△13,498	134,012
5 労働費		58,061	△633	57,428
	1 労働諸費	58,061	△633	57,428
6 農林水産業費		2,809,685	25,243	2,834,928
	1 農業費	2,056,036	49,986	2,106,022
	2 林業費	253,433	△24,743	228,690
	3 水産業費	67,783		67,783
7 商工費		1,176,105	△56,303	1,119,802
	1 商工費	1,176,105	△56,303	1,119,802
8 土木費		14,098,455	△814,646	13,283,809
	2 道路橋りょう費	5,232,543	△508,963	4,723,580
	3 河川費	303,983	350	304,333
	5 都市計画費	7,809,346	△302,033	7,507,313
	6 住宅費	427,195	△4,000	423,195
9 消防費		5,203,058	△107,040	5,096,018
	1 消防費	5,203,058	△107,040	5,096,018
10 教育費		11,333,155	△591,223	10,741,932
	1 教育総務費	1,904,301	△7,853	1,896,448
	2 小学校費	3,420,847	△271,116	3,149,731

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 中学校費	1,974,504	△217,726	1,756,778
	4 幼稚園費	1,649,674	△14,534	1,635,140
	5 社会教育費	1,743,817	△58,445	1,685,372
	6 短期大学費	640,012	△21,549	618,463
11 災害復旧費		2,861,010	△58,335	2,802,675
	1 農林水産業施設災害復旧費	1,674,845	△53,273	1,621,572
	2 公共土木施設災害復旧費	1,186,165	△5,062	1,181,103
12 公債費		10,515,500	△37,220	10,478,280
	1 公債費	10,515,500	△37,220	10,478,280
歳出合計		114,773,489	△1,353,846	113,419,643

第２表　継続費補正

変　更　　（単位：千円）

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	津市産業・スポーツセンター建設事業	13,388,556	平成26年度		13,388,556	平成26年度	
				平成27年度	1,880,454		平成27年度	1,862,290
				平成28年度	5,819,773		平成28年度	5,635,240
				平成29年度	5,688,329		平成29年度	5,891,026
4 衛生費	4 清掃費	新最終処分場建設事業	6,619,389	平成24年度		6,235,084	平成24年度	
				平成25年度	1,002,734		平成25年度	1,002,734
				平成26年度	1,403,330		平成26年度	1,396,341
				平成27年度	4,213,325		平成27年度	3,836,009
4 衛生費	4 清掃費	リサイクルセンター建設事業	4,645,156	平成25年度	256,211	4,858,478	平成25年度	256,211
				平成26年度	1,061,174		平成26年度	1,053,550
				平成27年度	3,327,771		平成27年度	3,548,717
9 消防費	1 消防費	消防救急デジタル無線・高機能消防指令センター整備事業	1,358,592	平成25年度	265,765	1,328,827	平成25年度	265,765
				平成26年度	1,092,827		平成26年度	1,063,062

第３表　繰越明許費補正

追　加　　（単位：千円）

款	項	事　業　名	金　額
2 総務費	1 総務管理費	防災物流施設整備事業	44,795
6 農林水産業費	1 農業費	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	92,800
6 農林水産業費	1 農業費	県営等土地改良事業	56,953
6 農林水産業費	2 林業費	林道整備事業	32,690
8 土木費	2 道路橋りょう費	県施工道路改良事業負担金	450
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路新設改良事業（道整備交付金事業）	144,300
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路新設改良事業（交付金事業）	70,915
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路新設改良事業（市単独事業）	44,000
8 土木費	5 都市計画費	大規模建築物耐震診断事業補助金	3,150

第４表　債務負担行為補正

追　加　　（単位：千円）

事　項	期　間	限度額
津市企業立地促進条例に基づく用地取得費助成奨励金（平成２６年度操業開始分）	平成２７年度から平成３１年度まで	当該奨励金交付対象指定事業者が立地のために取得した用地の取得金額に20/100を乗じて得た額を5年間に分割して交付する額の5年分に相当する額（ただし、１件につき300,000千円を限度とする）
津市企業立地促進条例に基づく企業立地奨励金（平成２６年中操業開始分）	平成２７年度から平成２９年度まで	当該奨励金交付対象指定事業者の立地に係る産業業務施設又は工場等の土地、家屋及び償却資産に対する固定資産税に相当する金額の100/100（平成27年度）、75/100（平成28年度）及び50/100（平成29年度）
津市企業立地促進条例に基づく企業立地奨励金（特定産業分）（平成２６年中操業開始分）	平成２７年度から平成２９年度まで	当該奨励金交付対象指定事業者の立地に係る産業業務施設又は工場等の土地、家屋及び償却資産に対する固定資産税に相当する金額の100/100（平成27年度から平成29年度）

第5表　地方債補正

廃　止　　（単位：千円、%）

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地域水産物供給基盤整備事業	4,500	証書借入又は証券発行	年4.0以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率）	30か年以内（据置期間を含む。）償還とし、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者と協定する。ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。

変　更　　（単位：千円）

起債の目的	補正前 限度額	補正後 限度額
庁舎等整備事業	452,700	404,800
過疎地域振興事業	70,600	68,600
防災対策事業	94,500	82,200
産業・スポーツセンター整備事業	110,000	100,500
塵芥処理施設建設事業	1,315,700	446,100
斎場施設整備事業	2,128,600	2,127,400
農業生産基盤整備事業	38,600	55,600
林道整備事業	10,500	6,700
道路整備事業	1,158,500	846,900
消防施設整備事業	1,024,600	966,200
学校教育施設整備事業	1,511,700	1,289,200
放課後児童施設整備事業	21,300	13,500
公民館施設整備事業	102,900	98,200
商工業振興施設整備事業	25,800	21,700

平成２６年度津市一般会計補正予算（第１０号）

平成２６年度津市の一般会計補正予算（第１０号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４７１，４５２千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１１３，８９１，０９５千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第２条　繰越明許費の追加は、「第２表繰越明許費補正」による。

津市長　前　葉　泰　幸

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
15 国　庫　支　出　金		16,971,127	471,452	17,442,579
	2 国　庫　補　助　金	5,833,161	471,452	6,304,613
歳　入　合　計		113,419,643	471,452	113,891,095

歳　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
2 総　務　費		13,395,005	47,848	13,442,853
	1 総　務　管　理　費	11,266,964	47,848	11,314,812
4 衛　生　費		14,508,962	4,500	14,513,462
	3 環　境　費	549,198	4,500	553,698
6 農　林　水　産　業　費		2,834,928	31,660	2,866,588
	1 農　業　費	2,106,022	28,095	2,134,117
	2 林　業　費	228,690	3,565	232,255
7 商　工　費		1,119,802	381,074	1,500,876
	1 商　工　費	1,119,802	381,074	1,500,876
8 土　木　費		13,283,809	6,370	13,290,179
	5 都　市　計　画　費	7,507,313	6,370	7,513,683
歳　出　合　計		113,419,643	471,452	113,891,095

第２表　繰越明許費補正

追　加　　（単位：千円）

款	項	事　業　名	金　額
2 総務費	1 総務管理費	移住・定住促進イメージ戦略事業	19,542
2 総務費	1 総務管理費	総合戦略等策定事業	9,887
2 総務費	1 総務管理費	美杉地域の活性化事業	18,419
4 衛生費	3 環境費	つ・環境フェスタ事業	4,500
6 農林水産業費	1 農業費	農地集積・集約化促進事業	28,095
6 農林水産業費	2 林業費	木材利用促進ネットワーク事業	3,565
7 商工費	1 商工費	プレミアム商品券発行事業	330,293
7 商工費	1 商工費	ＵＩＪターン促進事業	22,500
7 商工費	1 商工費	不妊治療休暇制度促進事業	15,200
7 商工費	1 商工費	生産性向上促進事業	10,000
7 商工費	1 商工費	観光ボランティア活性化事業	3,081
8 土木費	5 都市計画費	名松線利活用関係事業	6,370

平成２６年度津市モーターボート競走事業特別会計補正予算（第２号）

平成２６年度津市のモーターボート競走事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ８５千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４２，０６２，６５１千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

津市長　前　葉　泰　幸

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1 競　艇　事　業　収　入		42,062,566	85	42,062,651
	3 財　産　収　入	33,572	85	33,657
歳　入　合　計		42,062,566	85	42,062,651

歳　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
2 基　金　積　立　金		191,242	85	191,327
	1 基　金　積　立　金	191,242	85	191,327
歳　出　合　計		42,062,566	85	42,062,651

平成２６年度津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）

平成２６年度津市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１５９，３９１千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３０，８０７，０３３千円とする。

２　直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ３，４００千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２２，２９９千円とする。

３　事業勘定及び直営診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

津市長　前　葉　泰　幸

事業勘定

第1表　歳入歳出予算補正

歳　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料		6,165,720	△173,563	5,992,157
	1 国民健康保険料	6,165,720	△173,563	5,992,157
2 国民健康保険税		7,391	△218	7,173
	1 国民健康保険税	7,391	△218	7,173
5 国庫支出金		5,687,906	522,817	6,210,723
	1 国庫負担金	4,503,276	347,693	4,850,969
	2 国庫補助金	1,184,630	175,124	1,359,754
6 療養給付費交付金		1,491,682	△274,179	1,217,503
	1 療養給付費交付金	1,491,682	△274,179	1,217,503
7 前期高齢者交付金		9,104,772	△1,244,396	7,860,376
	1 前期高齢者交付金	9,104,772	△1,244,396	7,860,376
8 県支出金		1,394,673	143,192	1,537,865
	1 県負担金	168,655	889	169,544
	2 県補助金	1,226,018	142,303	1,368,321
9 共同事業交付金		5,079,613	△218,313	4,861,300
	1 共同事業交付金	5,079,613	△218,313	4,861,300
11 繰入金		1,389,571	1,262,696	2,652,267
	1 繰入金	1,389,571	1,262,696	2,652,267
12 繰越金		255,161	108,286	363,447
	1 繰越金	255,161	108,286	363,447
13 諸収入		68,123	33,069	101,192
	1 延滞金、加算金及び過料	38,902	2,500	41,402
	3 雑入	29,221	30,569	59,790
歳入合計		30,647,642	159,391	30,807,033

歳　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1 総務費		406,801	△1,241	405,560
	1 総務管理費	281,206	△276	280,930
	2 徴収費	123,303	△740	122,563
	3 運営協議会費	525	△225	300
2 保険給付費		19,391,700	547,059	19,938,759
	1 療養諸費	17,100,727	371,620	17,472,347
	2 高額療養費	2,151,303	170,259	2,321,562
	4 出産育児諸費	118,920	5,880	124,800
	5 葬祭諸費	20,400	△700	19,700
3 後期高齢者支援金等		3,630,645	△126,055	3,504,590
	1 後期高齢者支援金等	3,630,645	△126,055	3,504,590
4 前期高齢者納付金等		2,783	△64	2,719
	1 前期高齢者納付金等	2,783	△64	2,719
6 介護納付金		1,515,414	△55,429	1,459,985
	1 介護納付金	1,515,414	△55,429	1,459,985
7 共同事業拠出金		5,058,778	△197,458	4,861,320
	1 共同事業拠出金	5,058,778	△197,458	4,861,320
8 保健事業費		316,809	△4,621	312,188
	1 特定健康診査事業費	235,357	△4,621	230,736
11 諸支出金		304,558	△2,800	301,758
	1 償還金及び還付加算金	291,411	△3,000	288,411
	2 繰出金	13,147	200	13,347
歳出合計		30,647,642	159,391	30,807,033

直営診療施設勘定

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1 診　療　収　入		12,480	△3,600	8,880
	1 外　来　収　入	11,800	△3,600	8,200
3 繰　入　金		13,147	200	13,347
	1 事業勘定繰入金	13,147	200	13,347
歳　入　合　計		25,699	△3,400	22,299

歳　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1 総　務　費		16,567	△100	16,467
	1 施　設　管　理　費	16,567	△100	16,467
2 医　業　費		8,588	△3,300	5,288
	1 医　業　費	8,588	△3,300	5,288
歳　出　合　計		25,699	△3,400	22,299

平成２６年度津市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）

平成２６年度津市の介護保険事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４１７，２０３千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２５，８４３，９５８千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

津市長　前　葉　泰　幸

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1 保険料		5,233,614	11,634	5,245,248
	1 介護保険料	5,233,614	11,634	5,245,248
3 国庫支出金		5,815,219	38,030	5,853,249
	1 国庫負担金	4,421,460	29,000	4,450,460
	2 国庫補助金	1,393,759	9,030	1,402,789
4 支払基金交付金		7,102,019	51,885	7,153,904
	1 支払基金交付金	7,102,019	51,885	7,153,904
5 県支出金		3,602,019	28,534	3,630,553
	1 県負担金	3,515,689	29,500	3,545,189
	2 県補助金	86,330	△966	85,364
6 財産収入		376	100	476
	1 財産運用収入	376	100	476
7 繰入金		3,540,289	23,589	3,563,878
	1 一般会計繰入金	3,540,289	23,589	3,563,878
8 繰越金		126,895	263,092	389,987
	1 繰越金	126,895	263,092	389,987
9 諸収入		5,824	339	6,163
	2 雑入	4,224	90	4,314
	3 延滞金、加算金及び過料	1,600	249	1,849
歳入合計		25,426,755	417,203	25,843,958

歳　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1 総務費		401,709	4,019	405,728
	2 徴収費	25,856	7,409	33,265
	3 介護認定調査費等費	163,790	△2,900	160,890
	4 介護認定審査会費	81,385	△490	80,895
2 保険給付費		24,422,002	180,000	24,602,002
	1 介護及び予防給付費	23,347,144	180,000	23,527,144
3 地域支援事業費		463,575	△5,203	458,372
	1 介護予防事業費	67,724	△1,087	66,637
	2 包括的支援事業・任意事業費	395,851	△4,116	391,735
4 基金積立金		376	238,138	238,514
	1 基金積立金	376	238,138	238,514
6 諸支出金		139,093	249	139,342
	1 償還金及び還付加算金	139,093	249	139,342
歳出合計		25,426,755	417,203	25,843,958

平成２６年度津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）

平成２６年度津市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１１１，４２９千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５，６２６，２１２千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

津市長　前　葉　泰　幸

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1 後期高齢者医療保険料		2,527,619	△133,095	2,394,524
	1 後期高齢者医療保険料	2,527,619	△133,095	2,394,524
3 繰　入　金		3,204,649	△48,616	3,156,033
	1 一般会計繰入金	3,204,649	△48,616	3,156,033
4 繰　越　金		3	45,149	45,152
	1 繰　越　金	3	45,149	45,152
5 諸　収　入		5,010	25,133	30,143
	3 雑　入	1	25,133	25,134
歳　入　合　計		5,737,641	△111,429	5,626,212

歳　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1 総　務　費		86,927	△144	86,783
	1 総務管理費	69,061	△144	68,917
2 後期高齢者医療広域連合納付金		5,645,514	△112,385	5,533,129
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	5,645,514	△112,385	5,533,129
3 諸　支　出　金		5,200	1,100	6,300
	1 償還金及び還付加算金	5,200	1,100	6,300
歳　出　合　計		5,737,641	△111,429	5,626,212

平成２６年度津市簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）

平成２６年度津市の簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ５６，５６６千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５８６，１８７千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第２条　地方債の変更は、「第２表地方債補正」による。

津市長　前　葉　泰　幸

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1 分担金及び負担金		72	489	561
	1 分　担　金		242	242
	2 負　担　金	72	247	319
2 使用料及び手数料		53,802	6	53,808
	1 使　用　料	53,498	6	53,504
3 国庫支出金		36,892	△9,384	27,508
	1 国庫補助金	36,892	△9,384	27,508
4 繰入金		436,769	△30,707	406,062
	1 一般会計繰入金	436,769	△30,707	406,062
5 繰越金		1	23,347	23,348
	1 繰　越　金	1	23,347	23,348
6 諸収入		1,117	83	1,200
	1 雑　入	1,117	83	1,200
7 市債		114,100	△40,400	73,700
	1 市　債	114,100	△40,400	73,700
歳入合計		642,753	△56,566	586,187

歳　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1 総務費		77,403	△61	77,342
	1 総務管理費	77,403	△61	77,342
2 事業費		261,100	△54,812	206,288
	1 簡易水道事業費	261,100	△54,812	206,288
3 公債費		304,250	△1,693	302,557
	1 公　債　費	304,250	△1,693	302,557
歳出合計		642,753	△56,566	586,187

第2表　地方債補正

変　更　　（単位：千円）

起債の目的	補正前 限度額	補正後 限度額
簡易水道事業	114,100	73,700

平成２６年度津市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）

平成２６年度津市の農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５６４，４８１千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

津市長　前　葉　泰　幸

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
3 財　産　収　入		5	2	7
	1 財 産 運 用 収 入	5	2	7
歳　入　合　計		564,479	2	564,481

歳　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
3 基　金　積　立　金		5	2	7
	1 基　金　積　立　金	5	2	7
歳　出　合　計		564,479	2	564,481

平成２６年度津市土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号）

平成２６年度津市の土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１７８，１７３千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５８７，７５２千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第２条　地方債の廃止は、「第２表地方債補正」による。

津市長　前　葉　泰　幸

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
2 国　庫　支　出　金		60,970	△30,492	30,478
	1 国　庫　補　助　金	60,970	△30,492	30,478
3 繰　　入　　金		696,463	△139,481	556,982
	1 繰　　入　　金	696,463	△139,481	556,982
6 市　　債		8,200	△8,200	
	1 市　　債	8,200	△8,200	
歳　　入　　合　　計		765,925	△178,173	587,752

歳　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1 土地区画整理事業費		580,268	△178,173	402,095
	1 事　　業　　費	580,268	△178,173	402,095
歳　　出　　合　　計		765,925	△178,173	587,752

第２表　地方債補正

廃　止　　（単位：千円、％）

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土地区画整理事業	8,200	証書借入 又は 証券発行	年4.0以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率）	20か年以内（据置期間を含む。）償還とし、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者と協定する。ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。

平成２６年度津市下水道事業特別会計補正予算（第３号）

平成２６年度津市の下水道事業特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ２２４，８３３千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１０，８４０，６６８千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第２条　継続費の変更は、「第２表継続費補正」による。

（繰越明許費）

第３条　地方自治法第２１３条第１項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第３表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第４条　地方債の変更は、「第４表地方債補正」による。

津市長　前　葉　泰　幸

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1 分担金及び負担金		52,052	63,492	115,544
	1 分　担　金	9,489	11,263	20,752
	2 負　担　金	42,563	52,229	94,792
2 使用料及び手数料		1,600,173	△19,183	1,580,990
	1 使　用　料	1,597,986	△19,203	1,578,783
	2 手　数　料	2,187	20	2,207
3 国庫支出金		637,171	23,926	661,097
	1 国庫補助金	634,150	23,722	657,872
	2 国庫負担金	3,021	204	3,225
5 繰入金		5,594,233	△80,778	5,513,455
	1 繰入金	5,594,233	△80,778	5,513,455
7 諸収入		2,152	910	3,062
	1 雑入	2,152	502	2,654
	2 延滞金、加算金及び過料		408	408
8 市債		3,073,900	△213,200	2,860,700
	1 市債	3,073,900	△213,200	2,860,700
歳入合計		11,065,501	△224,833	10,840,668

歳　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1 総務費		1,882,990	△17,147	1,865,843
	1 総務管理費	1,882,990	△17,147	1,865,843
2 事業費		3,617,781	△193,281	3,424,500
	1 公共下水道事業費	3,617,781	△193,281	3,424,500
3 公債費		5,560,200	△13,009	5,547,191
	1 公債費	5,560,200	△13,009	5,547,191
4 災害復旧費		4,530	△1,396	3,134
	1 下水道施設災害復旧費	4,530	△1,396	3,134
歳出合計		11,065,501	△224,833	10,840,668

第２表　継続費補正

変　更　　（単位：千円）

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
2 事業費	1 公共下水道事業費	中央浄化センター自家用発電機改築事業	212,500	平成26年度	85,000	168,000	平成26年度	68,000
				平成27年度	127,500		平成27年度	100,000
2 事業費	1 公共下水道事業費	町屋第２雨水幹線築造事業	580,000	平成26年度	232,000	560,300	平成26年度	186,300
				平成27年度	348,000		平成27年度	374,000

第３表　繰越明許費

（単位：千円）

款	項	事業名	金額
1 総務費	1 総務管理費	流域下水道建設負担金	452,615
2 事業費	1 公共下水道事業費	公共下水道事業（汚水）	2,028
2 事業費	1 公共下水道事業費	公共下水道事業（雨水）	205,528

第４表　地方債補正

変　更　　（単位：千円）

起債の目的	補正前 限度額	補正後 限度額
流域下水道事業負担金	664,600	648,300
公共下水道事業	1,909,300	1,712,400

平成２６年度津市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第２号）

平成２６年度津市の住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１３，５３２千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ８７，９７５千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

津市長　前　葉　泰　幸

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1 県　支　出　金		3,252	6,214	9,466
	1 県　補　助　金	3,252	6,214	9,466
5 諸　収　入		61,881	7,318	69,199
	1 貸付金元利収入	61,880	7,318	69,198
歳　入　合　計		74,443	13,532	87,975

歳　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1 総　務　費		28,182	4,477	32,659
	1 総務管理費	28,182	4,477	32,659
3 公　債　費		46,060	9,055	55,115
	1 公　債　費	46,060	9,055	55,115
歳　出　合　計		74,443	13,532	87,975

平成２６年度津市椋本財産区特別会計補正予算（第１号）

平成２６年度津市の椋本財産区特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５１４千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

津市長　前　葉　泰　幸

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1 財　産　収　入		11	3	14
	1 財 産 運 用 収 入	11	3	14
2 繰　入　金		480	14	494
	1 基 金 繰 入 金	480	14	494
3 繰　越　金		19	△14	5
	1 繰　越　金	19	△14	5
歳　入　合　計		511	3	514

歳　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
2 基 金 積 立 金		11	3	14
	1 基 金 積 立 金	11	3	14
歳　出　合　計		511	3	514

平成２７年度津市一般会計予算

平成２７年度津市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１１５，９０８，１５２千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

（継続費）

第２条　地方自治法(昭和２２年法律第６７号)第２１２条第１項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第２表継続費」による。

（債務負担行為）

第３条　地方自治法第２１４条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第３表債務負担行為」による。

（地方債）

第４条　地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第４表地方債」による。

（一時借入金）

第５条　地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、５，０００，０００千円と定める。

（歳出予算の流用）

第６条　地方自治法第２２０条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

津市長　前　葉　泰　幸

第１表　歳入歳出予算

歳　入　　（単位：千円）

款	項	金額
1 市税		39,412,440
	1 市民税	18,739,590
	2 固定資産税	16,164,935
	3 軽自動車税	567,303
	4 市たばこ税	1,746,000
	5 入湯税	38,794
	6 都市計画税	2,155,818
2 地方譲与税		803,000
	1 地方揮発油譲与税	232,800
	2 自動車重量譲与税	570,000
	3 特別とん譲与税	200
3 利子割交付金		97,000
	1 利子割交付金	97,000
4 配当割交付金		200,000
	1 配当割交付金	200,000
5 株式等譲渡所得割交付金		30,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	30,000
6 地方消費税交付金		3,570,000
	1 地方消費税交付金	3,570,000
7 ゴルフ場利用税交付金		280,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	280,000
8 自動車取得税交付金		140,000
	1 自動車取得税交付金	140,000
9 国有提供施設等所在市町村助成交付金		43,000
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	43,000
10 地方特例交付金		155,000
	1 地方特例交付金	155,000
11 地方交付税		18,200,000
	1 地方交付税	18,200,000
12 交通安全対策特別交付金		45,000

（単位：千円）

款	項	金額
	1 交通安全対策特別交付金	45,000
13 分担金及び負担金		1,939,778
	1 分担金	31,809
	2 負担金	1,907,969
14 使用料及び手数料		1,965,313
	1 使用料	1,727,281
	2 手数料	238,032
15 国庫支出金		14,392,686
	1 国庫負担金	11,016,715
	2 国庫補助金	3,371,242
	3 委託金	4,729
16 県支出金		6,335,686
	1 県負担金	3,747,170
	2 県補助金	1,951,361
	3 委託金	637,155
17 財産収入		179,786
	1 財産運用収入	120,097
	2 財産売払収入	59,689
18 寄附金		5,916
	1 寄附金	5,916
19 繰入金		10,470,493
	1 特別会計繰入金	14,604
	2 基金繰入金	10,455,889
20 繰越金		100,000
	1 繰越金	100,000
21 諸収入		1,041,054
	1 延滞金、加算金及び過料	50,001
	2 市預金利子	5,000
	3 貸付金元利収入	129,052
	4 受託事業収入	3,949
	5 雑入	853,052
22 市債		16,502,000
	1 市債	16,502,000
歳入合計		115,908,152

歳　出　　（単位：千円）

款	項	金額
1 議会費		675,086
	1 議会費	675,086
2 総務費		15,647,438
	1 総務管理費	13,335,690
	2 徴税費	1,328,120
	3 戸籍住民基本台帳費	483,917
	4 選挙費	286,215
	5 統計調査費	132,450
	6 監査委員費	81,046
3 民生費		37,065,095
	1 社会福祉費	17,766,283
	2 児童福祉費	13,763,977
	3 生活保護費	5,524,664
	4 災害救助費	10,171
4 衛生費		17,448,685
	1 保健衛生費	2,726,627
	2 斎場費	477,479
	3 環境費	521,325
	4 清掃費	12,902,356
	5 産業廃棄物処理費	19,469
	6 簡易水道費	420,341
	7 上水道費	175,635
	8 生活排水処理費	205,453
5 労働費		59,220
	1 労働諸費	59,220
6 農林水産業費		3,282,143
	1 農業費	2,416,820
	2 林業費	207,611
	3 水産業費	239,955
	4 農業集落排水費	417,757
7 商工費		1,457,073
	1 商工費	1,457,073
8 土木費		15,222,813
	1 土木管理費	261,867
	2 道路橋りょう費	5,474,576
	3 河川費	290,714

（単位：千円）

款	項	金額
	4 港湾費	65,712
	5 都市計画費	8,694,334
	6 住宅費	435,610
9 消防費		4,075,385
	1 消防費	4,075,385
10 教育費		11,095,918
	1 教育総務費	1,946,509
	2 小学校費	3,364,485
	3 中学校費	1,987,892
	4 幼稚園費	1,638,035
	5 社会教育費	1,572,988
	6 短期大学費	586,009
11 災害復旧費		303,696
	1 農林水産業施設災害復旧費	56,000
	2 公共土木施設災害復旧費	247,696
12 公債費		9,398,000
	1 公債費	9,398,000
13 諸支出金		77,600
	1 災害援護資金貸付金	22,100
	2 貸付金	55,500
14 予備費		100,000
	1 予備費	100,000
歳出合計		115,908,152

第２表　継　続　費

（単位：千円）

款	項	事業名	総額	年度	年割額
10 教育費	3 中学校費	美里地域施設一体型小中一貫校整備事業	797,200	平成２７年度	747,200
				平成２８年度	50,000

第３表　債務負担行為

（単位：千円）

事項	期間	限度額
ふるさと津かがやき寄附感謝品（三重テラス商品引換券）	平成２８年度	発行年度内未利用分
津市土地開発公社が先行取得する公共用地の取得（平成２７年度先行取得依頼分）	平成２７年度から債務完了年度まで	取得費に事務費及び利子を加算した額
津市土地開発公社がその事業運営資金として金融機関等から借り入れる借入金に対する債務保証（平成２７年度分）	平成２７年度から債務完了年度まで	8,500,000
基幹情報システム（文書管理・庶務管理システム）更新業務委託	平成２８年度	48,226
第３次健康づくり計画策定業務委託	平成２８年度	3,800
リサイクルセンター運転管理業務委託	平成２８年度	533,214
リサイクルセンター可燃残渣運搬業務委託	平成２８年度	34,762
リサイクルセンター不燃残渣運搬業務委託	平成２８年度	31,746
津駅栄町線及び羽所町第１０号線道路改良事業用地取得及び補償	平成２８年度	129,372
産業廃棄物税負担事業	平成２８年度	工事等に伴い発生する産業廃棄物について三重県産業廃棄物税条例により排出事業者が納付した産業廃棄物税のうち当該工事等に係る額

第4表　地　方　債

（単位：千円、%）

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎等整備事業	99,100	証書借入又は証券発行	年3.0以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率）	25か年以内（据置期間を含む。）償還とし、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者と協定する。ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。
過疎地域振興事業	72,300			
集会施設整備事業	359,500			
防災対策事業	272,900			
産業・スポーツセンター整備事業	1,809,300			
災害援護資金貸付金	22,100			
塵芥処理施設建設事業	5,925,200			
水道事業会計出資金	64,800			
斎場施設整備事業	19,600			
農業生産基盤整備事業	71,700			
林道整備事業	7,000			
地域水産物供給基盤整備事業	48,200			
道路整備事業	1,302,300			
公園整備事業	3,700			
消防施設整備事業	299,900			
学校教育施設整備事業	1,730,900			
放課後児童施設整備事業	4,100			
農地農業用施設災害復旧事業	3,200			
公共土木施設災害復旧事業	69,200			
臨時財政対策	4,100,000			
商工業振興施設整備事業	217,000			

平成２７年度津市モーターボート競走事業特別会計予算

平成２７年度津市のモーターボート競走事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ４０，３０２，９９８千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第２条　地方自治法(昭和２２年法律第６７号)第２１４条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第２表債務負担行為」による。

津市長　前　葉　泰　幸

第１表　歳入歳出予算

歳　入　　（単位：千円）

款	項	金額
1 競艇事業収入		40,302,304
	1 事業収入	22,874,024
	2 使用料及び手数料	6,490
	3 財産収入	49,594
	5 繰越金	1
	6 諸収入	17,372,195
2 国庫支出金		694
	1 国庫補助金	694
歳入合計		40,302,998

歳　出　　（単位：千円）

款	項	金額
1 競艇事業費		39,936,253
	1 総務費	506,306
	2 事業費	38,598,313
	3 施設費	831,634
2 基金積立金		77,972
	1 基金積立金	77,972
3 公債費		288,773
	1 公債費	288,773
歳出合計		40,302,998

第２表　債務負担行為

（単位：千円）

事　　項	期　　間	限　度　額
公営企業会計支援業務委託	平成２８年度から 平成３２年度まで	31,900

平成２７年度津市国民健康保険事業特別会計予算

平成２７年度津市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ３０，７６９，３７５千円と定める。

２　直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ２２，８８４千円と定める。

３　事業勘定及び直営診療施設勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第２条　地方自治法第２２０条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

津市長　前　葉　泰　幸

事業勘定

第1表　歳入歳出予算

歳　入　　（単位：千円）

款	項	金額
1 国民健康保険料		6,063,578
	1 国民健康保険料	6,063,578
2 国民健康保険税		5,608
	1 国民健康保険税	5,608
3 一部負担金		20
	1 一部負担金	20
4 使用料及び手数料		3,010
	1 手数料	3,010
5 国庫支出金		6,284,966
	1 国庫負担金	4,809,004
	2 国庫補助金	1,475,962
6 療養給付費交付金		1,272,232
	1 療養給付費交付金	1,272,232
7 前期高齢者交付金		8,480,510
	1 前期高齢者交付金	8,480,510
8 県支出金		1,482,190
	1 県負担金	170,366
	2 県補助金	1,311,824
9 共同事業交付金		5,694,737
	1 共同事業交付金	5,694,737
11 繰入金		1,412,020
	1 繰入金	1,412,020
12 繰越金		1
	1 繰越金	1
13 諸収入		70,503
	1 延滞金、加算金及び過料	42,502
	3 雑入	28,001
歳入合計		30,769,375

歳　出　　（単位：千円）

款	項	金額
1 総務費		420,725
	1 総務管理費	293,002
	2 徴収費	123,909
	3 運営協議会費	881
	4 趣旨普及費	2,933
2 保険給付費		19,524,687
	1 療養諸費	17,119,442
	2 高額療養費	2,266,175
	3 移送費	350
	4 出産育児諸費	118,920
	5 葬祭諸費	19,800
3 後期高齢者支援金等		3,474,134
	1 後期高齢者支援金等	3,474,134
4 前期高齢者納付金等		3,196
	1 前期高齢者納付金等	3,196
5 老人保健拠出金		154
	1 老人保健拠出金	154
6 介護納付金		1,250,023
	1 介護納付金	1,250,023
7 共同事業拠出金		5,694,757
	1 共同事業拠出金	5,694,757
8 保健事業費		332,709
	1 特定健康診査事業費	253,710
	2 保健事業費	78,999
11 諸支出金		48,990
	1 償還金及び還付加算金	36,251
	2 繰出金	12,739
12 予備費		20,000
	1 予備費	20,000
歳出合計		30,769,375

直営診療施設勘定

第１表　歳入歳出予算

歳　入　　（単位：千円）

款	項	金額
1 診療収入		10,063
	1 外来収入	9,513
	2 その他の診療収入	550
2 使用料及び手数料		80
	2 手数料	80
3 繰入金		12,739
	1 事業勘定繰入金	12,739
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		1
	2 雑入	1
歳入合計		22,884

歳　出　　（単位：千円）

款	項	金額
1 総務費		16,845
	1 施設管理費	16,845
2 医業費		6,039
	1 医業費	6,039
歳出合計		22,884

平成２７年度津市介護保険事業特別会計予算

平成２７年度津市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ２６，３３３，４４６千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第２条　地方自治法第２２０条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

津市長　前　葉　泰　幸

第１表　歳入歳出予算

歳　入　　（単位：千円）

款	項	金額
1 保険料		5,710,524
	1 介護保険料	5,710,524
2 使用料及び手数料		500
	1 手数料	500
3 国庫支出金		6,054,227
	1 国庫負担金	4,597,780
	2 国庫補助金	1,456,447
4 支払基金交付金		7,136,788
	1 支払基金交付金	7,136,788
5 県支出金		3,756,090
	1 県負担金	3,664,077
	2 県補助金	92,013
6 財産収入		493
	1 財産運用収入	493
7 繰入金		3,670,103
	1 一般会計繰入金	3,670,103
8 繰越金		3
	1 繰越金	3
9 諸収入		4,718
	2 雑入	3,118
	3 延滞金、加算金及び過料	1,600
歳入合計		26,333,446

歳　出　　（単位：千円）

款	項	金額
1 総務費		403,520
	1 総務管理費	128,222
	2 徴収費	32,059
	3 介護認定調査費等費	160,296
	4 介護認定審査会費	80,914
	5 趣旨普及費	1,491
	6 計画策定等関係費	538
2 保険給付費		25,421,100
	1 介護及び予防給付費	24,316,334
	2 特定入所者介護サービス等費	1,093,792
	3 その他諸費	10,974
3 地域支援事業費		496,132
	1 介護予防事業費	67,432
	2 包括的支援事業・任意事業費	428,700
4 基金積立金		493
	1 基金積立金	493
6 諸支出金		12,201
	1 償還金及び還付加算金	12,201
歳出合計		26,333,446

平成２７年度津市後期高齢者医療事業特別会計予算

平成２７年度津市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ５，７６２，２７６千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

津市長　前　葉　泰　幸

第１表　歳入歳出予算

歳　入　　（単位：千円）

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		2,409,057
	1 後期高齢者医療保険料	2,409,057
2 使用料及び手数料		360
	1 手数料	360
3 繰入金		3,347,846
	1 一般会計繰入金	3,347,846
4 繰越金		3
	1 繰越金	3
5 諸収入		5,010
	1 延滞金、加算金及び過料	10
	3 雑入	1
	4 償還金及び還付加算金	4,999
歳入合計		5,762,276

歳　出　　（単位：千円）

款	項	金額
1 総務費		87,917
	1 総務管理費	70,092
	2 徴収費	17,825
2 後期高齢者医療広域連合納付金		5,669,159
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	5,669,159
3 諸支出金		5,200
	1 償還金及び還付加算金	5,200
歳出合計		5,762,276

平成２７年度津市簡易水道事業特別会計予算

平成２７年度津市の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ９３０，４２２千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第２条　地方自治法(昭和２２年法律第６７号)第２１４条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第２表債務負担行為」による。

（地方債）

第３条　地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第３表地方債」による。

津市長　前　葉　泰　幸

第１表　歳入歳出予算

歳　入　　（単位：千円）

款	項	金額
1 分担金及び負担金		72
	2 負担金	72
2 使用料及び手数料		54,063
	1 使用料	54,059
	2 手数料	4
3 国庫支出金		117,105
	1 国庫補助金	117,105
4 繰入金		420,341
	1 一般会計繰入金	420,341
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		340
	1 雑入	340
7 市債		338,500
	1 市債	338,500
歳入合計		930,422

歳　出　　（単位：千円）

款	項	金額
1 総務費		73,829
	1 総務管理費	73,829
2 事業費		562,493
	1 簡易水道事業費	562,493
3 公債費		294,100
	1 公債費	294,100
歳出合計		930,422

第２表　債務負担行為

（単位：千円）

事　　項	期　　間	限 度 額
産業廃棄物税負担事業	平成２８年度	工事等に伴い発生する産業廃棄物について三重県産業廃棄物税条例により排出事業者が納付した産業廃棄物税のうち当該工事等に係る額

第３表　　地　方　債

（単位：千円、％）

起　債　の　目　的	限 度 額	起債の方法	利　　率	償 還 の 方 法
簡易水道事業	338,500	証書借入又は証券発行	年3.0以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率）	40か年以内（据置期間を含む。）償還とし、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者と協定する。ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。

平成２７年度津市農業集落排水事業特別会計予算

平成２７年度津市の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ５４９，２１０千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

津市長　前　葉　泰　幸

第１表　歳入歳出予算

歳　入　　（単位：千円）

款	項	金額
1分担金及び負担金		3,818
	1分担金	3,818
2使用料及び手数料		127,629
	1使用料	127,628
	2手数料	1
3財産収入		5
	1財産運用収入	5
4繰入金		417,757
	1繰入金	417,757
5繰越金		1
	1繰越金	1
歳入合計		549,210

歳　出　　（単位：千円）

款	項	金額
1総務費		4,761
	1総務管理費	4,761
2事業費		230,241
	1農業集落排水事業費	230,241
3基金積立金		5
	1基金積立金	5
4公債費		314,203
	1公債費	314,203
歳出合計		549,210

平成２７年度津市土地区画整理事業特別会計予算

平成２７年度津市の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ６８１，０７０千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第２条　地方自治法(昭和２２年法律第６７号)第２１４条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第２表債務負担行為」による。

（地方債）

第３条　地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第３表地方債」による。

津市長　前　葉　泰　幸

第１表　歳入歳出予算

歳　入　　（単位：千円）

款	項	金額
1 使用料及び手数料		1
	1 使用料	1
2 国庫支出金		55,200
	1 国庫補助金	55,200
3 繰入金		606,768
	1 繰入金	606,768
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		200
	1 雑入	200
6 市債		18,900
	1 市債	18,900
歳入合計		681,070

歳　出　　（単位：千円）

款	項	金額
1 土地区画整理事業費		493,762
	1 事業費	493,762
2 公債費		187,308
	1 公債費	187,308
歳出合計		681,070

第２表　債務負担行為

（単位：千円）

事　　項	期　　間	限　度　額
産業廃棄物税負担事業	平成２８年度	工事等に伴い発生する産業廃棄物について三重県産業廃棄物税条例により排出事業者が納付した産業廃棄物税のうち当該工事等に係る額

第３表　　地　方　債

（単位：千円、％）

起　債　の　目　的	限度額	起債の方法	利　　率	償還の方法
土地区画整理事業	18,900	証書借入又は証券発行	年3.0以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率）	20か年以内（据置期間を含む。）償還とし、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者と協定する。ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。

平成２７年度津市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

平成２７年度津市の住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ６１，０８５千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

津市長　前　葉　泰　幸

第１表　歳入歳出予算

歳　入　　（単位：千円）

款	項	金額
1 県支出金		3,297
	1 県補助金	3,297
2 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		57,786
	1 貸付金元利収入	57,784
	2 雑入	2
歳入合計		61,085

歳　出　　（単位：千円）

款	項	金額
1 総務費		27,234
	1 総務管理費	27,234
2 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
3 公債費		33,650
	1 公債費	33,650
4 予備費		200
	1 予備費	200
歳出合計		61,085

平成２７年度津市椋本財産区特別会計予算

平成２７年度津市の椋本財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ５１０千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

津市長　前　葉　泰　幸

第１表　歳入歳出予算

歳　入　　（単位：千円）

款	項	金額
1 財産収入		10
	1 財産運用収入	10
2 繰入金		494
	1 基金繰入金	494
3 繰越金		5
	1 繰越金	5
4 諸収入		1
	1 雑入	1
歳入合計		510

歳　出　　（単位：千円）

款	項	金額
1 総務費		500
	1 総務管理費	500
2 基金積立金		10
	1 基金積立金	10
歳出合計		510

平成２７年度津市営浄化槽事業特別会計予算

平成２７年度津市の市営浄化槽事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ４１７，５０７千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第２条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１４条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第２表債務負担行為」による。

（地方債）

第３条　地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第３表地方債」による。

津市長　前　葉　泰　幸

第１表　歳入歳出予算

歳　入　　（単位：千円）

款	項	金額
1 分担金及び負担金		28,432
	1 分担金	28,432
2 使用料及び手数料		16,580
	1 使用料	16,580
3 国庫支出金		100,095
	1 国庫補助金	100,095
4 県支出金		47,185
	1 県補助金	47,185
5 繰入金		56,915
	1 一般会計繰入金	56,915
6 市債		168,300
	1 市債	168,300
歳入合計		417,507

歳　出　　（単位：千円）

款	項	金額
1 総務費		26,274
	1 総務管理費	26,274
2 事業費		350,558
	1 市営浄化槽事業費	350,558
3 基金積立金		40,675
	1 基金積立金	40,675
歳出合計		417,507

第２表　債務負担行為

（単位：千円）

事　　項	期　　間	限　度　額
産業廃棄物税負担事業	平成２８年度	工事等に伴い発生する産業廃棄物について三重県産業廃棄物税条例により排出事業者が納付した産業廃棄物税のうち当該工事等に係る額

第３表　　地　方　債

（単位：千円、％）

起　債　の　目　的	限度額	起債の方法	利　　率	償　還　の　方　法
市営浄化槽事業	168,300	証書借入又は証券発行	年3.0以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率）	40か年以内（据置期間を含む。）償還とし、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者と協定する。ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。

津市告示第７３号

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第８条第２項の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定した。

その関係図面は、道路法第９条の規定に基づき、津市建設部建設政策課において、告示の日から２週間一般の縦覧に供する。

平成２７年３月３１日

津市長　前　葉　泰　幸

記

別紙のとおり

別　紙

整理番号	路　線　名	起　　点 終　　点	重要な経過地
１３０６	白塚団地第３６号線	津市白塚町 津市白塚町	
２６２９	一身田中野第３０号線	津市一身田中野 津市一身田中野	
２６３０	一身田中野第３１号線	津市一身田中野 津市一身田中野	
２６３１	一身田中野第３２号線	津市一身田中野 津市一身田中野	
３８８４	長岡町第５２号線	津市長岡町 津市長岡町	
３８８５	上浜町第８２号線	津市上浜町六丁目 津市上浜町六丁目	
３８８６	上浜町第８３号線	津市上浜町六丁目 津市上浜町六丁目	
３８８７	渋見町第１０号線	津市渋見町 津市渋見町	
３８８８	渋見町第１１号線	津市渋見町 津市渋見町	
５５２８	奥青谷第３号線	津市半田 津市半田	
５５２９	奥青谷第４号線	津市半田 津市半田	
５５３０	奥青谷第５号線	津市半田 津市半田	
６４６６	半田第６４号線	津市半田 津市半田	
６４６７	半田第６５号線	津市半田 津市半田	
７４４２	城山第５５号線	津市城山一丁目 津市城山一丁目	

７４４３	城山第５６号線	津市城山一丁目	
		津市城山一丁目	
７４４４	城山第５７号線	津市城山一丁目	
		津市城山一丁目	
７４４５	城山第５８号線	津市城山一丁目	
		津市城山一丁目	
７４４６	高茶屋里ノ上第５８号線	津市高茶屋四丁目	
		津市高茶屋四丁目	
２５００	本町１号線	津市久居本町	
		津市久居本町	
２５０１	羽野２６号線	津市戸木町	
		津市戸木町	
２５０２	羽野２７号線	津市戸木町	
		津市戸木町	
２５０３	新町８７号線	津市久居新町	
		津市久居新町	
２５０４	西鷹跡２２号線	津市久居西鷹跡町	
		津市久居西鷹跡町	
２５０５	南さくらが丘団地１９号線	津市久居野村町	
		津市久居野村町	
２５０６	南さくらが丘団地２０号線	津市久居野村町	
		津市久居野村町	
２５０７	南さくらが丘団地２１号線	津市久居野村町	
		津市久居野村町	
２５０８	野村６１号線	津市久居野村町	
		津市久居野村町	
２５０９	野村６２号線	津市久居野村町	
		津市久居野村町	
２５１０	野村６３号線	津市久居野村町	
		津市久居野村町	
２５１１	牧４号線	津市牧町	
		津市牧町	

２５１２	牧５号線	津市牧町	
		津市牧町	
２５１３	牧６号線	津市牧町	
		津市牧町	
３６００	上野２１号線	津市河芸町上野	
		津市河芸町上野	
３６０１	上野２２号線	津市河芸町上野	
		津市河芸町上野	
４５９８	浜田１号線	津市河芸町浜田	
		津市河芸町浜田	
４５９９	浜田２号線	津市河芸町浜田	
		津市河芸町浜田	
４６００	浜田３号線	津市河芸町浜田	
		津市河芸町浜田	
７９９	北沢１号線	津市芸濃町椋本	
		津市芸濃町椋本	
８００	北沢塚田１号線	津市芸濃町椋本	
		津市芸濃町椋本	
８０１	念仏田９号線	津市芸濃町椋本	
		津市芸濃町椋本	
８０２	念仏田１０号線	津市芸濃町椋本	
		津市芸濃町椋本	
８０３	念仏田１１号線	津市芸濃町椋本	
		津市芸濃町椋本	
８０４	下モ田２号線	津市芸濃町椋本	
		津市芸濃町椋本	
３８３７	野端１号線	津市安濃町草生	
		津市安濃町草生	
３８３８	東観音寺２２号線	津市安濃町東観音寺	
		津市安濃町東観音寺	

３８３９	東観音寺２３号線	津市安濃町東観音寺	
		津市安濃町東観音寺	
３８４０	東観音寺２４号線	津市安濃町東観音寺	
		津市安濃町東観音寺	
３８４１	東観音寺２５号線	津市安濃町東観音寺	
		津市安濃町東観音寺	
３８４２	東観音寺２６号線	津市安濃町東観音寺	
		津市安濃町東観音寺	
３５２	東山７号線	津市香良洲町	
		津市香良洲町	
３５３	高砂２２号線	津市香良洲町	
		津市香良洲町	
８０７０	田尻３６９号線	津市一志町田尻	
		津市一志町田尻	
８０７１	田尻３７０号線	津市一志町田尻	
		津市一志町田尻	
８０７２	高野３６４号線	津市一志町高野	
		津市一志町高野	
２６３２	大里野田町第１２号線	津市大里野田町	
		津市大里野田町	
３８８９	上浜町第８４号線	津市上浜町五丁目	
		津市上浜町五丁目	
３８９０	緑ケ丘団地第２８号線	津市上浜町六丁目	
		津市上浜町六丁目	
４３３８	新町第１０号線	津市新町三丁目	
		津市新町三丁目	
４３３９	新町第１１号線	津市新町三丁目	
		津市新町三丁目	
４３４０	桜田新町第１号線	津市桜田町	
		津市新町三丁目	

４３４１	桜田町第２号線	津市桜田町	
		津市桜田町	
４３４２	桜田町第３号線	津市桜田町	
		津市桜田町	
４３４３	桜田町第４号線	津市桜田町	
		津市桜田町	
４３４４	桜田町第５号線	津市桜田町	
		津市桜田町	
４３４５	桜田町第６号線	津市桜田町	
		津市桜田町	
７４４７	雲出島貫町第３６号線	津市雲出島貫町	
		津市雲出島貫町	
２５１４	木造５６号線	津市木造町	
		津市木造町	
２５１５	木造５７号線	津市木造町	
		津市木造町	
３６０２	東千里上野１号線	津市河芸町東千里	
		津市河芸町上野	
４６０１	浜田４号線	津市河芸町浜田	
		津市河芸町浜田	
４６０２	高佐５号線	津市河芸町高佐	
		津市河芸町高佐	
７５１４	片野３８１号線	津市一志町片野	
		津市一志町片野	
７５１５	片野３８２号線	津市一志町片野	
		津市一志町片野	
７５１６	片野３８３号線	津市一志町片野	
		津市一志町片野	
２５１	足坂三郷線	津市美里町足坂	
		津市美里町三郷	

津市告示第７４号

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第２項の規定に基づき、次のように道路の区域を決定した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から２週間一般の縦覧に供する。

平成２７年３月３１日

津市長　前　葉　泰　幸

記

別紙のとおり

別　紙

整理番号	路　線　名	区域決定の区間	延　長　m 幅　員　m
１３０６	白塚団地第３６号線	津市白塚町字白池２２７番２３から	42.9 m
		津市白塚町字白池２２７番４０まで	2m～2m
２６２９	一身田中野第３０号線	津市一身田中野字小向２０６番３６から	187.6 m
		津市一身田中野字小向２０６番６まで	6m～13.1m
２６３０	一身田中野第３１号線	津市一身田中野字小向２０６番４０から	150.3 m
		津市一身田中野字小向２０６番１まで	6m～13.1m
２６３１	一身田中野第３２号線	津市一身田中野字小向２０６番１５から	34 m
		津市一身田中野字小向２０６番１４まで	5m～12.1m
３８８４	長岡町第５２号線	津市長岡町字三拾苅１２１２番１３３から	22.5 m
		津市長岡町字三拾苅１２１２番１３１まで	6m～13m
３８８５	上浜町第８２号線	津市上浜町六丁目２１８番２２から	60.5 m
		津市上浜町六丁目２１８番１７まで	5m～15.3m
３８８６	上浜町第８３号線	津市上浜町六丁目２１８番１１から	63.4 m
		津市上浜町六丁目２１８番１６まで	6m～14.1m
３８８７	渋見町第１０号線	津市渋見町字黒田１０番４から	71.3 m
		津市渋見町字黒田６番８まで	6m～13m
３８８８	渋見町第１１号線	津市渋見町字黒田６番１０から	39.5 m
		津市渋見町字黒田６番１２まで	6m～6m
５５２８	奥青谷第３号線	津市半田字奥青谷３４２１番５から	131.4 m
		津市半田字奥青谷３４２１番１４まで	6m～16.5m
５５２９	奥青谷第４号線	津市半田字奥青谷３４２１番３０から	160.5 m
		津市半田字奥青谷３４２１番２５まで	6m～14.4m
５５３０	奥青谷第５号線	津市半田字奥青谷３４２１番２４から	24.4 m
		津市半田字奥青谷３４２１番２０まで	6m～9.7m

６４６６	半田第６４号線	津市半田字真虫谷２３４５番３５から	309.1 m
		津市半田字真虫谷２３４５番３１まで	5m～13.6m
６４６７	半田第６５号線	津市半田字真虫谷２３４５番１６から	65.4 m
		津市半田字真虫谷２３４５番１１まで	6m～13.1m
７４４２	城山第５５号線	津市城山一丁目３００８番２から	248.3 m
		津市城山一丁目２１３７番１９まで	6m～13.2m
７４４３	城山第５６号線	津市城山一丁目３００８番１８から	360.6 m
		津市城山一丁目２１３７番９まで	5m～13.1m
７４４４	城山第５７号線	津市城山一丁目３０００番１２から	28.8 m
		津市城山一丁目３０００番２４まで	4m～8.3m
７４４５	城山第５８号線	津市城山一丁目２０７番１７から	77.9 m
		津市城山一丁目２０７番１６まで	6m～13.2m
７４４６	高茶屋里ノ上第５８号線	津市高茶屋四丁目２４６０番１２から	57.9 m
		津市高茶屋四丁目２４６０番７まで	6m～14.6m
２５００	本町１号線	津市久居本町１５２７番から	31.9 m
		津市久居本町１５２７番１まで	4.5m～7.5m
２５０１	羽野２６号線	津市戸木町字焼野５４１３番２から	137.6 m
		津市戸木町字焼野５４１３番２０まで	6m～13.2m
２５０２	羽野２７号線	津市戸木町字焼野５４１３番２７から	25.8 m
		津市戸木町字焼野５４１３番２８まで	6m～13.1m
２５０３	新町８７号線	津市久居新町７５２番４から	75 m
		津市久居新町７５０番１２まで	6m～7.5m
２５０４	西鷹跡２２号線	津市久居西鷹跡町５０７番９から	44.3 m
		津市久居西鷹跡町５０７番１２まで	6m～12.3m
２５０５	南さくらが丘団地１９号線	津市久居野村町字花領下１８１５番３から	58.8 m
		津市久居野村町字花領下１８１５番８まで	6m～7.5m

２５０６	南さくらが丘団地２０号線	津市久居野村町字花領下１８０５番５から	55.7 m
		津市久居野村町字花領下１８０５番１まで	6m～7.2m
２５０７	南さくらが丘団地２１号線	津市久居野村町字生子８９０番８から	40.4 m
		津市久居野村町字生子８９３番８１まで	2.4m～4.7m
２５０８	野村６１号線	津市久居野村町字池尻１９７３番１７から	135.7 m
		津市久居野村町字池尻１９７３番２８まで	6m～14.7m
２５０９	野村６２号線	津市久居野村町字北八丁８６４番３から	66.1 m
		津市久居野村町字北八丁８６４番７まで	6m～9.6m
２５１０	野村６３号線	津市久居野村町字駒屋５８２番２７から	99.5 m
		津市久居野村町字駒屋５８２番２１まで	5m～13.1m
２５１１	牧４号線	津市牧町字北浦４４６番１０から	68 m
		津市牧町字北浦４４６番１３まで	6m～13.1m
２５１２	牧５号線	津市牧町字北浦４４６番２から	266.8 m
		津市牧町字北浦４４６番２２まで	6m～13.4m
２５１３	牧６号線	津市牧町字北浦４４６番３１から	14 m
		津市牧町字北浦４４６番３１まで	2m～2m
３６００	上野２１号線	津市河芸町上野字酒屋垣内１８３６番から	116.2 m
		津市河芸町上野字酒屋垣内１８２２番１まで	2m～11.6m
３６０１	上野２２号線	津市河芸町上野字酒屋垣内１８２２番６から	69.1 m
		津市河芸町上野字酒屋垣内１８２２番８まで	6m～13.1m
４５９８	浜田１号線	津市河芸町浜田字小脇２１８番１９から	272.8 m
		津市河芸町浜田字小脇２１８番１４まで	6m～13.1m
４５９９	浜田２号線	津市河芸町浜田字小脇２１８番５から	134.1 m
		津市河芸町浜田字小脇１９８番６まで	5m～13.1m
４６００	浜田３号線	津市河芸町浜田字小脇１９８番１８から	30.9 m
		津市河芸町浜田字小脇１９８番１６まで	4.9m～15.6m

７９９	北沢１号線	津市芸濃町椋本字北沢４４７１番１５から	60.4 m
		津市芸濃町椋本字北沢４４７１番１３まで	6m～13.1m
８００	北沢塚田１号線	津市芸濃町椋本字北沢４４７１番１５から	51.7 m
		津市芸濃町椋本字塚田７０７７番３まで	6m～13.3m
８０１	念仏田９号線	津市芸濃町椋本字念佛田４４１６番１７から	66.6 m
		津市芸濃町椋本字念佛田４４１６番１まで	6.5m～13.6m
８０２	念仏田１０号線	津市芸濃町椋本字念佛田４４１６番２４から	39.9 m
		津市芸濃町椋本字念佛田４４１６番２２まで	6m～13.1m
８０３	念仏田１１号線	津市芸濃町椋本字念佛田４４１６番３０から	32.9 m
		津市芸濃町椋本字念佛田４４１６番３１まで	6m～13.1m
８０４	下モ田２号線	津市芸濃町椋本字下モ田３１３７番１から	31 m
		津市芸濃町椋本字下モ田３１３７番６まで	6m～13.2m
３８３７	野端１号線	津市安濃町草生字野端２３７番６６から	26.2 m
		津市安濃町草生字野端２３７番６４まで	6m～7.8m
３８３８	東観音寺２２号線	津市安濃町東観音寺字北浦６０８番１から	102.7 m
		津市安濃町東観音寺字北浦６０２番１１まで	6m～10.2m
３８３９	東観音寺２３号線	津市安濃町東観音寺字北浦６１１番３から	57.2 m
		津市安濃町東観音寺字北浦６１１番６まで	6m～14.9m
３８４０	東観音寺２４号線	津市安濃町東観音寺字北浦６１１番３から	34.4 m
		津市安濃町東観音寺字北浦６１３番３まで	6m～13.1m
３８４１	東観音寺２５号線	津市安濃町東観音寺字北浦６０２番５から	44 m
		津市安濃町東観音寺字北浦６０２番７まで	6m～13.1m
３８４２	東観音寺２６号線	津市安濃町東観音寺字北浦６０２番１５から	28.6 m
		津市安濃町東観音寺字北浦６０２番１３まで	6m～13.7m
３５２	東山７号線	津市香良洲町字中タダラ１７８１番２から	64.2 m
		津市香良洲町字中タダラ１７８１番３まで	6m～9.4m

３５３	高砂２２号線	津市香良洲町字海面高砂３９４６番１１２から	45.9 m
		津市香良洲町字海面高砂３９４６番１０９まで	6m～13.4m
８０７０	田尻３６９号線	津市一志町田尻字上ノ３４６番１０から	221.7 m
		津市一志町田尻字上ノ３４６番１８まで	3m～13.1m
８０７１	田尻３７０号線	津市一志町田尻字上ノ３４６番１８から	37.1 m
		津市一志町田尻字上ノ３４６番１８まで	5m～12.9m
８０７２	高野３６４号線	津市一志町高野字内屋敷１２５１番５から	34 m
		津市一志町高野字内屋敷１２５１番７まで	4m～7.7m
２６３２	大里野田町第１２号線	津市大里野田町字南所１８８６番から	82.1 m
		津市大里野田町字南所１７９６番まで	3.5m～7.8m
３８８９	上浜町第８４号線	津市上浜町五丁目１３５番２から	89.6 m
		津市上浜町五丁目９４番１まで	4m～4.1m
３８９０	緑ケ丘団地第２８号線	津市上浜町六丁目２番３から	57.3 m
		津市上浜町六丁目４番３７まで	5.2m～9.1m
４３３８	新町第１０号線	津市新町三丁目１４番２０から	41.7 m
		津市新町三丁目１４番１６まで	4.2m～8m
４３３９	新町第１１号線	津市新町三丁目１４番６から	18.5 m
		津市新町三丁目１６番６まで	6.2m～10.8m
４３４０	桜田新町第１号線	津市桜田町２３番９から	118.3 m
		津市新町三丁目１４番１４まで	6.2m～13.7m
４３４１	桜田町第２号線	津市桜田町２０番１５から	312.7 m
		津市桜田町３１番１まで	3.6m～9.3m
４３４２	桜田町第３号線	津市桜田町２０番１から	100.9 m
		津市桜田町２３番１８まで	5.7m～10.3m
４３４３	桜田町第４号線	津市桜田町３０番６から	59.6 m
		津市桜田町２３番２６まで	4.2m～8.9m

４３４４	桜田町第５号線	津市桜田町３０番３から	14.6 m
		津市桜田町３０番３まで	3.5m～6.7m
４３４５	桜田町第６号線	津市桜田町３４番５から	103.7 m
		津市桜田町３４番１１まで	6m～13.6m
７４４７	雲出島貫町第３６号線	津市雲出島貫町字北浦８０９番３から	71.7 m
		津市雲出島貫町字北浦８３５番３まで	4m～7.7m
２５１４	木造５６号線	津市木造町字寺垣内１４８３番から	102 m
		津市木造町字寺垣内１４８５番１まで	4m～9.1m
２５１５	木造５７号線	津市木造町字寺垣内１４８５番２から	84.3 m
		津市木造町字寺垣内１４８４番１まで	4m～4m
３６０２	東千里上野１号線	津市河芸町東千里字縄境５６番１から	281.4 m
		津市河芸町上野字楠ノ木４００４番まで	5.4m～13.9m
４６０１	浜田４号線	津市河芸町浜田字黒田６６３番４から	34.2 m
		津市河芸町浜田字黒田６６３番４まで	4.1m～4.1m
４６０２	高佐５号線	津市河芸町高佐字下之町１２０９番２から	95.4 m
		津市河芸町高佐字下之町１１９１番まで	3.9m～11m
７５１４	片野３８１号線	津市一志町片野字中野７５４番１５から	119.4 m
		津市一志町片野字中野７５４番１６まで	6m～6m
７５１５	片野３８２号線	津市一志町片野字中野７５４番３０から	141.1 m
		津市一志町片野字中野７５４番２４まで	6m～13.6m
７５１６	片野３８３号線	津市一志町片野字中野７５４番１８から	13.9 m
		津市一志町片野字中野７５４番１８まで	3m～3m
２５１	足坂三郷線	津市美里町足坂字中広尾１２３９番から	95.3 m
		津市美里町三郷字樫木原８６番３まで	2.9m～9.4m

津市告示第７５号

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第２項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から２週間一般の縦覧に供する。

平成２７年３月３１日

津市長　前　葉　泰　幸

記

別紙のとおり

別　紙

整理番号	路　線　名	供用開始の区間	供用開始年月日
１３０６	白塚団地第３６号線	津市白塚町字白池２２７番２３から 津市白塚町字白池２２７番４０まで	平成２７年４月１日
２６２９	一身田中野第３０号線	津市一身田中野字小向２０６番３６から 津市一身田中野字小向２０６番６まで	平成２７年４月１日
２６３０	一身田中野第３１号線	津市一身田中野字小向２０６番４０から 津市一身田中野字小向２０６番１まで	平成２７年４月１日
２６３１	一身田中野第３２号線	津市一身田中野字小向２０６番１５から 津市一身田中野字小向２０６番１４まで	平成２７年４月１日
３８８４	長岡町第５２号線	津市長岡町字三拾苅１２１２番１３３から 津市長岡町字三拾苅１２１２番１３１まで	平成２７年４月１日
３８８５	上浜町第８２号線	津市上浜町六丁目２１８番２２から 津市上浜町六丁目２１８番１７まで	平成２７年４月１日
３８８６	上浜町第８３号線	津市上浜町六丁目２１８番１１から 津市上浜町六丁目２１８番１６まで	平成２７年４月１日
３８８７	渋見町第１０号線	津市渋見町字黒田１０番４から 津市渋見町字黒田６番８まで	平成２７年４月１日
３８８８	渋見町第１１号線	津市渋見町字黒田６番１０から 津市渋見町字黒田６番１２まで	平成２７年４月１日
５５２８	奥青谷第３号線	津市半田字奥青谷３４２１番５から 津市半田字奥青谷３４２１番１４まで	平成２７年４月１日
５５２９	奥青谷第４号線	津市半田字奥青谷３４２１番３０から 津市半田字奥青谷３４２１番２５まで	平成２７年４月１日
５５３０	奥青谷第５号線	津市半田字奥青谷３４２１番２４から 津市半田字奥青谷３４２１番２０まで	平成２７年４月１日

６４６６	半田第６４号線	津市半田字真虫谷２３４５番３５から 津市半田字真虫谷２３４５番３１まで	平成２７年４月１日
６４６７	半田第６５号線	津市半田字真虫谷２３４５番１６から 津市半田字真虫谷２３４５番１１まで	平成２７年４月１日
７４４２	城山第５５号線	津市城山一丁目３００８番２から 津市城山一丁目２１３７番１９まで	平成２７年４月１日
７４４３	城山第５６号線	津市城山一丁目３００８番１８から 津市城山一丁目２１３７番９まで	平成２７年４月１日
７４４４	城山第５７号線	津市城山一丁目３０００番１２から 津市城山一丁目３０００番２４まで	平成２７年４月１日
７４４５	城山第５８号線	津市城山一丁目２０７番１７から 津市城山一丁目２０７番１６まで	平成２７年４月１日
７４４６	高茶屋里ノ上第５８号線	津市高茶屋四丁目２４６０番１２から 津市高茶屋四丁目２４６０番７まで	平成２７年４月１日
２５００	本町１号線	津市久居本町１５２７番から 津市久居本町１５２７番１まで	平成２７年４月１日
２５０１	羽野２６号線	津市戸木町字焼野５４１３番２から 津市戸木町字焼野５４１３番２０まで	平成２７年４月１日
２５０２	羽野２７号線	津市戸木町字焼野５４１３番２７から 津市戸木町字焼野５４１３番２８まで	平成２７年４月１日
２５０３	新町８７号線	津市久居新町７５２番４から 津市久居新町７５０番１２まで	平成２７年４月１日
２５０４	西鷹跡２２号線	津市久居西鷹跡町５０７番９から 津市久居西鷹跡町５０７番１２まで	平成２７年４月１日
２５０５	南さくらが丘団地１９号線	津市久居野村町字花領下１８１５番３から 津市久居野村町字花領下１８１５番８まで	平成２７年４月１日

２５０６	南さくらが丘団地２０号線	津市久居野村町字花領下１８０５番５から 津市久居野村町字花領下１８０５番１まで	平成２７年４月１日
２５０７	南さくらが丘団地２１号線	津市久居野村町字生子８９０番８から 津市久居野村町字生子８９３番８１まで	平成２７年４月１日
２５０８	野村６１号線	津市久居野村町字池尻１９７３番１７から 津市久居野村町字池尻１９７３番２８まで	平成２７年４月１日
２５０９	野村６２号線	津市久居野村町字北八丁８６４番３から 津市久居野村町字北八丁８６４番７まで	平成２７年４月１日
２５１０	野村６３号線	津市久居野村町字駒屋５８２番２７から 津市久居野村町字駒屋５８２番２１まで	平成２７年４月１日
２５１１	牧４号線	津市牧町字北浦４４６番１０から 津市牧町字北浦４４６番１３まで	平成２７年４月１日
２５１２	牧５号線	津市牧町字北浦４４６番２から 津市牧町字北浦４４６番２２まで	平成２７年４月１日
２５１３	牧６号線	津市牧町字北浦４４６番３１から 津市牧町字北浦４４６番３１まで	平成２７年４月１日
３６００	上野２１号線	津市河芸町上野字酒屋垣内１８３６番から 津市河芸町上野字酒屋垣内１８２２番１まで	平成２７年４月１日
３６０１	上野２２号線	津市河芸町上野字酒屋垣内１８２２番６から 津市河芸町上野字酒屋垣内１８２２番８まで	平成２７年４月１日
４５９８	浜田１号線	津市河芸町浜田字小脇２１８番１９から 津市河芸町浜田字小脇２１８番１４まで	平成２７年４月１日
４５９９	浜田２号線	津市河芸町浜田字小脇２１８番５から 津市河芸町浜田字小脇１９８番６まで	平成２７年４月１日
４６００	浜田３号線	津市河芸町浜田字小脇１９８番１８から 津市河芸町浜田字小脇１９８番１６まで	平成２７年４月１日

７９９	北沢１号線	津市芸濃町椋本字北沢４４７１番１５から 津市芸濃町椋本字北沢４４７１番１３まで	平成２７年４月１日
８００	北沢塚田１号線	津市芸濃町椋本字北沢４４７１番１５から 津市芸濃町椋本字塚田７０７７番３まで	平成２７年４月１日
８０１	念仏田９号線	津市芸濃町椋本字念佛田４４１６番１７から 津市芸濃町椋本字念佛田４４１６番１まで	平成２７年４月１日
８０２	念仏田１０号線	津市芸濃町椋本字念佛田４４１６番２４から 津市芸濃町椋本字念佛田４４１６番２２まで	平成２７年４月１日
８０３	念仏田１１号線	津市芸濃町椋本字念佛田４４１６番３０から 津市芸濃町椋本字念佛田４４１６番３１まで	平成２７年４月１日
８０４	下モ田２号線	津市芸濃町椋本字下モ田３１３７番１から 津市芸濃町椋本字下モ田３１３７番６まで	平成２７年４月１日
３８３７	野端１号線	津市安濃町草生字野端２３７番６６から 津市安濃町草生字野端２３７番６４まで	平成２７年４月１日
３８３８	東観音寺２２号線	津市安濃町東観音寺字北浦６０８番１から 津市安濃町東観音寺字北浦６０２番１１まで	平成２７年４月１日
３８３９	東観音寺２３号線	津市安濃町東観音寺字北浦６１１番３から 津市安濃町東観音寺字北浦６１１番６まで	平成２７年４月１日
３８４０	東観音寺２４号線	津市安濃町東観音寺字北浦６１１番３から 津市安濃町東観音寺字北浦６１３番３まで	平成２７年４月１日
３８４１	東観音寺２５号線	津市安濃町東観音寺字北浦６０２番５から 津市安濃町東観音寺字北浦６０２番７まで	平成２７年４月１日
３８４２	東観音寺２６号線	津市安濃町東観音寺字北浦６０２番１５から 津市安濃町東観音寺字北浦６０２番１３まで	平成２７年４月１日
３５２	東山７号線	津市香良洲町字中タダラ１７８１番２から 津市香良洲町字中タダラ１７８１番３まで	平成２７年４月１日

３５３	高砂２２号線	津市香良洲町字海面高砂３９４６番１１２から 津市香良洲町字海面高砂３９４６番１０９まで	平成２７年４月１日
８０７０	田尻３６９号線	津市一志町田尻字上ノ３４６番１０から 津市一志町田尻字上ノ３４６番１８まで	平成２７年４月１日
８０７１	田尻３７０号線	津市一志町田尻字上ノ３４６番１８から 津市一志町田尻字上ノ３４６番１８まで	平成２７年４月１日
８０７２	高野３６４号線	津市一志町高野字内屋敷１２５１番５から 津市一志町高野字内屋敷１２５１番７まで	平成２７年４月１日
２６３２	大里野田町第１２号線	津市大里野田町字南所１８８６番から 津市大里野田町字南所１７９６番まで	平成２７年４月１日
３８８９	上浜町第８４号線	津市上浜町五丁目１３５番２から 津市上浜町五丁目９４番１まで	平成２７年４月１日
３８９０	緑ケ丘団地第２８号線	津市上浜町六丁目２番３から 津市上浜町六丁目４番３７まで	平成２７年４月１日
４３３８	新町第１０号線	津市新町三丁目１４番２０から 津市新町三丁目１４番１６まで	平成２７年４月１日
４３３９	新町第１１号線	津市新町三丁目１４番６から 津市新町三丁目１６番６まで	平成２７年４月１日
４３４０	桜田新町第１号線	津市桜田町２３番９から 津市新町三丁目１４番１４まで	平成２７年４月１日
４３４１	桜田町第２号線	津市桜田町２０番１５から 津市桜田町３１番１まで	平成２７年４月１日
４３４２	桜田町第３号線	津市桜田町２０番１から 津市桜田町２３番１８まで	平成２７年４月１日
４３４３	桜田町第４号線	津市桜田町３０番６から 津市桜田町２３番２６まで	平成２７年４月１日

４３４４	桜田町第５号線	津市桜田町３０番３から 津市桜田町３０番３まで	平成２７年 ４月１日
４３４５	桜田町第６号線	津市桜田町３４番５から 津市桜田町３４番１１まで	平成２７年 ４月１日
７４４７	雲出島貫町第３６号線	津市雲出島貫町字北浦８０９番３から 津市雲出島貫町字北浦８３５番３まで	平成２７年 ４月１日
２５１４	木造５６号線	津市木造町字寺垣内１４８３番から 津市木造町字寺垣内１４８５番１まで	平成２７年 ４月１日
２５１５	木造５７号線	津市木造町字寺垣内１４８５番２から 津市木造町字寺垣内１４８４番１まで	平成２７年 ４月１日
３６０２	東千里上野１号線	津市河芸町東千里字縄境５６番１から 津市河芸町上野字楠ノ木４００４番まで	平成２７年 ４月１日
４６０１	浜田４号線	津市河芸町浜田字黒田６６３番４から 津市河芸町浜田字黒田６６３番４まで	平成２７年 ４月１日
４６０２	高佐５号線	津市河芸町高佐字下之町１２０９番２から 津市河芸町高佐字下之町１１９１番まで	平成２７年 ４月１日
７５１４	片野３８１号線	津市一志町片野字中野７５４番１５から 津市一志町片野字中野７５４番１６まで	平成２７年 ４月１日
７５１５	片野３８２号線	津市一志町片野字中野７５４番３０から 津市一志町片野字中野７５４番２４まで	平成２７年 ４月１日
７５１６	片野３８３号線	津市一志町片野字中野７５４番１８から 津市一志町片野字中野７５４番１８まで	平成２７年 ４月１日

津市告示第７６号

平成２６年産畑作物共済（大豆：一筆方式）に係る共済金の支払額を決定したので、津市農業共済条例（平成１８年津市条例第１８５号）第１１５条の規定により、畑作物共済加入者ごとに共済金の支払額、畑作物共済減収量、共済金の支払期日及び共済金の支払方法を別紙のとおり公表する。

平成２７年３月３１日

津市長　前　葉　泰　幸

共済金支払額及び減収量等一覧

加入者	地域	地区	共済金支払額（円）	減収量（kg）	支払期日	支払方法
A	津	櫛形	70,680	228	平成 27 年 3 月 20 日	口座振込
B	美里	辰水	316,510	1,021		
C	白山	八ツ山	130,200	420		
３人	計		517,390	1,669		

津市告示第７７号

津市農業共済園芸施設共済掛金率を津市農業共済条例（平成１８年津市条例第１８５号）第１３２条第２項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成２７年３月３１日

津市長　前　葉　泰　幸

特定園芸施設の区分	共済目的等による種別		危険段階区分	危険指数	共済掛金率（%）
ガラス室Ⅰ類（木造）	特定園芸施設及び附帯施設に係るもの		基準共済掛金率		0.411
	施設内農作物に係るもの	病虫害を事故除外しないもの	基準共済掛金率		1.670
		病虫害を事故除外するもの	基準共済掛金率		1.158
	特定園芸施設撤去費用に係るもの（撤去費用有）		基準共済掛金率		0.057
	園芸施設復旧費用額に係るもの（復旧費用有）		基準共済掛金率		0.411
ガラス室Ⅱ類（鉄骨）	特定園芸施設及び附帯施設に係るもの		基準共済掛金率		0.111
	施設内農作物に係るもの	病虫害を事故除外しないもの	基準共済掛金率		1.118
		病虫害を事故除外するもの	基準共済掛金率		0.606
	特定園芸施設撤去費用に係るもの（撤去費用有）		基準共済掛金率		0.015
	園芸施設復旧費用額に係るもの（復旧費用有）		基準共済掛金率		0.111
プラスチックハウスⅠ類（木竹）	特定園芸施設及び附帯施設に係るもの		基準共済掛金率		0.898
	施設内農作物に係るもの	病虫害を事故除外しないもの	基準共済掛金率		1.604
		病虫害を事故除外するもの	基準共済掛金率		1.194
	特定園芸施設撤去費用に係るもの（撤去費用有）		基準共済掛金率		0.060
	園芸施設復旧費用額に係るもの（復旧費用有）		基準共済掛金率		0.386

プラスチックハウスⅡ類（パイプ）	特定園芸施設及び附帯施設に係るもの		1	3.000	6.464
			2	1.518	3.271
			3	1.000	2.155
			基準共済掛金率		3.621
	施設内農作物に係るもの	病虫害を事故除外しないもの	基準共済掛金率		3.211
		病虫害を事故除外するもの	基準共済掛金率		2.801
	特定園芸施設撤去費用に係るもの（撤去費用有）		基準共済掛金率		0.234
	園芸施設復旧費用額に係るもの（復旧費用有）		基準共済掛金率		1.484
プラスチックハウスⅢ類（鉄骨下）	特定園芸施設及び附帯施設に係るもの		1	2.500	5.248
			2	1.238	2.599
			3	1.000	2.099
			基準共済掛金率		2.547
	施設内農作物に係るもの	病虫害を事故除外しないもの	基準共済掛金率		5.733
		病虫害を事故除外するもの	基準共済掛金率		5.219
	特定園芸施設撤去費用に係るもの（撤去費用有）		基準共済掛金率		0.153
	園芸施設復旧費用額に係るもの（復旧費用有）		基準共済掛金率		0.681
プラスチックハウスⅣ類甲（鉄骨中・軟）	特定園芸施設及び附帯施設に係るもの		1	3.000	1.952
			2	1.253	0.816
			3	1.000	0.651
			基準共済掛金率		0.933
	施設内農作物に係るもの	病虫害を事故除外しないもの	基準共済掛金率		3.056

		病虫害を事故除外するもの	基準共済掛金率	2.556
	特定園芸施設撤去費用に係るもの（撤去費用有）		基準共済掛金率	0.088
	園芸施設復旧費用額に係るもの（復旧費用有）		基準共済掛金率	0.381
プラスチックハウスⅣ類乙（鉄骨中・硬）	特定園芸施設及び附帯施設に係るもの		基準共済掛金率	0.173
	施設内農作物に係るもの	病虫害を事故除外しないもの	基準共済掛金率	1.048
		病虫害を事故除外するもの	基準共済掛金率	0.451
	特定園芸施設撤去費用に係るもの（撤去費用有）		基準共済掛金率	0.034
	園芸施設復旧費用額に係るもの（復旧費用有）		基準共済掛金率	0.107
プラスチックハウスⅤ類（鉄骨上）	特定園芸施設及び附帯施設に係るもの		基準共済掛金率	0.299
	施設内農作物に係るもの	病虫害を事故除外しないもの	基準共済掛金率	1.285
		病虫害を事故除外するもの	基準共済掛金率	0.649
	特定園芸施設撤去費用に係るもの（撤去費用有）		基準共済掛金率	0.054
	園芸施設復旧費用額に係るもの（復旧費用有）		基準共済掛金率	0.160
プラスチックハウスⅥ類（雨よけ等）	特定園芸施設及び附帯施設に係るもの		基準共済掛金率	8.430
	施設内農作物に係るもの	病虫害を事故除外しないもの	基準共済掛金率	6.748
		病虫害を事故除外するもの	基準共済掛金率	4.286
	特定園芸施設撤去費用に係るもの（撤去費用有）		基準共済掛金率	0.414
	園芸施設復旧費用額に係るもの（復旧費用有）		基準共済掛金率	2.909
プラスチックハウスⅦ類（多目的ネットハウス）	特定園芸施設及び附帯施設に係るもの		基準共済掛金率	1.947
	施設内農作物に係るもの	病虫害を事故除外しないもの	基準共済掛金率	4.449

		病虫害を事故除外するもの	基準共済掛金率	4.038
	特定園芸施設撤去費用に係るもの（撤去費用有）		基準共済掛金率	0.137
	園芸施設復旧費用額に係るもの（復旧費用有）		基準共済掛金率	0.982

適用　この共済掛金率は、平成２７年４月１日以後、共済責任期間の開始するものから適用する。

津市告示第７８号

津市農業共済家畜共済掛金率を津市農業共済条例（平成１８年津市条例第１８５号）第６３条第２項の規定により次のとおり告示する。

平成２７年３月３１日

津市長　前　葉　泰　幸

共済目的の種類	死廃・病傷の別	危険段階区　　分	危険指数	危険段階共済掛金標準率等（％）
乳用成牛	死　廃	1	1.900	13.741
		2	1.436	10.386
		3	1.000	7.232
		共済掛金標準率		8.266
	病　傷	1	1.200	13.434
		2	1.116	12.493
		3	1.000	11.195
		共済掛金標準率		12.946
肥育用成牛	死　廃	1	2.000	1.159
		2	1.000	0.580
		共済掛金標準率		0.583
	病　傷	1	2.800	3.389
		2	1.654	2.002
		3	1.000	1.211
		共済掛金標準率		1.793

適用　この危険段階共済掛金標準率等は、平成２７年４月１日以後、共済掛金期間の開始するものから適用する。

津市告示第７９号

平成２７年産の水稲に適用する共済掛金率等を津市農業共済条例第３７条第２項の規定により次のとおり告示する。

平成２７年３月３１日

津市長　　前　葉　泰　幸

農作物（水稲）共済掛金率等一覧表

農作物共済の共済目的の種類等	農作物共済の種別		法第１０７条第４項の規定による危険段階別		単位当たり共済金額	共済掛金率	共済加入者負担共済掛金率
水稲	法第106条第１項第１号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の30	1	農作物危険段階基準共済掛金設定要領（以下「要領」という。）により算出した平成９年産から平成26年産までの水稲の被害率の平均が10.0%以上の農作物共済加入者	主食用200円 飼料用40円 米粉用84円	0.782	0.391000
			2	要領により算出した平成９年産から平成26年産までの水稲の被害率の平均が1.6%以上10.0%未満の農作物共済加入者		0.309	0.154500
			3	要領により算出した平成９年産から平成26年産までの水稲の被害率の平均が0.5%以上1.6%未満の農作物共済加入者		0.266	0.133000
			4	要領により算出した平成９年産から平成26年産までの水稲の被害率の平均が0.001%以上0.5%未満の農作物共済加入者		0.250	0.125000
			5	要領により算出した平成９年産から平成26年産までの水稲の被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者		0.244	0.122000
				平成27年産の水稲以後新たに共済関係の存することとなる者		0.261	0.130500
		100分の40	1	要領により算出した平成９年産から平成26年産までの水稲の被害率の平均が10.0%以上の農作物共済加入者		0.443	0.221500
			2	要領により算出した平成９年産から平成26年産までの水稲の被害率の平均が1.6%以上10.0%未満の農作物共済加入者		0.175	0.087500

			3	要領により算出した平成９年産から平成 26 年産までの水稲の被害率の平均が 0.5%以上 1.6%未満の農作物共済加入者	0.151	0.075500
			4	要領により算出した平成９年産から平成 26 年産までの水稲の被害率の平均が 0.001%以上 0.5%未満の農作物共済加入者	0.142	0.071000
			5	要領により算出した平成９年産から平成 26 年産までの水稲の被害率の平均が 0.001%未満の農作物共済加入者	0.138	0.069000
				平成 27 年産の水稲以後新たに共済関係の存することとなる者	0.148	0.074000
		100 分の 50	1	要領により算出した平成９年産から平成 26 年産までの水稲の被害率の平均が 10.0%以上の農作物共済加入者	0.276	0.138000
			2	要領により算出した平成９年産から平成 26 年産までの水稲の被害率の平均が 1.6%以上 10.0%未満の農作物共済加入者	0.109	0.054500
			3	要領により算出した平成９年産から平成 26 年産までの水稲の被害率の平均が 0.5%以上 1.6%未満の農作物共済加入者	0.094	0.047000
			4	要領により算出した平成９年産から平成 26 年産までの水稲の被害率の平均が 0.001%以上 0.5%未満の農作物共済加入者	0.088	0.044000
			5	要領により算出した平成９年産から平成 26 年産までの水稲の被害率の平均が 0.001%未満の農作物共済加入者	0.086	0.043000
				平成 27 年産の水稲以後新たに共済関係の存することとなる者	0.092	0.046000
	法第 106 条第１項第２号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100 分の 20	1	要領により算出した平成９年産から平成 26 年産までの水稲の被害率の平均が 10.0%以上の農作物共済加入者	1.091	0.545500
			2	要領により算出した平成９年産から平成 26 年産までの水稲の被害率の平均が 1.6%以上 10.0%未満の農作物共済加入者	0.431	0.215500
			3	要領により算出した平成９年産から平成 26 年産までの水稲の被害率の平均が 0.5%以上 1.6%未満の農作物共済加入者	0.371	0.185500

			4	要領により算出した平成９年産から平成 26 年産までの水稲の被害率の平均が 0.001%以上 0.5%未満の農作物共済加入者	0.349	0.174500
			5	要領により算出した平成９年産から平成 26 年産までの水稲の被害率の平均が 0.001%未満の農作物共済加入者	0.340	0.170000
				平成 27 年産の水稲以後新たに共済関係の存することとなる者	0.364	0.182000
		100 分の 30	1	要領により算出した平成９年産から平成 26 年産までの水稲の被害率の平均が 10.0%以上の農作物共済加入者	0.342	0.171000
			2	要領により算出した平成９年産から平成 26 年産までの水稲の被害率の平均が 1.6%以上 10.0%未満の農作物共済加入者	0.135	0.067500
			3	要領により算出した平成９年産から平成 26 年産までの水稲の被害率の平均が 0.5%以上 1.6%未満の農作物共済加入者	0.116	0.058000
			4	要領により算出した平成９年産から平成 26 年産までの水稲の被害率の平均が 0.001%以上 0.5%未満の農作物共済加入者	0.109	0.054500
			5	要領により算出した平成９年産から平成 26 年産までの水稲の被害率の平均が 0.001%未満の農作物共済加入者	0.107	0.053500
				平成 27 年産の水稲以後新たに共済関係の存することとなる者	0.114	0.057000
		100 分の 40	1	要領により算出した平成９年産から平成 26 年産までの水稲の被害率の平均が 10.0%以上の農作物共済加入者	0.147	0.073500
			2	要領により算出した平成９年産から平成 26 年産までの水稲の被害率の平均が 1.6%以上 10.0%未満の農作物共済加入者	0.058	0.029000
			3	要領により算出した平成９年産から平成 26 年産までの水稲の被害率の平均が 0.5%以上 1.6%未満の農作物共済加入者	0.050	0.025000
			4	要領により算出した平成９年産から平成 26 年産までの水稲の被害率の平均が 0.001%以上 0.5%未満の農作物共済加入者	0.047	0.023500

			5	要領により算出した平成９年産から平成 26 年産までの水稲の被害率の平均が 0.001％未満の農作物共済加入者	0.046	0.023000
				平成 27 年産の水稲以後新たに共済関係の存することとなる者	0.049	0.024500
	法第106条第１項第３号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の10	1	要領により算出した平成９年産から平成 26 年産までの水稲の被害率の平均が 10.0％以上の農作物共済加入者	2.610	1.305000
			2	要領により算出した平成９年産から平成 26 年産までの水稲の被害率の平均が1.6％以上10.0％未満の農作物共済加入者	1.031	0.515500
			3	要領により算出した平成９年産から平成 26 年産までの水稲の被害率の平均が 0.5％以上 1.6％未満の農作物共済加入者	0.888	0.444000
			4	要領により算出した平成９年産から平成 26 年産までの水稲の被害率の平均が 0.001％以上 0.5％未満の農作物共済加入者	0.834	0.417000
			5	要領により算出した平成９年産から平成 26 年産までの水稲の被害率の平均が 0.001％未満の農作物共済加入者	0.814	0.407000
				平成 27 年産の水稲以後新たに共済関係の存することとなる者	0.871	0.435500
		100分の20	1	要領により算出した平成９年産から平成 26 年産までの水稲の被害率の平均が 10.0％以上の農作物共済加入者	0.689	0.344500
			2	要領により算出した平成９年産から平成 26 年産までの水稲の被害率の平均が1.6％以上10.0％未満の農作物共済加入者	0.272	0.136000
			3	要領により算出した平成９年産から平成 26 年産までの水稲の被害率の平均が 0.5％以上 1.6％未満の農作物共済加入者	0.234	0.117000
			4	要領により算出した平成９年産から平成 26 年産までの水稲の被害率の平均が 0.001％以上 0.5％未満の農作物共済加入者	0.220	0.110000
			5	要領により算出した平成９年産から平成 26 年産までの水稲の被害率の平均が 0.001％未満の農作物共済加入者	0.215	0.107500

				平成 27 年産の水稲以後新たに共済関係の存することとなる者		0.230	0.115000
		100 分の 30	1	要領により算出した平成９年産から平成 26 年産までの水稲の被害率の平均が 10.0%以上の農作物共済加入者		0.123	0.061500
			2	要領により算出した平成９年産から平成 26 年産までの水稲の被害率の平均が 1.6%以上 10.0%未満の農作物共済加入者		0.049	0.024500
			3	要領により算出した平成９年産から平成 26 年産までの水稲の被害率の平均が 0.5%以上 1.6%未満の農作物共済加入者		0.042	0.021000
			4	要領により算出した平成９年産から平成 26 年産までの水稲の被害率の平均が 0.001%以上 0.5%未満の農作物共済加入者		0.039	0.019500
			5	要領により算出した平成９年産から平成 26 年産までの水稲の被害率の平均が 0.001%未満の農作物共済加入者		0.038	0.019000
				平成 27 年産の水稲以後新たに共済関係の存することとなる者		0.041	0.020500
	法第 150 条の３の３第１項に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100 分の 90	1	要領により算出した平成９年産から平成 26 年産までの水稲の被害率の平均が 10.0%以上の農作物共済加入者	－	2.747	1.373500
			2	要領により算出した平成９年産から平成 26 年産までの水稲の被害率の平均が 1.6%以上 10.0%未満の農作物共済加入者	－	1.086	0.543000
			3	要領により算出した平成９年産から平成 26 年産までの水稲の被害率の平均が 0.5%以上 1.6%未満の農作物共済加入者	－	0.935	0.467500
			4	要領により算出した平成９年産から平成 26 年産までの水稲の被害率の平均が 0.001%以上 0.5%未満の農作物共済加入者	－	0.878	0.439000
			5	要領により算出した平成９年産から平成 26 年産までの水稲の被害率の平均が 0.001%未満の農作物共済加入者	－	0.857	0.428500
				平成 27 年産の水稲以後新たに共済関係の存することとなる者	－	0.917	0.458500

		100 分の 80	1	要領により算出した平成 9 年産から平成 26 年産までの水稲の被害率の平均が 10.0%以上の農作物共済加入者	－	0.722	0.361000
			2	要領により算出した平成 9 年産から平成 26 年産までの水稲の被害率の平均が 1.6%以上 10.0%未満の農作物共済加入者	－	0.285	0.142500
			3	要領により算出した平成 9 年産から平成 26 年産までの水稲の被害率の平均が 0.5%以上 1.6%未満の農作物共済加入者	－	0.246	0.123000
			4	要領により算出した平成 9 年産から平成 26 年産までの水稲の被害率の平均が 0.001%以上 0.5%未満の農作物共済加入者	－	0.231	0.115500
			5	要領により算出した平成 9 年産から平成 26 年産までの水稲の被害率の平均が 0.001%未満の農作物共済加入者	－	0.225	0.112500
				平成 27 年産の水稲以後新たに共済関係の存することとなる者	－	0.241	0.120500
		100 分の 70	1	要領により算出した平成 9 年産から平成 26 年産までの水稲の被害率の平均が 10.0%以上の農作物共済加入者	－	0.129	0.064500
			2	要領により算出した平成 9 年産から平成 26 年産までの水稲の被害率の平均が 1.6%以上 10.0%未満の農作物共済加入者	－	0.051	0.025500
			3	要領により算出した平成 9 年産から平成 26 年産までの水稲の被害率の平均が 0.5%以上 1.6%未満の農作物共済加入者	－	0.044	0.022000
			4	要領により算出した平成 9 年産から平成 26 年産までの水稲の被害率の平均が 0.001%以上 0.5%未満の農作物共済加入者	－	0.041	0.020500
			5	要領により算出した平成 9 年産から平成 26 年産までの水稲の被害率の平均が 0.001%未満の農作物共済加入者	－	0.040	0.020000
				平成 27 年産の水稲以後新たに共済関係の存することとなる者	－	0.043	0.021500

津市告示第８０号

津市公共下水道条例（平成１８年津市条例第２０１号）第１５条第１項の規定により、指定工事店を次のとおり指定を取り消したので、同条例第１７条第１項第２号の規定により告示する。

平成２７年３月３１日

津市長　前　葉　泰　幸

指定を取り消した工事店

工事店名	所在地	取消し年月日
有限会社 伊藤建設	津市一志町井生 １１７番地４	平成２７年３月３１日
今木工業三重	松阪市嬉野中川町 ５０３番地１８７	平成２７年３月３１日
有限会社 ＳＵテック	津市久居一色町 ６８６番地	平成２７年３月３１日
大創設備	津市あのつ台三丁目１１番５号	平成２７年３月３１日
有限会社 ナカジマ設備	鈴鹿市池田町 ７５７番地の３	平成２７年３月３１日
株式会社 渚興業	津市高茶屋小森町 ２６８７番地３	平成２７年３月３１日
有限会社 西村組	津市庄田町 １２８４番地１５	平成２７年３月３１日
株式会社 日本工務店	津市白山町垣内 ３９８番地	平成２７年３月３１日
有限会社 野口設備	四日市市生桑町 ３１番地１	平成２７年３月３１日
日々野設備	津市高茶屋小森町 １７１０番地１６	平成２７年３月３１日
フナコシ設備	鈴鹿市須賀三丁目 ４番１０号	平成２７年３月３１日

株式会社 フルイチ住建	津市芸濃町椋本 ５１６番地	平成２７年３月３１日
株式会社プロジェクト品川	津市藤方 １６２８番地１	平成２７年３月３１日
豊富水道	津市白山町川口 ３８６５番地	平成２７年３月３１日
和田水道設備	津市久居井戸山町 ３００番地２	平成２７年３月３１日

津市公告第３１号

三重県宅地開発事業の基準に関する条例（昭和４７年三重県条例第４１号）第６条の規定により確認した宅地開発事業に関する工事が完了しましたので、同条例第１２条第４項の規定により次のとおり公告します。

平成２７年３月１７日

津市長　前　葉　泰　幸

１　工事完了年月日

平成２７年３月１０日

２　開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津市白山町二本木字山わき４００４番、４００９番３

３　許可を受けた者の住所及び氏名

津市大倉１０番２１号

社会福祉法人　実践

理事長　久米　宏毅

津市公告第３２号

都市公園法（昭和３１年法律第７９号）第２条の２及び津市都市公園条例（平成１８年津市条例第１９７号）第２条の規定により、都市公園の区域を変更したので、次のとおり公告し、その関係図書を縦覧に供します。

平成２７年３月２０日

津市長　前　葉　泰　幸

１　都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日

都市公園の名称	位　　置	区域	供用開始の期日
中勢グリーンパーク	津市あのつ台五丁目７５７番地１	別図のとおり	平成２７年４月１日

２　関係図書の縦覧場所

津市建設部建設整備課

津市公告第３３号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和２５年法律第２４７号）第６条第１項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第８項の規定により公告します。

平成２７年３月２３日

津市長　前　葉　泰　幸

１　抑留日　　平成２７年３月１７日

２　抑留期間　平成２７年３月２４日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
１	津市美里町	雑種	茶	雌	中	９１日以上	首輪なし

３　連絡先　津市環境部環境保全課

電話　０５９－２２９－３２８２

津保健福祉事務所　保健衛生室衛生指導課

電話　０５９－２２３－５１９２

津市公告第３４号

都市公園法（昭和３１年法律第７９号）第２条の２及び津市都市公園条例（平成１８年津市条例第１９７号）第２条の規定により、都市公園を設置したので、次のとおり公告し、その関係図書を縦覧に供します。

平成２７年３月２４日

津市長　前　葉　泰　幸

１　都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日

都市公園の名称	位　　置	区域	供用開始の期日
むくむく公園	津市芸濃町椋本４４７１番地１３	別図のとおり	平成２７年３月３１日
椋本わらべ公園	津市芸濃町椋本４４１６番地３１	別図のとおり	平成２７年３月３１日
岩田池西公園	津市半田２３４５番地３６	別図のとおり	平成２７年３月３１日
野村駒屋公園	津市久居野村町５８２番地２９	別図のとおり	平成２７年３月３１日
東観音寺響公園	津市安濃町東観音寺６１１番地６	別図のとおり	平成２７年３月３１日
野村ふれあい公園	津市久居野村町１９７３番地２９	別図のとおり	平成２７年３月３１日
久居桜レアルタウン公園	津市久居小野辺町１７４８番地３１	別図のとおり	平成２７年３月３１日
河辺町西公園	津市河辺町３０６２番地１	別図のとおり	平成２７年３月３１日
河辺町中公園	津市河辺町３０６２番地２	別図のとおり	平成２７年３月３１日
青葉台北公園	津市青葉台一丁目９番地５	別図のとおり	平成２７年３月３１日
雲出パティオスパーク	津市雲出本郷町１５２３番地２２	別図のとおり	平成２７年３月３１日

２　関係図書の縦覧場所

津市建設部建設整備課

津市公告第３５号

都市公園法（昭和３１年法律第７９号）第２条の２及び津市都市公園条例（平成１８年津市条例第１９７号）第２条の規定により、都市公園を設置したので、次のとおり公告し、その関係図書を縦覧に供します。

平成２７年３月２５日

津市長　前　葉　泰　幸

１　都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日

都市公園の名称	位　　置	区域	供用開始の期日
千里ヶ丘中央公園	津市河芸町千里ヶ丘１５番地２	別図のとおり	平成２７年４月１日

２　関係図書の縦覧場所

津市建設部建設整備課

津市公告第３６号

森林法（昭和２６年法律第２４９号）第１０条の６第３項の規定により、津市森林整備計画を変更したので、同法第１０条の５第１０項の規定により次のとおり公告し、当該森林計画変更を平成２７年３月３１日から平成２７年４月３０日まで公衆の縦覧に供します。

平成２７年３月３１日

津市長　前　葉　泰　幸

１　津市森林整備計画変更の案の縦覧場所

津市農林水産部林業振興室

津市訓令第８号
津市水道事業管理規程第２号
津市教育委員会訓令第２号
津市選挙管理委員会告示第４６号
津市農業委員会告示第３号
津市監査委員告示第５号
津市議会規程第２号

庁中一般
出先機関

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成２７年３月３０日

津市長　前　葉　泰　幸

津市水道事業管理者　佐　治　輝　明

津市教育委員会教育長　石　川　博　之

津市選挙管理委員会委員長　坂　口　賢　次

津市農業委員会会長　守　山　孝　之

津市代表監査委員　高　松　和　也

津市議会議長　田　矢　修　介

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

津市職員安全衛生管理規程（平成１９年津市訓令第８号、平成１９年津市水道事業管理規程第５号、平成１９年津市教育委員会訓令第１号、平成１９年津市選挙管理委員会告示第１２８号、平成１９年津市農業委員会告示第１号、平成１９年津市監査委員告示第９号、平成１９年津市議会規程第１号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

別表第１中

「

競艇事業部	競艇事業部安全衛生委員会	競艇事業部競艇管理課
水道局庁舎（下水道部に限る。）に設置される課等を一体としたもの	下水道部安全衛生委員会	下水道部下水道政策課
久居庁舎（津南工事事務所並びに久居教育事務所及び津市久居ふるさと文学館ポルタひさいふれあい図書室を除く。）に設置される課等を一体としたもの	久居総合支所安全衛生委員会	久居総合支所地域振興課

」

を

「

競艇事業部	競艇事業部安全衛生委員会	競艇事業部競艇管理課
久居庁舎（津南工事事務所並びに久居教育事務所及び津市久居ふるさと文学館ポルタひさいふれあい図書室を除く。）に設置される課等を一体としたもの	久居総合支所安全衛生委員会	久居総合支所地域振興課

」

に改め、「（下水道部を除く。）」を削り、「水道局安全衛生委員会」を「上下水道事業安全衛生委員会」に改める。

別表第２中

「

箇所
水道局庁舎（下水道部に限る。）に設置される課等
教育委員会事務局教育総務課（各小学校、各中学校及び各幼稚園に係る

給食場に限る。）

」

を「

箇所
教育委員会事務局教育総務課（各小学校、各中学校及び各幼稚園に係る給食場に限る。）

」

に改め、「（下水道部を除く。）」を削る。

別表第３中

「

競艇事業部	教育委員会事務局教育総務課（各小学校、各中学校及び各幼稚園に係る給食場に限る。）
水道局庁舎（下水道部に限る。）に設置される課等	水道局庁舎（下水道部を除く。）に設置される課等
久居庁舎（津南工事事務所並びに久居教育事務所及び津市久居ふるさと文学館ポルタひさいふれあい図書室を除く。）に設置される課等	

」

を「

競艇事業部	教育委員会事務局教育総務課（各小学校、各中学校及び各幼稚園に係る給食場に限る。）
水道局庁舎に設置される課等	久居庁舎（津南工事事務所並びに久居教育事務所及び津市久居ふるさと文学館ポルタひさいふれあい図書館を除く。）に設置される課等

」

に改める。

附　則

この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

津市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規程の整理に関する規程をここに公布する。

平成２７年３月３１日

津市水道事業管理者　佐　治　輝　明

津市水道事業管理規程第３号

津市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規程の整理に関する規程

（津市水道局分課規程の一部改正）

第１条　津市水道局分課規程（平成１８年津市水道事業管理規程第１号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

津市上下水道事業分課規程

第１条中「水道局」の次に「及び下水道局並びに上下水道事業管理室（以下「水道局等」という。）」を加える。

第１条の２中「水道局」を「水道局等」に、「のみならず、」を「にあっては」に改め、「簡易水道事業」の次に「に係る事務を、下水道事業に係る事務にあっては市営浄化槽事業、農業集落排水事業及び共同汚水処理施設事業」を加える。

第２条の見出しを「（水道局の分課）」に改め、同条第１項の表中「経営管理担当」を「管理担当」に改め、「浄水管理担当」を削り、「浄水施設担当」を「施設担当」に改め、同条第３項中「水道事業所及び」を「事業所及び」に改め、同項の表中「安芸水道事業所」を「安芸事業所」に、「一志水道事業所」を「一志事業所」に改め、同条の次に次の２条を加える。

（下水道局の分課）

第２条の２　下水道局に次に掲げる課及び担当を設置する。

下水道総務課

管理担当

生活排水推進担当

下水道建設課

建設担当

維持担当

下水道施設課
施設担当
２　下水道施設課に次に掲げる終末処理場及び担当を設置する。
津市中央浄化センター
管理担当
施設担当
津市千里ヶ丘浄化センター
津市浜田浄化センター
津市雲林院浄化センター
津市椋本浄化センター
津市高宮浄化センター
（上下水道事業管理室の担当）
第２条の３　上下水道事業管理室に経営計画担当を設置する。
第３条第１項中「水道局に局次長」を「水道局及び下水道局に局長及び局次長を」に、「課長」を「課長を」に改め、同条第２項中「水道事業所」を「事業所」に改め、同条第４項中「前３項」を「前各項」に、「水道局」を「水道局等」に改め、同項を同条第６項とし、同条第３項の次に次の２項を加える。
４　津市中央浄化センターに所長、担当主幹（必要な担当に限る。）及び担当副主幹（必要な担当に限る。）を置くことができる。
５　上下水道事業管理室に室長、担当主幹（必要な場合に限る。）及び担当副主幹（必要な場合に限る。）を置く。
第４条の見出し中「各課」を「水道局各課」に改め、同条第１号及び第２号を次のように改める。
⑴　管理担当
ア　水道局に係る総合調整に関すること。
イ　水道事業及び工業用水道事業の予算に関すること。
ウ　文書の収受、発送及び整理保存に関すること。
エ　水道事業及び工業用水道事業の統計に関すること。
オ　水道局及び課の庶務に関すること。
⑵　経理担当
ア　津市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例（平成１８年津市条例第２１９号）第３条第１項に規定する上

下水道事業等（以下「上下水道事業等」という。）に係る出納検査に関すること。

イ　上下水道事業等に係る資金計画に関すること。

ウ　上下水道事業等に係る決算に関すること。

エ　上下水道事業等に係る経理関係諸帳簿の作成に関すること。

オ　上下水道事業等に係る企業債及び一時借入金に関すること。

カ　上下水道事業等に係る業務状況報告に関すること。

キ　上下水道事業等に係る金銭の出納及び保管に関すること。

ク　上下水道事業等に係る収入及び支出に関する証拠書類の審査、整理及び保管に関すること。

ケ　出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関すること。

コ　水道事業に係る工事負担金等の調定に関すること。

サ　上下水道事業等に係る財務会計システムに関すること。

シ　上下水道事業等に係る資産の評価及び固定資産台帳に関すること。

第４条第３号ケ中「資産の評価及び固定資産台帳」を「土地台帳及び建物台帳」に改め、同条第４号オ中「簡易水道料金等」を「簡易水道事業（簡易水道料金を含む。）」に改める。

第５条第１号イ中「水道料金等」を「上下水道事業等に係る水道料金及び再開栓手数料（以下「水道料金等」という。）」に改め、同号ウを次のように改める。

ウ　水道料金等、下水道使用料、市営浄化槽使用料、簡易水道料金、農業集落排水使用料及び共同汚水処理施設使用料の預金口座振替に関すること。

第５条第１号オを次のように改める。

オ　市営浄化槽使用料、農業集落排水使用料及び共同汚水処理施設使用料の徴収事務受任に関すること。

第５条第１号キを次のように改める。

キ　水道料金等、下水道使用料、市営浄化槽使用料、簡易水道料金、農業集落排水使用料及び共同汚水処理施設使用料の収納に関すること。

第５条第１号ケを次のように改める。

ケ　水道料金等の欠損処分に関すること。

第６条第１号ア中「水道施設の整備の企画及び調査」を「水道事業、工業用水道事業及び簡易水道事業（以下「水道事業等」という。）の基本計画

（許可及び認可を含む。）」に改め、同号ウ中「簡易水道事業」を「水道事業等」に改め、同号中オを削り、カをオとし、キからトまでをカからテまでとし、同条第２号ア中「工事」を「水道事業等に係る建設工事」に改める。

第７条第１号を次のように改める。

⑴　施設担当

ア　各浄水施設の総括に関すること。

イ　ポンプ場及び配水場の施設の維持管理に関すること。

ウ　事業用電気設備及び機械設備の維持管理に関すること。

エ　浄水施設整備に係る調査研究に関すること。

オ　利水の調整に関すること。

カ　水源の保護の総括に関すること。

キ　水道資料に係る施設の管理に関すること。

ク　課の庶務に関すること。

第７条第２号を削り、同条第３号に次のように加え、同号を同条第２号とする。

オ　水道水源保護審議会に関すること。

第９条の見出し中「水道事業所」を「事業所」に改め、同条中「各水道事業所」を「各事業所」に改め、同条第１号ア中「水道料金等」の次に「、下水道使用料、市営浄化槽使用料、簡易水道料金、農業集落排水使用料及び共同汚水処理施設使用料」を加え、同号オ中「水道事業所」を「事業所」に改め、同条第２号に次のように加える。

ウ　管内における下水道事業、市営浄化槽事業、農業集落排水事業及び共同汚水処理施設事業（以下「下水道事業等」という。）の連絡調整等に関すること。

本則に次の５条を加える。

（下水道局各課の分掌事務）

第１０条　下水道総務課の担当の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

⑴　管理担当

ア　下水道局に係る総合調整に関すること。

イ　下水道局の予算の調製及び執行に関すること。

ウ　文書の収受、発送及び整理保存に関すること。

エ　下水道事業等の統計に関すること。

オ　下水道事業の供用開始に関すること。

カ　下水道使用料及び受益者負担金等に関すること。

キ　下水道局及び課の庶務に関すること。

⑵　生活排水推進担当

ア　生活排水対策の計画に関すること。

イ　市営浄化槽事業、農業集落排水事業及び共同汚水処理施設事業の使用料等の調定に関すること。

ウ　市営浄化槽事業、農業集落排水事業及び共同汚水処理施設事業の予算及び決算に関すること。

エ　市営浄化槽事業、農業集落排水事業及び共同汚水処理施設事業の起債、一時借入金その他の経理に関すること。

オ　市営浄化槽事業の分担金及び農業集落排水事業の新規加入金に関すること。

カ　市営浄化槽事業、農業集落排水事業及び共同汚水処理施設事業の普及、指導及び検査に関すること。

キ　市営浄化槽事業、農業集落排水事業及び共同汚水処理施設事業の整備及び維持管理に関すること。

ク　市営浄化槽事業に係る助成等に関すること。

ケ　共同汚水処理施設事業に係る補助金等に関すること。

コ　浄化槽の普及に関すること。

サ　その他生活排水対策に関すること。

第１１条　下水道建設課の担当の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

⑴　建設担当

ア　下水道事業に係る事業計画に関すること。

イ　下水道建設工事等に係る調整及び進行管理に関すること。

ウ　下水道事業等に係る建設工事の設計及び施工に関すること。

エ　私道への下水道の設置に関すること。

オ　公共ます等の設置に関すること。

カ　流域下水道事業に係る総合調整に関すること。

キ　課の庶務に関すること。

⑵　維持担当

ア　下水道事業等の管渠（きょ）等に係る維持工事の設計及び施工に関すること。

イ　下水道事業等の管渠（きょ）等の維持管理に関すること。

ウ　下水道台帳に関すること。

エ　排水設備の普及、指導及び検査に関すること。
オ　下水道排水設備指定工事店に関すること。
カ　下水道事業に係る助成等に関すること。
キ　特定事業場に関すること。
ク　水質規制に関すること。

第１２条　下水道施設課施設担当の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

⑴　排水機場（河川施設に限る。）、下水道事業のポンプ施設及び附帯施設並びに終末処理場に係る設備工事の設計及び施工に関すること。
⑵　排水機場（河川施設に限る。）、下水道事業のポンプ施設及び附帯施設並びに終末処理場の維持管理に関すること。
⑶　南部産業廃棄物最終処分場の管理に関すること。
⑷　課の庶務に関すること。

（終末処理場の分掌事務）

第１３条　各終末処理場の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

⑴　終末処理場の総括管理に関すること。
⑵　終末処理場の運転及び維持管理に関すること。
⑶　終末処理場の維持管理に必要な資材、器材等の購入及び保管に関すること。
⑷　終末処理場に係る委託業務に関すること。
⑸　電気機械設備の管理に関すること。
⑹　施設台帳の調整及び管理に関すること。
⑺　水質汚濁防止法（昭和４５年法律第１３８号）に関すること。
⑻　下水の処理に係る水質、排ガス、煤じん等の調査、試験及び検査に関すること。
⑼　悪質汚水の流入規制に関すること。
⑽　終末処理場の庶務に関すること。

（上下水道事業管理室の分掌事務）

第１４条　上下水道事業管理室経営計画担当の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

⑴　水道局及び下水道局の重要事項並びに企画及び総合調整に関すること。
⑵　上下水道事業等の経営の基本計画及び財政計画に関すること。
⑶　公印の管理に関すること。
⑷　諸規程の制定及び改廃の総括に関すること。

⑸　人事、給与、研修及び勤務条件に関すること。

⑹　職員の福利厚生及び公務災害補償に関すること。

⑺　渉外に関すること。

⑻　防災・災害復旧に係る計画及び実施の総合調整に関すること。

（地方公営企業法の適用に伴う特別措置に関する規程の一部改正）

第２条　地方公営企業法の適用に伴う特別措置に関する規程（平成１８年津市水道事業管理規程第３号）の一部を次のように改正する。

本則中「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

（津市水道局の事務の執行に関する規程の一部改正）

第３条　津市水道局の事務の執行に関する規程（平成１８年津市水道事業管理規程第４号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

津市上下水道事業の事務の執行に関する規程

本則中「津市水道局の」を「津市水道局及び下水道局並びに上下水道事業管理室（以下「水道局等」という。）の」に、「津市水道局に」を「水道局等に」に、「あるは」を「あるのは」に、「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

（津市水道局事務専決規程の一部改正）

第４条　津市水道局事務専決規程（平成１８年津市水道事業管理規程第５号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

津市上下水道事業事務専決規程

第１条中「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に、「担当理事」を「局長、担当理事」に、「津市水道局分課規程」を「津市上下水道事業分課規程」に、「）第３条第２項」を「。以下「分課規程」という。）第３条第２項及び第４項」に改め、「以下同じ。）」の次に「、室長（分課規程第３条第５項に規定する室長をいう。以下同じ。）」を加える。

第２条第１号中「担当理事」を「局長、担当理事」に改め、「所長」の次に「、室長」を加える。

第４条中「次長又は主管担当理事」を「主管局長又は主管担当理事」に、「担当理事に」を「局長又は担当理事に」に、「次長又は主管担当参事」を「主管次長又は主管担当参事」に、「及び所長」を「、所長及び室長」に、改める。

第５条第１項中「次長」を「局長、次長」に改め、「所長」の次に「、室長」を加え、「別表第１、別表第２及び別表第３」を「別表第１から別表第５まで」に改め、同条第２項を次のように改める。

２　前項に定めるもののほか、水道局及び下水道局並びに上下水道事業管理室の事務に係る専決については、津市事務専決規程（平成１８年津市訓令第４号。以下「規程」という。）の規定を準用する。この場合において、規程別表第１中「副市長」とあるのは「上下水道事業管理者」と、「部長」とあるのは「局長」（担当理事が置かれる場合にあっては、「主管担当理事」）と読み替えるものとする。

別表第１共通専決事項の表中「備消耗品費」を「備消品費」に、「補償費」を「補償金」に改める。

別表第２及び別表第３を次のように改める。

別表第２（第５条関係）

個別専決事項（決裁区分欄の表示は、専決処理することができる職の区分を示す。）

	専決事項	決裁区分			
		担当主幹	課長	次長	局長
水道総務課	1　水道局に係る総合調整に関すること。		軽易なもの	やや重要なもの	重要なもの
	2　身分証明書等の交付に関すること。	○			
	3　消費税及び地方消費税の中間申告に係る納税に関すること（別途承認済みのものに限る。）。		○		
	4　財務会計システムに関すること。		軽易なもの	やや重要なもの	重要なもの
	5　財産の損害保険に関すること。		○		
	6　登記事務の指導助言に関すること。		○		
	7　庁舎の管理に関すること。		○		
	8　車両の管理に関すること。		○		
	9　車両の整備に関すること。	○			
	10　物品の不用決定に関すること（購入価格の金額による。）。		50万円未満のもの	50万円以上200万円未満のもの	200万円以上のもの
	11　不用品の処分に関すること。		○		
	12　津市水道局建設工事等入札参				○

	加資格審査委員会に関すること。				
	13　工事又は製造その他についての請負における入札保証金の納付及び減免に関すること（予定価格の金額による。）。		1　億5,000万円未満のもの		1　億5,000万円以上のもの
	14　工事又は製造その他についての請負における落札者の決定及び再入札の執行に関すること（予定価格の金額による。）。		1　億5,000万円未満のもの		1　億5,000万円以上のもの
	15　工事又は製造その他についての請負に係る契約並びに契約保証金の納付及び減免に関すること（予定価格の金額による。）。		1　億5,000万円未満のもの		1　億5,000万円以上のもの
	16　工事又は製造その他についての請負の期間の延長に関すること（予定価格の金額による。）。		1　億5,000万円未満のもの		1　億5,000万円以上のもの
営業課	1　営業の企画に関すること。		軽易なもの	やや重要なもの	重要なもの
	2　水道料金等の相談に関すること。		軽易なもの	やや重要なもの	重要なもの
	3　料金システムに関すること。		軽易なもの	やや重要なもの	重要なもの
	4　水道料金等の過誤納金の還付に伴う未収金充当に関すること。		○		
	5　未納料金の督促及び滞納整理		○		

	に関すること。				
	6　給水工事の施工の承認、立会及び検査に関すること。		○		
	7　指定給水装置工事事業者の指定、指導監督等に関すること。				○
	8　給水装置工事主任技術者の届出及び研修に関すること。		○		
	9　津市水道局指定給水装置工事事業者審査委員会に関すること。				○
	10　貯水槽水道に関すること。		○		
	11　給水装置の開閉栓に関すること。		○		
	12　水道メーター等の維持管理に関すること。		○		
工務課	1　水道施設の整備の企画及び調査に関すること。		軽易なもの	やや重要なもの	重要なもの
	2　工事の企画、調査並びに設計及び施工の基準に関すること。		軽易なもの	やや重要なもの	重要なもの
	3　配水管図の整備及び管理に関すること。		○		
	4　無線装置の整備及び管理に関すること。		○		
	5　配水調整に関すること。		軽易なもの	やや重要なもの	重要なもの
	6　急を要する工事のための一部区域の断水決定に関すること。		○		
	7　津市水道局工事用資器材審査委員会に関すること。			○	

	8　公共工事等に伴う給配水管の移設等受託工事に関すること。		軽易なもの	やや重要なもの	重要なもの
	9　給配水管等の維持管理に関すること。		○		
	10　濁水の放水の決定に関すること。		○		
	11　応急給水に関すること。		軽易なもの	やや重要なもの	重要なもの
	12　開発行為に伴う配水管等の工事の審査に関すること。				○
浄水課	1　利水の調整に関すること。		軽易なもの	やや重要なもの	重要なもの
	2　水道資料に係る施設の管理に関すること。		○		
	3　津市水道水源保護審議会の庶務に関すること。		○		
	4　施設勤務者の保安教育に関すること。		○		
	5　交代制勤務者の勤務割に関すること。		○		
	6　各浄水施設、ポンプ場及び配水場の施設の維持管理に関すること。		○		

別表第３（第５条関係）

個別専決事項（決裁区分欄の表示は、専決処理することができる職の区分を示す。）

	専決事項	決裁区分		
		所長	次長	局長
事業所	1　水道料金等の相談に関すること。	軽易なもの	やや重要なもの	重要なもの
	2　給水工事の施工の立会及び検査に関すること。	○		
	3　濁水の放水の決定に関すること。	○		
	4　給水装置の開閉栓に関すること。	○		
	5　配水調整に関すること。	軽易なもの	やや重要なもの	重要なもの
	6　急を要する工事のための一部区域の断水決定に関すること。	○		
	7　給配水管等の維持管理に関すること。	○		
	8　各浄水施設、ポンプ場及び配水場の施設の維持管理に関すること。	○		

別表第３の次に次の２表を加える。

別表第４（第５条関係）

個別専決事項（決裁区分欄の表示は、専決処理することができる職の区分を示す。）

	専決事項	決裁区分			
		担当主幹	課長	次長	局長
下水道総務課	1　下水道局に係る総合調整に関すること。		軽易なもの	やや重要なもの	重要なもの
	2　下水道使用料の賦課及び収納に関すること。		○		
	3　下水道使用料の納入通知書の発行及び発送に関すること。	○			
	4　下水道使用料の減免に関すること。		○		
	5　下水道使用料に係る滞納処分に関すること。		○		
	6　下水道使用料に係る権利の消滅に関すること。				○
	7　排除汚水量の認定に関すること。		○		
	8　下水道事業受益者負担金等の賦課及び収納に関すること。		○		
	9　下水道事業受益者負担金等の滞納金の徴収に関すること。		○		
	10　下水道事業受益者負担金等の納入通知書の発行及び発送に関すること。	○			
	11　下水道事業受益者負担金等の減免及び徴収猶予に関すること。		○		
	12　下水道事業受益者負担金等に		○		

	係る滞納処分及びこれに伴う登記又は登録に関すること。				
	13　下水道事業受益者負担金等に係る権利の消滅に関すること。				○
	14　生活排水対策の計画に関すること。		軽易なもの	やや重要なもの	重要なもの
	15　市営浄化槽事業、農業集落排水事業及び共同汚水処理施設事業の使用料の納入通知書の発送に関すること。	○			
	16　市営浄化槽事業、農業集落排水事業及び共同汚水処理施設事業の使用料の減免に関すること。		○		
	17　市営浄化槽事業、農業集落排水事業及び共同汚水処理施設事業の使用料に係る権利の消滅に関すること。				○
	18　市営浄化槽事業の分担金及び農業集落排水事業の新規加入金の納入通知書の発送に関すること。	○			
	19　市営浄化槽事業、農業集落排水事業及び共同汚水処理施設事業の普及、指導及び検査に関すること。		○		
	20　下水道予定処理区域浄化槽設置事業補助金の交付決定に関すること。		○		
下水道建設課	1　下水道事業に係る事業計画に関すること。		軽易なもの	やや重要なも	重要なもの

				の	
	2　下水道建設工事等に係る調整及び進行管理に関すること。		軽易なもの	やや重要なもの	重要なもの
	3　私道への公共下水道設置に係る工事施行の決定に関すること。				○
	4　公共ます等の設置の決定等に関すること。		○		
	5　流域下水道事業の推進に係る総合調整に関すること。		軽易なもの	やや重要なもの	重要なもの
	6　下水道管渠（きょ）等に係る占用許可に関すること。		○		
	7　下水道台帳の管理に関すること。		○		
	8　排水設備の普及、指導及び検査に関すること。		○		
	9　下水道排水設備指定工事店の指定に関すること。		○		
	10　下水道排水設備指定工事店の指導及び監督に関すること。			○	
	11　水洗便所改造資金の融資あっせんの決定に関すること。		○		
	12　水洗便所改造費に係る助成の決定に関すること。		○		
	13　下水道普及向上預金に係る利用者カードの発行に関すること。		○		
	14　下水道普及向上預金に係る補助金の交付決定に関すること。		○		
	15　特定事業場に係る設置申請の		○		

	審査に関すること。				
	16　下水道に流入する水質の規制及び指導に関すること。		○		
下水道施設課	1　終末処理場、ポンプ施設及び附帯施設に係る占用許可に関すること。		○		
	2　終末処理場の運転及び管理に関すること。	○			
	3　下水の処理に係る水質検査に関すること。	○			
	4　終末処理場の安全に関すること。	○			

別表第５（第５条関係）

個別専決事項（決裁区分欄の表示は、専決処理することができる職の区分を示す。）

	専決事項	決裁区分	
		担当主幹	室長
上下水道事業管理室	1　職務に専念する義務の免除及び営利企業等の従事許可に関すること。		○
	2　職員（臨時的任用職員及び非常勤職員を含む。）の給与等の支出に関すること。		○
	3　退職手当等の支給に関すること。		○
	4　職員に係る手当等の支給認定に関すること。		○
	5　所得税、市町村民税等の源泉徴収に関すること。	○	
	6　三重県市町村職員共済組合に対する届出の処理に関すること。		○
	7　職員の健康管理に関すること。		○
	8　職員に対する被服等の貸与に関すること。	○	
	9　職員の公務災害補償等に関すること。		○

（津市水道局公告式規程の一部改正）

第５条　津市水道局公告式規程（平成１８年津市水道事業管理規程第６号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

津市上下水道事業公告式規程

第１条中「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

第２条第１項中「水道事業管理者名」を「上下水道事業管理者名」に、「水道事業管理者印」を「上下水道事業管理者印」に改める。

（津市水道局公印規程の一部改正）

第６条　津市水道局公印規程（平成１８年津市水道事業管理規程第７号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

津市上下水道事業公印規程

第１条中「津市水道局」を「津市水道局及び下水道局並びに上下水道事業管理室」に改める。

第３条第１項中「水道総務課長」を「上下水道事業管理室長」に改める。

第４条中「水道総務課」を「上下水道事業管理室」に改める。

第５条中「水道総務課長」を「上下水道事業管理室長」に、「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

第６条及び第８条第２項中「水道総務課長」を「上下水道事業管理室長」に改める。

第９条中「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第７条関係）

名称	ひな型	書体	寸法（ミリメートル）	使用の範囲	個数
津市水道局印	津市 水道 局印	れい書	方２７	一般公文書	1
津市下水道局印	津市 下水道 局印	れい書	方２７	一般公文書	1
津市上下水道事業管理者印	津市 上下水 道事業 管理者 印	れい書	方２１ （印影印刷の場合は、方９～方１７）	一般公文書及び印影印刷用	1
津市上下水道企業出納員印	津市 上下水 道企業 出納員 印	れい書	方２１ （印影印刷の場合は、方９～方１７）	出納事務用、領収書等の通知用及び印影印刷用	1
津市上下水道事業管理者職務代理者之印	津市 上下水 道事業管理 者職務代理 之印	れい書	方２１ （印影印刷の場合は、方９～方１７）	一般公文書及び印影印刷用	1

津市上下水道事業管理者印	津市上下水道事業管理者印	れい書	方１２	納入通知書等の通知用及び身分証明用	1
津市上下水道企業出納員印	津市上下水道企業出納員印	れい書	方１２	領収書等の通知用	1
津市上下水道事業管理者職務代理者之印	津市上下水道管理者職務代理者之印	れい書	方１２	納入通知書等の通知用	1

第２号様式中「水道総務課長」を「上下水道事業管理室長」に、「津市水道局公印規程」を「津市上下水道事業公印規程」に、「水道総務課」を「上下水道事業管理室」に改める。

（津市水道事業会計規程の一部改正）

第７条　津市水道事業会計規程（平成１８年津市水道事業管理規程第８号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

津市上下水道事業会計規程

第１条中「第１条」を「第２条第１項」に、「津市水道局（以下「局」」を「津市水道局及び下水道局並びに上下水道事業管理室（以下「局等」」に、「（工業用水道事業を含む。以下同じ。）」を「及び工業用水道事業並びに下水道事業（以下「上下水道事業等」という。）」に改める。

第１条の２第１号中「津市水道局分課規程」を「津市上下水道事業分課規程」に、「第４項」を「第６項」に改める。

第２条及び第３条中「局」を「局等」に改める。

第４条第１項中「局」を「局等」に改め、同条第２項中「管理者」を「上

下水道事業管理者（以下「管理者」という。）」に、「局」を「局等」に改める。

第５条中「局」を「局等」に改める。

第６条第１項中「局」を「局等」に改め、同条第５項中「津市水道局現金取扱員の現金取扱限度額を定める規程」を「津市上下事業現金取扱員の現金取扱限度額を定める規程」に改める。

第６条の３第１項中「津市水道局公印規程」を「津市上下水道事業公印規程」に改め、同条第２項中「営業課長」を「水道局にあっては営業課長が、下水道局にあっては下水道総務課長」に改める。

第８条第１項中「水道事業」を「上下水道事業等」に改め、同条第２項中「津市水道事業出納取扱金融機関」を「津市上下水道事業等出納取扱金融機関」に、「津市水道事業収納取扱金融機関」を「津市上下水道事業等収納取扱金融機関」に改める。

第１５条第１項及び第２０条第１項中「局」を「局等」に改める。

第３３条第２項中「水道事業」を「上下水道事業等」に改める。

第３７条第１項第１号ただし書中「水道局公金取扱店舗」を「上下水道事業等公金取扱店舗」に改める。

第４０条第２項中「水道総務課長」の次に「又は下水道総務課長」を加える。

第４１条第２項ただし書中「水道総務課長」を「水道局にあっては水道総務課長が、下水道局にあっては下水道総務課長」に改める。

第４４条第１項中「局」を「局等」に改める。

第５１条の次に次の１条を加える。

（繰替払）

第５１条の２　令第２１条の８第３号の規定に基づき、下水道事業受益者負担金に係る一括納付報奨金の支払については、当該下水道事業受益者負担金の収入金の現金を繰り替えて使用することができるものとする。

第５９条第１項中「局」を「局等」に改め、同項中第９号を第１２号とし、第４号から第８号までを３号ずつ繰り下げ、第３号の次に次の３号を加える。

⑷　預り市営浄化槽使用料

⑸　預り農業集落排水使用料

⑹　預り共同汚水処理使用料

第５９条第第２項、第６０条第１項及び第６４条中「局」を「局等」に改

める。

第６５条第２項中「水道総務課長」を「水道局にあっては水道総務課長に、下水道局にあっては下水道総務課長」に改める。

第６６条中「水道総務課長」を「水道総務課長又は下水道総務課長」に改める。

第６８条第１項中「又は水道総務課長」を「若しくは下水道総務課長又は水道総務課長若しくは下水道総務課長」に改め、同条第２項中「水道総務課長」を「水道総務課長又は下水道総務課長」に改める。

第７４条第１項中「局」を「局等」に改める。

第８４条、第８７条から第８９条まで、第９０条から第９２条まで、第９４条、第９６条第１項、第９７条第１項、第９９条から第１０２条まで、第１０５条、第１０７条から第１１０条まで、第１１２条、第１１３条、第１１６条及び第１１８条から第１２４条までの規定中「水道総務課長」を「水道総務課長又は下水道総務課長」に改める。

別記様式中「津市水道局企業出納員」を「津市上下水道企業出納員」に改める。

（津市水道局現金取扱員の現金取扱限度を定める規程の一部改正）

第８条　津市水道局現金取扱員の現金取扱限度を定める規程（平成１８年津市水道事業管理規程第９号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

津市上下水道事業現金取扱員の現金取扱限度を定める規程

（津市水道局企業職員被服等貸与規程の一部改正）

第９条　津市水道局企業職員被服等貸与規程（平成１８年津市水道事業管理規程第１０号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

津市上下水道企業職員被服等貸与規程

第１条中「津市水道局企業職員」を「津市上下水道企業職員」に改める。

第６条ただし書中「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

第１０条第１項中「水道総務課長」を「上下水道事業管理室長」に改める。

（津市水道局企業職員の給与、勤務時間及びその他の身分取扱いに関する規程の一部改正）

第１０条　津市水道局企業職員の給与、勤務時間及びその他の身分取扱いに関する規程（平成１８年津市水道事業管理規程第１１号）の一部を次のように

改正する。

題名を次のように改める。

津市上下水道企業職員の給与、勤務時間及びその他の身分取扱いに関する規程

本則中「津市水道局企業職員」を「津市上下水道企業職員」に、「水道事業管理規程」を「上下水道事業管理規程」に改める。

（津市水道局企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部改正）

第１１条　津市水道局企業職員の特殊勤務手当に関する規程（平成１８年津市水道事業管理規程第１２号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

津市上下水道企業職員の特殊勤務手当に関する規程

第１条中「津市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」を「津市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」に改める。

第２条第１項に次の１号を加える。

⑸　汚水処理作業手当

第４条中「管理者」を「上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）」に改める。

別表災害業務手当の項中「水道事業管理者」を「管理者」に改め、同表変則勤務手当の項の次に次のように加える。

汚水処理作業手当	１　下水道終末処理施設内又は水洗処理区域内において汚泥の除却作業及び下水管渠（きょ）等の清掃の業務に従事したとき。	日額	５５０円	７月及び８月中は、１００円を加算する。
	２　水洗処理区域外において下水管渠（きょ）等の清掃の業務に従事したとき。	日額	３００円	７月及び８月中は、１００円を加算する。

（津市水道事業給水条例施行規程の一部改正）

第１２条　津市水道事業給水条例施行規程（平成１８年津市水道事業管理規程第１３号）の一部を次のように改正する。

第２条第３項中「管理者」を「上下水道事業管理者（以下「管理者」とい

う。）」に改める。

（津市水道局指定給水装置工事事業者規程の一部改正）

第１３条　津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成１８年津市水道事業管理規程第１４号）の一部を次のように改正する。

第３条中「管理者」を「上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）」に改める。

第４条第２項中「水道事業管理者（以下「管理者」という。）」を「管理者」に改める。

（津市工業用水道事業給水条例施行規程の一部改正）

第１４条　津市工業用水道事業給水条例施行規程（平成１８年津市水道事業管理規程第１５号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項中「管理者」を「上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）」に改める。

第１号様式から第１７号様式までの規定中「津市水道事業管理者」を「津市上下水道事業管理者」に改める。

（津市水道水源保護条例施行規程の一部改正）

第１５条　津市水道水源保護条例施行規程（平成１９年津市水道事業管理規程第２号）の一部を次のように改正する。

第２条第５号中「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

第１号様式から第７号様式までの規定中「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

（津市水道技術管理者設置規程の一部改正）

第１６条　津市水道技術管理者設置規程（平成２３年津市水道事業管理規程第２号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「津市水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

（津市水道事業管理者職務代理に関する規程の廃止）

第１７条　津市水道事業管理者職務代理に関する規程（平成１８年津市水道事業管理規程第２号）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この規程の施行前に改正前のそれぞれの規程の規定によりなされた処分、手続その他の行為であって、改正後のそれぞれの規程の規定に相当の規定のあるものは、改正後のそれぞれの規程の相当規定によりなされたものとみなす。

3　この規程の施行の日の前日において、次の表の左欄に掲げる課、事業所又は担当の職に勤務又は兼務を命ぜられていた職員は、別に辞令を発せられない限り、この規程の施行の日をもってそれぞれ同表の右欄に掲げる課、事業所又は担当の相当の職に勤務又は兼務を命ぜられたものとする。

水道総務課	経営管理担当	水道総務課	管理担当
浄水課	浄水管理担当	浄水課	施設担当
〃	浄水施設担当	〃	施設担当
安芸水道事業所	管理担当	安芸事業所	管理担当
〃	事業担当	〃	事業担当
一志水道事業所	管理担当	一志事業所	管理担当
〃	事業担当	〃	事業担当

津市工業用水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成２７年３月３１日

津市水道事業管理者　佐　治　輝　明

津市水道事業管理規程第４号

津市工業用水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

津市工業用水道事業給水条例施行規程（平成１８年津市水道事業管理規程第１５号）の一部を次のように改正する。

第１１条中「６３円」を「６４．８０円」に改める。

附　則

この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

津市水道局告示第６号

津市水道事業給水条例（平成１８年津市条例第２２２号）第１１条第４項の規定により、津市水道局指定給水装置工事事業者を次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成１８年水道事業管理規程第１４号）第１０条第１号の規定により告示する。

平成２７年３月２３日

津市水道事業管理者　佐　治　輝　明

名　　称	所　在　地	指定年月日
サンライズ	鈴鹿市下大久保町１８２０番地の２	平成２７年３月１２日

津市水道局告示第７号

津市水道局に係る金融機関の指定に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成２７年３月３０日

津市水道事業管理者　佐　治　輝　明

津市水道局に係る金融機関の指定に関する規程の一部を改正する告示

津市水道局に係る金融機関の指定に関する規程（平成１８年津市水道局告示第１号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

津市上下水道事業管理者の業務に係る金融機関の指定に関する規程

本則中「津市水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

附　則

この告示は、平成２７年４月１日から施行する。

津市水道局告示第８号

津市水道事業の収納取扱金融機関の指定について（平成１８年津市水道局告示第２号）の一部を次のように改正し、平成２７年４月１日から施行する。

平成２７年３月３０日

津市水道事業管理者　佐　治　輝　明

題名を次のように改める。

津市上下水道事業管理者の業務に係る収納取扱金融機関の指定について

本則中「津市水道事業」を「上下水道事業管理者」に改める。

津市訓令第８号
津市水道事業管理規程第２号
津市教育委員会訓令第２号
津市選挙管理委員会告示第４６号
津市農業委員会告示第３号
津市監査委員告示第５号
津市議会規程第２号

庁中一般
出先機関

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成２７年３月３０日

津市長　前　葉　泰　幸

津市水道事業管理者　佐　治　輝　明

津市教育委員会教育長　石　川　博　之

津市選挙管理委員会委員長　坂　口　賢　次

津市農業委員会会長　守　山　孝　之

津市代表監査委員　高　松　和　也

津市議会議長　田　矢　修　介

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

津市職員安全衛生管理規程（平成１９年津市訓令第８号、平成１９年津市水道事業管理規程第５号、平成１９年津市教育委員会訓令第１号、平成１９年津市選挙管理委員会告示第１２８号、平成１９年津市農業委員会告示第１号、平成１９年津市監査委員告示第９号、平成１９年津市議会規程第１号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

別表第１中

「

競艇事業部	競艇事業部安全衛生委員会	競艇事業部競艇管理課
水道局庁舎（下水道部に限る。）に設置される課等を一体としたもの	下水道部安全衛生委員会	下水道部下水道政策課
久居庁舎（津南工事事務所並びに久居教育事務所及び津市久居ふるさと文学館ポルタひさいふれあい図書室を除く。）に設置される課等を一体としたもの	久居総合支所安全衛生委員会	久居総合支所地域振興課

」

を

「

競艇事業部	競艇事業部安全衛生委員会	競艇事業部競艇管理課
久居庁舎（津南工事事務所並びに久居教育事務所及び津市久居ふるさと文学館ポルタひさいふれあい図書室を除く。）に設置される課等を一体としたもの	久居総合支所安全衛生委員会	久居総合支所地域振興課

」

に改め、「（下水道部を除く。）」を削り、「水道局安全衛生委員会」を「上下水道事業安全衛生委員会」に改める。

別表第２中

「

箇所
水道局庁舎（下水道部に限る。）に設置される課等
教育委員会事務局教育総務課（各小学校、各中学校及び各幼稚園に係る

給食場に限る。）

」

を「

箇所
教育委員会事務局教育総務課（各小学校、各中学校及び各幼稚園に係る給食場に限る。）

」

に改め、「（下水道部を除く。）」を削る。

別表第３中

「

競艇事業部	教育委員会事務局教育総務課（各小学校、各中学校及び各幼稚園に係る給食場に限る。）
水道局庁舎（下水道部に限る。）に設置される課等	水道局庁舎（下水道部を除く。）に設置される課等
久居庁舎（津南工事事務所並びに久居教育事務所及び津市久居ふるさと文学館ポルタひさいふれあい図書室を除く。）に設置される課等	

」

を「

競艇事業部	教育委員会事務局教育総務課（各小学校、各中学校及び各幼稚園に係る給食場に限る。）
水道局庁舎に設置される課等	久居庁舎（津南工事事務所並びに久居教育事務所及び津市久居ふるさと文学館ポルタひさいふれあい図書館を除く。）に設置される課等

」

に改める。

附　則

この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

津市立幼稚園則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成２７年３月２８日

津市教育委員会委員長　坪　井　守

津市教育委員会規則第１号

津市立幼稚園則の一部を改正する規則

津市立幼稚園則（平成１８年津市教育委員会規則第１５号）の一部を次のように改正する。

第２条中「住所を有する満３歳（その年の４月１日における年齢をいう。）」を「居住し、入園する年度の４月１日において別表に規定する教育開始年齢」に改め、同条ただし書を削る。

第３条を次のように改める。

（定員）

第３条　各幼稚園の定員は、別表のとおりとする。

第４条の見出しを「（教育期間）」に改め、同条中「保育期間」を「教育期間」に改める。

第６条を次のように改める。

（利用者負担額）

第６条　利用者負担額については、津市立幼稚園の利用者負担額に関する条例（平成２６年津市条例第４４号）の定めるところによる。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第２条、第３条関係）

幼稚園名	定員	教育開始年齢
津市立修成幼稚園	６０人	満４歳
津市立南立誠幼稚園	６０人	満４歳
津市立北立誠幼稚園	６０人	満４歳
津市立敬和幼稚園	６０人	満４歳
津市立育生幼稚園	６０人	満４歳
津市立新町幼稚園	６０人	満４歳
津市立藤水幼稚園	９０人	満４歳
津市立高茶屋幼稚園	９０人	満４歳

津市立神戸幼稚園	１２０人	満４歳
津市立安東幼稚園	６０人	満４歳
津市立雲出幼稚園	６０人	満４歳
津市立大里幼稚園	９０人	満４歳
津市立高野尾幼稚園	６０人	満４歳
津市立白塚幼稚園	６０人	満４歳
津市立巽ヶ丘幼稚園	１００人	満３歳
津市立密柑山幼稚園	６０人	満４歳
津市立桃園幼稚園	９０人	満３歳
津市立戸木幼稚園	１０５人	満３歳
津市立栗葉幼稚園	６０人	満４歳
津市立榊原幼稚園	７０人	満３歳
津市立のむら幼稚園	１２０人	満４歳
津市立豊津幼稚園	６０人	満４歳
津市立上野幼稚園	６０人	満４歳
津市立黒田幼稚園	９０人	満３歳
津市立千里ヶ丘幼稚園	６０人	満４歳
津市立椋本幼稚園	１００人	満３歳
津市立明幼稚園	５０人	満３歳
津市立安西・雲林院幼稚園	５０人	満３歳
津市立みさと幼稚園	８０人	満３歳
津市立草生幼稚園	６０人	満３歳
津市立村主幼稚園	８０人	満３歳
津市立安濃幼稚園	１００人	満３歳
津市立明合幼稚園	６０人	満３歳
津市立香良洲幼稚園	１３０人	満３歳
津市立大井幼稚園	６０人	満３歳
津市立波瀬幼稚園	６０人	満３歳
津市立川合幼稚園	１６０人	満３歳
津市立高岡幼稚園	１００人	満３歳
津市立白山幼稚園	１６０人	満３歳

附　則

この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

津市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成２７年３月３０日

津市教育委員会委員長　坪　井　守

津市教育委員会規則第２号

津市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

津市教育委員会事務局組織規則（平成１８年津市教育委員会規則第７号）の一部を次のように改正する。

別表第１教育研究支援課の部教育支援担当の項に次の１号を加える。

⑸　授業改善に係る指導及び助言に関すること。

附　則

この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成２７年３月３０日

津市教育委員会委員長　坪　井　守

津市教育委員会規則第３号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

（津市教育委員会会議規則の一部改正）

第１条　津市教育委員会会議規則（平成１８年津市教育委員会規則第１号）の一部を次のように改正する。

目次中「第２章　委員長及び委員長職務代理者の選任方法（第２条・第３条）」を「第２章　削除」に改める。

第１条中「昭和３１年法律第１６２号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「第１５条」を「第１６条」に改める。

第２章を次のように改める。

第２章　削除

第２条及び第３条　削除

第４条、第５条第２項、第６条第２項、第７条、第９条第２項、第１０条第１項及び第２項、第１２条、第１３条並びに第１４条第１項及び第２項中「委員長」を「教育長」に改める。

第１６条第１項ただし書中「委員長」を「教育長」に、「出席委員」を「教育長及び出席委員」に改める。

第１７条中「委員長」を「教育長」に改める。

第１９条を次のように改める。

第１９条　教育長は、会議の終了後、遅滞なく、その会議録を作成しなければならない。

２　会議録には、教育長及び出席委員並びにこれを調製した職員が署名しなければならない。

第２０条第２号中「出席委員」を「教育長及び出席委員」に改め、同条第３号中「委員」を「教育長、委員」に改め、同条第９号中「委員長」を「教育長」に改める。

第２１条中「委員中」を「教育長及び委員中」に、「委員長」を「教育長」に改め、同条の次に次の１条を加える。

（会議録の公表）

第２１条の２　教育長は、会議録（非公開の会議の会議録を除く。）を作成したときは、事務局に備え置き、一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により、これを公表しなければならない。

第２２条中「委員長」を「教育長」に改める。

（津市教育委員会会議傍聴人規則の一部改正）

第２条　津市教育委員会会議傍聴人規則（平成１８年津市教育委員会規則第２号）の一部を次のように改正する。

第２条、第５条及び第６条中「委員長」を「教育長」に改める。

（津市教育委員会公告式規則の一部改正）

第３条　津市教育委員会公告式規則（平成１８年津市教育委員会規則第３号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第１４条第２項」を「第１５条第２項」に改める。

第２条第１項中「委員長」を「教育長」に改め、同条第２項中「委員長名」を「教育長名」に、「委員長印」を「教育長印」に改める。

第４条第１項を削り、同条第２項を同条とする。

（津市教育委員会事務委任等に関する規則の一部改正）

第４条　津市教育委員会事務委任等に関する規則（平成１８年津市教育委員会規則第６号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第２６条第１項」を「第２５条第１項」に改める。

第３条第８号中「第２７条」を「第２６条」に改める。

第６条を第７条とし、第５条の次に次の１条を加える。

（教育委員会の会議への報告）

第６条　教育長は、次の各号に掲げる事務の管理及び執行の状況について、当該各号に定める教育委員会の会議において報告しなければならない。

⑴　法第１条の３第１項の大綱に基づいて教育委員会が重点的に講ずるものと定めた施策の推進に関する事務　適当な時期に招集される会議

⑵　児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に対処するため行った事務　当該事務の処理を開始した後最初に招集される会議からその後当該事務の処理を終了した後最初に招集される会議までの会議

⑶　会議において特に報告を求められた事務　当該求めにおいて指定された会議（指定がなされなかった場合は、当該求められた会議の次の会議）

⑷　前３号に定めるもののほか、法第２５条第１項の規定に基づいて教育長に委任した事務のうち重要と認めるもの　当該事務の処理を終了した後最初に招集される会議（当該事務の処理に長期間を要すると認めるときは、適当な中間的な時期に招集される会議を含む。）

（津市教育委員会事務局組織規則の一部改正）

第５条　津市教育委員会事務局組織規則（平成１８年津市教育委員会規則第７号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第１８条第２項」を「第１７条第２項」に改める。

第５条第２項を次のように改める。

２　教育次長は、教育長の命を受けて事務局の事務を掌理するとともに、法第１３条第２項の規定に基づき、教育長の職務を代理する者から委任された事務を行う。

別表第１教育総務課の部企画管理担当の項中第１４号を第１６号とし、第３号から第１３号までを２号ずつ繰り下げ、第２号の次に次の２号を加える。

⑶　教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定等に関すること。

⑷　総合教育会議に関すること。

（津市教育委員会公印規則の一部改正）

第６条　津市教育委員会公印規則（平成１８年津市教育委員会規則第８号）の一部を次のように改正する。

別表委員長印の項を削る。

附　則

１　この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

２　地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成２６年法律第７６号）附則第２条第１項の場合においては、第１条の規定による改正後の津市教育委員会会議規則第２条から第７条まで、第９条、第１０条、第１２条から第１４条まで、第１６条、第１７条及び第１９条から第２２条までの規定、第２条の規定による改正後の津市教育委員会会議傍聴人規則第２条、第５条及び第６条の規定、第３条の規定による改正後の津市教育委員会公告式規則第２条及び第４条の規定、第５条の規定による改正後の津市教育委員会事務局組織規則第５条第２項の規定並びに第６条の規定による

改正後の津市教育委員会公印規則別表の規定は適用せず、第１条の規定による改正前の津市教育委員会会議規則第２条から第７条まで、第９条、第１０条、第１２条から第１４条まで、第１６条、第１７条及び第１９条から第２２条までの規定、第２条の規定による改正前の津市教育委員会会議傍聴人規則第２条、第５条及び第６条の規定、第３条の規定による改正前の津市教育委員会公告式規則第２条及び第４条の規定、第５条の規定による改正前の津市教育委員会事務局組織規則第５条第２項の規定並びに第６条の規定による改正前の津市教育委員会公印規則別表の規定は、なおその効力を有する。

津市訓令第８号
津市水道事業管理規程第２号
津市教育委員会訓令第２号
津市選挙管理委員会告示第４６号
津市農業委員会告示第３号
津市監査委員告示第５号
津市議会規程第２号

庁中一般
出先機関

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成２７年３月３０日

津市長　前　葉　泰　幸

津市水道事業管理者　佐　治　輝　明

津市教育委員会教育長　石　川　博　之

津市選挙管理委員会委員長　坂　口　賢　次

津市農業委員会会長　守　山　孝　之

津市代表監査委員　高　松　和　也

津市議会議長　田　矢　修　介

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

津市職員安全衛生管理規程（平成１９年津市訓令第８号、平成１９年津市水道事業管理規程第５号、平成１９年津市教育委員会訓令第１号、平成１９年津市選挙管理委員会告示第１２８号、平成１９年津市農業委員会告示第１号、平成１９年津市監査委員告示第９号、平成１９年津市議会規程第１号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

別表第１中

「

競艇事業部	競艇事業部安全衛生委員会	競艇事業部競艇管理課
水道局庁舎（下水道部に限る。）に設置される課等を一体としたもの	下水道部安全衛生委員会	下水道部下水道政策課
久居庁舎（津南工事事務所並びに久居教育事務所及び津市久居ふるさと文学館ポルタひさいふれあい図書室を除く。）に設置される課等を一体としたもの	久居総合支所安全衛生委員会	久居総合支所地域振興課

」

を

「

競艇事業部	競艇事業部安全衛生委員会	競艇事業部競艇管理課
久居庁舎（津南工事事務所並びに久居教育事務所及び津市久居ふるさと文学館ポルタひさいふれあい図書室を除く。）に設置される課等を一体としたもの	久居総合支所安全衛生委員会	久居総合支所地域振興課

」

に改め、「（下水道部を除く。）」を削り、「水道局安全衛生委員会」を「上下水道事業安全衛生委員会」に改める。

別表第２中

「

箇所
水道局庁舎（下水道部に限る。）に設置される課等
教育委員会事務局教育総務課（各小学校、各中学校及び各幼稚園に係る

給食場に限る。）

」

を「

箇所
教育委員会事務局教育総務課（各小学校、各中学校及び各幼稚園に係る給食場に限る。）

」

に改め、「（下水道部を除く。）」を削る。

別表第３中

「

競艇事業部	教育委員会事務局教育総務課（各小学校、各中学校及び各幼稚園に係る給食場に限る。）
水道局庁舎（下水道部に限る。）に設置される課等	水道局庁舎（下水道部を除く。）に設置される課等
久居庁舎（津南工事事務所並びに久居教育事務所及び津市久居ふるさと文学館ポルタひさいふれあい図書室を除く。）に設置される課等	

」

を「

競艇事業部	教育委員会事務局教育総務課（各小学校、各中学校及び各幼稚園に係る給食場に限る。）
水道局庁舎に設置される課等	久居庁舎（津南工事事務所並びに久居教育事務所及び津市久居ふるさと文学館ポルタひさいふれあい図書館を除く。）に設置される課等

」

に改める。

附　則

この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

津市教育委員会告示第３号

教育委員会を次のとおり招集する。

平成２７年３月２６日

津市教育委員会

委員長　坪　井　　守

１　招集の日時　平成２７年３月２７日（金）　午後６時から

２　招集の場所　６１会議室

３　会議の事件

（１）地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について

（２）津市教育委員会事務局組織規則の一部の改正について

（３）津市立幼稚園の利用負担額の徴収に関する規則の制定について

（４）津市立幼稚園則の一部の改正について

（５）津市特定教育・保育施設等の利用に係る利用者負担額等に関する規則の制定について

（６）津市立幼稚園に在籍する幼児の預かり保育に係る利用者負担額に関する規則の制定について

（７）平成２７年度津市学校教育推進計画について

（８）津市社会教育委員の辞任について

津市選挙管理委員会告示第２６号

公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第３３条第１項の規定により、津市榊原財産区議会議員の任期満了による一般選挙を次のとおり定めたので、同条第５項の規定により告示する。

平成２７年３月１７日

津市選挙管理委員会
委員長　坂　口　賢　次

選挙期日　　平成２７年３月２２日

津市選挙管理委員会告示第２７号

平成２７年３月２２日執行の津市榊原財産区議会議員選挙における開票の事務は、公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第７９条第１項の規定により選挙会の事務に併せて行うこととするので、同条第２項の規定により告示する。

平成２７年３月１７日

津市選挙管理委員会

委員長　坂　口　賢　次

津市選挙管理委員会告示第２８号

平成２７年３月２２日執行の津市榊原財産区議会議員選挙における選挙会の場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第７８条の規定により告示する。

平成２７年３月１７日

津市選挙管理委員会
委員長　坂　口　賢　次

１　場　所　　津市榊原農民研修所

２　日　時　　平成２７年３月２２日　午後８時３０分から

（ただし、無投票の場合の選挙会は、平成２７年３月２３日午前９時より定められた場所で行う。）

津市選挙管理委員会告示第２９号

平成２７年３月２２日執行の津市榊原財産区議会議員選挙における投票管理者及び投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、公職選挙法施行令（昭和２５年政令第８９号）第２５条の規定により告示する。

平成２７年３月１７日

津市選挙管理委員会
委員長　坂　口　賢　次

１　投票管理者

投票区	住　　所	氏　　名
第１投票区	○○○○○○○○○○○○	坂口　敏和
第２投票区	○○○○○○○○○○○○	奥山　龍也
第３投票区	○○○○○○○○○○○○	小瀬古　勝己
第４投票区	○○○○○○○○○○○○○○	田中　萬年

２　投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者

投票区	住　　所	氏　　名
第１投票区	○○○○○○○○○○○	上山　信也
第２投票区	○○○○○○○○○○○○	並木　武生
第３投票区	○○○○○○○○○○○○○	﨑　和泉
第４投票区	○○○○○○○○○○○○○	伊藤　靖

津市選挙管理委員会告示第３０号

平成２７年３月２２日執行の津市榊原財産区議会議員選挙における期日前投票所を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第４８条の２第３項において読み替えて準用する同法第４１条第１項の規定により告示する。

平成２７年３月１７日

津市選挙管理委員会
委員長　坂　口　賢　次

期日前投票所の場所　　津市榊原農民研修所

津市選挙管理委員会告示第３１号

平成２７年３月２２日執行の津市榊原財産区議会議員選挙における期日前投票所の投票管理者及び投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、公職選挙法施行令（昭和２５年政令第８９号）第４９条の７において読み替えて適用する同令第２５条の規定により告示する。

平成２７年３月１７日

津市選挙管理委員会
委員長　坂　口　賢　次

１　期日前投票管理者

職務を行うべき日	住　　所	氏　　名
３月１８日	○○○○○○○○○○○○	奥山　知喜
３月１９日	○○○○○○○○○○○	上山　信也
３月２０日	○○○○○○○○○○○○	小瀬古　勝己
３月２１日	○○○○○○○○○○○○○○	田中　萬年

２　期日前投票管理者に事故があり、又は期日前投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者

職務を行うべき日	住　　所	氏　　名
３月１８日	○○○○○○○○○○○	上山　信也
３月１９日	○○○○○○○○○○○○	坂口　敏和
３月２０日	○○○○○○○○○○○○○○	蘆田　俊明
３月２１日	○○○○○○○○○○○○○○	蘆田　俊明

津市選挙管理委員会告示第３２号

平成２７年３月２２日執行の津市榊原財産区議会議員選挙における選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、公職選挙法施行令（昭和２５年政令第８９号）第８１条の規定により告示する。

平成２７年３月１７日

津市選挙管理委員会
委員長　坂　口　賢　次

１　選挙長

住　所　　○○○○○○○○○○○○○○
氏　名　　田　中　萬　年

２　選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合において、その職務を代理すべき者

住　所　　○○○○○○○○○○○○
氏　名　　坂　口　敏　和

津市選挙管理委員会告示第３３号

平成２７年３月２２日執行の津市榊原財産区議会議員選挙における投票所を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第４１条第１項の規定により告示する。

平成２７年３月１７日

津市選挙管理委員会
委員長　坂　口　賢　次

投票区名	投　票　所　名	所在地
第１投票区	津市榊原農民研修所	津市榊原町 5104
第２投票区	津市下村教育集会所	津市榊原町 8161 番地 2
第３投票区	寺野垣内集会所	津市榊原町 4696 番地 1
第４投票区	津市榊原市民館	津市榊原町 10032 番地

津市選挙管理委員会告示第３４号

平成２７年３月２２日執行の津市榊原財産区議会議員選挙における投票所の開閉時間を公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第４０条第１項ただし書きの規定により次のとおり定めたので、同条第２項の規定により告示する。

平成２７年３月１７日

津市選挙管理委員会
委員長　坂　口　賢　次

投票所を開く時間　　午前７時

投票所を閉じる時間　　午後７時

津市選挙管理委員会告示第３５号

平成２７年３月２２日執行の津市榊原財産区議会議員選挙における候補者１人の選挙運動に関する支出金額の制限額を公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第１９４条第１項第３号及び公職選挙法施行令（昭和２５年政令８９号）第１２７条第１項の規定により次のとおり定めたので、公職選挙法第１９６条の規定により告示する。

平成２７年３月１７日

津市選挙管理委員会
委員長　坂　口　賢　次

支出金額の制限額　　１，０４８，４００円

津市選挙管理委員会告示第３６号

平成２７年５月１２日執行予定の津市波瀬財産区議会議員選挙に関し、公職選挙法施行令（昭和２５年政令第８９号）第１７条ただし書の規定により選挙人名簿の登録の移替えをしない期間を次のとおり定める。

平成２７年３月１７日

津市選挙管理委員会
委員長　坂　口　賢　次

移替えをしない期間　　平成２７年４月１日から同年５月１２日まで

津市選挙管理委員会告示第３７号

平成２７年３月２２日執行の津市榊原財産区議会議員選挙において、次の者が当選人となったので、公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第１０１条の３第２項の規定により告示する。

平成２７年３月２３日

津市選挙管理委員会
委員長　坂　口　賢　次

別紙のとおり

住　　所	氏　　名
三重県津市榊原町 828 番地	山川　正博
三重県津市榊原町 2018 番地	安藤　勝平
三重県津市榊原町 10869 番地	臼杵　克二
三重県津市榊原町 10167 番地	田中　利美
三重県津市榊原町 1241 番地 1	長谷川　孝一
三重県津市榊原町 4559 番地	崎　武男
三重県津市榊原町 2921 番地	岡田　公芳
三重県津市榊原町 7269 番地	川北　眞木生
三重県津市榊原町 5102 番地	中山　時男
三重県津市榊原町 5005 番地	﨑　興三男
三重県津市榊原町 7192 番地	坂部　貢良
三重県津市榊原町 3569 番地	松田　久美

津市選挙管理委員会告示第３８号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第７４条第１項及び第７５条第１項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成１６年法律第５９号）第４条第１項及び第５条第１項の規定による選挙権を有する者の総数の５０分の１の数、同法第４条第１１項及び第５条第１５項の規定による選挙権を有する者の総数の６分の１の数並びに地方自治法第７６条第１項、第８０条第１項、第８１条第１項、第８６条第１項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第８条第１項の規定による選挙権を有する者の総数の３分の１の数を次のとおり告示する。

平成２７年津市選挙管理委員会告示第９号は廃止する。

平成２７年３月２５日

津市選挙管理委員会
委員長　坂　口　賢　次

１　５０分の１の数　　４，５６５人

２　６分の１の数　　３８，０３９人

３　３分の１の数　　７６，０７８人

津市選挙管理委員会告示第３９号

平成２７年４月１２日執行予定の三重県知事選挙における公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第１４４条の２第１項の規定によるポスター掲示場を次のとおり設置したので、同条第４項の規定により告示する。

平成２７年３月２５日

津市選挙管理委員会
委員長　坂　口　賢　次

別紙のとおり

ポスター掲示場設置場所一覧表
（平成27年執行　三重県知事選挙）

市町名	津市		
投票区名	所在地	設置場所	摘要
第１投票区	津市西丸之内23-1	津市役所南側	1
第１投票区	津市丸之内27	お城児童公園南側	2
第１投票区	津市西丸之内32	お城東駐車場西側	3
第１投票区	津市丸之内27	お城公園西側	4
第１投票区	津市丸之内2	中部電力株式会社三重支店南側駐車場西側	5
第２投票区	津市北丸之内	塔世公園東側	1
第２投票区	津市中央8	東検校公園西側	2
第２投票区	津市中央8-8	中央保育園東側	3
第２投票区	津市西丸之内23	お城西公園西側	4
第２投票区	津市丸之内養正町14	養正小学校東側	5
第３投票区	津市新東町塔世5	新地公園東側	1
第３投票区	津市愛宕町158	愛宕公園東側	2
第３投票区	津市相生町192	さくら湯南側	3
第３投票区	津市万町津	清原公園南側	4
第３投票区	津市中河原2075	津市さくら児童館西側	5
第４投票区	津市中河原356-2	東橋内中学校東側	1
第４投票区	津市中河原445	敬和小学校東側	2
第４投票区	津市海岸町16	津海岸バス停前西側三交タクシー車庫フェンス	3
第４投票区	津市末広町24	海浜公園東側	4
第４投票区	津市高洲町15	高洲町教育集会所西側	5
第５投票区	津市大門31	観音公園北側	1
第５投票区	津市寿町21-22	津市敬和公民館北側	2
第５投票区	津市東丸之内20	極楽橋中継ポンプ場管理所西側	3
第５投票区	津市港町1	贄崎児童遊び場西側	4
第５投票区	津市乙部1-3	㈱三交タクシー津営業所西側	5
第６投票区	津市船頭町津興	船頭ポンプ場西側	1
第６投票区	津市船頭町津興3381	県営住宅船頭町団地Ｐ１南側	2
第６投票区	津市柳山津興1535-27	橋南会館南側	3
第６投票区	津市船頭町津興1695-7	百五銀行事務センター南側	4
第６投票区	津市三重町津興433-6	市営千鳥アパート南側	5
第７投票区	津市三重町津興555-3	三重町公園南側	1
第７投票区	津市柳山津興396	阿漕浦児童遊び場西側	2
第７投票区	津市柳山津興337	加藤工務店共同住宅西側	3
第７投票区	津市柳山津興622	阿漕塚記念館敷地内西側	4
第７投票区	津市柳山津興382-10	プロマーケット津店北側	5
第８投票区	津市阿漕町津興1162	津市橋南市民センター西側	1
第８投票区	津市下弁財町津興1350	育生小学校西門北側	2
第８投票区	津市下弁財町津興244	ニチイケアセンター津駐車場東側	3
第８投票区	津市阿漕町津興222-9	市営南阿漕住宅２号館西側	4
第８投票区	津市藤方2432-20	結城園公園東側	5
第９投票区	津市下弁財町津興3005	津興公園北側	1
第９投票区	津市上弁財町津興2537-4	橋南中学校プール西側	2
第９投票区	津市南中央3	古道公園北側	3
第９投票区	津市上弁財町9-27	ＮＴＴ西日本津阿漕ビル北側	4
第１０投票区	津市半田3	高松山団地南公園北側	1
第１０投票区	津市半田1396-1	半田児童遊び場	2
第１０投票区	津市半田1442-1	ひかり保育園北側	3
第１０投票区	津市半田	高松山団地北公園南側	4
第１１投票区	津市本町33-1	津市体育館北側	1
第１１投票区	津市修成町9	修成小学校南側	2
第１１投票区	津市幸町18-22	橋南公民館東側	3
第１１投票区	津市岩田5	佐伯町公園北側	4
第１１投票区	津市南中央8-16	別所健宅東側	5
第１１投票区	津市半田33-1	津球場公園南側	6
第１１投票区	津市岩田17	桜ヶ丘排水機場北側	7
第１２投票区	津市美川町6	新町西ポンプ場東側	1
第１２投票区	津市南新町12-12	少年鑑別所西側	2
第１２投票区	津市半田534	三重県立津工業高等学校北側	3

ポスター掲示場設置場所一覧表
（平成27年執行　三重県知事選挙）

市町名	津市		
投票区名	所在地	設置場所	摘要
第１２投票区	津市半田76-5	藤川工務店南側	4
第１３投票区	津市八町三丁目3	新町小学校北側	1
第１３投票区	津市新町三丁目4-20	新町幼稚園西側	2
第１３投票区	津市南河路	佐藤邦和宅北側道路敷	3
第１３投票区	津市押加部町7-12	谷川神社南側	4
第１４投票区	津市押加部721-3	三本松バス停北側	1
第１４投票区	津市東古河町7-1	西橋内中学校西側	2
第１４投票区	津市西丸之内12	一之坪（一之田）公園東側	3
第１４投票区	津市東古河町4	古河公園南側	4
第１５投票区	津市観音寺町255-1	クレハエラストマー㈱北側	1
第１５投票区	津市鳥居町228-1	マルヤス山手通り店駐車場西側	2
第１５投票区	津市観音寺町731	津公園団地北児童遊び場東側	3
第１５投票区	津市観音寺町518-1	三重大学附属幼稚園駐車場北西側	4
第１６投票区	津市羽所町574	羽所公園西側	1
第１６投票区	津市観音寺町448-29	観音寺東公園南側	2
第１６投票区	津市栄町一丁目	安濃川親水公園西側	3
第１６投票区	津市栄町一丁目891	三重県勤労者福祉会館東側	4
第１７投票区	津市桜橋二丁目96	三重県自治会館専用駐車場北側	1
第１７投票区	津市島崎町137-130	立誠保育園西側	2
第１７投票区	津市島崎町308	県営住宅島崎団地南西角	3
第１７投票区	津市桜橋三丁目77-1	桜橋ポンプ場西側	4
第１７投票区	津市桜橋二丁目39	南立誠小学校西側	5
第１８投票区	津市栄町三丁目200-18	栄町公園東側	1
第１８投票区	津市上浜町一丁目	区画整理事業用地（公園予定地）東側	2
第１８投票区	津市上浜町六丁目16-8	上浜ヒルズ南公園東側	3
第１８投票区	津市広明町147-1	津偕楽公園北側	4
第１８投票区	津市上浜町六丁目	ひょうたん池南側	5
第１９投票区	津市大谷町12	三重県総合教育センター駐車場北側	1
第１９投票区	津市一身田上津部田3055	上津部田公園南側	2
第１９投票区	津市一身田上津部田3059	三重県総合文化センター前バス停東側	3
第１９投票区	津市一身田上津部田1355-5	津西会館西側	4
第１９投票区	津市渋見町770-141	つつじが丘会館南側	5
第２０投票区	津市一身田上津部田1470	三重県立津東高等学校東側	1
第２０投票区	津市長岡町800-437	西が丘小学校正門前	2
第２０投票区	津市一身田上津部田1488-86	上津台中央公園北側	3
第２０投票区	津市長岡町800-452	西が丘西公園東側	4
第２０投票区	津市長岡町800-258	西が丘中公園南側	5
第２１投票区	津市上浜町四丁目27-24	上浜四丁目南公園東側	1
第２１投票区	津市上浜町三丁目5	一乗寺南側	2
第２１投票区	津市上浜町四丁目49	上浜団地集会所北側	3
第２１投票区	津市上浜町五丁目117-1	近畿日本鉄道江戸橋駅前	4
第２１投票区	津市上浜町四丁目27-207	上浜四丁目西公園東側	5
第２２投票区	津市江戸橋一丁目30	北立誠小学校正門前	1
第２２投票区	津市栗真町屋町	三重大学正門前	2
第２２投票区	津市江戸橋二丁目174	三重大学医学部附属病院入口	3
第２２投票区	津市江戸橋二丁目59	江戸橋団地ＰＲ３棟前	4
第２２投票区	津市桜橋三丁目446-28	ＮＴＴ西日本津社宅２号棟南側	5
第２３投票区	津市雲出島貫町1491-2	殿木公園西側フェンス	1
第２３投票区	津市雲出本郷町1388-1	津市雲出出張所前	2
第２３投票区	津市雲出本郷町1140	雲出幼稚園西側	3
第２３投票区	津市雲出長常町1026-1	市営住宅雲出二号館南側	4
第２３投票区	津市雲出伊倉津町1473-3	雲津保育園南西	5
第２３投票区	津市雲出長常町662-4	雲出長常児童遊び場東側	6
第２４投票区	津市城山二丁目193-54	東城山緑地公園南側	1
第２４投票区	津市城山三丁目6	西城山公園南側	2
第２４投票区	津市城山二丁目201	東城山公園西側	3
第２４投票区	津市城山一丁目29-16	三重県立城山特別支援学校草の実分校西側	4
第２４投票区	津市城山二丁目232-58	東城山どんぐり公園内北側	5

ポスター掲示場設置場所一覧表
（平成27年執行　三重県知事選挙）

市町名	津市	
投票区名	所在地	設置場所	摘要
第２５投票区	津市高茶屋四丁目2467-18	里の上住宅児童遊び場西側	1
第２５投票区	津市高茶屋二丁目1035-33	桜茶屋児童遊び場南側	2
第２５投票区	津市高茶屋一丁目751-2	小森公園北側	3
第２５投票区	津市高茶屋三丁目2104-14	南郊児童遊び場東側	4
第２５投票区	津市高茶屋一丁目459-68	ヒューマンタウン児童遊び場北側	5
第２６投票区	津市高茶屋五丁目5-45	三重県工業研究所正門南側	1
第２６投票区	津市高茶屋小森町4000	南部緑地公園東側	2
第２６投票区	津市高茶屋小森町1675-4	小森向山苑自治会集会所南側公園東側	3
第２７投票区	津市高茶屋小森町537-12付近	高茶屋駅南側公共自転車駐車場	1
第２７投票区	津市高茶屋小森町1245-4	中山南公園南側	2
第２７投票区	津市高茶屋小森町1623-65	中山北児童遊び場東側	3
第２８投票区	津市藤方993-1	米津公園	1
第２８投票区	津市藤方2088	ろう学校西の公園東側	2
第２８投票区	津市藤方297-20	藤水公園北側	3
第２８投票区	津市藤方1627	藤水小学校体育館西側	4
第２８投票区	津市藤方1491-2	藤水出張所南側	5
第２９投票区	津市半田	青谷第一集会所前	1
第２９投票区	津市垂水2612-22	津電気会館前	2
第２９投票区	津市半田3424	二重池団地東公園東側	3
第２９投票区	津市垂水2882-1	南が丘会館西側	4
第２９投票区	津市垂水2970	垂水団地公園西側	5
第３０投票区	津市南が丘二丁目4	南が丘メタセコイア公園南側	1
第３０投票区	津市南が丘一丁目5-6	南が丘自治会集会所北側	2
第３０投票区	津市南が丘四丁目	南が丘シイノキ公園西側	3
第３０投票区	津市垂水1300	津市社会福祉事業団入口北側	4
第３０投票区	津市垂水2670	潮見が丘団地中央公園南側	5
第３１投票区	津市緑が丘一丁目4-20	どんぐり公園東側	1
第３１投票区	津市緑が丘二丁目4-3	サンベール公園南側	2
第３１投票区	津市神戸1893	ぜにやま公園南側	3
第３１投票区	津市神戸332-1	神戸小学校東側	4
第３１投票区	津市神戸1680-1	津市青少年野外活動センター東側	5
第３２投票区	津市野田21-793	泉ヶ丘団地北公園南側	1
第３２投票区	津市野田21-863	泉ヶ丘集会所前	2
第３２投票区	津市野田21-841	泉ヶ丘団地児童公園東側	3
第３２投票区	津市野田21-818	泉ヶ丘団地中央公園東側	4
第３２投票区	津市野田1570	野田集会所東側	5
第３３投票区	津市片田志袋町300-17	片田志袋団地志袋公園東側	1
第３３投票区	津市片田田中町47	片田田中町集会所南側	2
第３３投票区	津市片田井戸町17-2	片田公民館北側道路	3
第３３投票区	津市片田新町21-2	片田団地ともだち広場北側	4
第３３投票区	津市片田新町67	片田団地中央公園南側	5
第３３投票区	津市片田町391	谷口耕宅北側	6
第３４投票区	津市小舟1081-82	殿舟団地集会所北側	1
第３４投票区	津市小舟566-238	殿舟団地第２公園東側	2
第３４投票区	津市分部3275	ＪＡ神安芸倉庫前分部（地下・十王・長田）自治会共同管理公園東側	3
第３４投票区	津市小舟566-224	殿舟団地第１公園南側	4
第３４投票区	津市殿村1490	殿村集荷場前	5
第３５投票区	津市納所町236	安東小学校北側	1
第３５投票区	津市渋見町25-2	渋見町ゴミ集積所横駐車場フェンス前	2
第３５投票区	津市河辺町2690-5	㈱山幸建設駐車場東側	3
第３５投票区	津市安東町774	跡部集会所防火水槽西側	4
第３５投票区	津市一色町257	津市中消防署西分署西側	5
第３６投票区	津市長岡町3009-1	緑の街バス停留所裏	1
第３６投票区	津市河辺町3569-1	もちのきパーク南側	2
第３６投票区	津市河辺町3514-3	けやきガーデン団地内公園道路側	3
第３６投票区	津市河辺町3022	津西ハイタウンセントラルパーク東側	4
第３７投票区	津市夢が丘一丁目	中央公園北側	1
第３７投票区	津市一身田上津部田749	佐脇勝洋宅東側	2

ポスター掲示場設置場所一覧表
（平成27年執行　三重県知事選挙）

市町名	津市		
投票区名	所在地	設置場所	摘要
第３７投票区	津市一身田中野157	三重短期大学西側	3
第３７投票区	津市一身田大古曽174-4	松浦豊喜宅東側	4
第３７投票区	津市一身田大古曽355	一身田小学校西側	5
第３８投票区	津市一身田町	一身田団地東公園西側	1
第３８投票区	津市一身田平野172-1	中尾清章宅南側	2
第３８投票区	津市一身田平野469	下津善子宅北側	3
第３８投票区	津市一身田平野	志登茂南公園東側	4
第３８投票区	津市一身田平野	志登茂園ロータリー傍の道路用地東側	5
第３９投票区	津市一身田豊野262-1	山本浩子所有地南側	1
第３９投票区	津市一身田豊野1194-2	豊野ふれあい公園南側	2
第３９投票区	津市一身田豊野1406-479	豊野会館西側	3
第３９投票区	津市一身田豊野1406-755	ふれあい公園西側	4
第３９投票区	津市一身田豊野	東豊野バス停北西側	5
第４０投票区	津市栗真町屋町1136-4	鈴木五九吉宅西側	1
第４０投票区	津市栗真町屋町1515	大学前バス停北東側	2
第４０投票区	津市栗真町屋町517-2	富田千秋宅西側	3
第４０投票区	津市栗真町屋町	三重県立国児学園南側	4
第４０投票区	津市栗真町屋町836-1	津市栗真出張所南側フェンス	5
第４１投票区	津市栗真中山町360-1	JA津安芸旧栗真支店西側	1
第４１投票区	津市栗真小川町274	栗真保育園西側	2
第４１投票区	津市栗真小川町328	小菅定美宅西側	3
第４１投票区	津市栗真小川町	廻向橋南東側道路敷	4
第４１投票区	津市栗真小川町863-60	小川園児童遊び場西側	5
第４２投票区	津市白塚町3451-2	山舗義雄所有空地東側	1
第４２投票区	津市白塚町4463	白塚小学校西側	2
第４２投票区	津市白塚町5205	津市白塚出張所東側	3
第４２投票区	津市白塚町4964-2	太田宏子所有駐車場北側	4
第４３投票区	津市白塚町2856	旭電器工業株式会社西側	1
第４３投票区	津市白塚町2111	津市白塚市民センター西側	2
第４３投票区	津市白塚町2721-1	第一コーポ横井南側フェンス	3
第４３投票区	津市白塚町1325-17	白カネ園児童遊び場南側	4
第４４投票区	津市白塚町357-6	白塚団地汚水処理場北側	1
第４４投票区	津市白塚町	逆川排水路西側	2
第４４投票区	津市白塚町	逆川排水路西側	3
第４４投票区	津市白塚町	白塚団地一号公園東側	4
第４４投票区	津市白塚町357-5	白塚団地南公園東側	5
第４５投票区	津市大里川北町	大里川北町集会所東側	1
第４５投票区	津市大里窪田町	中勢バイパス大里窪田町出口	2
第４５投票区	津市あのつ台四丁目6-1	産業業務機能支援中核施設あのつピア南側	3
第４５投票区	津市大里山室町	山室高架橋東側	4
第４５投票区	津市大里窪田町1821	大里小学校西側	5
第４５投票区	津市大里小野田町110	乙部活雄宅西側	6
第４５投票区	津市大里川北町	市道一身田河芸線かわきた苑東側入口付近	7
第４６投票区	津市高野尾町5417	津市高野尾出張所北東側	1
第４６投票区	津市高野尾町1891-53	赤塚重一宅北側	2
第４６投票区	津市高野尾町	里中橋東側	3
第４６投票区	津市高野尾町1771	田中薫宅南側	4
第４６投票区	津市高野尾町	市道高野尾大里野田町第１号線北側	5
第４７投票区	津市豊が丘四丁目	豊が丘のびのび公園南側	1
第４７投票区	津市豊が丘二丁目3214	豊が丘小学校西側	2
第４７投票区	津市豊が丘一丁目3175-495	豊が丘あすなろ公園北側	3
第４７投票区	津市豊が丘三丁目	豊が丘にっこり公園東側	4
第４７投票区	津市高野尾町3351-237	高野尾ポンプ場東側	5
第４８投票区	津市河芸町中別保2033-1	中別保公民館北側（地区公園内）	1
第４８投票区	津市河芸町中別保100	ザ・ビッグエクストラ南側（河芸郵便局前）	2
第４８投票区	津市河芸町中別保2399	南條霊園北側	3
第４９投票区	津市河芸町影重944-1	影重公民館南側空地	1
第４９投票区	津市河芸町一色1680	豊津小学校正門東側	2

ポスター掲示場設置場所一覧表
（平成27年執行　三重県知事選挙）

市町名	津市	
投票区名	所　在　地	設置場所	摘　要
第４９投票区	津市河芸町一色2786	西井容子宅北側	3
第４９投票区	津市河芸町一色1216-1	旧倉田酒造東側宅地	4
第４９投票区	津市河芸町一色1478-3	豊津浄水場入口並びに墓地北側	5
第５０投票区	津市河芸町上野2963	上野小学校正門北側	1
第５０投票区	津市河芸町上野1168-38	東上野公民館北側	2
第５０投票区	津市河芸町上野3060-1の先	県道三行上野線新上野橋東側	3
第５０投票区	津市河芸町上野3339-129	新上野公民館東側	4
第５０投票区	津市河芸町久知野1731-1	久知野東三差路	5
第５０投票区	津市河芸町一色200	旧河芸理容前	6
第５０投票区	津市河芸町上野369-2	大蔵園南信号交差点前	7
第５０投票区	津市河芸町上野3824	北消防署旧河芸分署入口北	8
第５１投票区	津市河芸町東千里3058-23	尾前神社南杉野正和宅西側	1
第５１投票区	津市河芸町東千里56-1	スーパーサンシ北	2
第５１投票区	津市河芸町東千里839	カワゲファッション前	3
第５１投票区	津市河芸町上野64-1	近鉄千里駅東交差点東側	4
第５２投票区	津市河芸町西千里1577-4	鈴木板金前（県道上野鈴鹿線沿い）	1
第５２投票区	津市河芸町千里ヶ丘2	千里ヶ丘第６公園西側	2
第５２投票区	津市河芸町千里ヶ丘14-2の先	千里ヶ丘出張所西側さつき通り中央分離帯（千里ヶ丘公民館前）	3
第５２投票区	津市河芸町千里ヶ丘55-3	河芸町千里ヶ丘第２公園北側	4
第５２投票区	津市河芸町杜の街一丁目19-16	市道久知野郡山線沿い（杜の街くすのきの丘前）	5
第５２投票区	津市河芸町杜の街三丁目1487-4	杜の街ひだまり公園入り口	6
第５２投票区	津市河芸町杜の街一丁目19-1	せせらぎ公園前（市道交差点前）	7
第５３投票区	津市河芸町浜田1904	伊勢鉄道河芸駅前	1
第５３投票区	津市河芸町高佐地内	高佐公民館前（県道久居河芸線沿い）	2
第５３投票区	津市河芸町北黒田59-2	黒田郵便局東側	3
第５３投票区	津市河芸町赤部695	赤部南三差路（市道敷）	4
第５３投票区	津市河芸町浜田1441	浜田集落センター南側	5
第５３投票区	津市河芸町浜田814-3	河芸総合支所前	6
第５４投票区	津市河芸町南黒田2282	行方武二宅南側	1
第５４投票区	津市河芸町南黒田409-4	観音寺西側	2
第５５投票区	津市河芸町三行4-2	御幸橋南側	1
第５５投票区	津市河芸町三行1148-5	三行水源地東側	2
第５６投票区	津市芸濃町椋本426	小林生花店前横山池堰堤	1
第５６投票区	津市芸濃町椋本6824	津市芸濃総合文化センター北側	2
第５６投票区	津市芸濃町椋本635	㈱成光電器東側	3
第５６投票区	津市芸濃町椋本892-113	椋本団地公園東南角	4
第５６投票区	津市芸濃町椋本6141-1	芸濃総合支所	5
第５６投票区	津市芸濃町椋本3044-1	イオンタウン芸濃北側グリーンロード沿い	6
第５６投票区	津市芸濃町椋本7195	津市芸濃町椋本岩原公民館付近ごみ集積場西	7
第５７投票区	津市芸濃町椋本5838	横山池北側ガードレール	1
第５７投票区	津市芸濃町林2028	市道上新田畑代東線農排中継ポンプ付近	2
第５７投票区	津市芸濃町林1832-2	市道椋本林殿町線沿い	3
第５７投票区	津市芸濃町林487	川原公民館付近	4
第５７投票区	津市芸濃町楠原1209-1	市道新玉橋北線	5
第５７投票区	津市芸濃町忍田177-4	市道忍田町中線中勢用水施設付近	6
第５７投票区	津市芸濃町椋本5507	市道椋本林殿町線三ツ谷池東側	7
第５８投票区	津市芸濃町小野平1180	小野平ゲートボール場南側	1
第５８投票区	津市芸濃町多門430-2地先	県道津芸濃大山田線三重交通フリー多門橋バス停付近	2
第５８投票区	津市芸濃町北神山305	安西雲林院幼稚園西側	3
第５８投票区	津市芸濃町萩野3759	萩野地区ゲートボール場北側	4
第５８投票区	津市芸濃町岡本136-3	県道津芸濃大山田線三重交通岡本バス停付近歩道	5
第５９投票区	津市芸濃町雲林院1019	雲林院福祉会館	1
第５９投票区	津市芸濃町雲林院1630	県道津芸濃大山田線待避所付近	2
第５９投票区	津市芸濃町中縄524-42	市営藤ヶ丘団地集会所西側緑地	3
第５９投票区	津市芸濃町雲林院1982付近	市道南山多門線沿い	4
第６０投票区	津市芸濃町河内55	落合通宏宅前	1
第６０投票区	津市芸濃町河内1064	落合の郷前市有地	2
第６１投票区	津市美里町平木520番地1の先	平木地区入口	1

ポスター掲示場設置場所一覧表
（平成27年執行　三重県知事選挙）

市町名	津市		
投票区名	所在地	設置場所	摘要
第６１投票区	津市美里町北長野1574-3	内田佳隆宅東側の畑	2
第６１投票区	津市美里町北長野713-1	今瀬青佳宅前	3
第６１投票区	津市美里町桂畑373-1	桂畑文化センター前	4
第６１投票区	津市美里町南長野535	南長野生活改善センター	5
第６２投票区	津市美里町五百野1916-2	五百野ふれあいセンターフェンス北側	1
第６２投票区	津市美里町足坂275	高宮郵便局前	2
第６２投票区	津市美里町三郷405-3	旧美里村役場跡地	3
第６２投票区	津市美里町三郷1408-20	柳谷入口バス停北側	4
第６３投票区	津市美里町家所2112-1	辰水小学校下駐車場	1
第６３投票区	津市美里町家所8-2	長谷山ハイツ入り口	2
第６３投票区	津市美里町穴倉	穴倉久保坂の上ゴミ集積場所東	3
第６３投票区	津市美里町高座原	高座原地区入口（県道亀山白山線沿い）	4
第６３投票区	津市美里町家所4782	県道家所阿漕停車場線三交野田バス停	5
第６３投票区	津市美里町日南田	三交日南田バス停北側	6
第６４投票区	津市安濃町草生1038-2	県道草生・窪田・津線藤谷卓幹宅北側	1
第６４投票区	津市安濃町草生2017-3	県道亀山白山線紀平正則宅西側	2
第６４投票区	津市安濃町草生3147-1	県道亀山白山線平尾農作業管理休養施設東側	3
第６４投票区	津市安濃町安部517	市道安川石秋宅南側	4
第６４投票区	津市安濃町草生4406-2	生水区公民館	5
第６４投票区	津市安濃町中川445	市道野田隆夫宅南側	6
第６４投票区	津市安濃町田端上野874-25	明合放課後児童クラブ（学童保育所さくらんぼクラブ）東側	7
第６５投票区	津市安濃町川西276	市道真柄義則宅北側	1
第６５投票区	津市安濃町川西1200	県道草生曽根線宮田正男宅西側	2
第６５投票区	津市安濃町南神山57-2	県道穴倉南神山津線㈱増井総建作業所南側	3
第６５投票区	津市安濃町今徳1484	今徳区公民館	4
第６５投票区	津市安濃町妙法寺93	市道三島崇宅北側	5
第６５投票区	津市安濃町妙法寺1126	市道敷大市神社東	6
第６５投票区	津市安濃町浄土寺391-3	市道中上雅嗣宅北側	7
第６５投票区	津市安濃町浄土寺1566	市道落合秀明宅西側	8
第６６投票区	津市安濃町安濃2822-3	県道亀山安濃線歩道喫茶やまびこ東側	1
第６６投票区	津市安濃町内多3356	市道歩道内多区公民館南側	2
第６６投票区	津市安濃町太田2040	市道敷（内多・清水線）浅生泰雄宅北側	3
第６６投票区	津市安濃町清水1221	萩原寛氏所有畑	4
第６６投票区	津市安濃町曽根1158	曽根農村公園南側	5
第６６投票区	津市安濃町清水903-59	清水ヶ丘団地坂の公園（清水ヶ丘第一児童公園）西側	6
第６６投票区	津市安濃町太田1603-20	市道敷小宮宅前	7
第６６投票区	津市安濃町曽根807-14	市道安濃保育園西側	8
第６７投票区	津市安濃町野口1220	県道亀山白山線野口区公民館北側	1
第６７投票区	津市安濃町大塚483	市道戸島区公民館南側	2
第６７投票区	津市安濃町大塚502-4	市道村主茂宅南側	3
第６７投票区	津市安濃町荒木183-5	県道津芸濃大山田線ハートフル公園西側	4
第６７投票区	津市安濃町粟加410-2	県道草生窪田津線明合小学校東側	5
第６７投票区	津市安濃町田端上野19-4	市道東観中学校東側	6
第６７投票区	津市安濃町東観音寺387-3	県道草生曽根線歩道岡副全成宅南側	7
第６８投票区	津市久居東鷹跡町246	旧久居総合支所本庁舎南駐車場東側	1
第６８投票区	津市久居東鷹跡町105	三重県立久居農林高等学校グラウンド北側	2
第６８投票区	津市久居寺町1264	後藤正和宅前	3
第６８投票区	津市久居本町1400-2	久居一志地区医師会館南側	4
第６９投票区	津市久居射場町43-6	万町・中町・射場町地区集会所西側フェンス	1
第６９投票区	津市久居万町720	万町児童公園東側	2
第６９投票区	津市久居中町264-1	わたせい前駐車場北側	3
第６９投票区	津市久居西鷹跡町494	久居中学校グラウンド北側フェンス	4
第６９投票区	津市久居西鷹跡町424	消防第１分団詰所駐車場北側	5
第７０投票区	津市久居新町737	成美小学校北側	1
第７０投票区	津市久居新町2819	新町三角公園西側フェンス	2
第７０投票区	津市久居新町3005	県道松阪久居線歩道東（久居駅西側ロータリー北）	3
第７０投票区	津市久居新町2721-1	三重県企業庁職員運動施設南側	4
第７１投票区	津市久居野村町560	立成小学校西側	1

ポスター掲示場設置場所一覧表
（平成27年執行　三重県知事選挙）

市町名	津市		
投票区名	所　在　地	設　置　場　所	摘　要
第７１投票区	津市久居野村町372-203	久居団地東公園東側	2
第７１投票区	津市久居井戸山町145	合同宿舎久居東住宅１号棟南側フェンス	3
第７１投票区	津市久居野村町329-22	久居第２団地防火水槽	4
第７１投票区	津市久居野村町589-1	野田池東側空地	5
第７２投票区	津市久居桜が丘町1171-130	桜が丘西公園北側	1
第７２投票区	津市久居桜が丘町1900-194	奥田俊雄宅前植樹帯	2
第７２投票区	津市久居小野辺町1574-1	脇田山団地西公園南側雑種地	3
第７２投票区	津市久居小野辺町2009-1	東さくらが丘団地ひだまり公園東側	4
第７２投票区	津市久居小野辺町1344-1	稲葉一所有農地北側	5
第７３投票区	津市久居北口町438-5	サンコーポラス久居西側	1
第７３投票区	津市久居北口町554-2	密柑山幼稚園南側	2
第７３投票区	津市久居烏木町415	川村正和宅前	3
第７３投票区	津市久居中町365	市営住宅中町団地東側	4
第７３投票区	津市久居烏木町408-5	竹内正志宅西側	5
第７４投票区	津市久居明神町1463-10	明神教育集会所南側	1
第７４投票区	津市久居北口町1000-9	梅田孝義宅東農地	2
第７４投票区	津市久居明神町内	ダイソー＆アオヤマ久居インターガーデン店西側市道	3
第７４投票区	津市久居北口町859-3	北部保育園	4
第７４投票区	津市久居相川町2392-20	グリーンショップヒカリ東側農地	5
第７５投票区	津市久居二ノ町1658	橋本剛至宅前	1
第７５投票区	津市久居元町2099	川併神社境内西側	2
第７５投票区	津市久居元町2081-1	上野博宅前	3
第７５投票区	津市久居元町1940-13	奥田純一宅東側ガードレール	4
第７５投票区	津市久居元町2119	津市埋蔵文化センター久居分室東側	5
第７６投票区	津市須ヶ瀬町1610-7	須ヶ瀬構造改善センター北側	1
第７６投票区	津市須ヶ瀬町277	中島千代子宅前	2
第７６投票区	津市須ヶ瀬町 1521-4先	雲出川堤防	3
第７７投票区	津市木造町935-1	伊藤隆治宅前	1
第７７投票区	津市木造町地内	中西芳夫様宅向いの市道	2
第７７投票区	津市木造町2380-1	福井健所有雑種地	3
第７７投票区	津市木造町2460	雲出川堤防北側	4
第７８投票区	津市新家町1672-1	太田長郎宅前	1
第７８投票区	津市新家町2203-5	ハイタウン久居東集会所用地	2
第７８投票区	津市新家町873-1	桃園幼稚園前	3
第７８投票区	津市新家町1558-1	小田博文所有地	4
第７９投票区	津市久居元町2314-17	こべき保育園前	1
第７９投票区	津市久居元町2354	久居公民館東側	2
第７９投票区	津市牧町313	青木惠一宅前	3
第７９投票区	津市久居野口町2560-103	陸上自衛隊演習場南側ガードレール	4
第７９投票区	津市川方町492-2	榊原和子宅前	5
第７９投票区	津市久居新町	近鉄久居駅東口ロータリー	6
第８０投票区	津市戸木町5737-2	前田秀雄宅東側ガードレール	1
第８０投票区	津市戸木町2337	戸木幼稚園西側	2
第８０投票区	津市戸木町7746	織田信一所有畑	3
第８０投票区	津市戸木町7138	市営桃里団地北側ガードパイプ	4
第８０投票区	津市戸木町8094	風早団地入口西側歩道	5
第８１投票区	津市庄田町517-1	七栗産業会館東側	1
第８１投票区	津市庄田町815	岸江克巳宅南側	2
第８１投票区	津市庄田町2886-1	庄田町自治会南集会所前畑	3
第８１投票区	津市庄田町149-2	河本利夫宅北側	4
第８１投票区	津市庄田町2406-5付近	国道165号線ミエライス南交差点ガードパイプ	5
第８２投票区	津市森町270	栗葉小学校北側	1
第８２投票区	津市森町94	橋本正雄宅横畑前	2
第８２投票区	津市森町2803	米澤實宅南道路ガードレール	3
第８２投票区	津市森町1910-4	森教育集会所前	4
第８３投票区	津市大鳥町171-1	森昌宏宅畑前	1
第８３投票区	津市中村町内	中村町ゴミ集積所（中村町公会所向側）西	2
第８３投票区	津市久居一色町766	一色町公会所東側	3

ポスター掲示場設置場所一覧表
（平成27年執行　三重県知事選挙）

市町名	津市		
投票区名	所　在　地	設　置　場　所	摘　要
第８３投票区	津市久居一色町940	久居西中学校東側	4
第８３投票区	津市久居一色町115-4付近	益田勝義宅東側ガードパイプ	5
第８４投票区	津市稲葉町240付近	前田昌英宅南側ガードレール	1
第８４投票区	津市稲葉町757-1	稲葉邦成所有地	2
第８４投票区	津市久居緑が丘町一丁目7-4	グリーンヒルふれあい広場	3
第８４投票区	津市稲葉町533	下稲葉公会所前	4
第８４投票区	津市稲葉町1905-3	津市稲葉農村集落多目的共同利用施設	5
第８５投票区	津市稲葉町	美里ホームランド団地西川原橋北側	1
第８５投票区	津市稲葉町2809	山川巌宅東側	2
第８５投票区	津市稲葉町2838	上稲葉ふれあい会館前畑	3
第８５投票区	津市稲葉町2843-1	農協稲葉倉庫北側	4
第８６投票区	津市榊原町1512	堀内厚洋宅北側	1
第８６投票区	津市榊原町5044-1	田中正一宅南側	2
第８６投票区	津市榊原町5104	榊原農民研修所前	3
第８６投票区	津市榊原町	榊原温泉病院職員駐車場	4
第８７投票区	津市榊原町8161-2	下村教育集会所前	1
第８７投票区	津市榊原町7012-1	円浄寺駐車場東側	2
第８７投票区	津市榊原町7280-1	榊原１自治会所有地	3
第８７投票区	津市榊原町6195-2	奥山洋也宅南側	4
第８８投票区	津市榊原町4437-2付近	ゲートボール場南側	1
第８８投票区	津市榊原町17017付近	杉田土木㈱所有雑種地	2
第８８投票区	津市榊原町14820-2付近	平松清邸西側ガードレール	3
第８８投票区	津市榊原町4701-1	地蔵寺南側	4
第８８投票区	津市榊原町2879-2	榊原地区集会所	5
第８８投票区	津市榊原町4414-1	一之坂集会所敷地内	6
第８９投票区	津市榊原町10295-1	榊原上教育集会所前	1
第８９投票区	津市榊原町10032	榊原市民館前	2
第８９投票区	津市榊原町10382	伊藤靖宅前	3
第８９投票区	津市榊原町10864	臼杵久夫所有畑前	4
第９０投票区	津市香良洲町1239-1	めぐみの広場南側	1
第９０投票区	津市香良洲町1878	香良洲総合支所北側	2
第９０投票区	津市香良洲町2161-1	津市サンデルタ香良洲西側(パターゴルフ場前)	3
第９０投票区	津市香良洲町5880	米川シゲ子宅北側	4
第９０投票区	津市香良洲町1354-1	奥野守宅北側	5
第９１投票区	津市香良洲町5632-4	近藤次男敷地西側	1
第９１投票区	津市香良洲町5536-31	フタバ食品㈱関西工場前歩道縁面	2
第９１投票区	津市香良洲町471	長谷川三男宅南側	3
第９１投票区	津市香良洲町116-20	小野昌作旧宅東側	4
第９１投票区	津市香良洲町295	福島勤市宅南側	5
第９２投票区	津市一志町井生1444-3	上井生児童公園北側	1
第９２投票区	津市一志町井生	井生公会所南側市道	2
第９２投票区	津市一志町井生	市道井生線（下井生）	3
第９２投票区	津市一志町井生2848	一志野球場・テニスコート	4
第９３投票区	津市一志町大仰1470-1	上出公会所南側	1
第９３投票区	津市一志町大仰313-1	津市大井公民館北側	2
第９３投票区	津市一志町大仰1030-1	森澤美智子宅西側	3
第９３投票区	津市一志町大仰878-2	片山公会所	4
第９３投票区	津市一志町石橋301-1	石橋公会所東側	5
第９４投票区	津市一志町井関162-3	谷戸集会所前	1
第９４投票区	津市一志町井関755	田邉保徳宅前	2
第９４投票区	津市一志町井関369	田中新策宅前	3
第９４投票区	津市一志町井関1353	内藤雅司宅前	4
第９５投票区	津市一志町波瀬4245-7	岩垣内駐車場	1
第９５投票区	津市一志町波瀬1977-1	小渕医院前	2
第９５投票区	津市一志町波瀬1838	浄福寺北側	3
第９５投票区	津市一志町波瀬4322	小畑志満子宅前	4
第９５投票区	津市一志町波瀬2233-2先	スーパー魚銀南側市道	5
第９５投票区	津市一志町波瀬2315-1	松田貢宅前	6

ポスター掲示場設置場所一覧表
（平成27年執行　三重県知事選挙）

市町名	津市	
投票区名	所　在　地	設　置　場　所	摘　要
第９５投票区	津市一志町波瀬5263先	市道（若杣地内）	7
第９５投票区	津市一志町波瀬2178-1	森田豊宅前	8
第９５投票区	津市一志町波瀬5008	中野栄一宅前	9
第９６投票区	津市一志町波瀬	井の口公園手前市道	1
第９６投票区	津市一志町波瀬5818	前川八四郎宅北側	2
第９６投票区	津市一志町波瀬6400-1	室の口公民館	3
第９６投票区	津市一志町波瀬（室の口）	市道（福専寺前）	4
第９７投票区	津市一志町八太614	長谷川眞雄宅前	1
第９７投票区	津市一志町八太420-4	津市川合文化会館南側	2
第９７投票区	津市一志町八太　1008-1	コミュニティプラザ川合北側	3
第９７投票区	津市一志町片野553-24	姫路集会所南側	4
第９７投票区	津市一志町片野254	片野集会所北側	5
第９７投票区	津市一志町八太469-1	屋方集会所西側	6
第９８投票区	津市一志町庄村244-1	庄村集会所北側	1
第９８投票区	津市一志町日置396-1	日置集落センター西側	2
第９８投票区	津市一志町其村（其村団地）	其村団地入り口市道	3
第９８投票区	津市一志町其村	滝鼻宅東側市道	4
第９９投票区	津市一志町高野1450	高野保育園南側	1
第９９投票区	津市一志町高野1321-1	津市高岡老人憩いの家東側	2
第９９投票区	津市一志町高野1083	稲垣好美宅北側	3
第９９投票区	津市一志町其倉	其倉橋左岸側橋詰	4
第１００投票区	津市一志町田尻662	河内さい宅前	1
第１００投票区	津市一志町田尻593-2	津市一志庁舎南側	2
第１００投票区	津市一志町田尻404-4	市道高野田尻線	3
第１００投票区	津市一志町八太1658-1	西川原集会所北側	4
第１００投票区	津市一志町八太1640	佐野みち子宅南側	5
第１００投票区	津市一志町八太1457-25先	市道一志団地内線	6
第１０１投票区	津市一志町高野160-532	市道高野団地線高野団地東バス停	1
第１０１投票区	津市一志町高野160-728	一志体育館前	2
第１０１投票区	津市一志町高野2609	一志中学校グランド西側	3
第１０１投票区	津市一志町高野160-493	高野団地５公園南側	4
第１０１投票区	津市一志町高野160-434	高野団地６公園北側	5
第１０２投票区	津市一志町小山915	市道小山線細野勝宅前	1
第１０２投票区	津市一志町小山	市道（みのりヶ丘団地入り口コスモスクリニック北側）	2
第１０２投票区	津市一志町小山854-66	小山台地集会所南側	3
第１０２投票区	津市一志町みのりヶ丘115-397	倉口開発ミルメゾンみのり台販売センター西側	4
第１０３投票区	津市一志町虹が丘27-1	虹が丘集会所前駐車場東側	1
第１０４投票区	津市白山町福田山589-1	脇田文雄宅前・県道松阪青山線道路沿	1
第１０４投票区	津市白山町城立301	元取ゲートボール場北側	2
第１０５投票区	津市白山町南家城936	岸本建設敷地	1
第１０５投票区	津市白山町藤362-1	藤交差点南空地	2
第１０５投票区	津市白山町南家城190-6	中西五六宅東空地	3
第１０５投票区	津市白山町北家城1344地先	北家城ごみ集積所北側	4
第１０５投票区	津市白山町南家城678	三重県立白山高校北側	5
第１０５投票区	津市白山町二俣348地先	二俣ゲートボール場南側	6
第１０６投票区	津市白山町川口1991	川口小学校東側	1
第１０６投票区	津市白山町川口897	津市白山公民館前	2
第１０６投票区	津市白山町川口471-6	津市立白山中学校西側	3
第１０６投票区	津市白山町川口2708地先	杉ケ瀬ごみ集積所北側	4
第１０６投票区	津市白山町川口8100	川口ゲートボール場南側	5
第１０６投票区	津市白山町川口3411地先	茅刈公民館西側	6
第１０７投票区	津市白山町二本木1001-784	白山台団地グリーンロード側入口付近空地	1
第１０７投票区	津市白山町二本木1001-45	白山台団地大三出張所前公園北側	2
第１０７投票区	津市白山町二本木408	沖広倶楽部前空地	3
第１０７投票区	津市白山町二本木728-1	三重中央農協大三支店南側	4
第１０７投票区	津市白山町二本木4699地先	マックスバリュー駐車場東側	5
第１０７投票区	津市白山町二本木3507	イセゴム工業西空地	6
第１０８投票区	津市白山町三ケ野1149	上広公民館前・防火水槽東側	1

ポスター掲示場設置場所一覧表
（平成27年執行　三重県知事選挙）

市町名	津市	
投票区名	所在地	設置場所	摘要
第１０８投票区	津市白山町三ケ野5437	三ケ野公民館前空地	2
第１０９投票区	津市白山町佐田175地先	口佐田集会所前・防火水槽東	1
第１０９投票区	津市白山町中ノ村381	津市白山倭ゲートボール場南側	2
第１０９投票区	津市白山町南出55-2	南出公民館前空地	3
第１０９投票区	津市白山町佐田1395-4	県道亀山白山線沿い畑	4
第１０９投票区	津市白山町上ノ村9-296	グリーンタウン榊原中央公園南側	5
第１０９投票区	津市白山町上ノ村450番地先	木村重義宅北空地	6
第１１０投票区	津市白山町八対野985-1	津市白山ゲートボール場東側	1
第１１０投票区	津市白山町八対野92-2	津市八対野教育文化会館北側	2
第１１０投票区	津市白山町稲垣305地先	稲垣公民館西側	3
第１１０投票区	津市白山町古市699番地先	津市白山運動場第２駐車場西側	4
第１１０投票区	津市白山町山田野912地先	山田野大山児童公園北側	5
第１１０投票区	津市白山町山田野348地先	山田野集会所前	6
第１１１投票区	津市美杉町竹原151-2	県道久居美杉線沿い（向川建設㈱資材置場）	1
第１１１投票区	津市美杉町竹原3199	県道久居美杉線沿い（中野公民館）	2
第１１１投票区	津市美杉町竹原2777	旧竹原小学校北側	3
第１１１投票区	津市美杉町竹原2626-2	県道久居美杉線沿い	4
第１１１投票区	津市美杉町竹原2126	県道久居美杉線沿い	5
第１１１投票区	津市美杉町八手俣967	県道松阪青山線沿い（木原造林㈱所有地東側）	6
第１１２投票区	津市美杉町八知742-1	県道久居美杉線沿い	1
第１１２投票区	津市美杉町八知	県道久居美杉線沿い（県道青山美杉線交差点北側）	2
第１１２投票区	津市美杉町八知5828-1	旧美杉庁舎県道久居美杉線沿側	3
第１１２投票区	津市美杉町八知4465-1	県道太郎生伊勢八知停車場線沿い	4
第１１２投票区	津市美杉町八知	県道久居美杉線沿い（コニュニティバス停比津東側）	5
第１１２投票区	津市美杉町八知8405-1	県道太郎生伊勢八知停車場線沿い	6
第１１３投票区	津市美杉町太郎生747-1	国道368号沿い（南地域スクールバス停手前）	1
第１１３投票区	津市美杉町太郎生	市道太郎生旧道線沿い（太郎生地域住民センター西側）	2
第１１３投票区	津市美杉町太郎生2857-1	国道368号沿い（東西橋南側）	3
第１１４投票区	津市美杉町太郎生5551-2	国道368号沿い（㈱広山建設資材置場）	1
第１１４投票区	津市美杉町太郎生3978	国道368号沿い	2
第１１４投票区	津市美杉町太郎生4675-3	国道３６８号沿い久保持夫所有地東側三重交通飯垣内バス停西側	3
第１１５投票区	津市美杉町石名原	市道逢坂線沿い（コミュニティバス停（逢坂））	1
第１１５投票区	津市美杉町石名原1922-4	国道368号沿い（旧下垣内東集会所）	2
第１１５投票区	津市美杉町石名原1681	伊勢地地域住民センター南側	3
第１１５投票区	津市美杉町石名原1096-1	国道368号沿い（三重交通上払戸バス停対面側）	4
第１１５投票区	津市美杉町三多気392-1	市道掛田三多気小屋線沿い	5
第１１６投票区	津市美杉町奥津240	県道久居美杉線沿い（コミュニティバス波籠北側）	1
第１１６投票区	津市美杉町奥津	国道368号沿い（美杉小学校下）	2
第１１６投票区	津市美杉町奥津1288-8	市道伊勢奥津駅前線（八幡地域住民センター西側）	3
第１１６投票区	津市美杉町川上872-1	県道奥津飯高線沿い	4
第１１７投票区	津市美杉町川上3868	県道奥津飯高線沿い	1
第１１７投票区	津市美杉町川上3372	しゃくなげ会館広場（美杉高齢者婦人センター）	2
第１１８投票区	津市美杉町丹生俣1360-2	丹生俣多目的集会所広場	1
第１１８投票区	津市美杉町丹生俣1452-1	国道422号沿い（小林宅東側）	2
第１１９投票区	津市美杉町上多気633	県道嬉野美杉線沿い（三木屋跡敷地）	1
第１１９投票区	津市美杉町上多気1031	旧多気小学校敷地	2
第１１９投票区	津市美杉町下多気1434-2	県道一志美杉線沿い（㈱前田組敷地）	3
第１１９投票区	津市美杉町下多気2264-2	県道嬉野美杉線沿い（小田内科東側）	4
第１１９投票区	津市美杉町下多気2779-1	県道嬉野美杉線沿い（西向院駐車場）	5
第１１９投票区	津市美杉町下多気3677	漆集会所広場	6
第１２０投票区	津市美杉町下之川180-1	県道松阪青山線沿い（三浪弘子宅前）	1
第１２０投票区	津市美杉町下之川1228-3	県道松阪青山線沿い（大清建設資材置場）	2
第１２０投票区	津市美杉町下之川6115	下之川地域住民センター前	3
第１２０投票区	津市美杉町下之川2238-31	県道一志美杉線沿い（向田忠美宅北側）	4
第１２０投票区	津市美杉町下之川4401-3	県道一志美杉線沿い	5

津市選挙管理委員会告示第４０号

平成２７年４月１２日執行予定の三重県議会議員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和５７年三重県条例第３０号）第１条第１項の規定により次のとおり設置したので告示する。

平成２７年３月２５日

津市選挙管理委員会
委員長　坂　口　賢　次

別紙のとおり

ポスター掲示場設置場所一覧表
（平成27年執行　三重県議会議員選挙）

市町名	津市		
投票区名	所在地	設置場所	摘要
第１投票区	津市西丸之内23-1	津市役所南側	1
第１投票区	津市丸之内27	お城児童公園南側	2
第１投票区	津市西丸之内32	お城東駐車場西側	3
第１投票区	津市丸之内27	お城公園西側	4
第１投票区	津市丸之内2	中部電力株式会社三重支店南側駐車場西側	5
第２投票区	津市北丸之内	塔世公園東側	1
第２投票区	津市中央8	東検校公園西側	2
第２投票区	津市中央8-8	中央保育園東側	3
第２投票区	津市西丸之内23	お城西公園西側	4
第２投票区	津市丸之内養正町14	養正小学校東側	5
第３投票区	津市新東町塔世5	新地公園東側	1
第３投票区	津市愛宕町158	愛宕公園東側	2
第３投票区	津市相生町192	さくら湯南側	3
第３投票区	津市万町津	清原公園南側	4
第３投票区	津市中河原2075	津市さくら児童館西側	5
第４投票区	津市中河原356-2	東橋内中学校東側	1
第４投票区	津市中河原445	敬和小学校東側	2
第４投票区	津市海岸町16	津海岸バス停前西側三交タクシー車庫フェンス	3
第４投票区	津市末広町24	海浜公園東側	4
第４投票区	津市高洲町15	高洲町教育集会所西側	5
第５投票区	津市大門31	観音公園北側	1
第５投票区	津市寿町21-22	津市敬和公民館北側	2
第５投票区	津市東丸之内20	極楽橋中継ポンプ場管理所西側	3
第５投票区	津市港町1	贄崎児童遊び場西側	4
第５投票区	津市乙部1-3	㈱三交タクシー津営業所西側	5
第６投票区	津市船頭町津興	船頭ポンプ場西側	1
第６投票区	津市船頭町津興3381	県営住宅船頭町団地Ｐ１南側	2
第６投票区	津市柳山津興1535-27	橋南会館南側	3
第６投票区	津市船頭町津興1695-7	百五銀行事務センター南側	4
第６投票区	津市三重町津興433-6	市営千鳥アパート南側	5
第７投票区	津市三重町津興555-3	三重町公園南側	1
第７投票区	津市柳山津興396	阿漕浦児童遊び場西側	2
第７投票区	津市柳山津興337	加藤工務店共同住宅西側	3
第７投票区	津市柳山津興622	阿漕塚記念館敷地内西側	4
第７投票区	津市柳山津興382-10	プロマーケット津店北側	5
第８投票区	津市阿漕町津興1162	津市橋南市民センター西側	1
第８投票区	津市下弁財町津興1350	育生小学校西門北側	2
第８投票区	津市下弁財町津興244	ニチイケアセンター津駐車場東側	3
第８投票区	津市阿漕町津興222-9	市営南阿漕住宅２号館西側	4
第８投票区	津市藤方2432-20	結城園公園東側	5
第９投票区	津市下弁財町津興3005	津興公園北側	1
第９投票区	津市上弁財町津興2537-4	橋南中学校プール西側	2
第９投票区	津市南中央3	古道公園北側	3
第９投票区	津市上弁財町9-27	ＮＴＴ西日本津阿漕ビル北側	4
第１０投票区	津市半田3	高松山団地南公園北側	1
第１０投票区	津市半田1396-1	半田児童遊び場	2
第１０投票区	津市半田1442-1	ひかり保育園北側	3
第１０投票区	津市半田	高松山団地北公園南側	4
第１１投票区	津市本町33-1	津市体育館北側	1
第１１投票区	津市修成町9	修成小学校南側	2
第１１投票区	津市幸町18-22	橋南公民館東側	3
第１１投票区	津市岩田5	佐伯町公園北側	4
第１１投票区	津市南中央8-16	別所健宅東側	5
第１１投票区	津市半田33-1	津球場公園南側	6
第１１投票区	津市岩田17	桜ヶ丘排水機場北側	7
第１２投票区	津市美川町6	新町西ポンプ場東側	1
第１２投票区	津市南新町12-12	少年鑑別所西側	2
第１２投票区	津市半田534	三重県立津工業高等学校北側	3

ポスター掲示場設置場所一覧表
（平成27年執行　三重県議会議員選挙）

市町名	津市

投票区名	所在地	設置場所	摘要
第１２投票区	津市半田76-5	藤川工務店南側	4
第１３投票区	津市八町三丁目3	新町小学校北側	1
第１３投票区	津市新町三丁目4-20	新町幼稚園西側	2
第１３投票区	津市南河路	佐藤邦和宅北側道路敷	3
第１３投票区	津市押加部町7-12	谷川神社南側	4
第１４投票区	津市押加部721-3	三本松バス停北側	1
第１４投票区	津市東古河町7-1	西橋内中学校西側	2
第１４投票区	津市西丸之内12	一之坪（一之田）公園東側	3
第１４投票区	津市東古河町4	古河公園南側	4
第１５投票区	津市観音寺町255-1	クレハエラストマー㈱北側	1
第１５投票区	津市鳥居町228-1	マルヤス山手通り店駐車場西側	2
第１５投票区	津市観音寺町731	津公園団地北児童遊び場東側	3
第１５投票区	津市観音寺町518-1	三重大学附属幼稚園駐車場北西側	4
第１６投票区	津市羽所町574	羽所公園西側	1
第１６投票区	津市観音寺町448-29	観音寺東公園南側	2
第１６投票区	津市栄町一丁目	安濃川親水公園西側	3
第１６投票区	津市栄町一丁目891	三重県勤労者福祉会館東側	4
第１７投票区	津市桜橋二丁目96	三重県自治会館専用駐車場北側	1
第１７投票区	津市島崎町137-130	立誠保育園西側	2
第１７投票区	津市島崎町308	県営住宅島崎団地南西角	3
第１７投票区	津市桜橋三丁目77-1	桜橋ポンプ場西側	4
第１７投票区	津市桜橋二丁目39	南立誠小学校西側	5
第１８投票区	津市栄町三丁目200-18	栄町公園東側	1
第１８投票区	津市上浜町一丁目	区画整理事業用地（公園予定地）東側	2
第１８投票区	津市上浜町六丁目16-8	上浜ヒルズ南公園東側	3
第１８投票区	津市広明町147-1	津偕楽公園北側	4
第１８投票区	津市上浜町六丁目	ひょうたん池南側	5
第１９投票区	津市大谷町12	三重県総合教育センター駐車場北側	1
第１９投票区	津市一身田上津部田3055	上津部田公園南側	2
第１９投票区	津市一身田上津部田3059	三重県総合文化センター前バス停東側	3
第１９投票区	津市一身田上津部田1355-5	津西会館西側	4
第１９投票区	津市渋見町770-141	つつじが丘会館南側	5
第２０投票区	津市一身田上津部田1470	三重県立津東高等学校東側	1
第２０投票区	津市長岡町800-437	西が丘小学校正門前	2
第２０投票区	津市一身田上津部田1488-86	上津台中央公園北側	3
第２０投票区	津市長岡町800-452	西が丘西公園東側	4
第２０投票区	津市長岡町800-258	西が丘中公園南側	5
第２１投票区	津市上浜町四丁目27-24	上浜四丁目南公園東側	1
第２１投票区	津市上浜町三丁目5	一乗寺南側	2
第２１投票区	津市上浜町四丁目49	上浜団地集会所北側	3
第２１投票区	津市上浜町五丁目117-1	近畿日本鉄道江戸橋駅前	4
第２１投票区	津市上浜町四丁目27-207	上浜四丁目西公園東側	5
第２２投票区	津市江戸橋一丁目30	北立誠小学校正門前	1
第２２投票区	津市栗真町屋町	三重大学正門前	2
第２２投票区	津市江戸橋二丁目174	三重大学医学部附属病院入口	3
第２２投票区	津市江戸橋二丁目59	江戸橋団地ＰＲ３棟前	4
第２２投票区	津市桜橋三丁目446-28	ＮＴＴ西日本津社宅２号棟南側	5
第２３投票区	津市雲出島貫町1491-2	殿木公園西側フェンス	1
第２３投票区	津市雲出本郷町1388-1	津市雲出出張所前	2
第２３投票区	津市雲出本郷町1140	雲出幼稚園西側	3
第２３投票区	津市雲出長常町1026-1	市営住宅雲出二号館南側	4
第２３投票区	津市雲出伊倉津町1473-3	雲津保育園南西	5
第２３投票区	津市雲出長常町662-4	雲出長常児童遊び場東側	6
第２４投票区	津市城山二丁目193-54	東城山緑地公園南側	1
第２４投票区	津市城山三丁目6	西城山公園南側	2
第２４投票区	津市城山二丁目201	東城山公園西側	3
第２４投票区	津市城山一丁目29-16	三重県立城山特別支援学校草の実分校西側	4
第２４投票区	津市城山二丁目232-58	東城山どんぐり公園内北側	5

ポスター掲示場設置場所一覧表
（平成27年執行　三重県議会議員選挙）

市町名	津市		
投票区名	所　在　地	設　置　場　所	摘　要
第２５投票区	津市高茶屋四丁目2467-18	里の上住宅児童遊び場西側	1
第２５投票区	津市高茶屋二丁目1035-33	桜茶屋児童遊び場南側	2
第２５投票区	津市高茶屋一丁目751-2	小森公園北側	3
第２５投票区	津市高茶屋三丁目2104-14	南郊児童遊び場東側	4
第２５投票区	津市高茶屋一丁目459-68	ヒューマンタウン児童遊び場北側	5
第２６投票区	津市高茶屋五丁目5-45	三重県工業研究所正門南側	1
第２６投票区	津市高茶屋小森町4000	南部緑地公園東側	2
第２６投票区	津市高茶屋小森町1675-4	小森向山苑自治会集会所南側公園東側	3
第２７投票区	津市高茶屋小森町537-12付近	高茶屋駅南側公共自転車駐車場	1
第２７投票区	津市高茶屋小森町1245-4	中山南公園南側	2
第２７投票区	津市高茶屋小森町1623-65	中山北児童遊び場東側	3
第２８投票区	津市藤方993-1	米津公園	1
第２８投票区	津市藤方2088	ろう学校西の公園東側	2
第２８投票区	津市藤方297-20	藤水公園北側	3
第２８投票区	津市藤方1627	藤水小学校体育館西側	4
第２８投票区	津市藤方1491-2	藤水出張所南側	5
第２９投票区	津市半田	青谷第一集会所前	1
第２９投票区	津市垂水2612-22	津電気会館前	2
第２９投票区	津市半田3424	二重池団地東公園東側	3
第２９投票区	津市垂水2882-1	南が丘会館西側	4
第２９投票区	津市垂水2970	垂水団地公園西側	5
第３０投票区	津市南が丘二丁目4	南が丘メタセコイア公園南側	1
第３０投票区	津市南が丘一丁目5-6	南が丘自治会集会所北側	2
第３０投票区	津市南が丘四丁目	南が丘シイノキ公園西側	3
第３０投票区	津市垂水1300	津市社会福祉事業団入口北側	4
第３０投票区	津市垂水2670	潮見が丘団地中央公園南側	5
第３１投票区	津市緑が丘一丁目4-20	どんぐり公園東側	1
第３１投票区	津市緑が丘二丁目4-3	サンベール公園南側	2
第３１投票区	津市神戸1893	ぜにやま公園南側	3
第３１投票区	津市神戸332-1	神戸小学校東側	4
第３１投票区	津市神戸1680-1	津市青少年野外活動センター東側	5
第３２投票区	津市野田21-793	泉ヶ丘団地北公園南側	1
第３２投票区	津市野田21-863	泉ヶ丘集会所前	2
第３２投票区	津市野田21-841	泉ヶ丘団地児童公園東側	3
第３２投票区	津市野田21-818	泉ヶ丘団地中央公園東側	4
第３２投票区	津市野田1570	野田集会所東側	5
第３３投票区	津市片田志袋町300-17	片田志袋団地志袋公園東側	1
第３３投票区	津市片田田中町47	片田田中町集会所南側	2
第３３投票区	津市片田井戸町17-2	片田公民館北側道路	3
第３３投票区	津市片田新町21-2	片田団地ともだち広場北側	4
第３３投票区	津市片田新町67	片田団地中央公園南側	5
第３３投票区	津市片田町391	谷口耕宅北側	6
第３４投票区	津市小舟1081-82	殿舟団地集会所北側	1
第３４投票区	津市小舟566-238	殿舟団地第２公園東側	2
第３４投票区	津市分部3275	ＪＡ津安芸倉庫前分部（地下・十王・長田）自治会共同管理公園東側	3
第３４投票区	津市小舟566-224	殿舟団地第１公園南側	4
第３４投票区	津市殿村1490	殿村集荷場前	5
第３５投票区	津市納所町236	安東小学校北側	1
第３５投票区	津市渋見町25-2	渋見町ゴミ集積所横駐車場フェンス前	2
第３５投票区	津市河辺町2690-5	㈱山幸建設駐車場東側	3
第３５投票区	津市安東町774	跡部集会所防火水槽西側	4
第３５投票区	津市一色町257	津市中消防署西分署西側	5
第３６投票区	津市長岡町3009-1	緑の街バス停留所裏	1
第３６投票区	津市河辺町3569-1	もちのきパーク南側	2
第３６投票区	津市河辺町3514-3	けやきガーデン団地内公園道路側	3
第３６投票区	津市河辺町3022	津西ハイタウンセントラルパーク東側	4
第３７投票区	津市夢が丘一丁目	中央公園北側	1
第３７投票区	津市一身田上津部田749	佐脇勝洋宅東側	2

ポスター掲示場設置場所一覧表
（平成27年執行　三重県議会議員選挙）

市町名	津市		
投票区名	所在地	設置場所	摘要
第３７投票区	津市一身田中野157	三重短期大学西側	3
第３７投票区	津市一身田大古曽174-4	松浦豊喜宅東側	4
第３７投票区	津市一身田大古曽355	一身田小学校西側	5
第３８投票区	津市一身田町	一身田団地東公園西側	1
第３８投票区	津市一身田平野172-1	中尾清章宅南側	2
第３８投票区	津市一身田平野469	下津善子宅北側	3
第３８投票区	津市一身田平野	志登茂南公園東側	4
第３８投票区	津市一身田平野	志登茂園ロータリー傍の道路用地東側	5
第３９投票区	津市一身田豊野262-1	山本浩子所有地南側	1
第３９投票区	津市一身田豊野1194-2	豊野ふれあい公園南側	2
第３９投票区	津市一身田豊野1406-479	豊野会館西側	3
第３９投票区	津市一身田豊野1406-755	ふれあい公園西側	4
第３９投票区	津市一身田豊野	東豊野バス停北西側	5
第４０投票区	津市栗真町屋町1136-4	鈴木五九吉宅西側	1
第４０投票区	津市栗真町屋町1515	大学前バス停北東側	2
第４０投票区	津市栗真町屋町517-2	富田千秋宅西側	3
第４０投票区	津市栗真町屋町	三重県立国児学園南側	4
第４０投票区	津市栗真町屋町836-1	津市栗真出張所南側フェンス	5
第４１投票区	津市栗真中山町360-1	JA津安芸旧栗真支店西側	1
第４１投票区	津市栗真小川町274	栗真保育園西側	2
第４１投票区	津市栗真小川町328	小菅定美宅西側	3
第４１投票区	津市栗真小川町	廻向橋南東側道路敷	4
第４１投票区	津市栗真小川町863-60	小川園児童遊び場西側	5
第４２投票区	津市白塚町3451-2	山舗義雄所有空地東側	1
第４２投票区	津市白塚町4463	白塚小学校西側	2
第４２投票区	津市白塚町5205	津市白塚出張所東側	3
第４２投票区	津市白塚町4964-2	太田宏子所有駐車場北側	4
第４３投票区	津市白塚町2856	旭電器工業株式会社西側	1
第４３投票区	津市白塚町2111	津市白塚市民センター西側	2
第４３投票区	津市白塚町2721-1	第一コーポ横井南側フェンス	3
第４３投票区	津市白塚町1325-17	白カネ園児童遊び場南側	4
第４４投票区	津市白塚町357-6	白塚団地汚水処理場北側	1
第４４投票区	津市白塚町	逆川排水路西側	2
第４４投票区	津市白塚町	逆川排水路西側	3
第４４投票区	津市白塚町	白塚団地一号公園東側	4
第４４投票区	津市白塚町357-5	白塚団地南公園東側	5
第４５投票区	津市大里川北町	大里川北町集会所東側	1
第４５投票区	津市大里窪田町	中勢バイパス大里窪田町出口	2
第４５投票区	津市あのつ台四丁目6-1	産業業務機能支援中核施設あのつピア南側	3
第４５投票区	津市大里山室町	山室高架橋東側	4
第４５投票区	津市大里窪田町1821	大里小学校西側	5
第４５投票区	津市大里小野田町110	乙部活雄宅西側	6
第４５投票区	津市大里川北町	市道一身田河芸線かわきた苑東側入口付近	7
第４６投票区	津市高野尾町5417	津市高野尾出張所北東側	1
第４６投票区	津市高野尾町1891-53	赤塚重一宅北側	2
第４６投票区	津市高野尾町	里中橋東側	3
第４６投票区	津市高野尾町1771	田中薫宅南側	4
第４６投票区	津市高野尾町	市道高野尾大里野田町第１号線北側	5
第４７投票区	津市豊が丘四丁目	豊が丘のびのび公園南側	1
第４７投票区	津市豊が丘二丁目3214	豊が丘小学校西側	2
第４７投票区	津市豊が丘一丁目3175-495	豊が丘あすなろ公園北側	3
第４７投票区	津市豊が丘三丁目	豊が丘にっこり公園東側	4
第４７投票区	津市高野尾町3351-237	高野尾ポンプ場東側	5
第４８投票区	津市河芸町中別保2033-1	中別保公民館北側（地区公園内）	1
第４８投票区	津市河芸町中別保100	ザ・ビッグエクストラ南側（河芸郵便局前）	2
第４８投票区	津市河芸町中別保2399	南條霊園北側	3
第４９投票区	津市河芸町影重944-1	影重公民館南側空地	1
第４９投票区	津市河芸町一色1680	豊津小学校正門東側	2

ポスター掲示場設置場所一覧表
（平成27年執行　三重県議会議員選挙）

市町名	津市		
投票区名	所　在　地	設　置　場　所	摘　要
第４９投票区	津市河芸町一色2786	西井容子宅北側	3
第４９投票区	津市河芸町一色1216-1	旧倉田酒造東側宅地	4
第４９投票区	津市河芸町一色1478-3	豊津浄水場入口並びに墓地北側	5
第５０投票区	津市河芸町上野2963	上野小学校正門北側	1
第５０投票区	津市河芸町上野1168-38	東上野公民館北側	2
第５０投票区	津市河芸町上野3060-1の先	県道三行上野線新上野橋東側	3
第５０投票区	津市河芸町上野3339-129	新上野公民館東側	4
第５０投票区	津市河芸町久知野1731-1	久知野東三差路	5
第５０投票区	津市河芸町一色200	旧河芸理容前	6
第５０投票区	津市河芸町上野369-2	大蔵園南信号交差点前	7
第５０投票区	津市河芸町上野3824	北消防署旧河芸分署入口北	8
第５１投票区	津市河芸町東千里3058-23	尾前神社南杉野正和宅西側	1
第５１投票区	津市河芸町東千里56-1	スーパーサンシ北	2
第５１投票区	津市河芸町東千里839	カワゲファッション前	3
第５１投票区	津市河芸町上野64-1	近鉄千里駅東交差点東側	4
第５２投票区	津市河芸町西千里1577-4	鈴木板金前（県道上野鈴鹿線沿い）	1
第５２投票区	津市河芸町千里ヶ丘2	千里ヶ丘第６公園西側	2
第５２投票区	津市河芸町千里ヶ丘14-2の先	千里ヶ丘出張所西側さつき通り中央分離帯（千里ヶ丘公民館前）	3
第５２投票区	津市河芸町千里ヶ丘55-3	河芸町千里ヶ丘第２公園北側	4
第５２投票区	津市河芸町杜の街一丁目19-16	市道久知野郡山線沿い（杜の街くすのきの丘前）	5
第５２投票区	津市河芸町杜の街三丁目1487-4	杜の街ひだまり公園入り口	6
第５２投票区	津市河芸町杜の街一丁目19-1	せせらぎ公園前（市道交差点前）	7
第５３投票区	津市河芸町浜田1904	伊勢鉄道河芸駅前	1
第５３投票区	津市河芸町高佐地内	高佐公民館前（県道久居河芸線沿い）	2
第５３投票区	津市河芸町北黒田59-2	黒田郵便局東側	3
第５３投票区	津市河芸町赤部695	赤部南三差路（市道敷）	4
第５３投票区	津市河芸町浜田1441	浜田集落センター南側	5
第５３投票区	津市河芸町浜田814-3	河芸総合支所前	6
第５４投票区	津市河芸町南黒田2282	行方武二宅南側	1
第５４投票区	津市河芸町南黒田409-4	観音寺西側	2
第５５投票区	津市河芸町三行4-2	御幸橋南側	1
第５５投票区	津市河芸町三行1148-5	三行水源地東側	2
第５６投票区	津市芸濃町椋本426	小林生花店前横山池堰堤	1
第５６投票区	津市芸濃町椋本6824	津市芸濃総合文化センター北側	2
第５６投票区	津市芸濃町椋本635	㈱成光電器東側	3
第５６投票区	津市芸濃町椋本892-113	椋本団地公園東南角	4
第５６投票区	津市芸濃町椋本6141-1	芸濃総合支所	5
第５６投票区	津市芸濃町椋本3044-1	イオンタウン芸濃北側グリーンロード沿い	6
第５６投票区	津市芸濃町椋本7195	津市芸濃町椋本岩原公民館付近ごみ集積場西	7
第５７投票区	津市芸濃町椋本5838	横山池北側ガードレール	1
第５７投票区	津市芸濃町林2028	市道上新田畑代東線農排中継ポンプ付近	2
第５７投票区	津市芸濃町林1832-2	市道椋本林殿町線沿い	3
第５７投票区	津市芸濃町林487	川原公民館付近	4
第５７投票区	津市芸濃町楠原1209-1	市道新玉橋北線	5
第５７投票区	津市芸濃町忍田177-4	市道忍田町中線中勢用水施設付近	6
第５７投票区	津市芸濃町椋本5507	市道椋本林殿町線三ツ谷池東側	7
第５８投票区	津市芸濃町小野平1180	小野平ゲートボール場南側	1
第５８投票区	津市芸濃町多門430-2地先	県道津芸濃大山田線三重交通フリー多門橋バス停付近	2
第５８投票区	津市芸濃町北神山305	安西雲林院幼稚園西側	3
第５８投票区	津市芸濃町萩野3759	萩野地区ゲートボール場北側	4
第５８投票区	津市芸濃町岡本136-3	県道津芸濃大山田線三重交通岡本バス停付近歩道	5
第５９投票区	津市芸濃町雲林院1019	雲林院福祉会館	1
第５９投票区	津市芸濃町雲林院1630	県道津芸濃大山田線待避所付近	2
第５９投票区	津市芸濃町中縄524-42	市営藤ヶ丘団地集会所西側緑地	3
第５９投票区	津市芸濃町雲林院1982付近	市道南山多門線沿い	4
第６０投票区	津市芸濃町河内55	落合通宏宅前	1
第６０投票区	津市芸濃町河内1064	落合の郷前市有地	2
第６１投票区	津市美里町平木520番地1の先	平木地区入口	1

ポスター掲示場設置場所一覧表
（平成27年執行　三重県議会議員選挙）

市町名	津市

投票区名	所在地	設置場所	摘要
第６１投票区	津市美里町北長野1574-3	内田佳隆宅東側の畑	2
第６１投票区	津市美里町北長野713-1	今瀬青佳宅前	3
第６１投票区	津市美里町桂畑373-1	桂畑文化センター前	4
第６１投票区	津市美里町南長野535	南長野生活改善センター	5
第６２投票区	津市美里町五百野1916-2	五百野ふれあいセンターフェンス北側	1
第６２投票区	津市美里町足坂275	高宮郵便局前	2
第６２投票区	津市美里町三郷405-3	旧美里村役場跡地	3
第６２投票区	津市美里町三郷1408-20	柳谷入口バス停北側	4
第６３投票区	津市美里町家所2112-1	辰水小学校下駐車場	1
第６３投票区	津市美里町家所8-2	長谷山ハイツ入り口	2
第６３投票区	津市美里町穴倉	穴倉久保坂の上ゴミ集積場所東	3
第６３投票区	津市美里町高座原	高座原地区入口（県道亀山白山線沿い）	4
第６３投票区	津市美里町家所4782	県道家所阿漕停車場線三交野田バス停	5
第６３投票区	津市美里町日南田	三交日南田バス停北側	6
第６４投票区	津市安濃町草生1038-2	県道草生・窪田・津線藤谷卓幹宅北側	1
第６４投票区	津市安濃町草生2017-3	県道亀山白山線紀平正則宅西側	2
第６４投票区	津市安濃町草生3147-1	県道亀山白山線平尾農作業管理休養施設東側	3
第６４投票区	津市安濃町安部517	市道安川石秋宅南側	4
第６４投票区	津市安濃町草生4406-2	生水区公民館	5
第６４投票区	津市安濃町中川445	市道野田隆夫宅南側	6
第６４投票区	津市安濃町田端上野874-25	明合放課後児童クラブ（学童保育所さくらんぼクラブ）東側	7
第６５投票区	津市安濃町川西276	市道真柄義則宅北側	1
第６５投票区	津市安濃町川西1200	県道草生曽根線宮田正男宅西側	2
第６５投票区	津市安濃町南神山57-2	県道穴倉南神山津線㈱増井総建作業所南側	3
第６５投票区	津市安濃町今徳1484	今徳区公民館	4
第６５投票区	津市安濃町妙法寺93	市道三島崇宅北側	5
第６５投票区	津市安濃町妙法寺1126	市道敷大市神社東	6
第６５投票区	津市安濃町浄土寺391-3	市道中上雅嗣宅北側	7
第６５投票区	津市安濃町浄土寺1566	市道落合秀明宅西側	8
第６６投票区	津市安濃町安濃2822-3	県道亀山安濃線歩道喫茶やまびこ東側	1
第６６投票区	津市安濃町内多3356	市道歩道内多区公民館南側	2
第６６投票区	津市安濃町太田2040	市道敷（内多・清水線）浅生泰雄宅北側	3
第６６投票区	津市安濃町清水1221	萩原寛氏所有畑	4
第６６投票区	津市安濃町曽根1158	曽根農村公園南側	5
第６６投票区	津市安濃町清水903-59	清水ヶ丘団地坂の公園（清水ヶ丘第一児童公園）西側	6
第６６投票区	津市安濃町太田1603-20	市道敷小宮宅前	7
第６６投票区	津市安濃町曽根807-14	市道安濃保育園西側	8
第６７投票区	津市安濃町野口1220	県道亀山白山線野口区公民館北側	1
第６７投票区	津市安濃町大塚483	市道戸島区公民館南側	2
第６７投票区	津市安濃町大塚502-4	市道村主茂宅南側	3
第６７投票区	津市安濃町荒木183-5	県道津芸濃大山田線ハートフル公園西側	4
第６７投票区	津市安濃町粟加410-2	県道草生窪田津線明合小学校東側	5
第６７投票区	津市安濃町田端上野19-4	市道東観中学校東側	6
第６７投票区	津市安濃町東観音寺387-3	県道草生曽根線歩道岡副全成宅南側	7
第６８投票区	津市久居東鷹跡町246	旧久居総合支所本庁舎南駐車場東側	1
第６８投票区	津市久居東鷹跡町105	三重県立久居農林高等学校グラウンド北側	2
第６８投票区	津市久居寺町1264	後藤正和宅前	3
第６８投票区	津市久居本町1400-2	久居一志地区医師会館南側	4
第６９投票区	津市久居射場町43-6	万町・中町・射場町地区集会所西側フェンス	1
第６９投票区	津市久居万町720	万町児童公園東側	2
第６９投票区	津市久居中町264-1	わたせい前駐車場北側	3
第６９投票区	津市久居西鷹跡町494	久居中学校グラウンド北側フェンス	4
第６９投票区	津市久居西鷹跡町424	消防第１分団詰所駐車場北側	5
第７０投票区	津市久居新町737	成美小学校北側	1
第７０投票区	津市久居新町2819	新町三角公園西側フェンス	2
第７０投票区	津市久居新町3005	県道松阪久居線歩道東（久居駅西側ロータリー北）	3
第７０投票区	津市久居新町2721-1	三重県企業庁職員運動施設南側	4
第７１投票区	津市久居野村町560	立成小学校西側	1

ポスター掲示場設置場所一覧表
（平成27年執行　三重県議会議員選挙）

市町名	津市

投票区名	所在地	設置場所	摘要
第７１投票区	津市久居野村町372-203	久居団地東公園東側	2
第７１投票区	津市久居井戸山町145	合同宿舎久居東住宅１号棟南側フェンス	3
第７１投票区	津市久居野村町329-22	久居第２団地防火水槽	4
第７１投票区	津市久居野村町589-1	野田池東側空地	5
第７２投票区	津市久居桜が丘町1171-130	桜が丘西公園北側	1
第７２投票区	津市久居桜が丘町1900-194	奥田俊雄宅前植樹帯	2
第７２投票区	津市久居小野辺町1574-1	脇田山団地西公園南側雑種地	3
第７２投票区	津市久居小野辺町2009-1	東さくらが丘団地ひだまり公園東側	4
第７２投票区	津市久居小野辺町1344-1	稲葉一所有農地北側	5
第７３投票区	津市久居北口町438-5	サンコーポラス久居西側	1
第７３投票区	津市久居北口町554-2	密柑山幼稚園南側	2
第７３投票区	津市久居烏木町415	川村正和宅前	3
第７３投票区	津市久居中町365	市営住宅中町団地東側	4
第７３投票区	津市久居烏木町408-5	竹内正志宅西側	5
第７４投票区	津市久居明神町1463-10	明神教育集会所南側	1
第７４投票区	津市久居北口町1000-9	梅田孝義宅東農地	2
第７４投票区	津市久居明神町内	ダイソー＆アオヤマ久居インターガーデン店西側市道	3
第７４投票区	津市久居北口町859-3	北部保育園	4
第７４投票区	津市久居相川町2392-20	グリーンショップヒカリ東側農地	5
第７５投票区	津市久居二ノ町1658	橋本剛至宅前	1
第７５投票区	津市久居元町2099	川併神社境内西側	2
第７５投票区	津市久居元町2081-1	上野博宅前	3
第７５投票区	津市久居元町1940-13	奥田純一宅東側ガードレール	4
第７５投票区	津市久居元町2119	津市埋蔵文化センター久居分室東側	5
第７６投票区	津市須ヶ瀬町1610-7	須ヶ瀬構造改善センター北側	1
第７６投票区	津市須ヶ瀬町277	中島千代子宅前	2
第７６投票区	津市須ヶ瀬町　1521-4先	雲出川堤防	3
第７７投票区	津市木造町935-1	伊藤隆治宅前	1
第７７投票区	津市木造町地内	中西芳夫様宅向いの市道	2
第７７投票区	津市木造町2380-1	福井健所有雑種地	3
第７７投票区	津市木造町2460	雲出川堤防北側	4
第７８投票区	津市新家町1672-1	太田長郎宅前	1
第７８投票区	津市新家町2203-5	ハイタウン久居東集会所用地	2
第７８投票区	津市新家町873-1	桃園幼稚園前	3
第７８投票区	津市新家町1558-1	小田博文所有地	4
第７９投票区	津市久居元町2314-17	こべき保育園前	1
第７９投票区	津市久居元町2354	久居公民館東側	2
第７９投票区	津市牧町313	青木惠一宅前	3
第７９投票区	津市久居野口町2560-103	陸上自衛隊演習場南側ガードレール	4
第７９投票区	津市川方町492-2	榊原和子宅前	5
第７９投票区	津市久居新町	近鉄久居駅東口ロータリー	6
第８０投票区	津市戸木町5737-2	前田秀雄宅東側ガードレール	1
第８０投票区	津市戸木町2337	戸木幼稚園西側	2
第８０投票区	津市戸木町7746	織田信一所有畑	3
第８０投票区	津市戸木町7138	市営桃里団地北側ガードパイプ	4
第８０投票区	津市戸木町8094	風早団地入口西側歩道	5
第８１投票区	津市庄田町517-1	七栗産業会館東側	1
第８１投票区	津市庄田町815	岸江克已宅南側	2
第８１投票区	津市庄田町2886-1	庄田町自治会南集会所前畑	3
第８１投票区	津市庄田町149-2	河本利夫宅北側	4
第８１投票区	津市庄田町2406-5付近	国道165号線ミエライス南交差点ガードパイプ	5
第８２投票区	津市森町270	栗葉小学校北側	1
第８２投票区	津市森町94	橋本正雄宅横畑前	2
第８２投票区	津市森町2803	米澤實宅南道路ガードレール	3
第８２投票区	津市森町1910-4	森教育集会所前	4
第８３投票区	津市大鳥町171-1	森昌宏宅畑前	1
第８３投票区	津市中村町内	中村町ゴミ集積所（中村町公会所向側）西	2
第８３投票区	津市久居一色町766	一色町公会所東側	3

ポスター掲示場設置場所一覧表
（平成27年執行　三重県議会議員選挙）

市町名	津市

投票区名	所在地	設置場所	摘要
第８３投票区	津市久居一色町940	久居西中学校東側	4
第８３投票区	津市久居一色町115-4付近	益田勝義宅東側ガードパイプ	5
第８４投票区	津市稲葉町240付近	前田昌英宅南側ガードレール	1
第８４投票区	津市稲葉町757-1	稲葉邦成所有地	2
第８４投票区	津市久居緑が丘町一丁目7-4	グリーンヒルふれあい広場	3
第８４投票区	津市稲葉町533	下稲葉公会所前	4
第８４投票区	津市稲葉町1905-3	津市稲葉農村集落多目的共同利用施設	5
第８５投票区	津市稲葉町	美里ホームランド団地西川原橋北側	1
第８５投票区	津市稲葉町2809	山川巌宅東側	2
第８５投票区	津市稲葉町2838	上稲葉ふれあい会館前畑	3
第８５投票区	津市稲葉町2843-1	農協稲葉倉庫北側	4
第８６投票区	津市榊原町1512	堀内厚洋宅北側	1
第８６投票区	津市榊原町5044-1	田中正一宅南側	2
第８６投票区	津市榊原町5104	榊原農民研修所前	3
第８６投票区	津市榊原町	榊原温泉病院職員駐車場	4
第８７投票区	津市榊原町8161-2	下村教育集会所前	1
第８７投票区	津市榊原町7012-1	円浄寺駐車場東側	2
第８７投票区	津市榊原町7280-1	榊原１自治会所有地	3
第８７投票区	津市榊原町6195-2	奥山洋也宅南側	4
第８８投票区	津市榊原町4437-2付近	ゲートボール場南側	1
第８８投票区	津市榊原町17017付近	杉田土木㈱所有雑種地	2
第８８投票区	津市榊原町14820-2付近	平松清邸西側ガードレール	3
第８８投票区	津市榊原町4701-1	地蔵寺南側	4
第８８投票区	津市榊原町2879-2	榊原地区集会所	5
第８８投票区	津市榊原町4414-1	一之坂集会所敷地内	6
第８９投票区	津市榊原町10295-1	榊原上教育集会所前	1
第８９投票区	津市榊原町10032	榊原市民館前	2
第８９投票区	津市榊原町10382	伊藤靖宅前	3
第８９投票区	津市榊原町10864	臼杵久夫所有畑前	4
第９０投票区	津市香良洲町1239-1	めぐみの広場南側	1
第９０投票区	津市香良洲町1878	香良洲総合支所北側	2
第９０投票区	津市香良洲町2161-1	津市サンデルタ香良洲西側（パターゴルフ場前）	3
第９０投票区	津市香良洲町5880	米川シゲ子宅北側	4
第９０投票区	津市香良洲町1354-1	奥野守宅北側	5
第９１投票区	津市香良洲町5632-4	近藤次男敷地西側	1
第９１投票区	津市香良洲町5536-31	フタバ食品㈱関西工場前歩道縁面	2
第９１投票区	津市香良洲町471	長谷川三男宅南側	3
第９１投票区	津市香良洲町116-20	小野昌作旧宅東側	4
第９１投票区	津市香良洲町295	福島勤市宅南側	5
第９２投票区	津市一志町井生1444-3	上井生児童公園北側	1
第９２投票区	津市一志町井生	井生公会所南側市道	2
第９２投票区	津市一志町井生	市道井生線（下井生）	3
第９２投票区	津市一志町井生2848	一志野球場・テニスコート	4
第９３投票区	津市一志町大仰1470-1	上出公会所南側	1
第９３投票区	津市一志町大仰313-1	津市大井公民館北側	2
第９３投票区	津市一志町大仰1030-1	森澤美智子宅西側	3
第９３投票区	津市一志町大仰878-2	片山公会所	4
第９３投票区	津市一志町石橋301-1	石橋公会所東側	5
第９４投票区	津市一志町井関162-3	谷戸集会所前	1
第９４投票区	津市一志町井関755	田邉保徳宅前	2
第９４投票区	津市一志町井関369	田中新策宅前	3
第９４投票区	津市一志町井関1353	内藤雅司宅前	4
第９５投票区	津市一志町波瀬4245-7	岩垣内駐車場	1
第９５投票区	津市一志町波瀬1977-1	小渕医院前	2
第９５投票区	津市一志町波瀬1838	浄福寺北側	3
第９５投票区	津市一志町波瀬4322	小畑志満子宅前	4
第９５投票区	津市一志町波瀬2233-2先	スーパー魚銀南側市道	5
第９５投票区	津市一志町波瀬2315-1	松田貢宅前	6

ポスター掲示場設置場所一覧表
（平成27年執行　三重県議会議員選挙）

市町名	津市		
投票区名	所　在　地	設　置　場　所	摘　要
第９５投票区	津市一志町波瀬5263先	市道（若杣地内）	7
第９５投票区	津市一志町波瀬2178-1	森田豊宅前	8
第９５投票区	津市一志町波瀬5008	中野栄一宅前	9
第９６投票区	津市一志町波瀬	井の口公園手前市道	1
第９６投票区	津市一志町波瀬5818	前川八四郎宅北側	2
第９６投票区	津市一志町波瀬6400-1	室の口公民館	3
第９６投票区	津市一志町波瀬（室の口）	市道（福専寺前）	4
第９７投票区	津市一志町八太614	長谷川眞雄宅前	1
第９７投票区	津市一志町八太420-4	津市川合文化会館南側	2
第９７投票区	津市一志町八太　1008-1	コミュニティプラザ川合北側	3
第９７投票区	津市一志町片野553-24	姫路集会所南側	4
第９７投票区	津市一志町片野254	片野集会所北側	5
第９７投票区	津市一志町八太469-1	屋方集会所西側	6
第９８投票区	津市一志町庄村244-1	庄村集会所北側	1
第９８投票区	津市一志町日置396-1	日置集落センター西側	2
第９８投票区	津市一志町其村（其村団地）	其村団地入り口市道	3
第９８投票区	津市一志町其村	滝鼻宅東側市道	4
第９９投票区	津市一志町高野1450	高野保育園南側	1
第９９投票区	津市一志町高野1321-1	津市高岡老人憩いの家東側	2
第９９投票区	津市一志町高野1083	稲垣好美宅北側	3
第９９投票区	津市一志町其倉	其倉橋左岸側橋詰	4
第１００投票区	津市一志町田尻662	河内さい宅前	1
第１００投票区	津市一志町田尻593-2	津市一志庁舎南側	2
第１００投票区	津市一志町田尻404-4	市道高野田尻線	3
第１００投票区	津市一志町八太1658-1	西川原集会所北側	4
第１００投票区	津市一志町八太1640	佐野みち子宅南側	5
第１００投票区	津市一志町八太1457-25先	市道一志団地内線	6
第１０１投票区	津市一志町高野160-532	市道高野団地線高野団地東バス停	1
第１０１投票区	津市一志町高野160-728	一志体育館前	2
第１０１投票区	津市一志町高野2609	一志中学校グランド西側	3
第１０１投票区	津市一志町高野160-493	高野団地５公園南側	4
第１０１投票区	津市一志町高野160-434	高野団地６公園北側	5
第１０２投票区	津市一志町小山915	市道小山線細野勝宅前	1
第１０２投票区	津市一志町小山	市道（みのりヶ丘団地入り口コスモスクリニック北側）	2
第１０２投票区	津市一志町小山854-66	小山台地集会所南側	3
第１０２投票区	津市一志町みのりヶ丘115-397	倉口開発ミルメゾンみのり台販売センター西側	4
第１０３投票区	津市一志町虹が丘27-1	虹が丘集会所前駐車場東側	1
第１０４投票区	津市白山町福田山589-1	脇田文雄宅前・県道松阪青山線道路沿	1
第１０４投票区	津市白山町城立301	元取ゲートボール場北側	2
第１０５投票区	津市白山町南家城936	岸本建設敷地	1
第１０５投票区	津市白山町藤362-1	藤交差点南空地	2
第１０５投票区	津市白山町南家城190-6	中西五六宅東空地	3
第１０５投票区	津市白山町北家城1344地先	北家城ごみ集積所北側	4
第１０５投票区	津市白山町南家城678	三重県立白山高校北側	5
第１０５投票区	津市白山町二俣348地先	二俣ゲートボール場南側	6
第１０６投票区	津市白山町川口1991	川口小学校東側	1
第１０６投票区	津市白山町川口897	津市白山公民館前	2
第１０６投票区	津市白山町川口471-6	津市立白山中学校西側	3
第１０６投票区	津市白山町川口2708地先	杉ケ瀬ごみ集積所北側	4
第１０６投票区	津市白山町川口8100	川口ゲートボール場南側	5
第１０６投票区	津市白山町川口3411地先	茅刈公民館西側	6
第１０７投票区	津市白山町二本木1001-784	白山台団地グリーンロード側入口付近空地	1
第１０７投票区	津市白山町二本木1001-45	白山台団地大三出張所前公園北側	2
第１０７投票区	津市白山町二本木408	沖広倶楽部前空地	3
第１０７投票区	津市白山町二本木728-1	三重中央農協大三支店南側	4
第１０７投票区	津市白山町二本木4699地先	マックスバリュー駐車場東側	5
第１０７投票区	津市白山町二本木3507	イセゴム工業西空地	6
第１０８投票区	津市白山町三ケ野1149	上広公民館前・防火水槽東側	1

ポスター掲示場設置場所一覧表
（平成27年執行　三重県議会議員選挙）

市町名	津市		
投票区名	所　在　地	設　置　場　所	摘　要
第１０８投票区	津市白山町三ケ野5437	三ケ野公民館前空地	2
第１０９投票区	津市白山町佐田175地先	口佐田集会所前・防火水槽東	1
第１０９投票区	津市白山町中ノ村381	津市白山倭ゲートボール場南側	2
第１０９投票区	津市白山町南出55-2	南出公民館前空地	3
第１０９投票区	津市白山町佐田1395-4	県道亀山白山線沿い畑	4
第１０９投票区	津市白山町上ノ村9-296	グリーンタウン榊原中央公園南側	5
第１０９投票区	津市白山町上ノ村450番地先	木村重義宅北空地	6
第１１０投票区	津市白山町八対野985-1	津市白山ゲートボール場東側	1
第１１０投票区	津市白山町八対野92-2	津市八対野教育文化会館北側	2
第１１０投票区	津市白山町稲垣305地先	稲垣公民館西側	3
第１１０投票区	津市白山町古市699番地先	津市白山運動場第２駐車場西側	4
第１１０投票区	津市白山町山田野912地先	山田野大山児童公園北側	5
第１１０投票区	津市白山町山田野348地先	山田野集会所前	6
第１１１投票区	津市美杉町竹原151-2	県道久居美杉線沿い（向川建設㈱資材置場）	1
第１１１投票区	津市美杉町竹原3199	県道久居美杉線沿い（中野公民館）	2
第１１１投票区	津市美杉町竹原2777	旧竹原小学校北側	3
第１１１投票区	津市美杉町竹原2626-2	県道久居美杉線沿い	4
第１１１投票区	津市美杉町竹原2126	県道久居美杉線沿い	5
第１１１投票区	津市美杉町八手俣967	県道松阪青山線沿い（木原造林㈱所有地東側）	6
第１１２投票区	津市美杉町八知742-1	県道久居美杉線沿い	1
第１１２投票区	津市美杉町八知	県道久居美杉線沿い（県道青山美杉線交差点北側）	2
第１１２投票区	津市美杉町八知5828-1	旧美杉庁舎県道久居美杉線沿側	3
第１１２投票区	津市美杉町八知4465-1	県道太郎生伊勢八知停車場線沿い	4
第１１２投票区	津市美杉町八知	県道久居美杉線沿い（コニュニティバス停比津東側）	5
第１１２投票区	津市美杉町八知8405-1	県道太郎生伊勢八知停車場線沿い	6
第１１３投票区	津市美杉町太郎生747-1	国道368号沿い（南地域スクールバス停手前）	1
第１１３投票区	津市美杉町太郎生	市道太郎生旧道線沿い（太郎生地域住民センター西側）	2
第１１３投票区	津市美杉町太郎生2857-1	国道368号沿い（東西橋南側）	3
第１１４投票区	津市美杉町太郎生5551-2	国道368号沿い（㈱広山建設資材置場）	1
第１１４投票区	津市美杉町太郎生3978	国道368号沿い	2
第１１４投票区	津市美杉町太郎生4675-3	国道３６８号沿い久保持夫所有地東側三重交通飯垣内バス停西側	3
第１１５投票区	津市美杉町石名原	市道逢坂線沿い（コミュニティバス停（逢坂））	1
第１１５投票区	津市美杉町石名原1922-4	国道368号沿い（旧下垣内東集会所）	2
第１１５投票区	津市美杉町石名原1681	伊勢地地域住民センター南側	3
第１１５投票区	津市美杉町石名原1096-1	国道368号沿い（三重交通上払戸バス停対面側）	4
第１１５投票区	津市美杉町三多気392-1	市道掛田三多気小屋線沿い	5
第１１６投票区	津市美杉町奥津240	県道久居美杉線沿い（コミュニティバス波龍北側）	1
第１１６投票区	津市美杉町奥津	国道368号沿い（美杉小学校下）	2
第１１６投票区	津市美杉町奥津1288-8	市道伊勢奥津駅前線（八幡地域住民センター西側）	3
第１１６投票区	津市美杉町川上872-1	県道奥津飯高線沿い	4
第１１７投票区	津市美杉町川上3868	県道奥津飯高線沿い	1
第１１７投票区	津市美杉町川上3372	しゃくなげ会館広場（美杉高齢者婦人センター）	2
第１１８投票区	津市美杉町丹生俣1360-2	丹生俣多目的集会所広場	1
第１１８投票区	津市美杉町丹生俣1452-1	国道422号沿い（小林宅東側）	2
第１１９投票区	津市美杉町上多気633	県道嬉野美杉線沿い（三木屋跡敷地）	1
第１１９投票区	津市美杉町上多気1031	旧多気小学校敷地	2
第１１９投票区	津市美杉町下多気1434-2	県道一志美杉線沿い（㈱前田組敷地）	3
第１１９投票区	津市美杉町下多気2264-2	県道嬉野美杉線沿い（小田内科東側）	4
第１１９投票区	津市美杉町下多気2779-1	県道嬉野美杉線沿い（西向院駐車場）	5
第１１９投票区	津市美杉町下多気3677	漆集会所広場	6
第１２０投票区	津市美杉町下之川180-1	県道松阪青山線沿い（三浪弘子宅前）	1
第１２０投票区	津市美杉町下之川1228-3	県道松阪青山線沿い（大清建設資材置場）	2
第１２０投票区	津市美杉町下之川6115	下之川地域住民センター前	3
第１２０投票区	津市美杉町下之川2238-31	県道一志美杉線沿い（向田忠美宅北側）	4
第１２０投票区	津市美杉町下之川4401-3	県道一志美杉線沿い	5

津市選挙管理委員会告示第４１号

平成２７年４月１２日執行の三重県知事選挙における期日前投票所を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第４８条の２第３項の規定による読み替え後の第４１条第１項の規定により告示する。

平成２７年３月２６日

津市選挙管理委員会
委員長　坂　口　賢　次

期日前投票所名	期日前投票所を設ける期間	期日前投票所の場所	投票できる選挙人が登載されている選挙人名簿の投票区
第１期日前投票所	平成２７年３月２７日から同年４月１１日まで	津市本庁舎８階大会議室Ｂ	第１～第１２０投票区
第２期日前投票所	平成２７年３月２７日から同年４月１１日まで	津市河芸庁舎１階防災研修室	第１～第１２０投票区
第３期日前投票所	平成２７年３月２７日から同年４月１１日まで	津市芸濃庁舎２階防災会議室	第１～第１２０投票区
第４期日前投票所	平成２７年３月２７日から同年４月１１日まで	津市美里庁舎１階会議室	第１～第１２０投票区
第５期日前投票所	平成２７年３月２７日から同年４月１１日まで	津市安濃庁舎２階会議室１・２	第１～第１２０投票区
第６期日前投票所	平成２７年３月２７日から同年４月１１日まで	津市久居庁舎１階１Ａ会議室	第１～第１２０投票区
第７期日前投票所	平成２７年３月２７日から同年４月１１日まで	津市香良洲公民館１階大会議室	第１～第１２０投票区
第８期日前投票所	平成２７年３月２７日から同年４月１１日まで	津市一志庁舎１階住民活動室	第１～第１２０投票区
第９期日前投票所	平成２７年３月２７日から同年４月１１日まで	津市白山庁舎２階２０３会議室	第１～第１２０投票区
第10期日前投票所	平成２７年３月２７日から同年４月１１日まで	津市美杉総合文化センター会議室１	第１～第１２０投票区

津市選挙管理委員会告示第４２号

平成２７年４月１２日執行の三重県知事選挙おける期日前投票所の投票管理者及び投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、公職選挙施行令（昭和２５年政令第８９号）第４９条の７により読み替えて適用される同令第２５条の規定により告示する。

平成２７年３月２６日

津市選挙管理委員会
委員長　坂　口　賢　次

別紙のとおり

第1期日前投票所

職務を行うべき日	投票管理者		職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
3月27日		中村 桂子		上村 晴寿
3月28日		岡本 祐次		岡田 拓也
3月29日		須山 美智子		小林 泰子
3月30日		中川 幹夫		藤原 裕次
3月31日		川井 正美		紀平 誠雄
4月1日		岡 靜美		納富 宏幸
4月2日		西岡 節子		北山 良樹
4月3日		須山 美智子		渡邊 千裕
4月4日		中川 幹夫		岩城 孝
4月5日		岡本 祐次		中村 覚
4月6日		西岡 節子		秋田 道康
4月7日		中川 幹夫		中津 宜大
4月8日		阿曽 正夫		伊藤 峰之
4月9日		奥山 貴治		大井 清
4月10日		川井 正美		奥山 美幸
4月11日		須山 美智子		松本 順子

第2期日前投票所

職務を行うべき日	投票管理者		職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
3月27日		河戸 一		稲垣 素子
3月28日		鈴木 捷功		庄村 典子
3月29日		長井 喜久		畑 育代
3月30日		吉田 道明		林 桂子
3月31日		河戸 和治		長谷 祥元
4月1日		長井 三喜夫		中村 京文
4月2日		是次 文夫		岡 孝充
4月3日		中村 正記		草深 寿雄
4月4日		長井 喜久		稲垣 典夫
4月5日		是次 文夫		今村 義正
4月6日		河戸 一		中村 京文
4月7日		中村 正記		猪飼 康弘
4月8日		吉田 道明		平松 節子
4月9日		河戸 和治		杉野 浩也
4月10日		鈴木 捷功		永田 慶一
4月11日		長井 三喜夫		中村 京文

第3期日前投票所

職務を行うべき日	投票管理者		職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
3月27日		中村嘉次		旭 直樹
3月28日		中湖 喬		草深貴宣
3月29日		澤田 稔		浅井惠子
3月30日		田中文吾		岡副 健次
3月31日		林 信郎		才戸 めぐみ
4月1日		中湖 喬		後藤 弘一
4月2日		澤田 稔		滝沢 隆喜
4月3日		林 信郎		松本 良由喜
4月4日		中村嘉次		佐野 雅彦
4月5日		田中文吾		後藤 弘一
4月6日		林 信郎		後藤 徳秋
4月7日		小松大演		平子 照子
4月8日		田中文吾		後藤 徳秋
4月9日		澤田 稔		才戸 めぐみ
4月10日		小松大演		中村 良訓
4月11日		中湖 喬		平子照子

第4期日前投票所

職務を行うべき日	投票管理者		職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
3月27日		中森 長郎		藤田 行正
3月28日		山原 敏昭		小林 孝弘
3月29日		向出 卓生		吉川 雅徳
3月30日		池村 壽夫		谷口 弘明
3月31日		山岡 善久		藤田 行正
4月1日		向出 卓生		村井 雅道
4月2日		増井 みどり		松室 晃
4月3日		若浪 常		小林 孝弘
4月4日		平井 龍治		松本 公伸
4月5日		山原 敏昭		谷口 竜二郎
4月6日		山岡 善久		村井 雅道
4月7日		中森 長郎		小林 孝弘
4月8日		池村 壽夫		松室 晃
4月9日		平井 龍治		村井 雅道
4月10日		若浪 常		吉川 雅徳
4月11日		増井 みどり		不破 孝幸

第5期日前投票所

職務を行うべき日	投票管理者		職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
3月27日		杉本 弘		小宮 克之
3月28日		中森 清		内藤 健次
3月29日		高橋 和生		小林 久晃
3月30日		野田 隆夫		紀平 浩司
3月31日		杉本 弘		内藤 健次
4月1日		佐々木 九司		北角 一善
4月2日		海野 洋二		紀平 久樹
4月3日		横山 君雄		小柴 恵美子
4月4日		小林 芳雄		紀平 久樹
4月5日		大陽 康弘		小林 久晃
4月6日		高岡 司		前田 重憲
4月7日		小林 美好		内藤 健次
4月8日		杉本 弘		小柴 恵美子
4月9日		溝口 洋二		北角 一善
4月10日		倉田 則文		今井 道子
4月11日		川本 員正		宮田 真伸

第6期日前投票所

職務を行うべき日	投票管理者		職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
3月27日		池田 博昭		野村 日鶴
3月28日		中島 久		小津 哲也
3月29日		辻 義則		鈴木 逸子
3月30日		奥山 龍也		澤田 和也
3月31日		池田 博昭		若林 伸幸
4月1日		上野 豊		淺見 寿明
4月2日		奥山 龍也		若林 伸幸
4月3日		上野 豊		高士 健一
4月4日		近藤 雅人		淺見 寿明
4月5日		辻 義則		南部 幸子
4月6日		森 正美		高士 健一
4月7日		奥山 龍也		野村 日鶴
4月8日		近藤 雅人		淺見 寿明
4月9日		上野 豊		高士 健一
4月10日		森 正美		若林 伸幸
4月11日		中島 久		野村 日鶴

第7期日前投票所

職務を行うべき日	投票管理者		職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
3月27日		後藤 正美		内山 知紀
3月28日		土性 正一		中山 隆司
3月29日		杉本 例子		小津 充弘
3月30日		倉田 一幸		松島 友子
3月31日		後藤 正美		奥野 昌也
4月1日		杉本 例子		八太 伸介
4月2日		倉田 一幸		内山 知紀
4月3日		土性 正一		八太 伸介
4月4日		後藤 正美		中山 隆司
4月5日		杉本 例子		八太 伸介
4月6日		倉田 一幸		内山 知紀
4月7日		土性 正一		北浦 雅代
4月8日		後藤 正美		松島 友子
4月9日		土性 正一		東山 準也
4月10日		杉本 例子		髙橋 純也
4月11日		倉田 一幸		中山 隆司

第8期日前投票所

職務を行うべき日	投票管理者		職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
3月27日		田中 久志		前田 博之
3月28日		池田 節子		辻井 美有樹
3月29日		橋本 克司		田端 健
3月30日		竹内 栄喜		前田 博之
3月31日		徳田 博之		辻井 美有樹
4月1日		田中 久志		田端 健
4月2日		橋本 克司		前田 博之
4月3日		池田 節子		辻井 美有樹
4月4日		竹内 栄喜		田端 健
4月5日		橋本 克司		辻井 美有樹
4月6日		田中 久志		前田 博之
4月7日		徳田 博之		田端 健
4月8日		竹内 栄喜		前田 博之
4月9日		池田 節子		辻井 美有樹
4月10日		田中 久志		田端 健
4月11日		竹内 栄喜		辻井 美有樹

第9期日前投票所

職務を行うべき日	投票管理者		職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
3月27日		喜田　史也		廣瀬　みすず
3月28日		川井　春生		松田　澄子
3月29日		上嶋　勝哉		細井　勝義
3月30日		多上　光久		木下　誠
3月31日		川井　春生		村山　昌之
4月1日		喜田　史也		藤川　圭司
4月2日		池田　昌司		飯田　精一
4月3日		岩永　啓次		瀬田　義久
4月4日		上嶋　勝哉		松田　澄子
4月5日		上嶋　勝哉		飯田　精一
4月6日		中西　賢一		藤川　圭司
4月7日		喜田　史也		廣瀬　みすず
4月8日		池田　昌司		嶋田　浩幸
4月9日		多上　光久		瀬田　義久
4月10日		池田　昌司		村山　昌之
4月11日		上嶋　勝哉		松田　澄子

第10期日前投票所

職務を行うべき日	投票管理者		職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
3月27日		田中　通禮		佐野　千奈
3月28日		深田　萬里子		芝山　由佳子
3月29日		藤田　清志		今井　啓人
3月30日		岡田　郁子		廣瀬　智也
3月31日		横谷　周		松田　正義
4月1日		藤田　清志		後藤　正樹
4月2日		深田　萬里子		杉谷　義之
4月3日		大西　順子		前田　憲一
4月4日		田中　通禮		渡邊　孝史
4月5日		深田　萬里子		田中　文二
4月6日		大西　順子		芝山　弘行
4月7日		岡田　郁子		小林　俊之
4月8日		横谷　周		後藤　正樹
4月9日		田中　通禮		向田　早永
4月10日		大西　順子		田中　文二
4月11日		横谷　周		井上　博之

津市選挙管理委員会告示第４３号

平成２７年４月１２日執行の三重県知事選挙における津市開票区の開票立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第６２条第６項の規定により告示する。

平成２７年３月２６日

津市選挙管理委員会
委員長　坂　口　賢　次

１　くじを行う場所　　津市本庁舎８階　大会議室Ａ

２　くじを行う日時　　平成２７年４月９日　午後５時３０分

津市選挙管理委員会告示第４４号

平成２７年４月１２日執行の三重県知事選挙おける期日前投票所の投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を次のとおり変更したので、公職選挙施行令（昭和２５年政令第８９号）第４９条の７により読み替えて適用される同令第２５条の規定により告示する。

平成２７年３月２６日

津市選挙管理委員会
委員長　坂　口　賢　次

第２期日前投票所

職務を行うべき日	辞任する者	新たに選任する者
3月27日	○○○○○○○○○○○○○○ 稲垣　素子	○○○○○○○○○○ 伊藤　惠一

津市選挙管理委員会告示第４５号

平成２７年４月１２日執行の三重県知事選挙おける期日前投票所の投票管理者及び投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を次のとおり変更したので、公職選挙施行令（昭和２５年政令第８９号）第４９条の７により読み替えて適用される同令第２５条の規定により告示する。

平成２７年３月２７日

津市選挙管理委員会
委員長　坂　口　賢　次

期日前投票管理者
第１期日前投票所

職務を行うべき日	辞任する者	新たに選任する者
4月8日	○○○○○○○○○○○○○ 阿曽　正夫	○○○○○○○○○○○○○○ 西岡　節子

期日前投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者
第２期日前投票所

職務を行うべき日	辞任する者	新たに選任する者
4月3日	○○○○○○○○○○○○○○ 草深　寿雄	○○○○○○○○○○○○○○○○ 伊藤　伸一

第５期日前投票所

職務を行うべき日	辞任する者	新たに選任する者
3月31日	○○○○○○○○○○○○○○ 内藤　健次	○○○○○○○○○○○○○○ 宮田　真伸
4月2日	○○○○○○○○○○○○○○ 紀平　久樹	○○○○○○○○○○○○○○ 紀平　浩司
4月3日	○○○○○○○○○○○○○○ 小柴　恵美子	○○○○○○○○○○○ 山口　滋人

4月6日	○○○○○○○○○○○○○ 前田　重憲	○○○○○○○○○○○○○○○○○ 岩野　伸郎
4月7日	○○○○○○○○○○○○○○ 内藤　健次	○○○○○○○○○○○○ 畑　育代
4月8日	○○○○○○○○○○○○○○ 小柴　恵美子	○○○○○○○○○○ 瀧　宣彦

第６期日前投票所

職務を行うべき日	辞任する者	新たに選任する者
4月2日	○○○○○○○○○○○○○○ 若林　伸幸	○○○○○○○○○○○○○○ 笠井　洋幸
4月１０日	○○○○○○○○○○○○○○ 若林　伸幸	○○○○○○○○○○○○○○○ 小津　哲也

第９期日前投票所

職務を行うべき日	辞任する者	新たに選任する者
3月２９日	○○○○○○○○○○○○○○ 細井　勝義	○○○○○○○○○○○○○○ 岸岡　康成
4月8日	○○○○○○○○○○○○○ 嶋田　浩幸	○○○○○○○○○○○○○○○○○ 前田　宏樹

津市訓令第８号
津市水道事業管理規程第２号
津市教育委員会訓令第２号
津市選挙管理委員会告示第４６号
津市農業委員会告示第３号
津市監査委員告示第５号
津市議会規程第２号

庁中一般
出先機関

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成２７年３月３０日

津市長　前　葉　泰　幸

津市水道事業管理者　佐　治　輝　明

津市教育委員会教育長　石　川　博　之

津市選挙管理委員会委員長　坂　口　賢　次

津市農業委員会会長　守　山　孝　之

津市代表監査委員　高　松　和　也

津市議会議長　田　矢　修　介

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

津市職員安全衛生管理規程（平成１９年津市訓令第８号、平成１９年津市水道事業管理規程第５号、平成１９年津市教育委員会訓令第１号、平成１９年津市選挙管理委員会告示第１２８号、平成１９年津市農業委員会告示第１号、平成１９年津市監査委員告示第９号、平成１９年津市議会規程第１号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

別表第１中

「

競艇事業部	競艇事業部安全衛生委員会	競艇事業部競艇管理課
水道局庁舎（下水道部に限る。）に設置される課等を一体としたもの	下水道部安全衛生委員会	下水道部下水道政策課
久居庁舎（津南工事事務所並びに久居教育事務所及び津市久居ふるさと文学館ポルタひさいふれあい図書室を除く。）に設置される課等を一体としたもの	久居総合支所安全衛生委員会	久居総合支所地域振興課

」

を

「

競艇事業部	競艇事業部安全衛生委員会	競艇事業部競艇管理課
久居庁舎（津南工事事務所並びに久居教育事務所及び津市久居ふるさと文学館ポルタひさいふれあい図書室を除く。）に設置される課等を一体としたもの	久居総合支所安全衛生委員会	久居総合支所地域振興課

」

に改め、「（下水道部を除く。）」を削り、「水道局安全衛生委員会」を「上下水道事業安全衛生委員会」に改める。

別表第２中

「

箇所
水道局庁舎（下水道部に限る。）に設置される課等
教育委員会事務局教育総務課（各小学校、各中学校及び各幼稚園に係る

給食場に限る。）

」

を「

箇所
教育委員会事務局教育総務課（各小学校、各中学校及び各幼稚園に係る給食場に限る。）

」

に改め、「（下水道部を除く。）」を削る。

別表第３中

「

競艇事業部	教育委員会事務局教育総務課（各小学校、各中学校及び各幼稚園に係る給食場に限る。）
水道局庁舎（下水道部に限る。）に設置される課等	水道局庁舎（下水道部を除く。）に設置される課等
久居庁舎（津南工事事務所並びに久居教育事務所及び津市久居ふるさと文学館ポルタひさいふれあい図書室を除く。）に設置される課等	

」

を「

競艇事業部	教育委員会事務局教育総務課（各小学校、各中学校及び各幼稚園に係る給食場に限る。）
水道局庁舎に設置される課等	久居庁舎（津南工事事務所並びに久居教育事務所及び津市久居ふるさと文学館ポルタひさいふれあい図書館を除く。）に設置される課等

」

に改める。

附　則

この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

津市選挙管理委員会告示第４７号

農業委員会等に関する法律（昭和２６年法律第８８号）第１４条第１項に規定する各選挙区における津市農業委員会委員の選挙権を有する者の２分の１の数は、次のとおりであるので同条第５項の規定により告示する。

平成２７年３月３１日

津市選挙管理委員会
委員長　坂　口　賢　次

第１選挙区	５４０人
第２選挙区	４９２人
第３選挙区	３５１人
第４選挙区	７４４人
第５選挙区	３６４人
第６選挙区	４００人
第７選挙区	２０９人
第８選挙区	４６０人
第９選挙区	３５５人
第１０選挙区	４３８人
第１１選挙区	３５１人

津市選挙管理委員会告示第４８号

平成２７年４月１２日執行の三重県知事選挙おける期日前投票所の投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を次のとおり変更したので、公職選挙施行令（昭和２５年政令第８９号）第４９条の７により読み替えて適用される同令第２５条の規定により告示する。

平成２７年３月３１日

津市選挙管理委員会
委員長　坂　口　賢　次

第１期日前投票所

職務を行うべき日	辞任する者	新たに選任する者
4月9日	○○○○○○○○○○○○○ 大井　清	○○○○○○○○○○○○○○ 高山　知之

第９期日前投票所

職務を行うべき日	辞任する者	新たに選任する者
4月1日	○○○○○○○○○○○○○ 藤川　圭司	○○○○○○○○○○○○○ 松田　澄子
4月4日	○○○○○○○○○○○○○ 松田　澄子	○○○○○○○○○○○○○ 藤川　圭司

津市訓令第８号
津市水道事業管理規程第２号
津市教育委員会訓令第２号
津市選挙管理委員会告示第４６号
津市農業委員会告示第３号
津市監査委員告示第５号
津市議会規程第２号

庁中一般
出先機関

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成２７年３月３０日

津市長　前　葉　泰　幸

津市水道事業管理者　佐　治　輝　明

津市教育委員会教育長　石　川　博　之

津市選挙管理委員会委員長　坂　口　賢　次

津市農業委員会会長　守　山　孝　之

津市代表監査委員　高　松　和　也

津市議会議長　田　矢　修　介

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

津市職員安全衛生管理規程（平成１９年津市訓令第８号、平成１９年津市水道事業管理規程第５号、平成１９年津市教育委員会訓令第１号、平成１９年津市選挙管理委員会告示第１２８号、平成１９年津市農業委員会告示第１号、平成１９年津市監査委員告示第９号、平成１９年津市議会規程第１号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

別表第１中

「

競艇事業部	競艇事業部安全衛生委員会	競艇事業部競艇管理課
水道局庁舎（下水道部に限る。）に設置される課等を一体としたもの	下水道部安全衛生委員会	下水道部下水道政策課
久居庁舎（津南工事事務所並びに久居教育事務所及び津市久居ふるさと文学館ポルタひさいふれあい図書室を除く。）に設置される課等を一体としたもの	久居総合支所安全衛生委員会	久居総合支所地域振興課

」

を

「

競艇事業部	競艇事業部安全衛生委員会	競艇事業部競艇管理課
久居庁舎（津南工事事務所並びに久居教育事務所及び津市久居ふるさと文学館ポルタひさいふれあい図書室を除く。）に設置される課等を一体としたもの	久居総合支所安全衛生委員会	久居総合支所地域振興課

」

に改め、「（下水道部を除く。）」を削り、「水道局安全衛生委員会」を「上下水道事業安全衛生委員会」に改める。

別表第２中

「

箇所
水道局庁舎（下水道部に限る。）に設置される課等
教育委員会事務局教育総務課（各小学校、各中学校及び各幼稚園に係る

給食場に限る。）

」

を「

箇所
教育委員会事務局教育総務課（各小学校、各中学校及び各幼稚園に係る給食場に限る。）

」

に改め、「（下水道部を除く。）」を削る。

別表第３中

「

競艇事業部	教育委員会事務局教育総務課（各小学校、各中学校及び各幼稚園に係る給食場に限る。）
水道局庁舎（下水道部に限る。）に設置される課等	水道局庁舎（下水道部を除く。）に設置される課等
久居庁舎（津南工事事務所並びに久居教育事務所及び津市久居ふるさと文学館ポルタひさいふれあい図書室を除く。）に設置される課等	

」

を「

競艇事業部	教育委員会事務局教育総務課（各小学校、各中学校及び各幼稚園に係る給食場に限る。）
水道局庁舎に設置される課等	久居庁舎（津南工事事務所並びに久居教育事務所及び津市久居ふるさと文学館ポルタひさいふれあい図書館を除く。）に設置される課等

」

に改める。

附　則

この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

津市訓令第８号
津市水道事業管理規程第２号
津市教育委員会訓令第２号
津市選挙管理委員会告示第４６号
津市農業委員会告示第３号
津市監査委員告示第５号
津市議会規程第２号

庁中一般
出先機関

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成２７年３月３０日

津市長　前　葉　泰　幸

津市水道事業管理者　佐　治　輝　明

津市教育委員会教育長　石　川　博　之

津市選挙管理委員会委員長　坂　口　賢　次

津市農業委員会会長　守　山　孝　之

津市代表監査委員　高　松　和　也

津市議会議長　田　矢　修　介

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

津市職員安全衛生管理規程（平成１９年津市訓令第８号、平成１９年津市水道事業管理規程第５号、平成１９年津市教育委員会訓令第１号、平成１９年津市選挙管理委員会告示第１２８号、平成１９年津市農業委員会告示第１号、平成１９年津市監査委員告示第９号、平成１９年津市議会規程第１号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

別表第１中

「

競艇事業部	競艇事業部安全衛生委員会	競艇事業部競艇管理課
水道局庁舎（下水道部に限る。）に設置される課等を一体としたもの	下水道部安全衛生委員会	下水道部下水道政策課
久居庁舎（津南工事事務所並びに久居教育事務所及び津市久居ふるさと文学館ポルタひさいふれあい図書室を除く。）に設置される課等を一体としたもの	久居総合支所安全衛生委員会	久居総合支所地域振興課

」

を

「

競艇事業部	競艇事業部安全衛生委員会	競艇事業部競艇管理課
久居庁舎（津南工事事務所並びに久居教育事務所及び津市久居ふるさと文学館ポルタひさいふれあい図書室を除く。）に設置される課等を一体としたもの	久居総合支所安全衛生委員会	久居総合支所地域振興課

」

に改め、「（下水道部を除く。）」を削り、「水道局安全衛生委員会」を「上下水道事業安全衛生委員会」に改める。

別表第２中

「

箇所
水道局庁舎（下水道部に限る。）に設置される課等
教育委員会事務局教育総務課（各小学校、各中学校及び各幼稚園に係る

給食場に限る。）

」

を「

箇所
教育委員会事務局教育総務課（各小学校、各中学校及び各幼稚園に係る給食場に限る。）

」

に改め、「（下水道部を除く。）」を削る。

別表第３中

「

競艇事業部	教育委員会事務局教育総務課（各小学校、各中学校及び各幼稚園に係る給食場に限る。）
水道局庁舎（下水道部に限る。）に設置される課等	水道局庁舎（下水道部を除く。）に設置される課等
久居庁舎（津南工事事務所並びに久居教育事務所及び津市久居ふるさと文学館ポルタひさいふれあい図書室を除く。）に設置される課等	

」

を「

競艇事業部	教育委員会事務局教育総務課（各小学校、各中学校及び各幼稚園に係る給食場に限る。）
水道局庁舎に設置される課等	久居庁舎（津南工事事務所並びに久居教育事務所及び津市久居ふるさと文学館ポルタひさいふれあい図書館を除く。）に設置される課等

」

に改める。

附　則

この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

津市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成２７年３月３０日

津市公平委員会委員長　西　川　源　誌

津市公平委員会規則第１号

津市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

津市管理職員等の範囲を定める規則（平成１８年津市公平委員会規則第７号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

療育センター	館長
白山乳幼児教育センター	担当副参事
中央保健センター	所長
中央浄化センター	所長
会計管理室	会計管理者、室長、調整担当主幹

」を

「

児童発達支援センター	所長
白山乳幼児教育センター	担当副参事
中央保健センター	所長
会計管理室	会計管理者、室長、調整担当主幹

」に

改め、「教育長、」を削り、「教育総務課の企画管理担当の担当主幹及び担当副主幹」を「教育総務課の担当主幹及び担当副主幹（経理・指導担当、施設担当及び給食担当の担当主幹及び担当副主幹を除く。）」に改める。

附　則

１　この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

２　地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成２６年法律第７６号）附則第２条第１項の場合においては、改正後の別表（教育長に係る部分に限る。）の規定は適用せず、改正前の別表（教育長に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。